

公共政策ワークショップ I

最終報告書

プロジェクト A

地方創生のモデルとなる取組の探索・研究

～ふるさとを元気にするオリジナルな地域政策～

令和5（2023）年度

目次

はじめに	3
第1章 地方創生の課題	4
第1節 地方創生を巡るこれまでの国の取組	4
第2節 地方創生の現在地	7
第2章 地方創生における三つの課題	9
第1節 産業の欠如	9
第2節 「人の流れ」の創出不足	10
第3節 行政のデジタル化の遅れ	11
第3章 稼げる農業の実現	12
第1節 稼げる農業を実現することの意義	12
第2節 中山間地域の現状・課題	15
第3節 優良事例	18
第4節 政策提言	40
第4章 地域への多様な関わり方の創出	48
第1節 人口減少に対するこれまでの政策	48

第2節 地方の実情と課題	57
第3節 優良事例	61
第4節 政策提言	69
第5節 今後の課題	75
第5章 デジタル化による持続可能な地域の実現	77
第1節 現状と課題	77
第2節 優良事例	81
第3節 政策提言	92
おわりに	105
参考文献	107

はじめに

本稿では、2023 年度公共政策ワークショップ I プロジェクト A (以下、「WSA」という。)の最終報告として、「ふるさとを元気にするオリジナルな地域振興政策」を提唱する。

現在、日本は人口減少や少子高齢化、東京一極集中といった課題に直面している。また、2023 年度 WSA のメンバーは地方の出身であり、それぞれのふるさとの衰退に対して強い危機感を抱いている。そこで本研究では、現在の日本が直面する課題に対し、政府や各地域がどのようにアプローチするべきかについて、実際のヒアリング調査をもとに政策提言を行う。これらの政策提言は、地方経済を活性化し、首都圏と地方がそれぞれの強みを活かした日本社会を目指すための一助となるものであろう。

本稿の構成は、以下に示す通りである。第 1 章では、地方創生の現状について明らかにする。まず、国の地方創生の取組として、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び「まち・ひと・しごと総合戦略」の概要について整理する。その後、地方創生の現在地について確認した上で、2023 年度 WSA で行ったヒアリング調査をもとに、検討した地方創生の課題について詳述する。

第 2 章では、本稿における地方創生の課題を、ヒアリング調査をもとに大きく次の三つに整理する。すなわち、産業が欠如していること、「人の流れ」の創出がうまくいっていないこと、行政のデジタル化が遅れていることである。なお、ヒアリング調査先については、各章及び巻末の参考資料を参照されたい。

第 3 章では、産業の欠如について取り扱う。ここでは特に地方に仕事を作るという目的のもと、中山間地域¹の農村に着目する。中山間地域の農村では、農業以外に産業がほとんど存在しないことが多いため、中山間地域の農業を稼げる産業にするための政策について検討する。

第 4 章では、「人の流れ」の創出がうまくいっていない現状について着目した。ここでは、全国規模で人口減少に直面している実態を分析しながら、まず「人の流れを創出する」ため課題を整理した。その上で、これまでのような定住人口に依存しない地域を考察の対象とし、そうした地域への多様な関わり方を促す政策について検討する。

第 5 章では、行政のデジタル化の遅れという課題を取り扱う。地方創生を進める上で、地方公共団体職員の役割は非常に重要である。しかし地方公共団体職員の実態としては、通常の業務に加え、地方創生に関する取組も行っており、多忙を極めている。さらに、人口減少により人員不足も予想されている。そこで、地方公共団体が今後も持続的に地方創生に取り組むためにもデジタル化に向けた政策について検討する。

¹ 中山間地域とは、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」(食料・農業・農村基本法 35 条)をいう。

第1章 地方創生の課題

第1節 地方創生を巡るこれまでの国の取組

「地方創生」とは、2014年に打ち出された第二次安倍政権の政策の一つである。その具体的な政策パッケージとして、同年に成立したまち・ひと・しごと創生法を根拠に、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それに基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。まち・ひと・しごと創生総合戦略は、幾度かの改訂を経た後、新型コロナウイルス禍などの社会情勢の変化を受けて、2022年にデジタル田園都市国家構想総合戦略へと改編され、地方創生は再スタートを切った。

本節では、まち・ひと・しごと創生総合戦略及びデジタル田園都市国家構想総合戦略の内容を略述することで、これまでの地方創生の取組を確認したい。

1 まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法の基本理念は、「我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していく」ことである（1条）。そのために、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「しごと」、「ひと」、「まち」の創生により、『しごと』が『ひと』を呼び、『ひと』が『しごと』を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える『まち』に活力を取り戻すことを基本的な考え方としている²。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、アウトカムを重視した戦略であり、政策の「基本目標」が明確に設定されている。具体的には、国レベルの基本目標として、①地方における安定した雇用を創出する、②地方への新しいひとの流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという四点を掲げている。また、この基本目標に基づき、様々な政策パッケージが提示されている³。

当初、まち・ひと・しごと創生総合戦略は2015年から2019年までの5カ年計画であった⁴。その後、2020年から2024年までの5カ年の計画である第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が2019年に策定された⁵。第2期では、第1期の検証が行われ、基本目標の①及び④は「目標達成に向けて進捗している」と評価されたものの、②及び③について

² 内閣府（2014a：2）

³ 内閣府（2014a：10）

⁴ 内閣府（2014b：2）

⁵ 内閣府（2019a）。これにより、2015年から2019年間の戦略は第1期として位置付けられた。

は、「各施策の進捗の効果が現時点では十分に発現するまでに至っていない」とされた⁶。

そこで、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策体系を見直し、四つの基本目標は維持したまま、以下の二つの横断的な目標を書き加えることとなった。横断的な目標とは、⑦多様な人材の活躍を推進する、⑧新しい時代の流れを力にする、である。「多様な人材の活躍を推進する」という目標は、地方創生が真に継続・発展していくためには、「地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画し、地域資源を活用しながら、地域の実情に応じた内発的な発展につなげていくことが必要である」という認識から掲げられた。「新しい時代の流れを力にする」という目標は、Society 5.0の実現に向けた技術により地方の課題を解決することや、SDGsを原動力とした地方創生を推進することなどを内容とする⁷。

<図 1-1：第2期「総合戦略」の政策体系>



出典：内閣府（2019b）

2 デジタル田園都市国家構想総合戦略

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略は2024年までの計画であったが、地方創生の実現は道半ばであり、さらに2020年からは新型コロナウイルス感染症の拡大により地方

⁶ 内閣府（2019a：11-20）

⁷ 内閣府（2019a：24）

の経済・社会が大きな打撃を受けた。その一方で、デジタル技術の活用が多方面で進み、テレワークなど新たな働き方の動きが活発になったことなど、国民の意識・行動に変化が生じた。そこで、デジタルが、地方の抱える社会課題を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉でもあると位置付け、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーションを積極的に推進していくために、2022年にまち・ひと・しごと創生総合戦略をデジタル田園都市国家構想総合戦略へと改編させた⁸。

とはいえ、デジタル田園都市国家構想総合戦略の施策の方向性自体は、まち・ひと・しごと創生総合戦略と大きく変わっていない。デジタル田園都市国家構想総合戦略は、地方の社会課題解決のための重要な要素として、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという四点を挙げており、これはまち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標と一致する⁹。

デジタル田園都市国家構想総合戦略の特徴は、これらの取組の前提として、デジタル技術の活用を掲げていることである。距離の壁を越えて多様で創造的な付加価値の提供を可能とするデジタル技術本来のポテンシャルを発揮していくチャンスは、地方にこそ存在しているという点に、地方創生においてデジタル技術を活用する意義がある¹⁰。

さらに、デジタル技術を活用するにはデジタル基盤の整備やデジタル人材の育成が不可欠であるため、④デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥誰一人取り残されないための取組という三点を取組の柱とし、デジタル実装の基礎条件を整備するという方針を打ち出している¹¹。

<図 1-2：デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像>



出典：内閣府（2022c）

⁸ 内閣府（2022a）：1）

⁹ 内閣府（2022b）：5）

¹⁰ 内閣府（2022a）：2）

¹¹ 内閣府（2022b）：5）

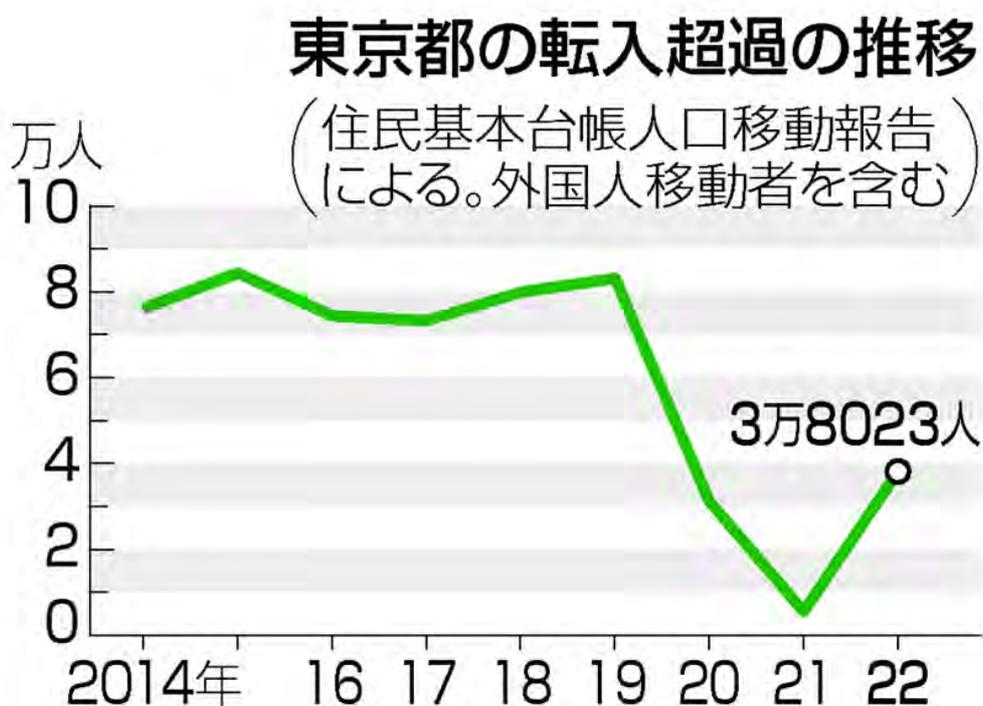
このように、まち・ひと・しごと創生総合戦略からデジタル田園都市国家構想総合戦略への改編という大きな出来事はあったものの、東京一極集中の是正という目的や、取組の方向性といった戦略の中核部分については、改編の前後を通じて大きな差異はない。すなわち、デジタル実装の基礎条件整備をした上で、①仕事をつくる、②人の流れをつくる、③出産等の希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという4類型の取組を柱に各種施策を進めていくことが、地方創生に向けた国の方針であると端的には言えよう。

第2節 地方創生の現在地

本節では、国の取組の結果、地方創生が求められた背景がどのように変化したのかを探るべく、東京一極集中の現状や地方における高齢化率の現状について概観することとする。

まず、東京一極集中の現状である。外国人移動者を含む住民基本台帳人口移動報告では、東京都への転入超過は、地方創生の取組が行われた2014年以降も横ばいであった(図1-3)。新型コロナウイルス感染症の流行が拡大した2019年から2021年にかけては減少したものの、以降は再度増加している。先述の地方創生の取組が機能しているとは言い難い状況である。

<図1-3：東京都の転入超過の推移>



出典：時事通信 (2023)

次に、地方における高齢化率の現状を把握しておこう。地方においては東京一極集中と並び高齢化の進行が大きな課題となっている(図 1-4)。例えば、高齢化率が全国で最も低い東京都では高齢化率が 22.8%となっている¹²。また、三大都市圏を抱える愛知県は 25.6%、大阪府は 27.7%となっている¹³。一方、全国で最も高い秋田県の高齢化率は、38.6%となっている¹⁴など、都市部とその他の地方で大きな差が開いている。

上記のような状況を踏まえるならば、先述の地方創生の取組が十分に機能しているとは言い難い。

<図 1-4：都道府県別高齢化率の推移>

	令和4(2022)年			令和27(2045)年	高齢化率の伸び (ポイント)
	総人口(千人)	65歳以上人口 (千人)	高齢化率(%)	高齢化率(%)	
北海道	5,140	1,686	32.8	42.8	10.0
青森県	1,204	419	34.8	46.8	12.0
岩手県	1,181	408	34.6	43.2	8.6
宮城県	2,280	659	28.9	40.3	11.4
秋田県	930	359	38.6	50.1	11.5
山形県	1,041	362	34.8	43.0	8.2
福島県	1,790	586	32.7	44.2	11.5
茨城県	2,840	864	30.4	40.0	9.6
栃木県	1,909	572	29.9	37.3	7.4
群馬県	1,913	589	30.8	39.4	8.6
埼玉県	7,337	2,007	27.4	35.8	8.4
千葉県	6,266	1,753	28.0	36.4	8.4
東京都	14,038	3,202	22.8	30.7	7.9
神奈川県	9,232	2,383	25.8	35.2	9.4
新潟県	2,153	722	33.5	40.9	7.4
富山県	1,017	335	33.0	40.3	7.3
石川県	1,118	338	30.3	37.2	6.9
福井県	753	235	31.2	38.5	7.3
山梨県	802	252	31.5	43.0	11.5
長野県	2,020	657	32.5	41.7	9.2
岐阜県	1,946	604	31.0	38.7	7.7
静岡県	3,582	1,101	30.7	38.9	8.2
愛知県	7,495	1,920	25.6	33.1	7.5
三重県	1,742	531	30.5	38.3	7.8
滋賀県	1,409	378	26.8	34.3	7.5
京都府	2,550	755	29.6	37.8	8.2
大阪府	8,782	2,432	27.7	36.2	8.5
兵庫県	5,402	1,608	29.8	38.9	9.1
奈良県	1,306	423	32.4	41.1	8.7
和歌山県	903	307	34.0	39.8	5.8
鳥取県	544	180	33.1	38.7	5.6
島根県	658	229	34.7	39.5	4.8
岡山県	1,862	574	30.8	36.0	5.2
広島県	2,760	826	29.9	35.2	5.3
山口県	1,313	462	35.2	39.7	4.5
徳島県	704	246	35.0	41.5	6.5
香川県	934	302	32.4	38.3	5.9
愛媛県	1,306	443	33.9	41.5	7.6
高知県	676	244	36.1	42.7	6.6
福岡県	5,116	1,449	28.3	35.2	6.9
佐賀県	801	251	31.4	37.0	5.6
長崎県	1,283	435	33.9	40.6	6.7
熊本県	1,718	552	32.1	37.1	5.0
大分県	1,107	376	33.9	39.3	5.4
宮崎県	1,052	352	33.4	40.0	6.6
鹿児島県	1,563	523	33.5	40.8	7.3
沖縄県	1,468	344	23.5	31.4	7.9

資料：令和4年は総務省「人口推計」、令和27年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口〔平成30(2018)年推計〕」

出典：内閣府(2023a)

¹² 内閣府(2023a:11)

¹³ 内閣府(2023a:11)

¹⁴ 内閣府(2023a:11)

第2章 地方創生における三つの課題

前章第2節では、地方創生の取組が十分に機能していないのではないかという疑問を提起した。この問題意識をもとに私たちは、ヒアリングから三つの具体的課題を見出した。それは、「産業の欠如」、「『人の流れ』の創出不足」、「行政のデジタル化の遅れ」である。以下では、各課題とそれに対応する政策の方向性について整理を行う。

第1節 産業の欠如

はじめに「産業の欠如」について整理する。少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、東京圏への一極集中の傾向が継続し、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出していること等により、地方における人口、特に生産年齢人口が減少している。このため、地方においては、地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が縮小し地方の経済が縮小するなど、様々な社会的・経済的な課題が生じている。この状況が継続すると、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が更に人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることとなる¹⁵。デジタル田園都市国家構想総合戦略において、「地方に仕事をつくる」ことが重要な方向性の一つとなっていることから分かるように、東京一極集中を解消するため地方において、仕事と収入の懸念を軽減することは極めて重要になる。

一方で、日本には山間地やその周辺の地勢や地理的条件が悪い、いわゆる中山間地域と呼ばれる地域が、国土の総土地面積に対して約7割、農業生産額と耕地面積のそれぞれ約4割を占めている¹⁶。このような地域では農業以外に主要な産業がほとんどなく、また、主要産業である農業についても十分な儲けが生まれにくい現状があることを、ヒアリングを通して認識した。実際、中山間地域の1次産業就業割合は12.5%であり、都市・平地の2.3%と比較すると極めて高い¹⁷。さらに、中山間地域の平均農業所得は平地の平均農業所得の7割程度であり、不利な状況にある（図2-1）。このような現状・課題を踏まえて、中山間地域の産業として欠かすことのできない農業を稼げる産業にする政策が求められるのではないかと考える。

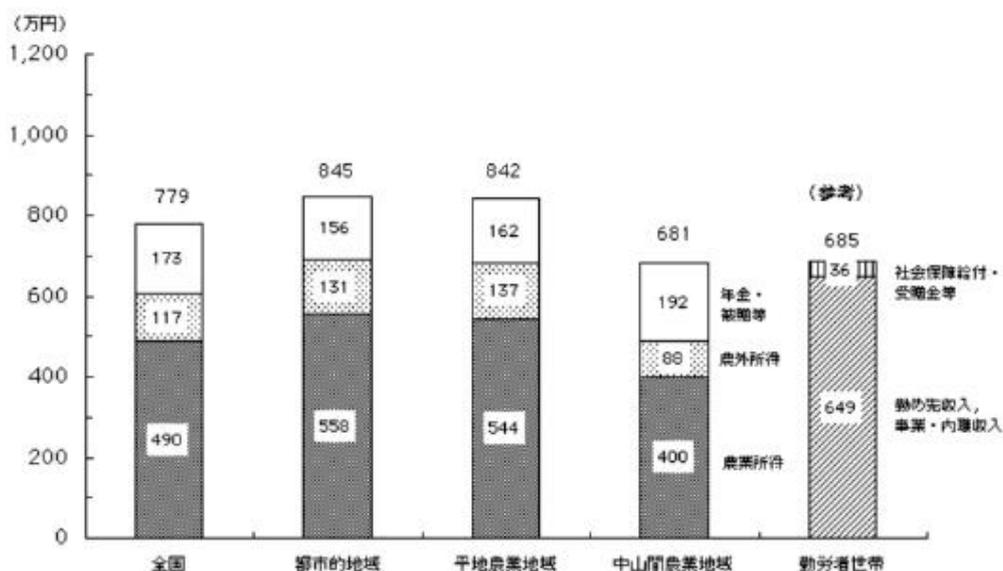
以上の現状・課題を踏まえて、中山間地域の産業として欠かすことのできない農業を稼げる産業にする政策が求められるのではないかと考える。

¹⁵ 内閣府（2019a）

¹⁶ 農林水産省（2016）

¹⁷ 農林水産省（2016）

<図 2-1：地域別農家の 1 戸あたり農家総所得の比較>



出典：食料・農業・農村基本問題調査会農村部会（1997：9）

第 2 節 「人の流れ」の創出不足

次に『人の流れ』の創出不足について整理する。地方創生が求められる背景として、人口減少と東京一極集中による地方からの人口の流出が挙げられる。一部の地域では、社会減に加えて、出生数が死亡数を下回る自然減が進行している。2014 年に発表されたいわゆる「増田レポート」によると、地方からの人口の流出がこれまで通りに進むと、2040 年には、全国 896 の市区町村が「消滅可能性都市」に該当すると試算されている¹⁸。地域の持続化の為に、都市部への人口流出に歯止めをかけると同時に、都市部から地方への人口流入を促す地方創生政策が求められる。

これまで、都市部から地方への人の流れを創出する政策として、移住・定住人口を増やすことを目的とするものが多かった。しかし、日本全体で人口が減少している局面においては、自治体間で限られた人口を奪い合うおそれがあると指摘されている。山形県でのヒアリング調査においても、過度な移住・定住人口を増加させる施策には問題があることが明らかになった。

2021 年に始動したデジタル田園都市国家構想では、東京一極集中、少子高齢化の対策として、デジタル技術を活用して人の流れをつくるのが施策の方向性として掲げられた。具体的な施策としては、転職なき移住、二地域居住の推進等、定住以外の多様な地域への

¹⁸ 増田寛也（2014）

関わりを創出する施策が想定されている。そこで、現行の地方政策、ヒアリング調査を踏まえて、必ずしも定住せずとも多様な形で地域に関わり、地方創生に貢献できる政策を提言する。

第3節 行政のデジタル化の遅れ

最後に「行政のデジタル化の遅れ」について整理する。地方創生を進めていくうえで、主体となるのは地方公共団体の職員の方々であり、様々なヒアリング先の見解を伺い、地方創生のためには地方公共団体職員の熱意と役割が重要であるということを再認識した。一方で、実際の地方公共団体職員は、通常業務の運営に加えて地方創生の取組を行わなければならないことや、人口減少に伴った人材不足によって、負担が大きめという事態に陥っている。実際、デジタル田園都市国家構想だけでなく、「自治体 DX 推進計画」が2020年12月に策定され、デジタル技術等を活用して、住民の利便性を向上、業務の効率化を図り、人材資源を行政サービスのさらなる向上へ繋ぐとし、デジタル化による地方創生に向けた取組は国で推進されている。また、第5章で詳述するが、将来的にも行政職員数は減少していき、需要に対する充足率も低下していくと予想されている。これらを解決するためには、デジタル化を推進していくことによって業務の効率化を図り、職員の負担を軽減することが必須である。

以上、ヒアリングから見出した以上の課題に対して、我々は、「中山間地域における『稼げる農業』の実現」、「地域への多様な関わり方の創出」、「デジタル化を通じて持続可能な地域を実現」という三つの方向性を設定し、研究及び政策提言を進める。

第3章 稼げる農業の実現

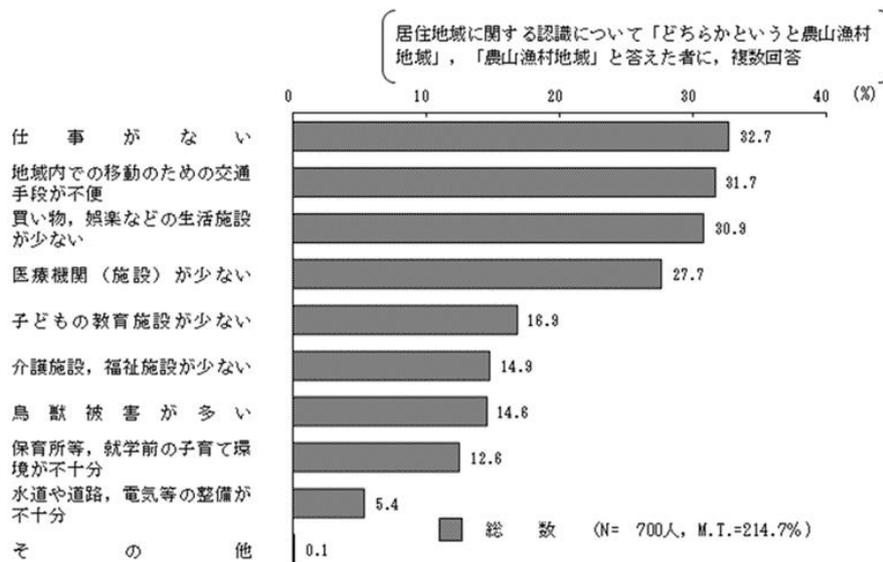
第1節 稼げる農業を実現することの意義

1 地方に仕事をつくる

地方の産業を発展させ仕事をつくることが地方創生に不可欠であることは先述したとおりである。ここでは地方に仕事をつくることについての国の認識を紹介することで、その意義の紹介としたい。

内閣府の報告書によれば、地方移住に関心がある人のおよそ半数（50.2%）が、具体的に移住を実行に移そうとした場合の懸念として「仕事や収入」をあげているほか¹⁹、地域おこし協力隊員へのアンケート調査結果でも、任期後に活動地域で定住しない理由として最も多いのは「地域で仕事を見つけることが難しい」であったという²⁰。2014年6月に行われた「農山漁村に関する世論調査」でも、農山漁村地域での生活で困っていることを問う設問で、「仕事がない」という回答が最も多かった（図3-1）。このような状況を踏まえて、内閣府としては、「都市部から地方圏への新たな人の流れの創出・定着には『仕事や収入』に対する懸念を軽減させることが重要である」との認識を示している²¹。

＜図3-1：農山漁村地域での生活で困っていること＞



出典：内閣府（2014）

¹⁹ 内閣府（2023b：11）

²⁰ 内閣府（2023b：12）

²¹ 内閣府（2023b：2019）

また、前述のように、デジタル田園都市国家構想総合戦略は、地方の社会課題解決のための重要な要素の一つとして、「地方に仕事をつくる」という取組を挙げている²²。これは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標「地方における安定した雇用を創出する」を引き継いだものだが、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「東京圏への一極集中を是正するためには、若い世代の東京圏への転入超過を解消する必要がある、そのためには、地方において毎年 10 万人の若い世代の安定した雇用を生み出せる力強い地域産業の競争力強化に取り組む必要がある」との認識が語られている²³。このように、東京一極集中を是正し、地方創生を達成するには、何より地方に仕事をつくることが必要不可欠であろう。

2 「仕事」としての農業

地方に仕事をつくることを考える上で、本稿では農業に焦点を当てたい。そこで、なぜ農業を取り上げるのかについて、簡単に説明を加えておこう。

細尾忠生の分析によれば、県民総生産に占める農業のウエイトと人口変動の関係を見ると、農業のウエイトが高い地域では人口減少が顕著にみられる傾向にあるという²⁴。また、県内総生産に占める農業のウエイトが高い都道府県を順番に集計すると、いずれも 2040 年までの将来人口推計において、減少ペースが速いと想定されている道県に該当するという²⁵。つまり、農業以外の産業の集積が進んでいない地域（すなわち農村）において人口減少が進んでおり、かつ、今後も急速に進むと言える。そうすると、農村においてこそ産業の発展に取り組む必要がある。もちろん、農村に農業以外の産業を誘致するのも一手ではあるが、まずは今ある農業を発展させることが必要な方策の一つではないかと考えられる。

3 農業の現状・課題

食料・農業・農村白書によれば、日本の農業総産出額は長期的に減少している²⁶。また、農業経営体数²⁷は減少傾向で推移しており、2022 年は 2010 年と比較して約 42%減少している²⁸。同様に、基幹的農業従事者数²⁹も減少傾向で推移しているほか、全体の平均年齢は

²² 内閣府（2022b：8）

²³ 内閣府（2014a：11）

²⁴ 細尾忠生（2016：141）

²⁵ 細尾（2016：141）

²⁶ 農林水産省（2023e：120）

²⁷ 農業経営体とは、農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、(1)経営耕地面積が 30a 以上、(2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模、(3)農作業の受託を実施、のいずれかに該当するものをいう

²⁸ 農林水産省（2023e：136）

²⁹ 基幹的農業従事者とは、15 歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう

68.4歳となっており、高齢化が深刻化している³⁰。一方、将来の担い手³¹として期待される49歳以下の新規就農者は、近年2万人前後と横ばいである³²。さらに、全国の耕地面積は、耕地の荒廃、転用等による減少が続いたことで最大時の約7割となっている³³。

このように、日本の農業は衰退傾向が顕著であり、この状況が続いた場合、農業は基幹産業としては持続不可能になるおそれがある。この問題への対処策としては、特に若い世代の就農を促進するなどして、端的に農業従事者数を回復させることがまずは思いつくところだろう。しかし、国内全体の人口が減少していく中、農業従事者数を大幅に増やしていくという方策は、およそ現実的ではない。そこで、ある程度の農業従事者数の減少を所与のものとして、効率化・合理化により農業の生産性を高めることが、農業を稼げる産業にしていく上で重要だと考える。

4 稼げる農業の実現に向けた国の取組

生産性を高めることで農業を稼げる産業にしていくという方向性は、国の政策とも一致するところであり、国は様々な取組を行っている。食料・農業・農村基本法21条は、望ましい農業構造の確立として、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする」と定めている。また、同法に基づく食料・農業・農村基本計画では、担い手への農地集積・集約化の加速化や、農業の成長産業化に向けた大区画化をはじめとする農業生産基盤整備などが政策として打ち出されている³⁴。

これらの政策からは、国の基本的な方針が、耕地面積の拡大による生産性の向上であることが見てくる。この方針は、水稻や大豆のような土地利用型の作物に適している。土地利用型の作物の場合、作物の単価が比較的低い一方で、単位面積あたりの必要労働量は少ないため、耕作面積を増やした方が規模の経済が働き、生産性が向上するためである。

一方で、このような土地利用型の作物を念頭に置いた政策が、日本中のどの地域でも実行可能なのかという疑問が浮上するだろう。そこで次節では、中山間地域の現状を分析し、そこでも国の政策が、稼げる農業を実現するために有効なのかを検討したい。

³⁰ 農林水産省（2023e：137）

³¹ ここでいう「担い手」とは、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体及びそれを目指している経営体を意味する。効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体としては、「認定農業者」、将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」、将来法人化して認定農業者となることも見込まれる「集落営農」が挙げられる。「認定農業者」とは、市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者を意味する。

³² 農林水産省（2023e：141）

³³ 農林水産省（2023e：154）

³⁴ 農林水産省（2020：3）

第2節 中山間地域の現状・課題

1 ヒアリングで把握した課題

近年、農業を行う上で条件不利な山間部などを中心とした農村地帯、いわゆる中山間地域における課題や対策の必要性が強調されるようになってきている³⁵。急激な高齢化と人口減少、農村における基幹産業である農業の担い手不足、荒廃農地の増加など、これらの問題を抱える地域では、集落の維持機能が衰退し、存続の危機に直面している地域も少なくない。

これらの問題は、都市部と農村地域の格差が拡大していった高度経済成長期に、既に「山村問題」や「過疎問題」として問題視されていた。そのため、現在中山間地域として定められている地域とおおむね一致する地域に関して、地域格差の是正や住民福祉の向上を図るためにインフラ整備が積極的に行われてきた³⁶。これらのインフラ整備などの事業は、「十分とはいえないまでも中山間地域における社会資本の整備水準を高めつつ、一時的には地域雇用の拡大や所得の確保といった経済効果をもたらした」が、「中山間地域で最も問題視されている過疎化や高齢化の進行を食い止めるには至らなかった」³⁷と評価されている。

また、農業地域別に見ると、北海道、東北、山陰、山陽、四国及び南九州の各地域で管内全域が中山間地域の市町村が過半を占め、このうち北海道を除く5地域では、8割を超える市町村が中山間地域を抱えている³⁸。ヒアリングで実際に農園を訪れた寒河江市では、実際に営農がなされている農地でも傾斜地が多く、また、小区画で所有している農地が各所に点在しているという状況であった。

中山間地域で作付けされている主要な農作物は、果樹や野菜などの労働集約型の作物³⁹が中心となっており、一単位当たりの収益はそれなりに見込める一方、非常に手間暇がかかる。ヒアリングを行った寒河江市を例に取ってみれば、主要農産物は米及びさくらんぼであり、市内南側の平坦な地域では米を作っているのに対して、市内北部は中山間地域に含まれ、主に果樹の生産を行っている。この寒河江市において、私たちはヒアリングの一環でさくらんぼの収穫ボランティアに参加し、さくらんぼの摘み取りや選別、箱詰めを行った。足を踏み入れた園地は車一台がやっと通れる細い道をしばらく進んだところにあり、傾斜もきつく、機械化が困難な地域であった。実際にさくらんぼの収穫作業に従事してみ

³⁵ 橋詰登（1997：1）

³⁶ 橋詰（1997：1-2）

³⁷ 橋詰（1997：2）

³⁸ 橋詰（1997：5）

³⁹ 単位面積あたりの労働投下量が大きな作物

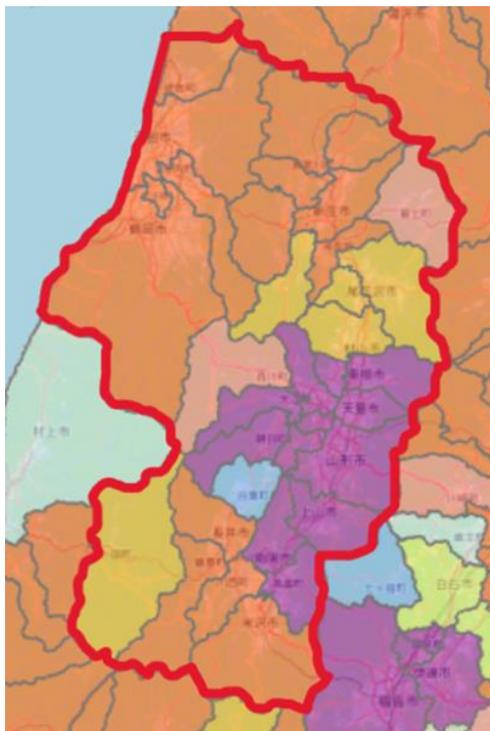
ると、想像以上に体力を要し、数人がかりで数時間作業したものの、一本の樹さえも完全に収穫し終えることはできなかった。また収穫したさくらんぼを、大きさ、色などによって選別し、箱詰めする作業にも従事したが、こちらも完全に手作業であり、僅かな量のさくらんぼを処理するのに多大な時間を要した。私たちはこのヒアリングから、中山間地域における果樹栽培には作業負担が大きいという課題があることを実感した。

同様の課題認識は、各地の行政機関へのヒアリングでも示された。寒河江市の担当者によれば、農地の「出し手」の数に対して、農地の「受け手」の数が追いついていないという。また、農地の6割が中山間地域に位置する山梨県の担当者によれば、同県では主力産品が果樹であり、永年作物であることから集約化が難しく、さらに果樹栽培においてはそもそもスケールメリットがそれほどないため担い手への集積も進まないという。スケールメリットがそれほどないという言葉の背景には、果樹栽培は多くの労働力の投下を要し、面積拡大がコスト削減につながらない一方で、成果物たる果物には極めて高い価値が付くため、栽培規模が小さくとも十分な稼ぎになるという同県の果樹特有の事情があるものと思われる。

ヒアリングからは以上のように、中山間地域においては主として果樹や野菜のような労働集約型の作物が栽培され、その地形と作物の栽培上の特性から、農地の集積・集約化が進んでいないことが分かる。このことは、データからも裏付けることができる。山形県を例にとってみよう。図3-2は山形県の主要作物マップである。この図は、橙色で塗られた自治体では米を、紫色で塗られた自治体では果樹を、黄色で塗られた自治体では野菜を主として生産していることを示している。この図からは、広大な庄内平野を擁する庄内地域（北西部）や置賜地域（南部）では米が主要作物であるのに対し、小規模な盆地や中山間地域で構成される最上地域（北東部）や村山地域（中部）では果樹や野菜が主要作物であることが分かる。

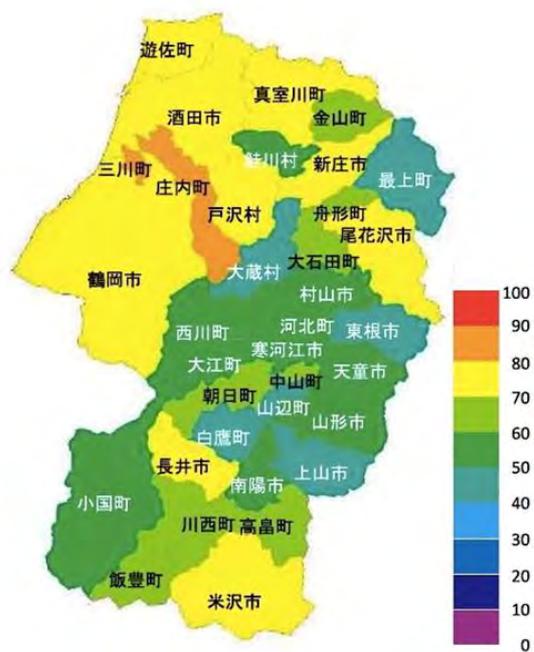
次に、図3-3は市町村ごとの農地集積率を表したものである。この図からは、庄内地域の農地集積率が極めて高いのに対して、最上地域や村山地域の農地集積率が低いことが分かる。つまり二つの図を比べると、平野部の割合が高く稲作が盛んに行われている庄内地域や置賜地域では、農地の集積が進んでいる地域が多い一方で、中山間地域が比較的多く果樹や野菜の栽培が主として行われている最上地域や村山地域では、集積が進んでいないことが分かる。

<図 3-2：山形県の主要作物マップ>



出典：RESAS より WSA 作成

<図 3-3：山形県の農地集積率マップ>



出典：山形県 (2023c)

以上のことから、果樹や野菜などの労働集約型の作物の栽培が盛んな中山間地域では、農地の集積・集約化を進めることは難しいことが分かる。そうすると、耕地面積の拡大という国の政策だけでは稼げる農業の実現は困難であり、中山間地域でも実行可能な、地域の実情に合わせた政策を立案する必要があると言える。

第3節 優良事例

これまで述べてきたように、中山間地域の農業には多くの課題があり、ともすると稼げる農業の実現など不可能なのではないかとさえ思われるかもしれない。しかし、必ずしもそうではない。本節では、全国各地への調査・ヒアリング等を行う中で発見した優良事例を紹介し、政策立案の参考としたい。まず稼げる農業を実現するためには、農業経営体の売上を増加させることが重要である。そこで第1項では、付加価値の創出に成功している三つの取組を取り上げる。次に生業として農業を継続するためには、「人」の確保が不可欠であるということに鑑みて、第2項では営農を支える「人」の不足に対応した取組を紹介する。最後に、スマート農業技術の実装が農作業の効率化によるコスト削減につながるという観点から、第3項ではスマート農業技術の実装を促進する取組を取り上げる。

1 付加価値を創出する取組事例

(1) 高収益作物への作付け転換による付加価値の創出—山梨県—

① 山梨県の概要

山梨県の形状は概ね円形で、東西及び南北の長さは約90km、総面積は4,465km²である。中心部の甲府盆地を除いて平地部は極めて少なく、総面積の約86%が山地である。また、農地は総面積の約5%であり⁴⁰、その6割が中山間地域に位置している。

こうした山梨県の農業は、耕地面積23,400haのうち、田は7,750ha、畑は15,700haで、畑のうち樹園地が10,000ha（耕地面積の約43%）を占めている。果樹を中心に、野菜、畜産、水稲、花きなど、様々な品目が生産されており、中でも、もも、ぶどう、すももの収穫量が全国1位である⁴¹。

一方で、中山間地域が多く、果樹中心の農業であることから、農地の集積・集約化はそれほど進んでいないという現状をヒアリングで把握した。集積率目標も、国が8割としているのに対して、山梨県では55%と設定するなど、耕地面積の拡大という国の政策の展開

⁴⁰ 山梨県（2019a）

⁴¹ 山梨県（2019b）

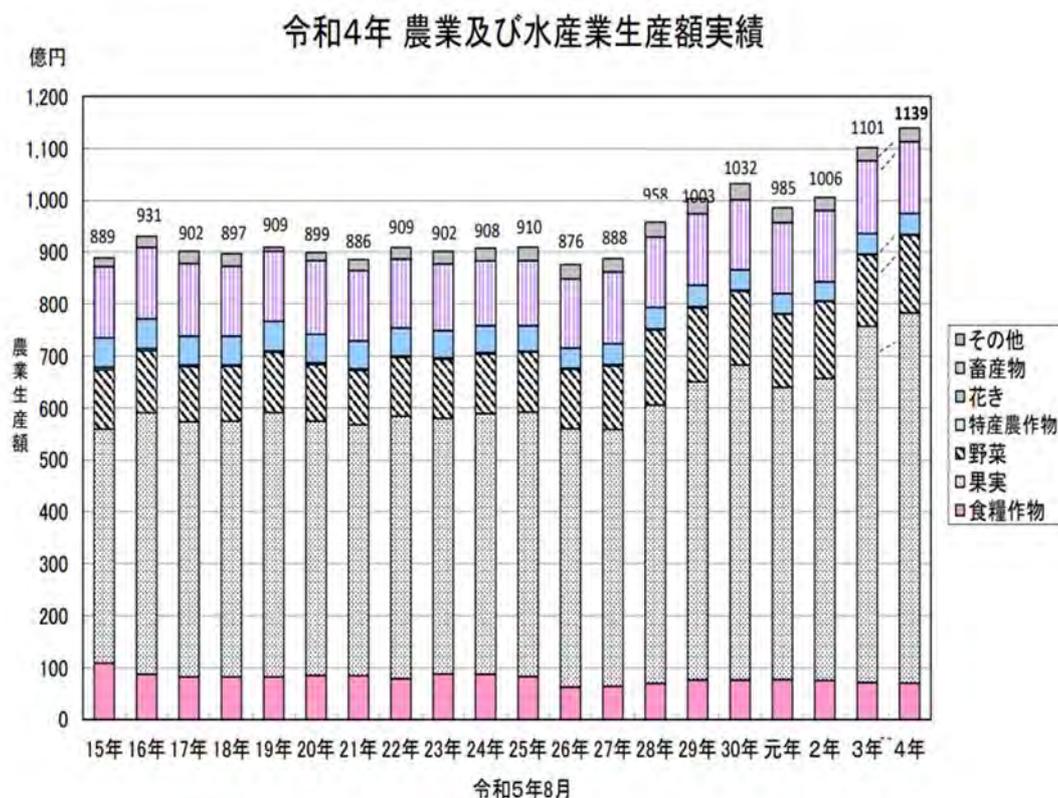
が難しい地域である。山梨県の農地と農家数についてのデータを見ても、農家一戸当たりの農地面積は0.8haで、全国平均の2.5haと比べても小さい面積となっている。

一方で、山梨県では新規就農者等の確保に向けた取組も積極的に行っており、担い手の確保・育成を「やまなし農業基本計画」の重点課題と位置付けているということもヒアリングで伺った。2022年度の調査結果によると、2022年5月1日から2023年4月30日までの調査期間において、新規就農者数は331人という値であった。この値は、10年前の2012年の224人と比較すると約1.5倍であり、さらに、新規就農者数が300人を超えるのは7年連続となっている。

② シャインマスカットへの転換

国の政策の展開が難しい山梨県だが、近年農業生産額が増加している。2021年には農業生産額が1101億円となり、2020年に比べて95億円(9.5%)増加した(図3-4)。1100億円台の回復は1994年以来27年ぶりのことである⁴²。

<図3-4：山梨県の農業産出額の推移>



出典：山梨県農政部（2023）

⁴² 日本経済新聞（2022）

この要因としては、果実の生産額の増加が挙げられる。果実全体は2020年比104億円(17.9%)増の686億円と、過去最高だった92年の643億円を29年ぶりに上回る事となった⁴³。

その中でも、シャインマスカットへの作付け転換は大きな要因となった。シャインマスカットは、マスカット系ぶどうと病気に強い米系ぶどうを交配させ、広島で生まれた。粒の色は緑色、糖度が高くさわやかな風味が特徴である。2006年に品種登録され、翌年から山梨県内でも苗木の供給が始まった。需要の高まりを受け、2020年には出荷量が約4654トンと全品種のうち約38%を占め、長らく1位をキープしてきた黒系ぶどう「巨峰」(31%)を初めて上回った⁴⁴。その結果、上記のような生産額の増加がもたらされたのである。この事例から、需要が高い高収益の農作物を生産できれば、売上を伸ばすことができると言える。これが稼げる農業を実現する方途の一つであることは間違いない。

(2) 環境問題に着目した高付加価値化—山梨県—

高収益の農作物を生産することの意義は上記のとおりだが、シャインマスカットのような優良な品種は稀であろう。日本中どこでもシャインマスカットを栽培できるわけでもない。そこで、付加価値を創出することで価値を高めている山梨県のアプローチを紹介したい。

① 4パーミル・イニシアチブ

山梨県はシャインマスカットを使った生産額の増加のみならず、4パーミル・イニシアチブの取組を通じた付加価値の創出を目指している(図3-5)。4パーミル・イニシアチブとは、世界の土壌表層の炭素量を年間4パーミル、つまり0.4パーセント増加させることができれば、人間の経済活動などによって増加する大気中の二酸化炭素を実質ゼロにすることができるという考え方であり、農業分野から脱炭素社会の実現を目指す取組である⁴⁵。これは、2015年12月COP21国連気象変動枠組条約締結国会議にてフランス政府が提案した概念であり、日本の都道府県では、2020年4月に山梨県が初めて参加した⁴⁶。

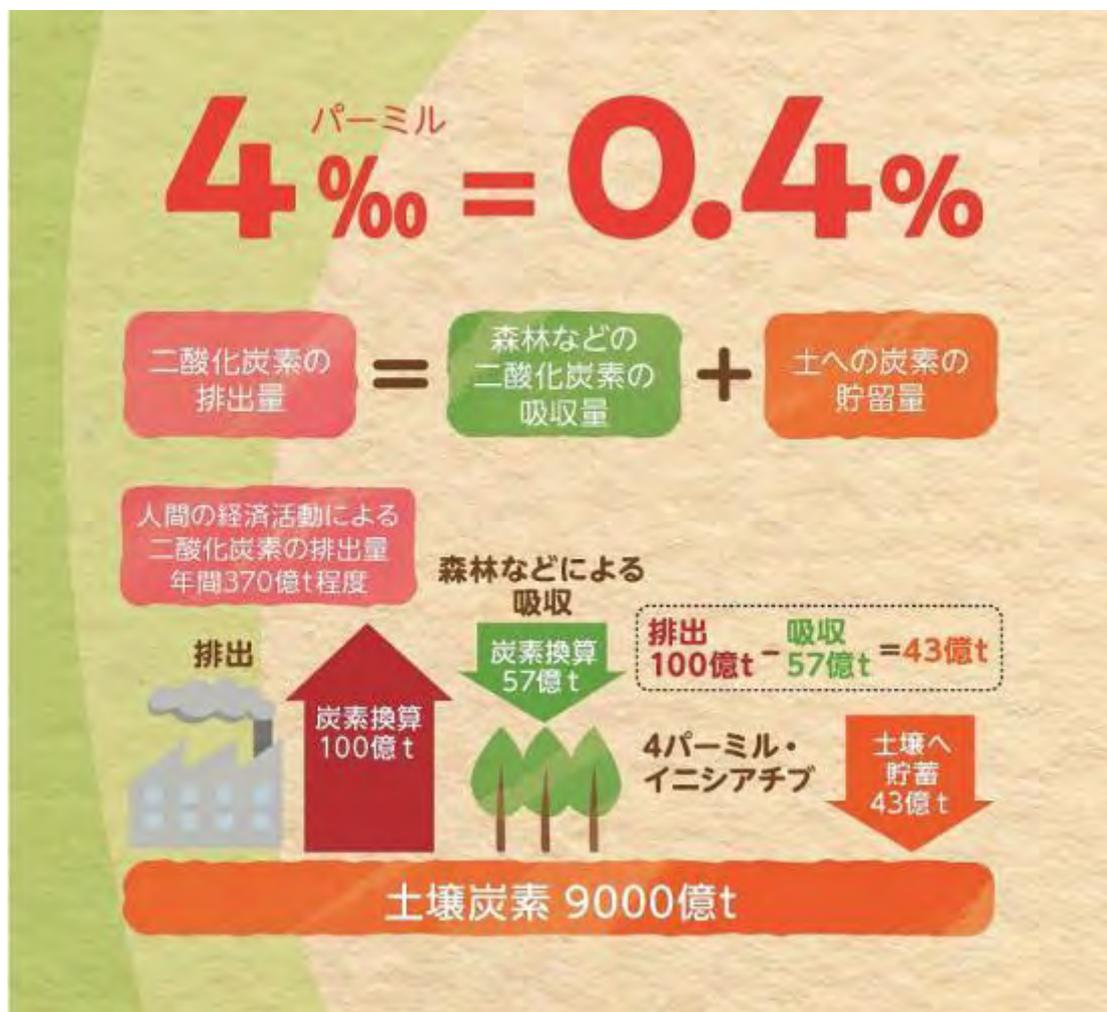
⁴³ 日本経済新聞(2022)

⁴⁴ 朝日新聞(2021)

⁴⁵ 山梨県(2023)

⁴⁶ 山梨県(2023)

<図 3-5： 4パーミル・イニシアチブを説明する資料>



出典：山梨県（2023）

山梨県では、4パーミル・イニシアチブの取組として、まず、県の主要農産物である果物に着目した。ももやぶどうなどの果樹園では、冬に枝などを切る剪定を行う。その際に発生する剪定枝には、植物の光合成によって炭素が貯蓄されているので、剪定枝を燃やすと、炭素が酸素と結合して二酸化炭素になり、大気中に放出される。しかし、剪定枝を炭にすることで、二酸化炭素の発生を減らすことができるだけでなく、微生物などによる分解がされにくくなる（図 3-6）。その炭を畑にまくことで半永久的に炭素を土壌中に留めることができ、大気中の二酸化炭素の増加量を抑えることにつながる（図 3-7）。このほかにも土壌環境の改善などのために、果樹園内に草を生やす草生栽培や、堆肥などの有機物を畑に撒くことも、土壌中に炭素を貯めることにつながる（図 3-7）。

⁴⁷ 山梨県（2023）

<図 3-6：剪定枝を炭化させている様子>



出典：山梨県（2023）

<図 3-7：果樹園における 4 パーミル・イニシアチブのメカニズム>

果樹園での炭素の循環を利用した炭素の貯留

吸収：光合成（果樹・草）、有機質施用、植物残さ（剪定枝、枯草、枯葉、根）、収穫物

排出：呼吸、有機物の分解



出典：YAHOO!JAPAN（発行年不明）

二酸化炭素だけでなく、温室効果ガスの一種である亜酸化窒素やメタンの発生抑制への取組も、4パーミル・イニシアチブの一環として推奨されている⁴⁸。野菜や稲作を除く作物では、畑全面ではなく農作業の根の周辺などに集中的に肥料をまく局所施肥や、堆肥成分がゆっくりと溶け出す緩効性肥料の使用、土を覆って使う被覆材であるマルチの利用などで、亜酸化窒素の発生抑制にも取り組んでいる⁴⁹。水稲では、夏に田の水を抜いて土を乾かす「中干し」の期間を長めにするなど、メタンの発生抑制を目指している⁵⁰。

② 4パーミル・イニシアチブ認証制度

山梨県は、4パーミル・イニシアチブの取組の価値を市場に反映させるべく、4パーミル・イニシアチブの取組により生産された農産物を、脱炭素社会の実現に貢献した農産物として認証する「やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度」を、2021年5月に制定した。4パーミル・イニシアチブの認証制度は、全国で初めての試みである⁵¹。この認証制度には、㊦実施する具体的な取組について目標を定め、土壌への炭素貯留量が確実に見込まれる計画を認証する「エフォート認証」と、㊧土壌への炭素貯留量の実績に基づき認証する「アチーブメント認証」とがある⁵²。認証基準については、当初は果樹のみの設定にとどまっていたが、今後、全国へ取組を広げていくために2022年11月に野菜と水稲の認証基準を新たに設けた⁵³。

こうして山梨県は、4パーミル・イニシアチブの取組によって生産されたぶどうやももなどの農産物を「4パーミル・イニシアチブ農産物」とすることでブランド化を進めている。さらに、4パーミル・イニシアチブ農産物のみが使用できる認証マーク（図3-8）を制定し、4パーミル・イニシアチブに取り組む生産者や、4パーミル・イニシアチブ農産物を使用したメニューを提供する飲食店などが、認証マークを使用して農産物や加工品をPRできるように工夫している⁵⁴。山梨県へのヒアリングを実施したところ、このような取組を通して生産された農作物が持続可能な社会の実現に貢献できることについて、多くの消費者や国民の理解を深め、脱炭素社会の実現に貢献する農産物の新たなブランド価値の創造を目指すとのことであった。

⁴⁸ 山梨県（2023）

⁴⁹ 山梨県（2023）

⁵⁰ 山梨県（2023）

⁵¹ 山梨県（2023）

⁵² 山梨県（2023）

⁵³ 山梨県（2023）

⁵⁴ 山梨県（2023）

<図 3-8：山梨県が策定した認証マーク>



出典：山梨県（2023）

（3） 6次産業化による付加価値の創出—あきたこまち生産者協会—

続いて、6次産業化によって付加価値を生み出している事例を紹介したい。あきたこまち生産者協会は、秋田県大潟村に所在する米農家が前身の会社だが、2020年10月時点で従業員数160名、契約農家数約80戸で、個人産直会員5万人の規模の経営体である。同社は、外食産業をはじめ、病院、量販店、事業所給食等と取引を行なっているほか、国の機関をはじめ、複数の自治体に非常食として製品の納入を行っている⁵⁵。

ここで、あきたこまち生産者協会が拠点を置く、大潟村について触れたい。大潟村は、もともと琵琶湖に次いで日本で2番目に大きな湖であった八郎潟を国が巨額の事業費を投じた干拓事業によって生まれた土地である（図3-9）⁵⁶。

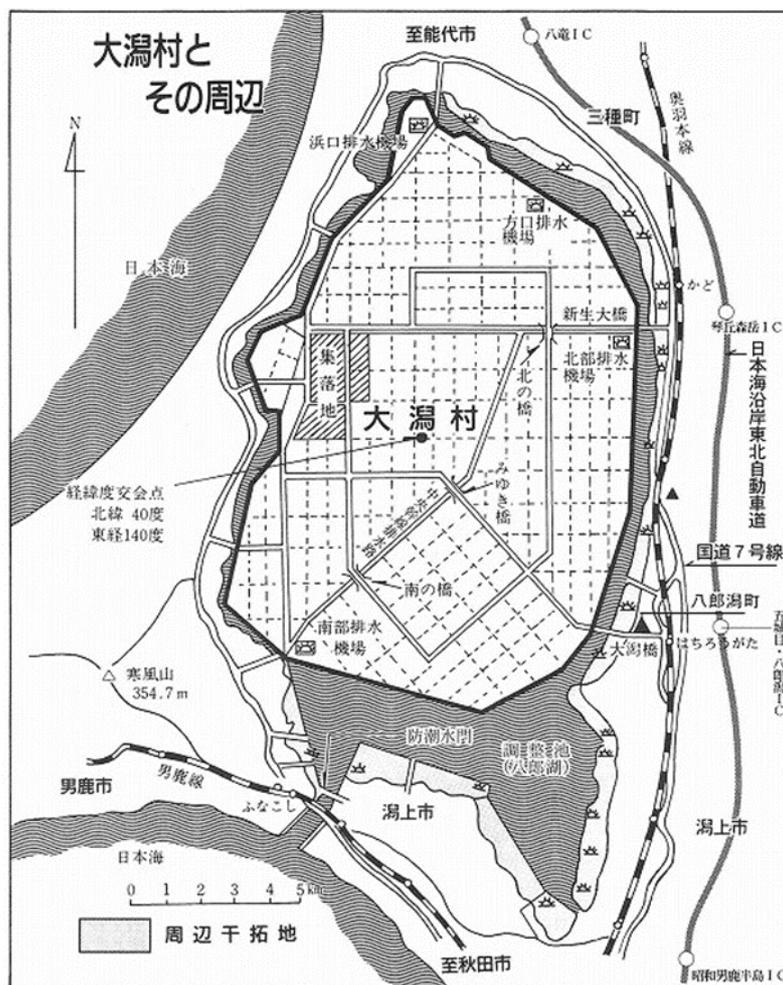
八郎潟干拓により、湖底から生まれ変わった新生の大地に村がつくられることとなり、村名は全国から募集され、将来に大きな理想と躍進をこめて「大潟村」と命名され、こうして村は、1964年10月1日に秋田県で第69番目の自治体として名乗りをあげた。最初は、6世帯わずか14人の人口でのスタートとなった。全国各地からの入植希望者の中から選抜された入植者は、干拓の目的である「日本農業のモデルとなるような生産及び所得水準の高い農業経営を確立し、豊かで住みよい近代的な農村社会をつくる」ことを担ったパイオニアと言える⁵⁷。

⁵⁵ 大潟村あきたこまち生産者協会（2020）

⁵⁶ 大潟村（2022）

⁵⁷ 大潟村（2022）

<図 3-9：大潟村の全体像>



出典：大潟村百科事典（発行年不明）

あきたこまち生産者協会へのヒアリングでは、創業者である涌井徹氏（第4次入植者として家族とともに21歳で新潟県十日町市から入植）から、入植から現在に至るまでの大潟村の歴史を伺った。当時、大潟村では一戸当たり10haの大規模稲作機械化一貫体系のモデル農業創造を目標に誕生したが、時を同じくして、米の過剰供給問題が顕在化したことから1970年より、国の減反政策が開始され、大潟村の農地の約半分を残し、入植者の受け入れも予定の半分で中止となった⁵⁸。

減反政策の影響により、入植者の中でも、今後は畑作に取り組むべきか、稲作を続けるべきかという、作付けの問題に関して意見が二分されることとなった。さらには、基盤整備は田としての造成であったため、国への土地償還金は畑作であっても田として支払わなければならないことが、登記上の地目は田であり税法上の取り扱いも田であったにもか

⁵⁸ あきたこまち生産者協会 ヒアリング

かわらず転作奨励金の交付対象外であったことから、1975年から始まった畑作営農は入植農家の経営を次第に圧迫することとなった⁵⁹。

こうした状況にもかかわらず、農地配分にあたっての国との契約上、入植者は国の営農計画に従う義務を負っていた。ところが、1978年に10年間の長期にわたる水田利用再編対策が打ち出されたことで、「当分の間」であるはずの田畑複合経営が相当長期にわたることが予想され、入植者が国の指導に一齐に反発して稲作上限面積を超えて稲を作付けし、国の是正指導で青刈りするという、マスコミ等で全国的に報道される事態となった。

大潟村としては、排水対策を主体とした畑作に対する各種補助事業制度の導入を図りながら、国に対し「15ha 全面水田取り扱い・県内一般農家並みの転作率」について再三にわたって要望活動を展開し続けた。これに対して、国はようやく、1985年から畑作の転作扱い面積を段階的に拡大することとなった。最終的に村の要望が実現するには、1990年3月まで15年間もの歳月を要した⁶⁰。こうした背景の中、涌井徹氏の入植の17年後、「農業は『生産・加工・販売』が一体化した産業としての農業でなければならない」という想いの下、大潟村あきたこまち生産者協会が創立される運びとなった。

以来、創業者である涌井徹氏は、現在に至るまで、米消費拡大のためには米の付加価値の向上が必要であると考え、米菓やお餅など、既存のメーカーがまだ取り組んでいない領域での商品開発を中心に行なってきた。今では、白米、発芽玄米のほか、グルテンフリー食品、アレルギー対応食品、レトルト加工食品、甘酒、米めん（米パスタ）、アレルギー対応非常食などの商品開発及び販売を行っている（図 3-10）。また、米消費拡大へ向けて、輸出にも対応するためにバックごはん事業にも取り組んでいる。グルテンフリー食品は、主にアメリカやオーストラリア、欧州諸国等の小麦を主食とする国において大きな問題となっているグルテン障害対策に有効であるとして、注目を集めている。このことから、今後海外需要が大きく見込まれるため、国としても「コメ・バックご飯・米粉及び米粉製品」として、輸出重点品目として設定し、輸出の推進を行っている。そのため、このような米加工品の開発によって、国内の需要だけでなく、新たな価値を生み出し、海外市場の需要を創出することも可能である。

こうして、6次産業化によるグルテンフリー食品の開発や、アレルギー対応の日常食・非常食等の開発などを行ったことで、あきたこまち生産者協会の商品は、5万人の個人会員を始めとして、2万店舗を超える量販店や外食企業に納入されるようになり、大手食品メーカーや大手量販店からあきたこまち生産者協会に対する商品の製造依頼も来るようになった。

以上のように、米の生産だけでなく、価値の高い米加工品への加工、そして販売を一貫して行うことで、一つの米農家が大きな経営体へと発展したのである。このように、6次

⁵⁹ 大潟村百科事典（発行年不明）

⁶⁰ 大潟村百科事典（発行年不明）

産業化には付加価値を生み出す力がある。

<図 3-10：あきたこまち生産者協会が発売している米加工商品>



大潟村
あきたこまち
生産者協会



出典：大潟村あきたこまち生産者協会（発行年不明）

2 「人」の不足に対する取組事例

(1) やまがたチェリサポ職員制度—山形県—

① 営農を支える労働力の不足

ここまで売上の増加に資する優良事例を紹介してきたが、売上の増加を目指す上で無視できないのが、営農を支える「人」の不足という問題である。「人」の不足といった場合、純粹にマンパワーが足りないという労働力不足の問題と、高度な知識・能力を持った農業者が少ないという人材不足の問題とに切り分けることができるだろう。まずは労働力不足の問題を取り上げ、これに対する優良事例を紹介する。

農業の中でも、果樹などの労働集約型の作物を念頭に置かならば、なおのこと労働力不足の問題は重大である。先に述べたとおり、例えばさくらんぼの収穫には多大なる労働力を要する。しかも、そのような労働力が必要となるのは、年間を通してではなく収穫時期という限られた期間である。つまり、長期にわたる安定的な雇用というわけでもないため、通常の求人による労働力の確保は非常に難しい。

農業労働力の確保を支援している農協観光の担当者によれば、従来は農業者の親族や知人が集まることで必要な労働力を確保していた。しかし、高齢化が進行し親族関係も希薄化した現在では、従来のように人を集めることが難しくなり、労働力を確保できない農業者が少なくないという。

② やまがたチェリサポ職員制度の概要

この課題に関して先進的な取組を行っているのが山形県である。山形県の主要産品はさくらんぼであり、さくらんぼの収穫は一時期に集中することから、その時期に労働力が不足する。そこで、不足する労働力を補う人材として、公務員が注目されている。山形県では、以前から職員有志による収穫作業のボランティア活動等の推奨等、さくらんぼの収穫等に係る労働力不足の解消に努めてきたが、それでもなお人手不足の現状が続いていることから、兼業という形での農作業への参加をしやすくする「やまがたチェリサポ職員制度」を2022年に開始した⁶¹。

この制度において兼業許可の対象となる作業は、さくらんぼの収穫・出荷調整作業等であり、葉摘みなど収穫前の作業も含まれる⁶²。このように、対象がさくらんぼの収穫に関する作業に限られているため、制度が実施される期間もさくらんぼの収穫時期である初夏の2ヶ月程度に限定されている⁶³。2022年は6月1日から7月31日まで、2023年は5月3日から7月17日まで実施された⁶⁴。このように年によって期間に多少の違いが生じるのは、さくらんぼの収穫時期がその年々の生育状況によって左右されるからである⁶⁵。

この制度の利用に当たっては労働条件に関する規制がかけられており、労働時間の上限は1週間当たり8時間かつ1か月当たり30時間となっている。加えて、平日の勤務時間外に従事する場合は、1日当たり3時間という上限も設けられている⁶⁶。報酬については、時給1500円という上限が設定されている⁶⁷。さらに、改めて定めるまでのことでもないが、兼業に従事できるのは土日、祝日等又は平日の勤務時間外とされている⁶⁸。なお、年次有給

⁶¹ 山形県（2023a）

⁶² 山形県（2023a）

⁶³ 山形県（2023a）

⁶⁴ 山形県（2023a）

⁶⁵ 山形県（2023a）

⁶⁶ 山形県（2023a）

⁶⁷ 山形県（2023a）

⁶⁸ 山形県（2023a）

休暇を取得しての兼業従事については、この制度の対象外となっている⁶⁹。また、さくらんぼ生産者等への補助金交付事務を担当する等、兼業先との利害関係が生じるおそれのある職員は、この制度を利用できない⁷⁰。

この制度を利用しようとする職員は、以下のような手続きを経て兼業することができる⁷¹。まず、「営利企業等従事許可申請書」を、所属長を経由して総務部に提出する。それを受けて、総務部が申請内容を審査し、適当と認める場合には許可を下す。許可された職員は、働き先の農家を探し、実際に作業に従事する。終了後には、アンケートに協力することを県は求めている。

③ 兼業したい公務員と農業者のマッチング

以上の手続きの流れの中で、一つのハードルになっているのが、兼業したい職員が働き先の農家を探すことである。さくらんぼ収穫の労働力を必要としている農業者は個人経営体であることも多く、通常の労働市場において求人することは容易ではない。そのため、兼業したい職員が、働いてくれる人を求めている農家を見つけることが難しくなる。

そこで、山形県は「やまがたチェリサポ職員制度」と併せて、「やまがた農業ぶちワーク」という取組を展開している。これは、「daywork」というアプリを活用して、短期の農業アルバイトを必要とする生産者と、短期間なら農業で働ける者のマッチングを推進する取組である⁷²。「daywork」アプリの特長は、農業者は1日単位や1時間単位の募集が可能であり、アルバイト希望者はちょっとした時間の利用が可能だということである⁷³。具体的には、農業者はスマートフォン等から会員登録し、必要な日や時間を指定した求人募集ができ、アプリを介した簡便な方法での働き手の確保が可能になる⁷⁴。アルバイト希望者は、求人募集中の農家を日ごとに賃金や作業内容などを確認でき、働きたい日や時間を申し込める⁷⁵。このアプリは、Kamakura Industries 株式会社 が運営しているものだが、利用料や仲介料は発生せず、農業者・アルバイト希望者双方にとって使いやすいものとなっている⁷⁶。「やまがたチェリサポ職員制度」を利用して兼業する職員も、「やまがた農業ぶちワーク」の取組に従い、「daywork」を活用して働き先の農家を探すことが想定されている⁷⁷。

⁶⁹ 山形県 (2023a)

⁷⁰ 山形県 (2023a)

⁷¹ 山形県 (2023a)

⁷² 山形県 (2023d)

⁷³ 山形県 (2023e)

⁷⁴ 山形県 (2023e)

⁷⁵ 山形県 (2023e)

⁷⁶ 山形県 (2023e)

⁷⁷ 山形県 (2023a)

④ やまがたチェリサポ職員制度の効果

「やまがたチェリサポ職員制度」が開始されてからまだ2年しか経っていないため、制度の効果进行分析するのは時期尚早の感もあるが、参考までに開始初年度の実績を紹介しておく⁷⁸。営利企業従事許可された職員は50人であり、うち実際に作業に従事した職員は、その8割に相当する40人であった。許可者のうち作業実績のない10人の職員も、従事しなかった主な理由として「さくらんぼの収穫時期が早まったため予定と合わなかった」などと回答しており、全体として、営利企業従事許可された職員のさくらんぼ収穫への意欲が極めて高いことが窺える。職員が実際に作業を行った作業従事日数は、延べ119日であったが、2022年は生育が早まり収穫期間が短くなったため、申請よりも作業日数が少なくなり、1～2日の従事となった職員が多かった。また、営利企業従事許可を受けた50人に対するアンケート（42人回答）では、回答者の93%が今後もチェリサポ制度を利用して働くことを希望しており、86%がチェリサポ制度に満足しているという。さらに、職員を雇用した農業者からは、「労働力不足の中で、県職員の副業はありがたい」とか、「副業が他の自治体や民間にも広がり、手伝ってくれる人が増えることを期待している」などといった高い評価が得られている。

山形県のこうした取組を参考に、寒河江市や東根市など山形県内の6市町村においても、職員が兼業としてさくらんぼ収穫に携わりやすくする取組が始まっている⁷⁹。さらに、公務員の兼業を推進する動きは、山形県以外でも広がっている。地方公務員の副業容認の先駆けは、兵庫県神戸市であるとされているが、神戸市の場合、兼業の対象を社会性・公益性・計画性を有するものとしており、特に農業分野に限定した兼業推進制度ではない。しかし、神戸市の後を追って兼業推進を始めた自治体の中には、一次産業を兼業の対象としているところが少なくないのである。例えば、北海道鹿部町では、基幹産業である漁業の人手不足を公務員の副業で補うことをねらいとしており、青森県弘前市では、リンゴの収穫作業等を手伝う市職員のアルバイトを許可する設計となっている。このことから、農業等の一次産業の人手不足の解決のためには、公務員に兼業として農業に関わってもらうことが有効であることが分かる。

⁷⁸ 山形県（2022a）

⁷⁹ 毎日新聞（2023）

＜図 3-11：「やまがたチェリサポ職員制度」を PR するチラシ＞

今年もはじまります！

やまがたチェリサポ 職員制度

※ 愛称は「チェリサポ」です！

～さくらんぼ生産者の人手不足解消を応援します～

山形県を象徴する農産物『さくらんぼ』の収穫時期は、**人手不足が深刻**です。そこで、県では昨年度から、県職員が「アルバイト」というかたちで協力しやすい環境を整えています。

仕事さがしは、スマホ一つで申込みができて**とっても簡単！**しかも**1日からOK！**

この機会に、業務をやりくりして、さくらんぼの勉強にもなる取組みに参加してみませんか？

期 間 令和5年 **5/3 (水) ~ 7/17 (月)**

対象作業 県内の「さくらんぼ」の収穫及び出荷調整等に関する作業

作業従事者の条件等

労働時間上限等

1週間で8時間 かつ 1か月当たり30時間以内
(ただし、平日の場合は1日3時間が上限)

その他の条件

① 土日や祝日、平日早朝・夕方など、勤務時間外の従事であること
(年次有給休暇を取得しての従事はできません)

② さくらんぼ生産者への補助金交付事務を担当する等、利害関係が生じるおそれのある職員でないこと

③ 時給1,500円以下であること

利用の手続き

STEP 1

営利企業等従事許可申請書を所属長を経由して総務部に提出

STEP 2

許可を受けた後、「やまがた農業ぶちワーク」のマッチングアプリ「daywork」で申込み

STEP 3

実際の農作業に従事
(終了後、アンケートにご協力をお願いします)

『やまがた農業ぶちワーク』の申込みはアプリから！ 登録は簡単、無料です！

やまがた農業ぶちワーク

農業の生産を支える労働力確保のため、アプリを通して生産者と働き手を1日単位で結ぶ仕組みです。
(山形県がR3年度から取り組んでいます)

▲詳しくは▼コチラ

やまがた農業ぶちワーク 検索

アプリのダウンロードはコチラから▶

1日バイトアプリ デイワーク

daywork

iPhone/iPad

からダウンロード

Android

GET IT ON Google Play

※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

問合せ：農林水産部 農業経営・所得向上推進課 (TEL:023-630-3108)

山形県

出典：山形県 (2023a)

(2) 農業系専門職大学—静岡県・山形県—

次に「人」の不足のうち、人材不足の問題を取り上げる。基幹的農業従事者数は、2000年からの20年間で240万人から136万人へと半減し、1960年時点で農業生産の主力を担っていた世代が、2000年時点においてもなお年齢構成の最多層を占めている⁸⁰。その結果、2021年時点での平均年齢は67.9歳となり、年齢構成は70歳以上の層がピークという異様な状況がみられる⁸¹。この現状を踏まえると、今後10年から20年後には基幹的農業従事者数は大幅に減少することが確実であり、少ない経営体で農業生産を支えていかねばならない未来が待ち構えている。

そうすると、若い世代の農業分野への参入が必要不可欠であることは論を俟たないが、農業者一人ひとりの能力・技術を高めることもまた重要である。今後の農業者に求められる能力としては、スマート農業のような新技術を扱えることはもちろん、優れた経営的感覚をそなえていることも挙げられる。6次産業化などによって付加価値を創出し、成功している事例を(3)で紹介したが、6次産業化に当たっては、農業者自身が商品の開発や販路の開拓を行う必要があり、農業技術だけでなく経営者としての能力も求められるのである。以上のことから、農業の持続的な発展のためには、農業に係る課題や世界情勢の変化に対応することのできる、優れた技術力と経営力を兼ね備えた人材の育成が急務であると言える。

こうした情勢を踏まえて、高い能力も持った農業者の育成を目的とした専門職大学(図3-4)を設置する動きが始まっている。専門職大学とは、特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識・理論、そして実践的なスキルの両方を身に付けることができる大学である⁸²。これは、大学制度の中に、実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化するものであり、産業界との密接な連携により、専門職業人材の養成強化を図り、また、大学への進学を希望する者にとっても新たな選択肢が広がるものである⁸³。専門職大学では、「高度な実践力と豊かな創造力」を備えた専門職業人を育成するため、卒業に必要な単位のうち、約1/3以上は、実習・実技の授業で構成され、学外の現場での実践的な実習(臨地実務実習)は、通算600時間以上行われることになっている。

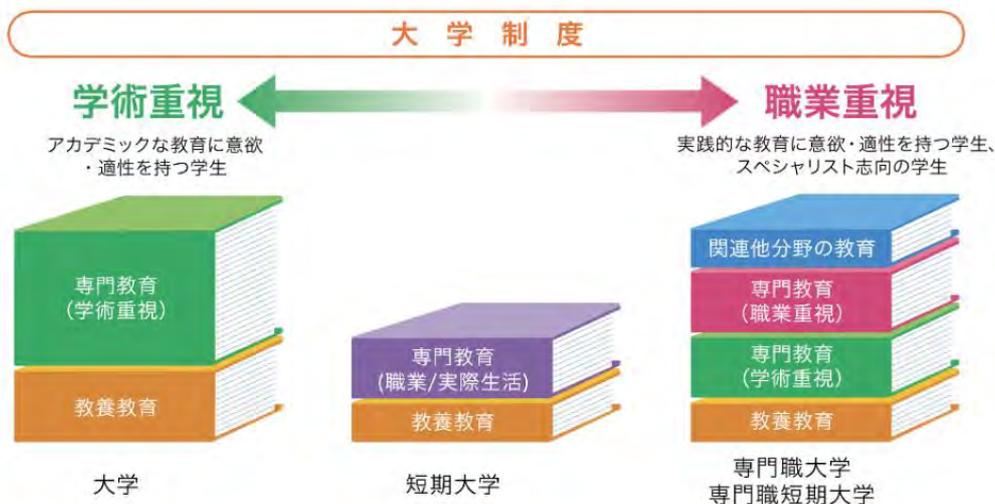
⁸⁰ 農林水産省(2022a:10)

⁸¹ 農林水産省(2022a:10)

⁸² 文部科学省(発行年不明a)

⁸³ 文部科学省(発行年不明a)

<図 3-4：専門職大学のイメージ>



新しいタイプの大学 専門職大学・専門職短期大学

産業界等と連携した高度で実践的な職業教育(かつ学術に基づく教育も重視)



出典：文部科学省（発行年不明 a）

農業分野の専門職大学については、まず、2020年に静岡県が「静岡県立農林環境専門職大学」を開学させた⁸⁴。次いで、山形県が「東北農林専門職大学」の2024年の開学を目指している。本項では、両県へのヒアリング結果を踏まえつつ、二つの農業系専門職大学の取組や特色について述べる。

① 静岡県立農林環境専門職大学

ア 大学の概要

静岡県立農林環境専門職大学は、静岡県立農林大学校を改組する形で設置された。同大

⁸⁴ 静岡県（2023）

学は、4年制の生産環境経営学部生産環境経営学科と、2年制の短期大学部とで構成される。

以前の農林大学校では、生産に関する技術や知識中心の養成部2年課程に、経営等を学ぶ研究部の2年課程を上乗せする教育課程であったが、「農林業経営を行う上で十分な能力を有する人材の養成が難しい状況にあり」、また、「農林業者として果たすべき役割を理解した上で、農林業経営を行いながら、地域の環境を守り、地域社会を支えていくには、教養教育や関連分野の学習により涵養される広い視野を持つことも必要」と考えられたため、高度な能力を備えた人材を養成するために、4年間の教育課程の生産環境経営学部生産環境経営学科を設置し、農林業生産の基礎的な知識・技術や経営管理に必要な知識などを体系的に学ぶことができる教育体制を整えることとなった⁸⁵。また、短期大学部は農林大学校養成部2年課程を継承するものではあるが、農林大学校養成部と短期大学部とでは次のような違いが見られる。すなわち、農林大学校養成部では「農林業生産現場のリーダー」を育成していたのに対し、短期大学部で養成される人材像は、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育てていくことができる人材」とされている⁸⁶。

生産環境経営学部のカリキュラムには、農林業基礎(10単位)、生産理論(16単位)、生産技術(26単位)といった農業生産を行うためのスキルを身につける授業だけでなく、経営管理(25単位)、加工・流通・販売(8単位)といった、農業生産を超えて経営体として成長するためのスキルを身につける授業も用意されている⁸⁷。これらの授業を通して、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てていくことができる」人材の育成が目指されている⁸⁸。

イ 大学の課題

WSAは、同大学が初の農業系専門職大学であり、かつ現在も唯一の存在であるという特殊性に鑑み、その実態を調査すべく、同大学の設置主体である静岡県に対しヒアリングを実施した。その結果、同大学には三つの課題があることが判明した。

一つ目の課題は、学生の確保である。同大学の定員は、生産環境経営学部生産環境経営

⁸⁵ 静岡県立農林環境専門職大学（発行年不明 a：8）

⁸⁶ 静岡県立農林環境専門職大学（発行年不明 b：12-13）

⁸⁷ 静岡県立農林環境専門職大学（2020）

⁸⁸ 静岡県立農林環境専門職大学（2020）

学科が 24 人、短期大学部が 100 人である。開学してから日が浅く認知度が不足していたこと、農林大学校から専門職大学へ移行したことによって難易度が上昇したり学費が増加したりしたことなどが原因で、短期大学部については開学以来入学者の定員割れが続いていた。しかし、情報発信に努めるなど周知を続けた結果、2023 年度からは定員を充足するようになったという。なお、4 年制学部については、開学当初から定員を充足している。

二つ目の課題は、実習の受け入れ先の確保である。同大学のカリキュラムには実習が組み込まれており、生産環境経営学部生産環境経営学科では 3 年次と 4 年次において、短期大学部では 2 年次において 2 ヶ月間の臨地実務研修という形で、先進的な農林業経営体の生産部門や経営部門、加工・流通・販売などの部門で実習を行い、効率的な人員配置、適切な生産資材の利用、生産情報の収集と利用法、企業的な経営感覚や経営戦略などについて学ぶ。ところが、特に畜産、酪農に関して、実習生を受け入れる農業経営体が不足しているという。同大学では、実習先を決定する際に学生の希望を尊重しており、大学が提示した実習先リストに学生の希望するものがない場合、新たな実習先の掘り起こしに務めているが、時間的な余裕がない場合には難しいという。

② 東北農林専門職大学

一方、山形県は全国で 2 校目となる農業系専門職大学となる「東北農林専門職大学」の設置を計画している。大学の設置認可が 2023 年 9 月 4 日に文部科学大臣から下りたため、2024 年 4 月に開学する予定である⁸⁹。

同大学を設置するに至った背景には、次のような農林業を取り巻く社会経済情勢の変化についての山形県の問題意識がある⁹⁰。すなわち、第一として、農林業従事者の減少・高齢化による 1 経営体当たりの経営耕地面積の拡大が見込まれるため、農林業人材は高度な経営知識を身に付けることが不可欠となっており、また、規模拡大に対応するためにも、企業的な経営を実践する農業法人の育成が重要となっている。第二に、TPP など経済連携協定の進展や、労働力不足に対応するための外国人材の活用など、農林業のグローバル化が進んでいるが、これに対応するため、外国語の習得、海外情勢の分析、GAP や森林認証などの国際標準の取得などが必要になってきている。第三に、IoT や AI などの新たな技術が進展する中、日々進歩する新たな技術を修得する必要がある。第四に、食生活の多様化への対応のため、消費マーケットを見据えた、加工、流通、販売、6 次産業化などの幅広い知識が必要となっている。第五に、林業に関しては、利用期を迎えた人工林が増大する中、森林資源の循環利用と森林の公益的機能の持続的な発揮に対する期待が増大しており、森林の適切な経営管理を確保するため、経営能力の高い林業経営体とそれを担う人材の育成が必要となっている。このような問題認識を前提とすると、山形県の農林業について、今後も強みを伸ばし、持続的に発展させていくためには、様々な情勢の

⁸⁹ 東北農林専門職大学（2023）

⁹⁰ 山形県（2020：1）

変化・課題に対応していくことができる農林業経営とそれを支える高度な人材の育成が不可欠ということになる⁹¹。

農業人材の育成の場としては、山形県にはもともと県立農林大学校が設置されていた。しかし、農林大学校は「生産現場で活躍できる人材（トップランナー）を養成する機関であり、即戦力として活躍するために必要な専門的な技術と知識を中心に教育することに重点を置いているため」、今後の農林業の発展に欠かせない「高度な農林業経営を実現するために必要となる経営管理能力や新ビジネスの創出につながり得る他分野の専門知識、グローバル展開に必要な能力の修得については、十分に対応できていない状況」にあった⁹²。そこで、将来を見通した経営、消費マーケットを見据えた需要・市場開拓、高度で先進的な生産技術、幅広い教養を持つ地域のリーダーという四つの教育目標を掲げて、東北農林専門職大学を設置するに至った⁹³。

なお、既存の農林大学校は、生産現場で活躍できる人材（トップランナー）を育成する教育機関として引き続き存置するものとされている。同時に、農林大学校と専門職大学の連携強化を図るとともに、効率的な学校運営を図る観点から、両者を一体的に運営するため、農林大学校を専門職大学の附属校と位置付けている⁹⁴。

同大学の設置については、各方面からの期待の声が寄せられている。まず山形県の担当者は、次の二点を期待しているという。一つ目は、国際情勢など時代の変化に対応した経営戦略を構築できる人材の育成が求められる中で、理論に裏付けられた生産技術、経営の多角化に必要な基礎的な知識、経営に関する知識を身に付け、日本の農林業を牽引して、世界のマーケットに打って出ていけるような人材が育成されることである。二つ目は、知識、教養を身に付け、農山村地域のリーダーとなるような人材や、農山村地域の活性化に繋げられるような能力を身につけた人材が育成されることである。また、東北地方を所管する東北農政局が同大学に期待することとしては、農業経営だけではなく、生産の次のステップである加工・販売の分野や、建築・観光などの他の分野までも含まれたカリキュラムを学んだ人が、地域の農業の担い手となることだという。

このように、同大学の設置は、東北地方における農業分野の人材不足を解決する強力な切り札となることが期待される。また、東北農林専門職大学は全国2校目の農業系専門職大学であり、静岡県立農林環境専門職大学が先行開学しているため、先述した静岡県立農林環境専門職大学の課題を分析することが、大学運営に当たっての参考になるだろう。

⁹¹ 山形県（2020：1）

⁹² 山形県（2020：1-2）

⁹³ 山形県（2020：4-5）

⁹⁴ 山形県（2020：2-3）

3 スマート農業技術の実装に向けた取組事例

(1) スマート農業を巡る現状

近年、農業現場の課題をロボット、AI、IoTなどの先端技術で解決するスマート農業への期待は高まっている。「人」不足という問題との関係では、スマート農業には省力化による労働力不足の解消という効果が期待されるが、スマート農業によってもたらされるものは省力化にとどまらない。作業を効率化することによるコスト削減もスマート農業の大きな効果なのである。そのため、農業従事者の減少への対処という観点からも、農業経営体の所得向上という観点からも、スマート農業を今後一層実装していく必要があると言える。

しかし、現実にはスマート農業の実装が進んでいるとはいえない。2023年時点では、データを活用した農業を行っている農業経営体は24万2,300経営体であり、全体の26.1%に過ぎない⁹⁵。対象を担い手に限定しても、データを活用した農業を実践している農業の担い手の割合は48.6%（2021年）であり、2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践することという農林水産省の目標とは相当の径庭がある⁹⁶。このような現状を踏まえると、スマート農業を普及させるための取組を行政としても行う必要があると言えよう。

(2) スマート農業指導士育成プログラム—秋田県—

そこで、農業者などにスマート農業を指導できる人材を育成する取組である、秋田県のスマート農業指導士育成プログラムを紹介する。秋田県は、スマート農業において必要とされる新たな知識・技術・技能を支援・指導できる人材を養成すべく、秋田県立大学アグリノベーション教育研究センターと連携して、このプログラムを2022年から開講した。

このプログラムの対象者は、農業に従事している者、農業関連事業に従事している者及び農業関連団体職員又は地方公務員である⁹⁷。毎年度参加者の募集が行われ、2023年度の定員は20名となっている⁹⁸。なお、参加費は無料である⁹⁹。

スマート農業指導士育成プログラムでは、生産・経営課題抽出のためのコンサルティングに関する知識・技術や、スマート農業技術の基本原則の理解と体系的知識、スマート農業技術導入に必要なインフラ・資格及びスマート農業に関連する施策・事業・法令の知識が身につけられるとされている¹⁰⁰。また、このプログラムによって得られる能力としては、スマート農業技術を選定し、農業生産・経営技術をパッケージとして提案できる能力や、スマート農業関連企業と農業者の間で知識情報の交換・移転を行う知識通訳能力、データ

⁹⁵ 農林水産省（2023f）

⁹⁶ 農林水産省（2023e：190）

⁹⁷ 秋田県立大学（発行年不明 a）

⁹⁸ 秋田県立大学（2023：1）

⁹⁹ 秋田県立大学（2023：2）

¹⁰⁰ 秋田県立大学（発行年不明 b）

に基づく営農支援のためのデータ利活用能力、スマート農業技術をツールとした生産・経営改善指導力が掲げられている¹⁰¹。このことから、農業者に対してスマート農業技術の導入を支援し、経営改善の指導を行うなどの、農業者とスマート農業技術・サービスの開発企業との橋渡しの役割を担える人材を育成することに主眼を置いたプログラムであることが分かる。

このプログラムは、「総論」、「RT（ロボット技術）」、「ICT・IoT」、「農業普及」の四つの学修領域で構成され、座学に演習を交えて実践的に行われる。各学習領域の内容を略述すると¹⁰²、「総論」では、スマート農業が期待される背景や経営上の効果から、スマート農業の社会実装状況とそれらを推進する施策や、スマート農業技術の基盤となる技術要素（クラウドコンピューティング、ビッグデータ、機械学習、センシング等）を学ぶ。「RT」では、直進アシスト機能付き農業機械、ロボット農機（トラクター、田植機、コンバイン、自動運搬車、草刈機等）、資材散布用ドローン（自律飛行機能を含む）等の基本原理を理解し、サービス市場に展開している機器の特徴を理解する。「ICT・IoT」では、IoTを活用したスマート農業技術の概要を、事例を通して学ぶとともに、ICT・IoTにより収集した各種データの利活用技法を学ぶ。「農業普及」では、生産・経営課題抽出のためのコンサルティング手法、スマート農業技術をツールとした生産・経営改善手法を学ぶ。演習は企業との連携や社会実装が進められている機器・システム・サービス等を活用しながら、オンライン上若しくは大潟村に所在する秋田県立大学アグリイノベーション教育研究センター圃場にて実施される¹⁰³。

このプログラムは1年間にわたって開催され、68.5時間の授業が行われる¹⁰⁴。全ての科目を履修し、試験・レポートに合格した者には、秋田県立大学独自の資格である「スマート農業指導士」の称号が授与される。なお、このプログラムは、文部科学省の「職業実践力育成プログラム」に認定されている¹⁰⁵。

¹⁰¹ 秋田県立大学（発行年不明 b）

¹⁰² 秋田県立大学（2023：1-2）

¹⁰³ 秋田県立大学（2023：1）

¹⁰⁴ 秋田県立大学（発行年不明 b）

¹⁰⁵ 秋田県立大学（発行年不明 c）。なお職業実践力育成プログラムとは、大学・大学院・短期大学・高等専門学校におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的に、社会人や企業等のニーズに応じて大学等が行う実践的・専門的なプログラムとして文部科学大臣が認定するものである。以上の点につき、文部科学省（発行年不明 b）参照。

＜図 3-5：スマート農業指導士育成プログラムを PR するチラシ＞

秋田県立大学
アグリイノベーション教育研究センター(AIC)

社会人教育プログラム

スマート農業指導士
育成プログラム

募集定員
各年度
10名程度
詳細は募集要項で
ご確認ください。

募集対象者

- 1 農業に従事している方
- 2 農業関連事業に従事している方
- 3 農業関連団体職員又は地方公務員

スマート農業
指導士取得!!

条件を満たして修了された方に秋田県立大学が認定する「スマート農業指導士」資格を授与します。本プログラムは、文部科学省「職業実践力育成プログラム」に認定されています。

Brush up Program
for professional

お問い合わせ
Akita Prefectural University
秋田県立大学

詳しくは下記URL又は、右記QRコードから
ホームページをご覧ください。
https://www.akita-pu.ac.jp/oshirase/SmartAgriculture_bp

公式Instagram随時
更新中!ぜひフォローして
ください。

出典：秋田県立大学（発行年不明 d）

(3) スマート農業指導士育成プログラムの効果

秋田県では、普及指導員¹⁰⁶である県職員をプログラムに参加させており、スマート農業指導士の資格を得た普及指導員を県内8つの地域振興局に最低一人は配置するようにしており、将来的には二人ずつ配置することが目標だという。また、農協職員や市町村職員も

¹⁰⁶ 普及指導員制度については、本章第4節を参照のこと

プログラムに参加しているという。

このようにして、農業者が地域振興局に行けばスマート農業に関して指導・助言を受けられるという体制は整えられているが、まだ十分には機能していないという課題認識を県としては抱えている。その要因としては、そもそもスマート農業に関心を持つ農業者が少ないこと、農業者にとってスマート農業に関する相談先としては農機メーカーが一般的であり、スマート農業指導士の存在が知られていないことが挙げられるという。

第4節 政策提言

1 政策の方向性

これまで挙げてきた優良事例からは、次のような示唆が得られる。すなわち、国の進める耕地面積の拡大がうまくいかない中山間地域においても、工夫次第では稼げる農業が実現可能だということである。

それでは、どのような工夫が有効なのだろうか。稼げる農業を実現することとは、農業者の所得を増加させることと同義である。農業者の所得とは、農業粗収益から農業生産費を差し引いたものということになる。そうすると、収益を増やすこと及び生産費を減らすことが有効であると言える。ただし、営農を成立させるに十分な労働力があることも前提である。以上の分析から、①売上を増加させること、②必要な労働力を確保すること、③生産費を抑制することの三点を、政策の方向性としたい。

具体的な政策としては、優良事例を踏まえて、①付加価値の創出による売上の増加、②営農を支える外部人材の確保、③スマート農業の実装支援を提言する。以下、それぞれの政策の内容を述べる。

2 付加価値の創出による売上の増加

(1) 4パーミル・イニシアチブ認証制度の導入

山梨県やあきたこまち生産者協会の事例から分かることは、付加価値を創出するためには、ブランド化や6次産業化が重要だということである。そこで本項では、ブランド化に向けた政策を提言する。

提言内容は、山梨県が実施している4パーミル・イニシアチブ認証制度を全国に横展開するということである。全国の農業者が、剪定枝の炭化や草生栽培に取り組み、それを国が認証することで農産物の付加価値を創出する。認証された農業者には国の策定した認証マークの使用を許諾し、農業者は認証マークを掲示するなどして、自己の販売する農産物をアピールすることができる。

(2) 制度設計

具体的な制度設計としては、実施要領を制定し、4パーミル・イニシアチブ認証制度の実施に関する必要事項を定めることを提言する。実施要領には、制度の目的、認証の種類、認証基準、認証の申請要件、申請の方法、認証の決定、認証マークの使用に関する事項等を定める。

併せて、認証基準も制定する。これは実施要領の規定に基づくものであり、4パーミル・イニシアチブの取組として認証されるのに必要な取組の詳細を定めることとする。4パーミル・イニシアチブに資する取組は作物の種類によって異なることから、認証基準は作物ごとに設定することとする。山梨県では、主力作物が果樹であるため、当初は果樹の認証基準のみを定め、その後野菜及び水稻の認証基準を追加したという経緯がある¹⁰⁷。今回制定を提言する認証基準は、全都道府県を対象としたものであり、それぞれの都道府県においては様々な作物が栽培されている。そこで、認証基準を定める品目も、花きや工芸作物などの山梨県が対象としていない作物にまで広げる。これにより、日本中の農業者が4パーミル・イニシアチブに取り組み、付加価値を創出できるようになる。

3 営農を支える外部人材の確保

(1) 公務員の兼業制度の確立

稼げる農業を実現できるだけの営農規模を維持するためには、多くの労働力が必要となる場面がある。先述したとおり、例えばさくらんぼの収穫・選別は人の手で行うしかなく、しかもさくらんぼの収穫時期は短期間に集中するため、収穫時期だけ労働力が足りないという事態が生じている。

このような事態への対処策として、山形県が実施している「やまがたチェリサポ職員制度」を紹介した。それを踏まえて、ここでは地方公務員が兼業として農作業に参画しやすくする制度を提言する¹⁰⁸。

(2) 公務員の兼業に関する法制度

まず、公務員の兼業について法令がどのように定めているのかを確認しなければならない。地方公務員法 36 条 1 項は、地方公務員は任命権者の許可なく①営利団体の役員等を兼ねること、②自ら営利企業を営むこと、③報酬を得て事業又は事務に従事することをしてはならないと定めている。農作業にアルバイトとして参加することは、③に該当し、原則として禁止される。ただし、任命権者の許可を受ければ兼業をすることも可能である。

¹⁰⁷ 山梨県（2022）

¹⁰⁸ なお、兼業として農作業に参画する主体が公務員である必要性はもちろでない。むしろ、民間企業の社員の参画も推進すべきである。ただ、民間とは異なり、公務員の場合は法律上の制約が兼業の足かせとなっているという特殊性に鑑み、本稿では特に公務員の兼業規制の限界を検討することとした。

許可を受ければ兼業をすることが可能だとはいうものの、どのような場合に許可されるのかが分からなければ、兼業をしようという機運もなかなか高まらないだろう。さらに、仮に許可申請があったとしても、許可権者の側でも許可すべきか否かの判断が難しく、手続きに時間を要することは想像に難くない。実際、「やまがたチェリサポ職員制度」を導入する以前の山形県では、兼業を許可する際の手続きとして、営利企業等従事許可の申請をし、申請の内容を一つ一つ確認し、公務員の兼業としてふさわしいかどうかを判断した上で許可をしていたため、手続きに手間がかかるという問題があったという。

この問題に関連して、地方公務員法 36 条 2 項は、「人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる」と定めている。基準が設定されていれば、申請する側は自分のやりたい兼業が許可されるか否かがある程度予想することができ、許可する側も許可すべきか否かを容易に判断することができる。そのため、兼業を推進するためには、許可基準の設定は不可欠である。しかるに、許可基準を設定している地方公共団体は 4 割程度であり、設定した許可基準を対外的に公表している地方公共団体は 2 割にも満たない¹⁰⁹。

(3) ガイドラインの策定

こうした現状を踏まえて、地方公共団体が許可基準を設定する際に参考となるガイドラインを国が策定することを提言する。これは地方自治法 245 条の 4 第 1 項に基づき、地方公共団体に対する技術的助言として策定するものであり、決して地方自治に容喙しようとするものではない。

ガイドラインには、兼業許可の基準を定めるに当たっての考え方及び基準のひな形を盛り込む。基準の内容としては、①許可の対象となる事務・事業を類型化し、その地域の特産物に関する農業労働などに限定すること、②兼業先との利害関係を排除すること、③日数や時間の条件を設けること、④報酬の上限を設けることが考えられる。

許可の対象を特産物に関する農業労働に限定することの意義は、職務の公正の確保にある。地方公務員法 30 条前段は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務」しなければならないと定める。つまり、公務員は、「職務の遂行に当っては、特定の利益に偏することなく、常に中立かつ公正でなければならない」と解されている¹¹⁰。公務員が報酬を得て特定の事務・事業に従事していれば、「その利益を念頭に置いて職務の公正を害するおそれ」がある¹¹¹。したがって、兼業許可の対象となる事務・事業は、社会性・公益性が高い地域貢献活動に限定されるべきである。この点、その地域の特産物に関する農業労働ならば、特産物による地域振興という意義があるため、社会性・公益性を肯認できよう。実際、山形県は、「山形を代表する農作物であるさくらんぼの収穫は、公益性があ

¹⁰⁹ 総務省（2019：2）

¹¹⁰ 橋本勇（2016：771）

¹¹¹ 橋本（2016：771）

る」として、兼業の対象をさくらんぼの収穫に限定している。

次に、兼業先との利害関係を排除することだが、これも職務の公正の確保の観点から不可欠であることは言うまでもない。兼業の内容が地域の特産物に関する農業労働ということならば、農政に携わる職員は兼業できないということになる。

さらに、日数や時間の条件を設けることだが、これは職務専念義務との関係で必要になる。地方公務員法 30 条後段は、公務員は「職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めているほか、同法 35 条は、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と公務員の職務専念義務を規定している。これは「人間の性」として、「公務以外の事業など、特に営利性のある仕事や報酬を伴う仕事に従事した場合には、とかく注意や関心を奪われがちになり、本来の職務への集中力を欠くおそれを伴うことが予測されることから」¹¹²、こうした事態を防ぐために設けられたものである。この趣旨を踏まえると、職務に影響を及ぼすような負担の大きな事務・事業は、兼業として認めるのが適当でないということになる。そのため、兼業に従事することのできる日数や時間を定めることが必要になる。具体的な時間等については、国家公務員の兼業について定めた内閣官房通知¹¹³を参考に、1 日 3 時間以下、週 8 時間以下、1 ヶ月 30 時間以下の時間制限を設けることが適当だと考える。この時間制限は、山形県をはじめ既に許可基準を設定している地方公共団体の多くが採用している¹¹⁴。

最後に、「公務員の品位の維持」の観点から、報酬の上限を定めることが求められる。地方公務員法 33 条は、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」と規定し、職の信用を保持し、職全体の名誉を維持する義務を公務員一人ひとりに課している。これは、「公務員が住民の負託を受けて職務を遂行するものである以上、広く住民の信頼を得なければならない」という趣旨で設けられたものである¹¹⁵。そのため、公務の信用を確保する観点から、兼業によって得られる報酬は、社会通念上相当と認められる程度を越えない額であることが求められる。山形県は上限を 1,500 円としており¹¹⁶、これを参考に上限を定めることもあり得ないではないが、物価水準や最低賃金が地域によって異なることを考慮すると、国の示すガイドラインでは上限規制の必要性に触れる程度に止めるのが適切であろう。

以上の内容を盛り込んだガイドラインを策定することにより、未だ許可基準を設定していない地方公共団体に対し許可基準を設定することを促し、延いては公務員が兼業として

¹¹² 神山智美（2022：22）

¹¹³ 内閣官房（2019：1）

¹¹⁴ 山形県については、山形県（2023a：1）を参照。そのほかの事例については神山（2022：31-39）を参照。

¹¹⁵ 橋本（2016：772）

¹¹⁶ 山形県（2023a：1）

農作業に参画しやすくすることができると考える。その結果、営農を支える労働力が不足しているという課題を克服することにつながることを期待される。

(4) 国家公務員との関係

本提言は、地方公務員が兼業しやすくなることを目的としている。そうすると、地方公務員と対的存在である国家公務員の兼業をどうするのかという問題が浮上する¹¹⁷。まず、国家公務員の兼業に関する制度を確認すると、国家公務員法 103 条 1 項は、「職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下営利企業という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない」と定める。また、同法 104 条は、「職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要する」と定めている。要すれば、営利目的の活動や企業及び団体の役員となること、自ら営むこと、及び報酬を得て他の事業、事務に従事すること、つまり兼業を原則として禁止しており、この点については地方公務員法の定めと本質的な違いはない。

国家公務員法の規定を受けて、職員の兼業の許可に関する内閣官房令¹¹⁸ 1 条は、「内閣総理大臣及び所轄庁の長は、兼業の許可の申請があつた場合においては、その職員の占めている官職と国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 104 条の団体、事業又は事務との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがなく、かつ、職務の遂行に支障がないと認めるときに限り、許可することができる」と定める。また、「職員の兼業の許可について」（通知）¹¹⁹では、兼業の許可に関する申請があつた場合に許可しない取扱いとする類型として、「兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき」を定めている。さらに、「『職員の兼業の許可について』に定める許可基準に関する事項について」（通知）¹²⁰では、兼業先が営利企業の場合、原則として「職員の兼業の許可について」にいう「兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき」に該当するとしている。

以上のことから、国家公務員については、営利目的での兼業は明確に許可の対象とならないとする運用がなされているため、兼業として農作業に携わることができるようにすることは困難である。それでは、なぜ国家公務員は営利目的での兼業が許されないのに、地方公務員は許されるのかという疑問が生じるだろうが、それが正に兼業許可の対象となる

¹¹⁷ 地方公務員の勤務条件は、原則として国家公務員の勤務条件に準ずる形で定められている（国公準拠）。そのため、地方公務員の兼業を緩和する方向の政策を考える場合には、国家公務員についてはどうすべきかを同時に考える必要がある（この点に関しては、石山英顕教授から私信でご教示を頂いた）。

¹¹⁸ 昭和 41 年総理府令第 5 号

¹¹⁹ 昭和 41 年 2 月 11 日総人局第 97 号、内閣官房内閣人事局（2019：7）参照

¹²⁰ 平成 31 年 3 月 28 日閣人第 225 号、内閣官房（2019）

事務・事業を、特産物に関する農業労働に限定した所以である。地方公務員がその地域の特産物のために労働するというのであれば、そこには地域貢献活動の要素が生まれるため、「公務員としての信用を傷つけ」るおそれは生じないのである。

また、兼業として農作業に携わることができる公務員が地方公務員に限られることは、労働力の確保という政策目的との関係では、それほど大きな問題ではない。なぜなら、日本全体の公務員数約 339.3 万人のうち、地方公務員は約 280.3 万人と実に全体の 82.6% を占めるのである¹²¹。一方、一般職国家公務員は 8.6% しかおらず、農作業に携わりうる地方勤務者に限ればその割合はさらに小さくなると思われる。つまり、国家公務員も兼業として農作業に携わることができるようにしたところで、対象となる人数は多くないため、政策の対象が地方公務員に限られても、政策効果に大きな違いは生じないものと思われる。

4 生産性を向上させるスマート農業の実装

(1) スマート農業の意義・課題

スマート農業には、省力化による労働力不足の解消が期待されるだけでなく、効率化によるコスト削減の効果も認められていることは先に述べたとおりである。例えば、さくらんぼのつぼみは霜に弱いため、園内の気温が下がりすぎていないかをチェックする必要がある。従来であれば農業者自身が何度も確認しに行かなければならなかったが、機械が気温を計測し農業者の元へデータを自動送信するスマート農業技術を用いれば、その分農業者は別の作業をすることができるため、生産性が向上する¹²²。このように、稼げる農業を実現する上で、スマート農業には大きな意義がある。

しかし、一方でスマート農業の実装には課題もある。山梨県の担当者によれば、スマート農業技術を実装するメリットを農業者に十分に伝えられていないため、スマート農業が普及していかないという課題がある。また、秋田県の担当者によれば、スマート農業に関して自分から農機メーカーに相談しに行く最先端の農家と、どこにも相談できないでいるそれ以外の農家に二極化してしまっているという状況にあるという。

これらの現状を踏まえると、スマート農業に関して農家に指導・助言できる公的な人材が求められていると言える。農機メーカーは確かに相談に乗ってくれるだろうが、一方でビジネスの一環としての相談であり、不相应に高額なもの売りつけられるのではないかという不安から相談するのを尻込みする農家もいるだろう。その意味で公的な人材、具体的には都道府県の職員などがスマート農業に関する知識を得て、農業者の相談に応じられるようにすることが有効なのである。

(2) 普及指導員への研修の実施

¹²¹ 人事院 (2023)

¹²² 寒河江市・東日本電信電話株式会社山形支店 (2023)

スマート農業に関する指導をする人材となるのにふさわしい都道府県の職員は、普及指導員である。普及指導員とは、農業者に直接接して、農業技術の指導を行ったり、経営相談に応じたり、農業に関する情報を提供し、農業者の農業技術や経営を向上するための支援を専門とする、国家資格をもった都道府県の職員である¹²³。普及指導員は全国に約 6,000 人おり、その大部分が各都道府県の普及指導センターに所属している¹²⁴。先に紹介した秋田県の「スマート農業指導士育成プログラム」では、主にこの普及指導員を対象にスマート農業についての研修を行い、スマート農業において必要とされる新たな知識・技術・技能を修得した指導人材に育て上げている。その上で、県の出先機関である 8 つの地域振興局に、このプログラムにより育成された普及指導員を配置し、農業者がスマート農業に関して相談できるような体制を整えているという。

先ほど示したスマート農業実装の課題を解決するためには、秋田県の取組を全国展開することが有効だと思われる。そこで、各都道府県が普及指導員への研修として秋田県の「スマート農業指導士育成プログラム」と同等の講習を実施することを提言する。この講習を修了した普及指導員はスマート農業指導士となり、スマート農業に関して農業者へ指導できるようになるのである。

(3) 制度設計

まず、都道府県が普及指導員に対して上記の研修を行うことを助言する内容をガイドラインとして定める。普及指導員は農業改良助長法に基づき、協同農業普及事業の一環として設置されるが、同法 7 条 5 項は、協同農業普及事業の実施に関する方針を都道府県が定めるとしている。この方針を定める際の参考に供するものとして、「協同農業普及事業の実施についての考え方 (ガイドライン)」¹²⁵がある。この中の「第 4 普及指導員の資質の向上に関する事項」に、上記の研修を行うことが望ましい旨の規定を置く。このようなガイドラインの策定により、各都道府県が普及指導員に対してスマート農業の研修を行うようになることが期待される。付言しておくが、このガイドラインは地方自治法 245 条の 4 第 1 項に基づく地方公共団体に対する技術的助言であり、もとより地方公共団体の裁量を否定する趣旨ではない。

次に、上記の研修を行う際には相当の費用の発生が見込まれ、実施する際のハードルとなる。一方で、この研修は都道府県の職員のスキルアップの機会でもあり、都道府県にもメリットがあるため一定の負担を求めるのが相当である。そこで、その費用の半額を国が負担することとする。協同農業普及事業に関しては、協同農業普及事業交付金が都道府県に対して交付されているが、これは定額補助であるため、別途研修費用の半額を補助する事業を創設する。なお、スマート農業指導士育成プログラムにおいて事業実施に要した費

¹²³ 徳島県 (2018)

¹²⁴ 農林水産省 (2021 : 2-3)

¹²⁵ 令和 2 年 8 月 31 日付け 2 生産 1005 号農林水産省生産局長通知 一部改正令和 4 年 6 月 17 日 4 農産第 1220 号、農林水産省 (2022b)

用は少なくとも 485 万円であるため¹²⁶、全都道府県で実施する場合には、補助金の総額は少なくとも 1 億円を下らないと思われる。

(4) 将来の展望

以上の政策が実行され、各都道府県においてスマート農業指導士が誕生した暁には、スマート農業指導士を農業改良助長法上の資格として位置付けることを提言する。(3)の提言によれば都道府県ごとに研修を実施することになるため、地域間でスマート農業指導士の質に差異が生じるという事態が発生することも想定されるところである。しかし、農業者が享受する普及指導サービスは均一であることが望ましい。同じ名称でありながら質が異なるというのは混乱を招く要因にもなる。また、すでにスマート農業指導士の資格を持った普及指導員を配置しつつある秋田県でも、スマート農業に関する相談窓口としてそれほど農業者に利用されているわけではなく、知名度に課題があるというのは先に指摘したとおりである。

そこで、スマート農業指導士を普及指導員と同様に農業改良助長法上の資格とし、名称独占化すべきであると考え。同時に、農業改良助長法施行規則や普及指導員資格試験実施要領を改正し、スマート農業指導士資格試験の内容も全国統一で定める。これにより、スマート農業指導士が均質化する。また、法律で認められた資格であるというある種の箔は、農業者がスマート農業指導士に相談するインセンティブともなろう。一方で、法改正が必要となり、それには多大なコストがかかる。とはいえ、スマート農業指導士の質の統一の必要性という立法事実があり、名称独占化という法律事項も備わっているため、法改正の必要性は認められよう。

以上、4パーミル・イニシアチブ認証制度の全国展開、兼業許可の基準設定の推進、普及指導員へのスマート農業研修の実施という政策を示してきた。これらの政策を実施することにより、付加価値の創出による売上の増加、営農を支える外部人材の確保、生産性を向上させるスマート農業の実装という目標が達成され、その結果中山間地域においても稼げる農業が実現できるものと考えている。

¹²⁶ 秋田県立大学 (2021 : 1)

第4章 地域への多様な関わり方の創出

現在、人口減少及び東京一極集中が加速していることに伴って、日本各地で様々な課題が生じていることは、ここまでの内容からもうかがえるだろう。本章では特に、全国各地で地域コミュニティの維持が困難となっている状況を取り上げて、このような現状から生じる多様な課題に対して、「人の流れ」の創出という観点から研究を行い、どのような政策が有効であるかについて考える。

さらに、移住・定住や観光などの促進に代表される、従来の「人の流れ」創出施策に加えて、関係人口や世代間交流、6次産業化などの取組からも「人の流れ」を生み出すことで、それぞれの地域の特徴や課題に即した地域活性化を達成できるのではないだろうか。そこで、本章では、「地域への多様な関わり方の創出」についても検討する。

第1節 人口減少に対するこれまでの政策

1 地方における人口減少の現状

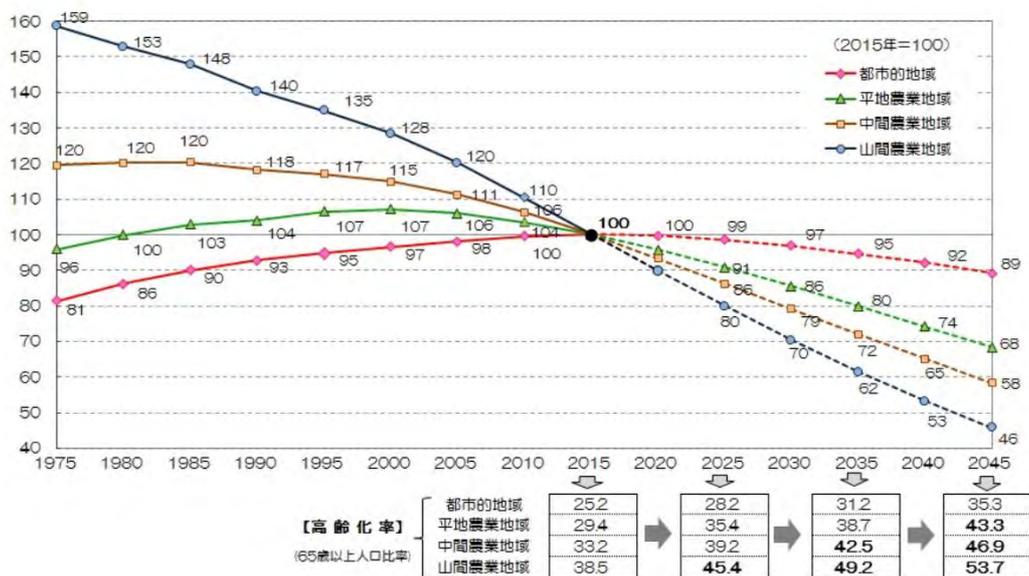
本研究のテーマである地方創生が求められるようになった背景としては、すでに触れたように、人口減少及び東京一極集中による地方からの人口の流出が挙げられる。2014年に日本創成会議が発表し、地方創生の必要性が認識されるきっかけとなった、いわゆる増田レポートによれば、全国の約半数にあたる896の基礎自治体が、2040年までに消滅可能性都市¹²⁷になるとの試算がなされており、現在進行している人口減少・少子高齢化・東京一極集中は、そう遠くない将来に多くの基礎自治体を存続の危機にさらす可能性があると言える。

このような人口減少の現状は、本章の論を進める上での前提となるので、はじめに日本の人口動態について簡単な整理を行う。ここでは、「県内総生産に占める農業の割合が高い地域ほど人口減少が顕著にみられる傾向がある」という、前章で取り上げた細尾（2016）の研究に立脚し、特に農業地域類型別の人口推移と将来予測に着目して整理を行う。まず、図4-1は日本国内を農業地域類型別に分類した上で、それぞれの地域類型におけるこれま

¹²⁷「増田レポート」では、「人口移動が収束しないケースにおいて20～39歳の女性の人口が2040年までに5割以上減少する市区町村」を「消滅可能性都市」としている（増田（2014：29-31））。また、「消滅可能性都市」という言説については、人口推計上の問題点や、言葉や議論の極端さなどに対して批判を加えて、あくまでも地方は消滅しないという立場をとる研究も存在する（小田切徳美（2014：2-14））。本論は必ずしも増田（2014）の立場に立つものではないが、このような言説が生まれるほど、急激な人口減少・少子高齢化への危機感が生まれていることには注意を払う必要があるだろう。

での人口推移と将来の予測を示したものである¹²⁸。都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域いずれの地域においても人口の減少が予測されているが、その中でも、中間農業地域¹²⁹（2015年=100に対して2045年=58）及び山間農業地域¹³⁰（2015年=100に対して2045年=46）での減少が顕著になると予測されている。また、高齢化率についても、中間農業地域（2015年=33.2%に対して2045年=46.9%）及び山間農業地域（2015年=38.5%に対して2045年=53.7%）における急激な上昇予測が目立っていると見えよう。

<図 4-1：農業地域類型別の人口推移と将来予測>



出典：農林水産政策研究所（2019）

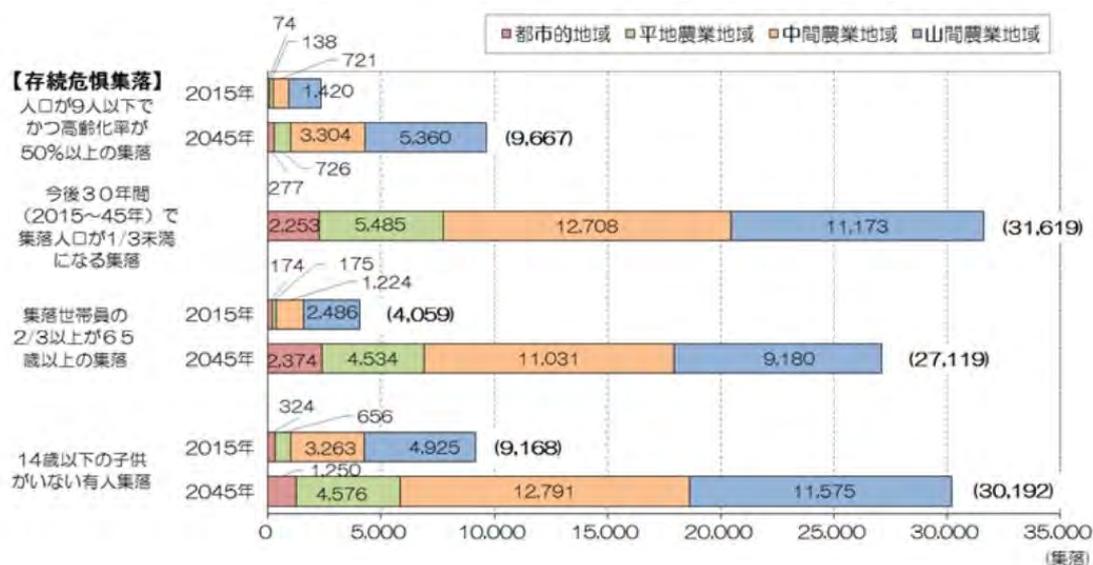
これに伴い、地域や集落の維持が危ぶまれる地域も増加している。図 4-2 では、このような地域の数の変容を示しているが、「人口が9人以下かつ高齢化率が50%以上の集落」である「存続危惧集落」をはじめ、「2015～45年で集落人口が1/3未満になる集落」「集落世帯員の2/3以上が65歳以上の集落」「14歳以下の子供がいない有人集落」のいずれにおいても、同じく中山間農業地域において顕著な増加が見込まれている。

¹²⁸ 農林水産政策研究所（2019：1）

¹²⁹ 「耕地率が20%未満で、都市的地域及び山間農業地域以外の市区町村及び旧市区町村」又は、「耕地率が20%以上で、都市的地域及び平地農業地域以外の市区町村及び旧市区町村」を指す（農林水産省（2023a））

¹³⁰ 「林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市区町村及び旧市区町村」を指す（農林水産省（2023a））

<図 4-2：人口減少と少子高齢化の進行による集落の変容>

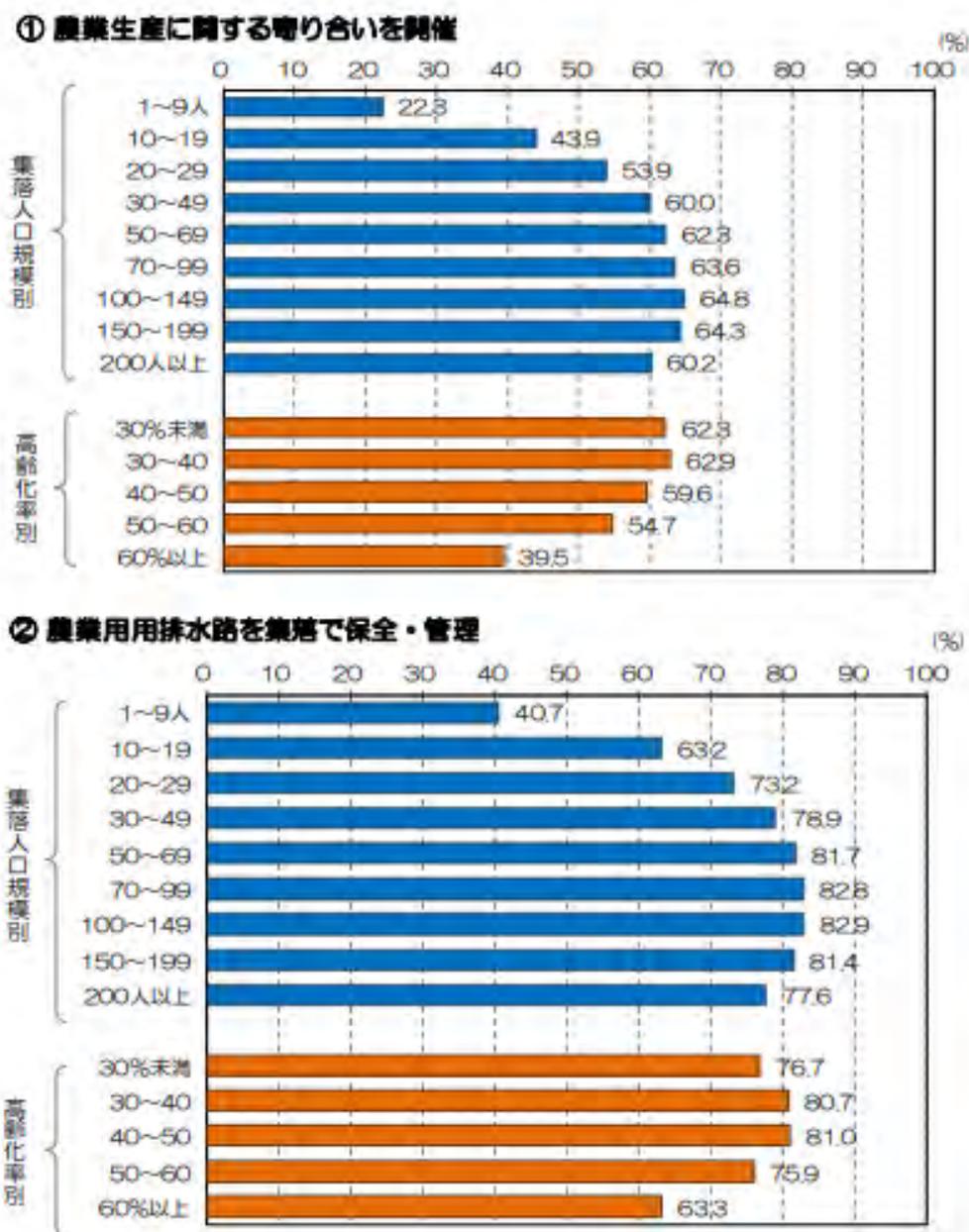


出典：農林水産政策研究所（2019）

さらに、農村における人口減少・少子高齢化は、集落活動¹³¹の実施にも影響をもたらしていることも明らかになっている。図 4-3 は集落人口規模別及び集落の高齢化率別の集落活動実施率を示しているが、人口規模の小さな集落及び高齢化率の高い集落ほど集落活動が停滞する傾向にあることが読み取ることができる。

¹³¹ 集落活動とは、図 4-3 で示している農業生産に関する寄り合いの開催や、農業用排水路の保全・管理などの、集落の維持に必要な諸活動を指す。農林水産政策研究所（2018）では、これらの集落活動を「守り」の活動と「攻め」の活動に分けて分析を行っており、図 3 で示した 2 つの活動はいずれも、以前から多くの集落で行われている集落の基礎的活動である「守り」の活動に分類される。また、この研究においても、集落の総世帯数が 10 戸未満になると、特に「守り」の活動の実施率が急激に低下することが明らかにされている。

<図 4-3：人口規模・高齢化率別に見た集落の活動状況>



出典：農林水産政策研究所（2019）

以上の状況からも、地方の集落で人口減少・少子高齢化が今後さらに進行すると、地域内のマンパワーや資金、アイデアなどだけで地域を活性化することが困難となり、集落活動が停滞すると言えよう¹³²。

¹³² 現在、国の主要な戦略として位置付けられているデジタル田園都市国家総合戦略において、地方創生

2 「人の流れ」の創出に係る従来の取組

「人の流れ」の創出については、これまでも様々な取組がなされてきた。取組の主な方向性の一つとしては、都市部から地方への移住・定住を促進する取組が挙げられる。当然ながら、移住・定住は地域への関わり方の度合いとしても最も強いものであり、移住してきた人たちは、地域の維持や活性化において重要なアクターになり得る。

地方への移住・定住を促進するにあたって自治体は、移住者に対して支援金の交付や低廉な住居の提供など、金銭面の負担を軽減する取組を充実させることによって、移住に対するインセンティブを生み出し、移住への誘導を図った。このような取組によって、移住者は極めて安価に地方での生活をスタートできる場合が多かった。しかしながら、金銭的なインセンティブによる移住施策は、徐々に乱立の様相を見せるようになってきた。山形県でのヒアリングにおいても、移住施策の過熱について、県職員の方から以下のようなお話をいただいた。

「移住・定住政策はこれまでやってきて、日本全国人口が減少する中で、各県が移住者を獲得する競争みたいになっているのが現状です。移住・定住で都道府県同士不毛な争いをして、結局いらぬ補助やサービスが増えて、移住者や移住対象になる人のためではなく、『他の県があれやったからこれやる』といった過熱するような状況になったこともありまして……」

社会学者の山下祐介も、金銭的なインセンティブの乱立による移住・定住者の呼び込みが全国各地で行われた状況を「自治体間人口獲得ゲーム」と評し¹³³、その問題点を指摘していた¹³⁴。さらに、このような政策的支援の多くは、移住した直後の時期を対象とするものが多く、定住や永住を念頭に置いた、数年から数十年にわたる長期的な支援は、移住支援ほどには整えられなかった¹³⁵。また、一度社会人として都市部で働き始めた人にとって、移住・定住はライフステージの中でも決断のハードルが極めて高い営為であることなども影響していることから、都市部の住民における、地方への移住の意欲は高い一方で、実際の移住には結びつくことは多くなかった。

「人の流れ」の創出における取組の方向性としては、都市農村交流の促進も大きな位置

が重要政策の1つとして取り組まれているのも、このような背景がある。詳しくは本節第4項で触れる。

¹³³ 山下祐介（2014：186-189）

¹³⁴ 「自治体間人口獲得ゲーム」の問題点として山下は、「選択される自治体」と「選択されない自治体」の分裂に帰結する可能性がある点や、行政から提供される住民サービスの差によって地域間格差が生み出される可能性がある点を挙げて、そのような社会を日本が志向することに対して、疑問を提示している。

¹³⁵ 小田切（2014：212-213）

を占めてきた。都市農村交流はその名の通り、都市部の住民が地方の農村を訪れ、観光や食を通して農村への理解を深める取組を総称したもので、両地域間の交流人口の増加に一定の寄与を果たした。その一方で、両者の関係性が一過性のものにとどまる事例も多くみられ、地域との深い関わりの構築には至らなかったことが指摘されてきた。さらに、交流事業の実施に当たっては、農村側に負担が集中したことによる「交流疲れ」といった現象も各地で見られるようになった¹³⁶。

以上、これらの政策は、地域活性化のきっかけを創出した点においては一定の評価が与えられるものの、地方の人口減少及び都市部への人口流出を十分に食い止めるには至らなかったと言える。翻ると、競争的かつ画一的な金銭的インセンティブの乱立によらない、また、地域側に過度な負担をかけない形で、地域の実情に即した「人の流れ」を創出することが、地域の活性化を図るうえで必要になると言えるのではないか。

3 「田園回帰」の傾向

ここまでは、人口減少の現状及び「人の流れ」の創出に係る従来の取組について整理を行った上で、「地域の実情に即した『人の流れ』の創出」の必要性を提起した。しかし、これは実現可能な取組なのだろうか。本項では、田園回帰（過疎地域において都市住民がからの人の移住・定住の動きが活発化している現象）の高まり、及び田園回帰の潮流がもたらした、近年の国の総合戦略の特徴を読み取りながら、地方創生や「地域の実情に即した『人の流れ』の創出」のための糸口を見つけていく。

はじめに、地方移住に関する近年の傾向についてみていく。都市部から地方への人口移動については、これまで①1970年代（図4-4「第1人口均衡期」に対応）②1990年代（図4-4「第2人口均衡期」に対応）③2010年代（図4-4矢印）に大きな動きが見られてきた¹³⁷。

まず、①の人口移動については、第一次石油危機が到来し、経済が安定成長期に移行した1970年代の日本において、工場が三大都市圏から地方に分散することによって経済力の地域間格差が縮小し、都市部からのUターン（地元に戻る）やJターン（地元近郊の都市に戻る）が発生したことが要因であるとされる。

②の人口移動については、1990年代前半のバブル崩壊に伴い、東京圏や地方中枢都市での景気低迷が続いた結果、経済力の地域間格差が縮小し、再び地方への人口の回帰が起こったとされている¹³⁸。また、1989年には「Iターン」（生まれ育った地元を離れて別の地

¹³⁶ 小田切（2014：75-76）。一方で小田切も、「地元の人々が地域の価値を、都市住民の目を通じて見つめ直す」効果を持つ面から都市農村交流の重要性を評価した上で、交流疲れを生み出すような、地域側が「頭を下げる交流」ではなく、「地域を誇る交流」への転換に着目している。

¹³⁷ 内閣府（2019a）

¹³⁸ 増田（2014：16-21）

域に移住すること) という用語が生まれ、都市住民が自らのライフスタイルの転換を志向するようになったことで、地方への移住がみられるようになり、田舎での暮らしや新規就農を選択する動きが起こった¹³⁹。

最後に、③の人口移動については、2011年に発生した東日本大震災の影響がその一因にあると考えられている。東日本大震災では、首都直下型地震の危険性や大規模停電、食料の途絶等、都市部での暮らしのリスクが顕在化したことから、主に首都圏から地方への人口移動が発生したとされている。また、この頃の人口移動の特色としては、従来のライフスタイルの転換を求めた移住ではなく、都市での暮らしをそこまで変えたくない地方都市志向の移住者が多く現れたことが挙げられる¹⁴⁰。さらに、東日本大震災の被災地でボランティアに従事した若年層の中からは、被災地との関係を発展させ、継続的な交流や移住に至った人々も生まれている¹⁴¹。加えて、「東北食べる通信¹⁴²」の創刊者である高橋博之は、「ふるさと難民」(都市で生まれ都市で育ったことで、自然や密度の高いコミュニティを持った田舎との接点を持っていない人々)が増加している事を指摘した上で、そのようなふるさと難民達は、地方における自然や密度の高いつながりを目新しいものとして捉え、そこでの生活に大きな価値を見出していると述べている¹⁴³。

¹³⁹ 小田切 (2022 : 129-130)

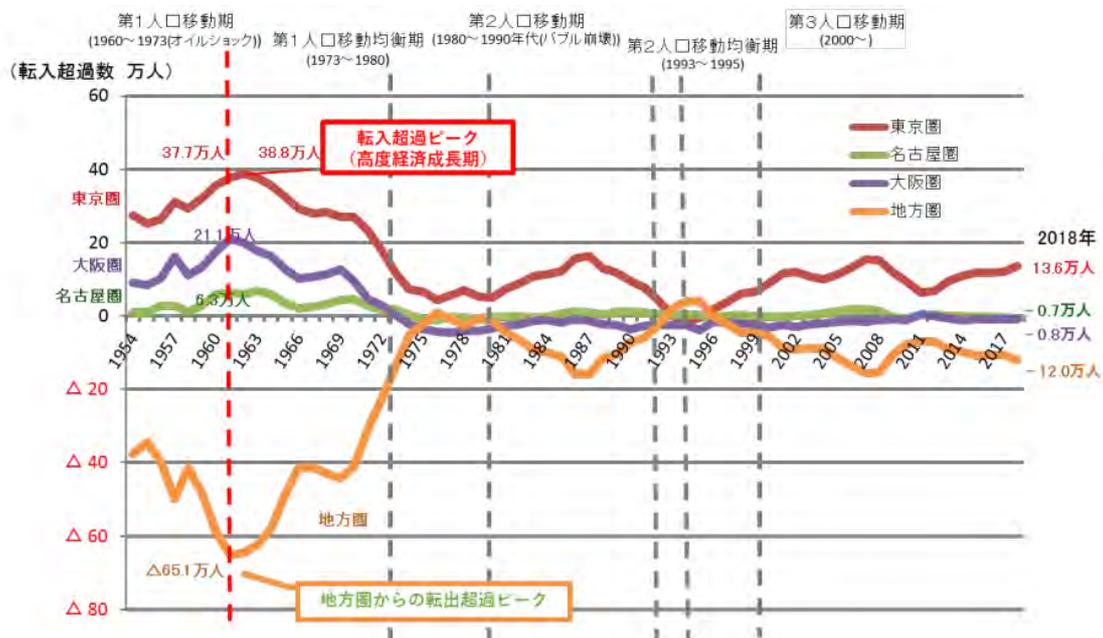
¹⁴⁰ 小田切 (2022 : 134-135)

¹⁴¹ 指出一正 (2016)、高橋博之 (2016)

¹⁴² 東北の農業・漁業の現場を取材した冊子と、実際にその現場で収穫された生産物をセットで届ける仕組みの情報誌。

¹⁴³ 高橋 (2016 : 89)

<図 4-4：三大都市圏及び地方圏における人口移動（転入超過数）の推移¹⁴⁴>



出典：内閣府（2019c）

最後に、田園回帰を促した直近の要因について触れておこう。それは、2020年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大である。コロナ禍では「三密」の回避が叫ばれたように、都市における人口の集積・過密が大きなりリスクとなった。また、移動が制限されたことにより、テレワークやリモートワークなどのオンラインを活用した働き方が定着し、勤務先は東京圏に立地する企業のままで自身は地方へ移住し、テレワークやリモートワークによって地方から業務を行う「転職なき移住」への可能性が高まった。実際に、コロナ禍によって国民の間には意識の変化が生じており、新しい働き方の普及を背景とした地方移住への関心は高まっている。東京圏在住者に対する内閣府のアンケート調査（図 4-5）では、35.1%の人が地方移住への関心があると回答しており、中でも、20 歳代の割合が 44.8%と、若年層における地方移住への関心が特に高まっていると言える¹⁴⁵。

さらに、コロナ禍に伴う変化について付言すれば、対面でのコミュニケーションが制限されたこともあり、都市住民が地方に直接訪問するという、従来の都市・農村間の関わり方に加えて、地方への訪問を伴わない「オンライン関係人口」と呼ばれる概念も登場した。

¹⁴⁴ 内閣府（2019c：6）なお、図 4-4 中における各地域区分は以下のとおり。

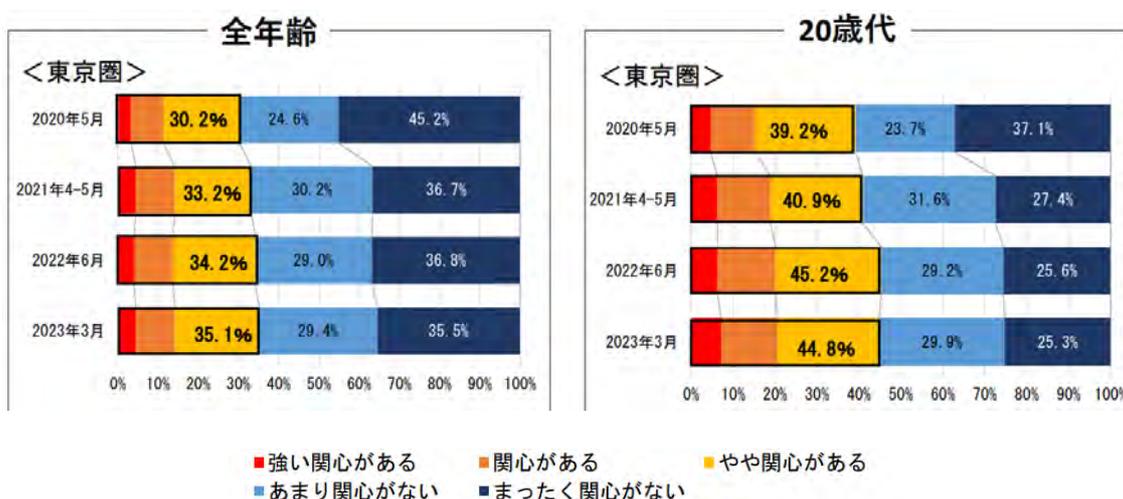
- ・東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- ・名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県
- ・大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
- ・三大都市圏：東京圏、名古屋圏、大阪圏
- ・地方圏：三大都市圏以外の地域

¹⁴⁵ 内閣府（2023c：23）

オンライン関係人口とは、ふるさと納税や地場製品の購入、オンライン会議システムを活用した交流などの手段を通じて、地域と多様なかたちでつながる人々を指す。利点としては、距離的・時間的・金銭的制約が少ないため、一人が複数の地域と交流できることや、実際に地域を訪れる際のハードルを下げるといったことが挙げられる¹⁴⁶。

以上から、地方での暮らしを志向する傾向は、これまで幾度か高まりを見せながら、近年は「田園回帰」という形で、再び関心が高まっていることがうかがえる。同時に、近年の「田園回帰」は若年層を中心に広がりを見せていることから、実際に地方創生や「地域の实情に即した『人の流れ』の創出」において、中心的な役割を果たす主体として注目に値すると言えよう。

<図 4-5：地方移住への関心（東京圏在住者）>



出典：内閣府（2023c）

4 新たなかたちの「人の流れ」の創出に係る国の動き

一方で、国レベルの動きを見てみると、2019年に行われた、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が一つの画期となっていることがうかがえる。本戦略においては、地方への移住・定住の推進という従来からの取組に加えて、「地方とのつながりを築く」という観点が、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略から追加された。「地方とのつながりを築く」観点は、今後人口が減少する日本において、地方創生の当事者を最大化することが必要不可欠であるという認識のもと、地域に住む人々のみならず、地域外の人々にも地域の担い手として参画してもらうことを目指して、新たに掲げられたものである。また、地方とのつながりに関しては、主要な役割を果たす主体としての関係人口の創出・拡大を目指す

¹⁴⁶ 国土交通省（2021：14-17）。後述する山形県飛島の「島キャンプ」事業も、オンライン人口の一類型と言える（第2節第1項で詳述）。

ことが、国の戦略において初めて示された¹⁴⁷。さらに、本戦略には、「稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする」「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」という四つの基本目標を貫く横断的な目標として、「多様な人々の活躍を推進する」という目標が掲げられている。このことから本戦略は、本章のテーマである「地域への多様な関わり方の創出」という観点から考えれば、一つの大きな画期になったと言えよう。

その後、まち・ひと・しごと創生総合戦略の流れをうけて 2022 年 12 月に策定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略においては、「人の流れをつくる」という施策の方向性が示され、国を挙げて地方への「人の流れ」を創出することが目指されるようになった。本戦略で、地方への「人の流れ」が重視された背景には、やはり先述のコロナ禍による都市部から地方への人の流れの変化がある。また、主要な施策としては、地方への移住・定住の推進に加えて、「転職なき移住」や二地域居住の推進、関係人口の創出・拡大などがあり、前戦略から引き続き、地方への多角的な関わり方を念頭に置いた施策の展開を志向していることがうかがえる¹⁴⁸。

第 2 節 地方の実情と課題

前節では、地方における人口減少の現状と、「人の流れ」の創出に係るこれまでの国の戦略について整理を行った。また、「田園回帰」の傾向が、コロナ禍を背景として近年再び高

¹⁴⁷ 「関係人口」という言葉の意味については未だ定まっておらず、各政策上の文脈によって多少異なるが、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「特定の地域に継続的に多様な形で関わる者」とされており、国会における答弁でもこの定義が多く用いられている（「第 211 回国会参議院決算委員会会議録」第 4 号（2023 年 4 月 10 日）岡田直樹国務大臣答弁など）。一方で、2018 年度から「関係人口創出事業」を行うなど関係人口の施策に取り組んできた総務省では、『「関係人口』とは、移住した『定住人口』でもなく、観光に来た『交流人口』でもない、地域と多様に関わる人々』と定義している（総務省（発行年不明））。また、農林水産省においては、「農的関係人口」という独自の概念を示しており、「農村を知る」（ふるさと納税・特産品購入）→「農村に触れる」（農泊・体験農園）→「農村で仕事する」（農村での短期の仕事・ボランティア・農福連携（第 3 節第 2 項で詳述））→「農村で暮らす」（二拠点居住・ワーケーション・就農）の流れで、農村に対する関与や関心を都市住民に深めてもらうことを想定している（農林水産省（2022c））。その他、国土交通省の調査における定義については、前掲注(146)を参照。

¹⁴⁸ 内閣府（2022b：10-13）。個別施策の詳細については本戦略 91-113 頁等を参照されたい。また、本戦略に基づく施策の取組状況について整理した内閣官房（2023）においても、引き続き「地方への人の流れを重層的で力強いものに」することを当面の課題として、施策の重点的な検討が進められている。

まりをみせていることについても併せて概観した。本節では、地方創生や地域活性化において実際のフィールドとなる地方の側の視点に立ち、地方の側から見た地域の維持、及び「人の流れ」の創出について、ヒアリングから具体的な課題を抽出し整理を行う。なお、本研究では、秋田県及び山形県に対して行ったヒアリングの結果を基に検討を進める。両県に注目した理由としては、両県が全国の中でも特に人口減少・少子高齢化が著しい地域であり¹⁴⁹、地方創生・地域活性化が特に求められる地域である可能性が高いということが挙げられる。

1 行政が捉える地方の実情と課題 ～秋田県・山形県を例に～

まず、秋田県へのヒアリングでは、「アイデアはできたが人が足りない」といった声や、「散々色々やってきたけれど、これ以上人が出てこない」「アイデアはあるけど行動に移すことができない」といった声が、県内の農村に住む住民から上がっていると伺った。また、山形県へのヒアリングでも、『『ウチ』(＝地域内の住民やアイデア)だけでは(地域維持活動や集落活動などが)回らなくなっている地域が出てくる』という状況があると伺った。これらの声からも、人口減少や少子高齢化に伴う人材不足等の要因によって、地域側にやる気があっても、地域維持活動や集落活動、地域活性化のための行動などを起こすことが難しくなっているという現状が見て取れる。

一方で、秋田県では、農山村振興のための行動を起こしたい地域に向けた支援として「秋田県農山漁村プロデューサー養成講座『AKITA RISE』』という事業を展開してきた。「AKITA RISE」は、農山漁村地域を支える人材や組織の活性化を図ることを目的とした人材養成講座である。この講座では、特に地域資源を活かした生業やプロジェクトを生み出す人材を養成するという点に主眼が置かれており¹⁵⁰、農山漁村発イノベーション¹⁵¹の取組に立脚する形で、農村での仕事作りにチャレンジする人たちを後押ししてきた。山形県においても、NTT 東日本の社員が、地元のブランド米である「つや姫」の田植え体験などの農作業に参加することで、アグリワーケーションによる持続可能な地域循環型社会の構築を進めている¹⁵²。さらに、同県の飛島では「島キャンプ」というアイデアソン型の地域おこしイベントを毎年開催し、島で取り組みたいことや島の課題解決のための合宿づくり体

¹⁴⁹ 2023年1月時点の都道府県別人口減少率では、秋田県が1位(前年比1.71%減)、山形県が4位(前年比1.42%減)となっている(総務省(2023:14))。また、秋田県は、高齢化率全国No.1(38.6%/2022年)となっていることに加え、全25市町村中5市町村で高齢化率が50%を超えている(2023年7月1日現在)ことから、「高齢化先進地域」と言える(秋田県(2023:3))。詳細については本節第2項で述べる。

¹⁵⁰ 秋田県(2023b)

¹⁵¹ 「6次産業化のほか、農山漁村の活用可能な地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせで新しい事業を創出する取組」(農林水産省(2022c))

¹⁵² 東日本電信電話株式会社山形支店(2023)

験を実施している¹⁵³。

以上より、両県においては、地域維持活動や地域活性化のために、人材の確保や、地域資源を活用した生業の創出・発展が重要であると認識されており、実際の取組に反映しながら少しずつではあるものの、成果を生み出していると言える。

2 人口動態から見る「人の流れ」の重要性

再び前項前段で示した現状・課題意識に目を向け、今度は県レベルでの人口動態からその認識の妥当性をみていく。

はじめに秋田県についてみていく。図 4-6 は 1985 年から 2045 年までの秋田県の人口動態を示している。秋田県は年少人口及び生産年齢人口の減少局面を迎えて久しい一方、老年人口は増加の一途をたどってきた。しかし、2025 年以降には老年人口も減少局面に突入し、全年齢層での人口減少局面を迎えることが予測されており、この傾向は山形県でも同様に見られている（図 4-7）。このような人口減少局面はいわゆる「第 3 段階」と呼ばれており、極めて人口減少が進行している段階に差しかかっていると言える¹⁵⁴。両県のような地方においては、前項のように既に地域の維持が困難になっているケースが見られているが、これまで高齢者の力で支えられていた地域においても、今後はその維持が困難になる可能性が考えられる。

以上、第 1 節・第 2 節で整理した内容を踏まえて、私たちは、地域・世代・業種を超えた人の流れによる地域活性化が重要になると考えた。次節では、この点に関する優良事例を示し、地域・世代・業種を超えた人の流れが地域活性化といかに関わっているかを分析しよう。

¹⁵³ 飛島移住定住促進事業（2023）。コロナ禍に伴うテレワークやウェブ会議の環境の整備に伴い、2020 年度からはオンライン併用で開催している。オンラインの併用に当たっては、イベント日程を以下の 3 ステップに分けて実施している。

①：オンライン上で参加者が集まり、島で取り組みたいことや解決したい課題を出し合い、合宿プランを作成する。

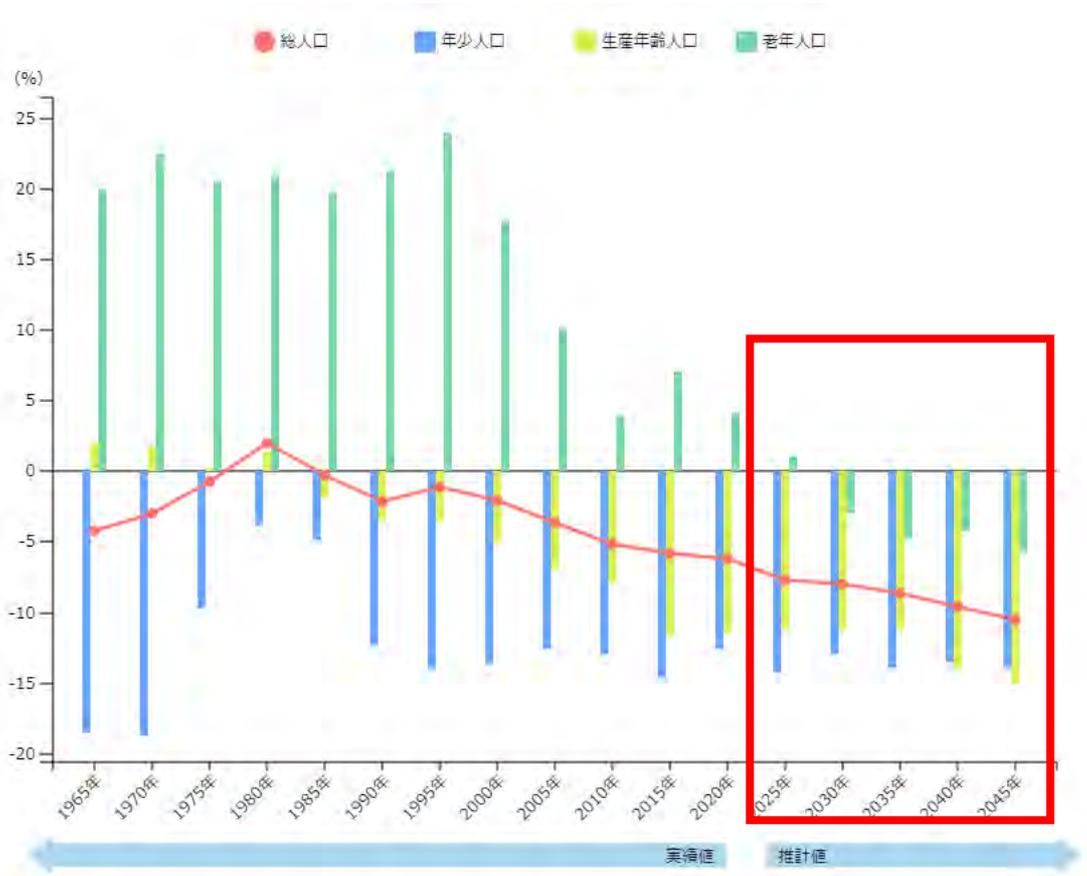
②：飛島を舞台に、チームで考えた①のプロジェクトを実践する。

③：対面・オンラインのハイブリット形式で再集合してフォローアップを行い、プロジェクトの事業化を目指す。

また、近年では、飛島に移住して合同会社とびしま（「島キャンプ」の主催会社）に就職するという事例も見られるようになってきている。

¹⁵⁴ 「第 1 段階」は「老年人口増加＋生産年齢・年少人口減少」、「第 2 段階」は「老年人口維持・微減＋生産年齢・年少人口減少」という局面をそれぞれ指す。増田（2014：15-16）127 では、日本全体が第 3 段階に突入する時期を 2060 年頃と予測していることから、秋田・山形両県では日本全体のトレンドより 30 年以上も早く人口減少・少子高齢化が進む、人口減少先進地域であるということが出来る。

<図 4-6 : 1965 年から 2045 年の秋田県の人口動態>



出典：RESAS より WSA 作成

<図 4-7：1965 年から 2045 年の山形県の人口動態>



出典：RESAS より WSA 作成

第 3 節 優良事例

本節では、地域・世代・業種を超えた人の流れを生み出している全国各地の優良事例について分析を行い、地域・世代・業種を超えた人の流れが地域活性化にどのように影響をもたらしているかを整理して示していく。本節での分析にあたっては、山形県寒河江市の事例を取り上げる。寒河江市では、地域資源であるさくらんぼと地域おこし協力隊を組み合わせ合わせた施策を展開している。さらに、株式会社沖縄 UKAMI 養蚕の事例を取り上げる。この実例は、同じく地域資源である蚕を軸に多様な主体が活躍する環境を創出している点で注目に値する。

1 山形県寒河江市の事例

はじめに、山形県寒河江市の事例について分析する。

寒河江市は、山形県のほぼ中央に位置する、人口約 3 万 9000 人の比較的小規模な自治体である。山形市から 20 キロメートル圏内に位置しているほか¹⁵⁵、東京からも新幹線と電車で約 2 時間 45 分と、首都圏からのアクセスも比較的良好な地域である。また、寒河江市は「日本一さくらんぼの里」を掲げて、市を代表する観光資源としてさくらんぼを位置付けているほか¹⁵⁶、市のシンボルカラーも、さくらんぼの色である「さくらんぼ RED」と定めている¹⁵⁷。

寒河江市では、こうした好立地の特性と地域資源であるさくらんぼを活かして、さくらんぼ収穫の繁忙期における労働力確保を目的として、「さくらんぼ収穫ボランティア」を継続的に受け入れている。図 4-8 は、同市における 2021 年度から 2025 年度までの 5 カ年の取組計画をまとめた「新第 6 次寒河江市振興計画（行動計画）」の一部であるが、これを見ると、さくらんぼ収穫時期の短期労働力確保の施策に対して継続的に予算が計上されていることが見て取れる¹⁵⁸。単年度ではなく、施策を継続的に行う事の効果としては、次の三点が挙げられる。(1)受け入れ農家の事業計画に透明性を担保すること、(2)受け入れ態勢の構築に係るノウハウを蓄積しやすいこと、(3)寒河江市の関係人口を創出できることである。

¹⁵⁵ 寒河江市(2022)

¹⁵⁶ 一般社団法人 寒河江市観光物産協会（年次不明）

¹⁵⁷ 寒河江市(2014)

¹⁵⁸ 寒河江市（2023b：8）。No.34（赤枠内）がさくらんぼ収穫時期の短期労働力確保に関する施策への予算。

<図 4-8：新第 6 次寒河江市振興計画（行動計画）におけるさくらんぼ関連の取組の一部>

第2章 活力と交流を創成するまち

				(単位：千円)					
No	重点	主要取組	概要	新規・継続 ハード・ソフト	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
33		作業負担軽減に係る農業機械や省力型形の普及によるさくらんぼの軽労化	高所作業機やスマート農業等の作業負担軽減や安全確保に繋がる機械等の導入支援と省力型形の普及拡大により、さくらんぼ作業の軽労化を推進する。	一部拡充 ハード	高所作業機等導入に対する支援 スマート農業の導入支援 省力型形の導入支援	スマート農業の普及 ロボット等導入支援	アシストスーツ導入支援を追加		
34		さくらんぼ収穫時期の短期労働力確保	さくらんぼボーンズによる新規作業者の掘り起こしに加え、企業や学生ボランティア等の受け入れ態勢を整備し、収穫時期の不足する労働力の確保を図る。 また、市議員の副業をさくらんぼの収穫に限定して認めることとし、労働力確保の一助とする。	継続 ソフト	さくらんぼボーンズの付与 さくらんぼ栽培体験作業研究会 ボランティアや農外作業者の受入支援	さくらんぼボーンズの付与 さくらんぼ栽培体験事業 ボランティアや農外作業者の受入支援 市議員の副業 市内民間事業所への啓発活動			
35		紅秀峰、やまがた紅玉の作付面積拡大支援と寒河江ブランドの確立	苗木導入や品質向上施設整備を支援し、紅秀峰を中心とした栽培面積拡大を図る。「さがえルビー紅秀峰」のブランド確立を図るため、首脳等に於けるプロモーションを実施する。	ハード・ソフト	紅秀峰等の苗木導入支援 品質向上施設整備支援 「さがえルビー紅秀峰」プロモーション				
36		市産農産物を活用した加工品開発等の6次産業化推進	6次産業化戦略に基づき、農産物の事業者間の情報共有や連携強化による農産物加工品開発や販路拡大・ブランド化に向けた取組を支援する。	継続 ソフト	マッチング交流会の開催 加工品開発支援 伝統野菜等の販路拡大支援	マッチング交流会及びフォローアップ研修会の開催 加工品開発支援 伝統野菜等の販路拡大支援			
37		新規就農者が就業しやすい環境整備と若い手育成活動の強化	新規就農者の増加を図るためにサポート体制を整備し、施設整備や農地整備に対する支援する。居住化を促進するため家賃・光熱水費に割引支援する。	一部新規 ハード・ソフト	新規就農者に対する、空き手新借就農支援事業費・施設整備及び居住促進の支援	若い手新借就農支援事業費補助対象者が当初見込みより減少	若い手新借就農支援事業費対象者の増加、及び新規就農者支援育成事業の拡充		
					0,584	4,380	8,000	8,000	8,000
					853	1,208	1,454	1,460	1,460
					11,597	10,821	10,250	10,300	10,300
					2,624	1,373	967	1,000	1,000
					2,456	2,948	5,468	5,500	5,500

※ ○：新規 ◎：後期5年間の重点目標

出典：寒河江市（2023b）

特に、(3)の「寒河江市の関係人口を創出できる」という点に関して詳説すると、寒河江市では、「さくらんぼ収穫ボランティア」の募集にあたって、ボランティアとして参加する人の条件を特設設けることなく、様々な世代、業種の人を幅広く募集をしている。例えば、日本航空株式会社（JAL）との連携であり、客室乗務員や社員等が業務の一環としてこの「さくらんぼ収穫ボランティア」に参加することで、労働力の確保が目指されている。このほかにも、大学生などの若い世代にもボランティアを呼びかけており（図 4-9¹⁵⁹⁾、地域資源であるさくらんぼによって、多様な人々が寒河江市に関わるきっかけが生み出されていると言える。

¹⁵⁹ 河北新報（2023）

<図 4-9：さくらんぼの収穫体験をする WSA メンバー>



出典：河北新報（2023）

このように、寒河江市では、幅広くボランティアを受け入れることで、農業労働力の確保に加えて、「地域のファン」の創出から就農のきっかけ作り（後述）といった副次的な効果を生み出している。このことは、国土交通省が実施した関係人口に関する調査（図 4-10）において、寒河江市が人口 1 万人当たりの関係人口数で、全国トップクラスとの推計が出ていることから確認できる¹⁶⁰。

実際に関係人口が寒河江市で活躍している別の一例としては、市の文化財である慈恩寺の保全にあたって必要となる費用（監視カメラやセキュリティ機器の導入にかかる費用）をクラウドファンディングにて募集したという事例が挙げられる。

また、仙台寒河江会¹⁶¹のメンバーが仙台市内に寒河江市のアンテナショップを出店して

¹⁶⁰ 国土交通省（2021：19）。一方で、「関係人口」という言葉の定義については未だ定まっておらず、各政策上の文脈によって多少異なるが、国土交通省の当該調査においては、「移住や観光でもなく、単なる帰省でもない、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と継続的かつ多様な関わりを持ち、かつ、訪問している人（地縁・血縁的な目的のみの訪問及び特定の生活行動や用務を行っている人を除く）」を「訪問系」の「関係人口」、「地域を訪問しないが、ふるさと納税、クラウドファンディング、地場産品等購入、特定の地域の仕事の請負、情報発信、オンラインを通じた交流等を行っている人」を「非訪問系」の「関係人口」としている。

¹⁶¹ 仙台圏在住の寒河江市出身者や寒河江市にゆかりのある人、寒河江市を応援している人に、今の寒河江についてさらに広く知っていただき、親交を深めるために交流促進を行うための有志組織。（寒河江市（2019））

おり¹⁶²、そこで寒河江市の農作物や特産品を使ったメニューを販売することで、寒河江市に訪問せずとも特産品の購入等を通じて、寒河江市に関われる仕組みを構築しているという事例もある。寒河江市へのヒアリングでも、特産品や農作物の購入をきっかけに寒河江市への訪問につなげたいとの期待を市の職員の方から伺った。

以上の取組を通じて、寒河江市では、地域外の人が継続的に寒河江市に関われる仕組みや制度を構築しながら、関係人口や地域への多様な関わり方を創出している。

<図 4-10：人口 1 万人当たりの関係人口（訪問系）の人数>

		転入超過回数							
		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回
一 万人 当 た り の 関 係 人 口 （ 訪 問 系 ） の 人 数 （ 実 測 値 ）	5.0- 7.5	岩手県 九戸村 宮城県 村田町 宮城県 山元町 石川県 羽咋市 山梨県 蓮峰市 長野県 伊那市 長野県 大町市 長野県 立科町 長野県 阿南町 長野県 奥平村 道庁県 近江八幡市 鳥根県 奥出雲町 岡山県 眞庭市 愛知県 養父町 大分県 臼杵市 宮崎県 高千穂町	岩手県 釜石市 岩手県 西和賀町 福島県 南相馬市 長野県 木島平村 鳥取県 岩美町 鳥取県 三朝町 岡山県 養父町 熊本県 高森町 大分県 玖珠町	北海道 穂積町 北海道 せたな町 青森県 田舎館村 岩手県 遠野市 岩手県 奥巻町 岩手県 白野郷村 山形県 朝日町 福島県 国見町 広島県 北広島町 香川県 土庄町 熊本県 山都町 大分県 九重町	北海道 長万部町 石川県 輪島市 岡山県 吉備中央町 大分県 国東市 鹿児島県 宇検村 沖縄県 豆野座村	北海道 東川町 滋賀県 大津市 鳥根県 邑吉町 鹿児島県 和泊町	北海道 倶知安町 静岡県 伊東市 大分県 竹田市	山口県 周防大島町 鹿児島県 忍久島町 沖縄県 本部町 沖縄県 久米島町	長野県 原村 鹿児島県 寺嶺町
	7.5- 10.0	北海道 新冠町 青森県 東通村 岩手県 宮古市 宮城県 山形市 石川県 能登町 福井県 高浜町 長野県 本曾町 滋賀県 竜王町	北海道 夕張市 宮城県 丸森町 宮城県 南三陸町 福島県 磐梯町 静岡県 小山町 長野県 菅沼町 沖縄県 那覇市	石川県 珠洲市 静岡県 河津町 鳥取県 岩手町	岩手県 陸前高田市 群馬県 碓氷村 長野県 茅野市 長野県 富士見町 長野県 川場村 静岡県 山内町 静岡県 松崎町 鳥取県 西ノ島町	宮城県 安川町 長野県 信濃町	静岡県 東伊豆町 香川県 琴平町	沖縄県 宮古島市	滋賀県 草津市
	10.0 以上	北海道 留寿都村 岩手県 大船渡市 山形県 寒河江市 福島県 吾金津町 福島県 猪苗代町 群馬県 片品村 福井県 美浜町 山梨県 身延町 長野県 小川村 和歌山県 高野町 和歌山県 白浜町	福島県 北塩原村 茨城県 大洗町 群馬県 草津町 高知県 舟橋村 山梨県 小笠原村 長野県 阿智村 長野県 平谷村 岡山県 西栗倉村 沖縄県 重徳村	北海道 占冠村 群馬県 長野原町 長野県 南牧村	北海道 ニセコ町 長野県 長和町 長野県 野沢温泉村 静岡県 東伊豆町 香川県 小豆島町 熊本県 小豆島町 熊本県 南阿蘇村 沖縄県 国頭村 沖縄県 寺部町	山梨県 早川町 山梨県 山中湖村 長野県 小谷村 鳥根県 盛土町 鹿児島県 南種子町	長野県 売木村 沖縄県 石垣市	北海道 上士幌町 栃木県 那須町 新潟県 湯沢町	山梨県 北杜市 長野県 軽井沢町 長野県 白馬村 静岡県 磐田市 沖縄県 今帰仁村 沖縄県 恩納村 沖縄県 竹富町

注 1：三大都市圏内の市区町村は含まない
注 2：国勢調査（H27）人口を活用して、1万人あたり関係人口（訪問系）を集計
（出典）「地域との関わりについてのアンケート」（国土交通省、令和2年9月実施）、訪問地域数ベース
総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告（H24～R1）」

出典：国土交通省（2021）

また、寒河江市では、地域おこし協力隊の受け入れも継続的に行っている。隊員は主にさくらんぼ栽培などに従事し、地域の農業支援に大きな役割を果たしている¹⁶³。寒河江市では、隊員の営農活動のサポートを通じて、将来の就農や、地域のさくらんぼ栽培等の農業分野で活躍する人材の創出を図っている¹⁶⁴。さらに、寒河江市の地域おこし協力隊の特徴として、隊員は県外出身の人たちによって構成されているほか、寒河江市で活躍する地域おこし協力隊は若い世代の隊員の活躍が目立っているという点が挙げられる。このこと

¹⁶² 現在、仙台市内には、「さがえもん」と「サガエサン」の2店舗が出店している。「さがえもん」では山形名物の冷たい肉そばや、寒河江の旬の食材を使ったコースメニュー、寒河江に蔵をかまえる酒蔵の地酒などを味わうことができるほか、「サガエサン」では、さくらんぼなどの寒河江のフルーツを使ったスイーツなどを提供している。（蕎麦と旬さがえもん（発行年不明）、パティスリーサガエサン（発行年不明））

¹⁶³ 寒河江市（2023）

¹⁶⁴ サポートの一例としては、農家や園地の紹介、住宅や活動用車両、地域のブランド米の提供がある。

によって、高齢者が多く従事している農業に新たな風を吹き込むことも期待されている。以上のように、寒河江市では、さくらんぼ栽培事業を軸とした多角的な取組によって、地域・世代・業種を超えた人の流れが創出されており、このことによって地域活性化が成功していると言える。

2 株式会社沖縄 UKAMI 養蚕の事例

次に、株式会社沖縄 UKAMI 養蚕の事例について分析を行う。沖縄 UKAMI 養蚕は、沖縄県北部の今帰仁村に位置し、沖縄の地域資源である「沖縄エリ蚕」を活用したスキンケア商品や医薬品の開発を行っている。自社で蚕の生産から加工、販売までを行い、それぞれの段階において特色のある取組をしている（図 4-11¹⁶⁵）。

以下、生産・加工・販売の各段階における特色に注目しながら、6次産業化の優良事例として紹介する。

<図 4-11：沖縄 UKAMI 養蚕から販売されているシルクスキンケアブランド「VILANJE」>



出典：VILANJE（発行年不明）

第一に、生産の段階では、荒廃農地を蚕の餌となるキャッサバの畑に転用しているほか、廃校を蚕の生産場として活用しているといった取組がみられる。これらの取組は、それまで地域課題として認識されていた状況を地域資源に転化させた点で、特筆すべき取組であると言える。また、同社は高齢者雇用の充実や福祉施設との連携を進めており、農業と社

¹⁶⁵ VILANJE（発行年不明）

会福祉事業を組み合わせた「農福連携¹⁶⁶」の取組によって、高齢者や障害者の雇用の場の創出にも努めている。

第二に、加工の段階では、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構¹⁶⁷（以下「農研機構」という。）や製薬会社、県内外の大学との共同研究によって、動物性ワクチンや漢方薬を開発しているという特色が挙げられる。また、同社へのヒアリングでは、共同研究をしている製薬会社が沖縄県北部に移転するとの構想があると伺った。これらの動きは、地域内外の主体との連携を通じた研究が、地域活性化に寄与していることを示していると言えよう。

第三に、販売の段階では、自社のオンラインショップを活用して、地域内外に販路を拡大している点に特色がみられる¹⁶⁸。同社は特に、海外への販路拡大に力を入れており、フランス国内のアンテナショップにおいて商品展開されたことで、海外の顧客から高い評価を獲得してきた¹⁶⁹。

沖縄 UKAMI 養蚕は、このほかにも、蚕に触れ合える学びの場やサイエンススクールの機会を地域の子供を対象に提供しており、将来の研究者としての人材の育成や地域資源の発信に資する取組も行っている¹⁷⁰。

こうした取組が高く評価され、沖縄 UKAMI 養蚕は、「農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例」として、ビジネス・イノベーション部門で、農林水産省「第9回ディスカバー農山漁村（むら）の宝」においてグランプリを獲得している¹⁷¹。

¹⁶⁶ 「障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組」（農林水産省（発行年不明 a））のこと。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すのみならず、人材不足や高齢化が進む農業分野における新たな働き手の確保につながる可能性もあることから、近年注目されている取組となっている。2019年6月に農林水産省が発表した「農福連携等推進ビジョン」においても、「農福連携を、農業分野における障害者の活躍・促進の取組にとどまらず、ユニバーサルな取組として、農業だけでなく様々な産業に分野を広げるとともに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪・非行をした者の立ち直り支援等にも対象を広げ、捉え直すことも重要である。」と明記されており、国においても農福連携の広がりが生み出す新たな価値に対して期待を寄せている。

¹⁶⁷ 農業と商品産業の発展を目的に、基礎から応用まで幅広い分野で研究開発を行う機関である。2022年に農研機構が発表した「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中長期目標」では、農研機構のミッションとして「農業・食品産業分野における Society5.0 を早期に実現し、さらにその深化と浸透を図ることによって、我が国の食料自給率の向上、産業競争力の強化、生産性の向上と環境保全との両立及び持続的な農業の実現に貢献（ひいては SDGs の達成に貢献）」することと示されている。

¹⁶⁸ VILANGE（発行年不明）

¹⁶⁹ 沖縄 UKAMI 養蚕（発行年不明）

¹⁷⁰ 沖縄 UKAMI 養蚕（発行年不明）

¹⁷¹ 「強い農林水産業」や「美しく活力のある農山漁村」を実現するため、各地の農山漁村が有するポテン

<図 4-12 第 9 回ディスカバー農山漁村（むら）の宝でグランプリを受賞した
沖縄 UKAMI 養蚕の作業風景>



グランプリ

かぶしきがいしゃおきなわうかみようさん
37 **株式会社沖縄UKAMI養蚕**

ビジネス・イノベーション部門

該当カテゴリー>

6次産業化

荒廃農地対策

農福連携

未来へ紡ぐ小さな村の農福連携と沖縄シルク



廃校を活用した養蚕の作業場



フランスでの自社ブランド商品



荒廃農地を活用したキャッサバ畑（エリ蚕（神樹蚕）の餌）

出典：ディスカバー農山漁村の宝（発行年不明 a）

シャルを引き出すことによって地域活性化・所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国に発信する農林水産省の取組。「美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承」「幅広い分野・地域との連携による農林水産業・農山漁村の再生」「③国内外の新たな需要に即した農林水産業の実現」のいずれかに該当する取組が選定対象となる（ディスカバー農山漁村の宝（発行年不明 a））。また、「第 9 回ディスカバー農山漁村の宝」でのグランプリ受賞にあたっては、商品売上の向上（2019 年度：400 万円→2021 年度：1,200 万円）や、荒廃農地の活用面積の増大（2017 年度：1.3ha→2021 年度：2.4ha）のほか、絹産業の非繊維分野へ進出に加えて、高齢者の健康・長寿と、就労支援事業所の利用による障がい者の活躍と所得向上にも貢献している点が評価されている。

以上、沖縄 UKAMI 養蚕は、

①地域内外の主体との協働による 6 次産業化による、地域を超えた人の流れの創出

②農業と社会福祉事業を組み合わせた農福連携の取組による、業種を超えた人の流れの創出

③地域の子供を対象にしたサイエンススクールの実施による、世代を超えた人の流れの創出

という、三つの特徴的な取組によって、「地域への多様な関わり方」を創出している先進的な企業であると言える。

第 4 節 政策提言

これまでのヒアリングを通して、取組における課題や政策で工夫をしている点について知ることができた。

例えば、寒河江市でのヒアリングでは、「さくらんぼ収穫ボランティア」を短期的な事業ではなく、継続的に行う事によって、農業労働力の確保に加えて寒河江市に関わる人を増やす工夫をしていると伺った。また、厚生労働省の「障害者トライアル雇用」事業（後述）の助成金を活用して農福連携に取り組んでいる沖縄 UKAMI 養蚕へのヒアリングでは、「技術を覚えてもらうのに、せめて 3 年は一生懸命一緒に取り組まなければ難しい」と伺った。こうした現場の声を踏まえて、長期にわたる支援体制の構築として、次の二点を提言したい。

- 1 農林水産省「農業労働力確保支援事業」制度における最低支援年数を 5 年とすること
- 2 厚生労働省「障害者トライアル雇用」事業の助成金支援制度を拡充すること

また、同様に、いくつかのヒアリングを通して、現場では新たなニーズが生まれつつあることも分かった。例えば、山形県へのヒアリングでは、人口の社会減への対策として、これまでは主に大学生を対象とした施策を打ってきたが、小学生、中学生、高校生といった、さらに若い世代に対しても、山形県の素晴らしさを伝えていくような施策を打ちだしていきたいと伺った。

さらに、沖縄 UKAMI 養蚕へのヒアリングからは、地域の子供に、蚕に見てもらい機会や触れてもらう機会を提供することを通じて、新たな研究者を今後育てていきたいという期待があることを理解できた。

以上、山形県及び沖縄 UKAMI 養蚕へのヒアリングから、より早い段階で地域に関心を

持ってもらような教育を行うことで、将来のUターンや交流人口の増加、人材の育成に繋がるのではないかと考えるに至った。現場でこうした新たなニーズが生まれている現状を踏まえて、新たなニーズに即した支援メニューの新設・拡充としてさらに、次の二点を提言したい。

- 3 農林水産省「農山漁村振興交付金」制度において、地域外との連携・地域外への販路拡大に係る取組を優遇すること
- 4 「農山漁村振興交付金」のうちの「農山漁村発イノベーション推進事業」に「地域教育による人流創出型」（仮称）を新たに追加する

以下では、これら四点の政策の内容について検討を進める。

1 農林水産省「農業労働力確保支援事業」制度における最低支援年数を5年とする

まず、地方における人材の確保という観点からみた昨今の課題の一つとして、果樹を中心に農作物の収穫時期に集中的な人手が必要であるということ、山形県へのヒアリングを通じて確認した。また、地方における人材の確保に係る事業を継続的に行うことは、費用面において持続可能性の面において不透明さが生じやすいという点も挙げられる。

一方、寒河江市では、地方版総合戦略にあたる「新第6次寒河江市振興計画」において、さくらんぼのボランティア事業等の短期労働力確保に関する施策を5カ年計画として盛り込んで実施している。こうすることで、ボランティア等の多様な人々を継続的に受け入れる体制を構築し、労働力確保の面で、受け入れ農家に中長期的な見通しを持つことを可能にしている¹⁷²。加えて、短期労働力として活動した多様な人々にとっては、その後寒河江市に関わるきっかけとなっている。

以上、現場からの要望と寒河江市での取組事例を踏まえると、短期的ではない、継続的な支援が労働力確保に対して必要であると考えた。そこで、一点目の政策として、農林水産省の「農業労働力確保支援事業」における支援実施期間の上限を、従来の2年以内から、原則として5年間を上限に拡充することを提言する。

「農業労働力確保支援事業」とは、農林水産省の支援制度であり¹⁷³、農業現場における労働力不足を解消するため、産地内における労働力確保に向けた取組や、繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組等に対して支援を行うものである。その目的は、農業就業者の減少や高齢化等によって労働力不足が進行する中、農地の集積や大規模化を進めていく上で必要となる労働力を確保することである。補助の対象となる実施主体者としては、都道府県、市町村、農協、協議会等が挙げられる。また、補助は上限

¹⁷² 寒河江市（2023）

¹⁷³ 農林水産省（発行年不明b）

350 万円で、事業実施期間は最大で 2 年間となっている。

今回の提言におけるポイントは二点ある。一点目は、上述の通り、支援実施期間の上限を 2 年から 5 年に拡充する点である。期間の拡充を通して、事業の継続性をより担保しやすくなることや、自治体の総合戦略や農山漁村振興推進計画等に盛り込まれている労働力確保関連の施策の実効性の向上にも資することを見込んでいる。

二点目は、支援実施期間の上限の拡充と合わせて、事業の目標年度まで毎年度事業評価を実施する旨を制度に盛り込み、実施状況の継続的な把握を行う点である。単に支援実施期間を延長するだけでは、成果が不十分な事業に対する公金の投入が長期化されてしまう可能性が生じる。長期間にわたる事業が、しっかりと実効性を発揮するためにも、このような事業評価の仕組みを整えることは不可欠である。また、毎年度の事業評価は、各地域の有識者等も参画するなどして、形式的なものにとどまらない方法による実施体系の構築が有効であるとも考えられる。

以上の二点の制度拡充を通して、地域の特産品収穫に係る労働力を継続的に確保すること及び労働力として活動した人々が継続的に当該地域に関わるきっかけを生み出すことを目指す。

2 厚生労働省「障害者トライアル雇用」事業の助成金支援制度を拡充する

前節で、沖縄 UKAMI 養蚕においては、多様な人材を活用する一環として、農福連携によって障害者の方に活躍してもらう環境を整備しているということを見てきた。その沖縄 UKAMI 養蚕が活用してきた国の支援事業として、厚生労働省の「障害者トライアル雇用」制度がある。

現在の「障害者トライアル雇用」制度について概観すると、この制度は、就職が困難な障害者を一定期間雇用する事業者に対して、被用者の適正や能力を見極めて、継続雇用のきっかけとしてもらうことを目的とした制度である¹⁷⁴。身体障害者・知的障害者を一定期間雇用する事業者には、一人当たり、月額最大 4 万円が最長で 3 カ月間支給される。また、対象者が精神障害者に該当する場合には、月額最大 8 万円が最長 6 カ月間支給される¹⁷⁵。

一方で、沖縄 UKAMI 養蚕へのヒアリングでは、障害者に対して「技術を教えるのに、せめて 3 年は一生懸命一緒に取り組んであげないと難しい」という意見を伺った。このような現場の要望を踏まえて、二点目の政策として、「障害者トライアル雇用」制度における助成金支援の期間を、現在の最長 6 カ月から最長で 3 年まで延長することを提言する。このような持続的な助成金による支援によって、障害者がこれまで以上に安心して地域で活躍できるようになることが見込まれる。また、事業者側においても、この制度の活用を通して多様な人材が活躍できる職場を構築することによって、地域でのプレゼンスの向上な

¹⁷⁴ 厚生労働省(発行年不明 a)

¹⁷⁵ 厚生労働省(発行年不明 b)

どのメリットが生まれることも想定される。

3 農林水産省「農山漁村振興交付金」制度において地域外との連携・地域外への販路拡大に係る取組を優遇する

前述の通り、沖縄 UKAMI 養蚕では、農研機構や製薬会社、県内外の大学との共同研究によって、動物性ワクチンや漢方薬の開発を行っている。また、同社は自社のオンラインショップを活用することで、オリジナルブランドを全世界に向けて販売し、海外を中心に販路を拡大させることにも成功している。このような沖縄 UKAMI 養蚕の事例から、我々は地域内外の主体との連携が、6次産業化の成功に直結していると考えた。

一方で、6次産業化に早くから取り組んできた大潟村あきたこまち生産者協会へのヒアリングでは、米の加工に係る新規の設備投資等にこれまで多額の費用を要してきたことについて伺った。また、加工・製品化にあたっては失敗することも多くあったとのことから、6次産業化においては、十分な初期投資とチャレンジしやすい環境の構築が重要と言える。

以上を踏まえ、地域内外の主体との連携を後押しするための、三点目の政策として、農林水産省の「農山漁村振興交付金」制度において地域外との連携・地域外への販路拡大に係る取組を優遇することを提言したい。農山漁村振興交付金（図 4-14）は、少子高齢化や人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の四つの観点から農村振興施策を総合的に推進することで、関係人口の創出や拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティ維持と農山漁村の活性化・自立化を支援するための支援である（図 4-14）¹⁷⁶。

<図 4-14：「農山漁村振興交付金」における事業の全体像>



出典：農林水産省（2023b）

¹⁷⁶ 農林水産省（2023g：3）。また、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の4つの観点は、農林水産省の検討会によって取りまとめられた農林水産省（2022）によって、新しい農村政策の方向性として示されたものである。

具体的な提言の内容として、十分な初期投資の確保の支援を目的として、6次産業化に係る事業の実施において、地域外の企業や研究機関等との連携及び地域外への販路拡大に資する取組については、①支援金配分の際の評価項目で重点的に評価・加点を行うこと、②交付上限の設定を別枠で確保することを提言する。

次に、6次産業化にチャレンジしやすい環境を構築するため、③交付金の一部について、売上目標の達成を必要としない「地域を超えた連携・協働チャレンジ枠」を設けること④成果の目標達成年度を長期に設定する制度変更を行うことを提言する。

最初に、6次産業化に係る事業の実施における支援として、①、②の提言を詳説する。これらは、いずれも農山漁村振興交付金制度の中でも、「農山漁村発イノベーション推進事業¹⁷⁷」の実施に係る制度拡充として提言を行う。①については、現状、地域外の企業や研究機関等との連携及び地域外への販路拡大に資する取組への配点が十分ではない一方で、このような配点項目を設けて、重点的に評価を行うことで、地方において「地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって付加価値の創出を図る」という、農山漁村発イノベーションのねらいに合致する取組が生まれるのではないかと考える。

②については、現状、農山漁村発イノベーション推進事業における交付上限が500万円であるが、これは複数の取組を組み合わせても交付上限が変わらないことから(図4-15)、地域外の企業や研究機関等との連携及び地域外への販路拡大に資する取組に対しては、従来の交付上限500万円とは別に枠を設定して支援することで、6次産業化に取り組もうとする地方の事業者において、多角的な取組をより展開しやすくなるのではないだろうか。

次に、6次産業化にチャレンジしやすい環境の構築する支援として、③、④の提言を詳説する。

③については、大潟村あきたこまち生産者協会へのヒアリングからも分かるように、6次産業化は必ずしも成功することばかりではない一方で、従来の制度では売上高増加の目標設定が求められている。そこで、本提言では、取組の一部に対しては、必ずしも売上目標の達成を求めない形で支援を行うことによって、事業者が安心して積極的に6次産業化に取り組むことを促したいと考えている¹⁷⁸。

¹⁷⁷ 「農山漁村発イノベーション推進事業」は、農山漁村振興交付金事業の中でも、①地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成及び実地研修による技術力向上、農業・農村の情報発信 ②地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成 ③農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ ④農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成 を支援するメニューである。

¹⁷⁸ このチャレンジ枠については、あくまでも支援対象事業者に対する交付金の一部分のみに設定することを想定している。また、用途については、記録や報告の義務を課すなどして、把握可能にする必要があることは言うまでもない。さらに、チャレンジ枠で活用した支援金は、④で長期に設定した目標達成

④については、現状、成果の目標達成年度を支援終了年度の翌々年度としているところを、それより後の期間に設定することで、売上目標の達成を急ぐことなく、腰を据えて6次産業化に取り組むことができると考える。

以上の制度拡充によって、地方において、地域内外の多様な主体と連携した6次産業化にチャレンジする企業が増加することが期待される。

<図 4-15：農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション推進支援事業における支援対象について>

農山漁村発イノベーション推進支援事業	支援対象となる取組（複数の組合せも可） ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組 ② 新商品開発・販路開拓の取組 ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組 ④ 実施体制の構築や新事業の販路開拓など多様な地域資源を新分野で活用する取組 ⑤ 試作品の製造・評価や新商品の試験販売など多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組	①～④は耐用年数が3年以下の施設を併せて整備することも可能	事業実施期間： 1年間 または2年間 交付率： ①～④：1/2以内 ⑤：定額 上限： 500万円/事業期間
	※ 対象地域の指定があります。また、売上高増加の目標設定が必要です。 ※ 都道府県を通じて支援します。		

出典：農林水産省（2023b）

4 「農山漁村振興交付金」のうちの「農山漁村発イノベーション推進事業」に「地域教育による人流創出型」（仮称）を新たに追加する

山形県へのヒアリングでは、人口の社会減を食い止めるためには、小学生、中学生、高校生の時から山形の素晴らしさを伝えていくような施策が必要であると認識していると伺った。また、沖縄 UKAMI 養蚕へのヒアリングでは、地域資源である蚕を用いたサイエンススクールを地元の小学生に対して実施することにより、将来の研究者の卵が生まれることを期待していた。上記のヒアリングを通して認識できたのは、地域への関心を深める教育や、地域資源に関する教育を早い段階から行うことが、人材育成や将来のUターン者の増加、交流人口の増加につながると期待されるということである。

以上より、地域に根差した教育プログラムの充実を目的として、政策3で取り上げた「農山漁村振興交付金」のうちの「農山漁村発イノベーション推進事業」における支援メニューの一つとして、「地域教育による人流創出型」（仮称）を新設することを提言する。現行の「農山漁村振興交付金」では、「農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援」する「農山漁村発イノベーション対策」事業が実施されているが、同事業においては、多様な地域資源を活用した新事業の創出を目的として、(1)地域活性化

年度までにどのように活用されてきたのかについて報告を求める形にすることも考えられるが、これらの点については、今後の課題としたい。

型、(2)農山漁村発イノベーション創出支援型、(3)定住促進・交流対策型、産業支援型、(4)農泊推進型、(5)農福連携型の5つの多様な支援メニューを整えている¹⁷⁹。一方、現在のところ、教育に特化したメニューはなく、各々のメニューを用いるかたちで教育プログラムを展開する主体がいくつか見られる程度である。

「地域教育による人流創出型」は、地元の農山漁村に対する理解を地域の若い世代に深めてもらうことを目的として、地域教育に関する取組を総合的に支援する。支援対象となる取組としては、①学校給食において地場産品を活用した取組、②食料を供給する生産者の仕事に接することができる取組が想定される。①については、小学生及び中学生をメインターゲットとして、食という身近なところから地域の資源や魅力を少しずつ知ってもらうことを期待している。②については、中学生及び高校生をメインターゲットとして、地元の農家や生産者、地元の産品を使って6次産業化に取り組む事業者と交流を重ねてもらうことで、食を通じて小・中学校で少しずつ涵養されてきた、地域に対する理解を一層深めることを狙いとしている。また、このような取組については、地元で6次産業化に取り組もうとする農業関係者を中心として行うことが最も効果の高い方法であると考え、このような方々を対象とした支援という形での政策を提言したい。

5 政策の効果

以上、四つの政策を打ち出したが、最後にこれらの政策が地域にもたらす効果を記したい。

ヒアリングで見聞きした事例や、これまで蓄積されてきた地域への関わり方に関する研究の整理を通じて、地域・世代・業種に関わらず、地域内外の全ての住民が地域作りに参画することを促す施策が地域活性化には有効であると考え、四つの政策を打ち出した。

提言した政策を実行する事で、世代に応じたスキル・地域内外で培ったスキル・職種に応じて身に着けたスキルという形で、多様な角度から地域課題にアプローチすることができる。例えば、マンパワーが必要な課題や知恵が必要な課題、地域内のやる気に関わる課題等、それぞれ解決の手立てが異なる課題に対して、これまでよりも幅広く対応でき、解決に繋がることを想定している。

第5節 今後の課題

2022年に策定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略では、都市部から地方への「人の流れ」の創出が施策の方向性として示された。本施策は、デジタルを活用して、都市部から地方への重層的な人の流れの創出によって、多様な地域課題の解決を目指している。

¹⁷⁹ 農林水産省（2023）

本章では、地域、世代、業種を超えて地域内外の多様な人々が幅広く地域で活躍できる政策を提言した。この提言が、地方創生の一助になれば幸いである。

最後に、本章の研究・政策提言に残された課題について簡単にみていく。まず、本章の政策提言では、現行の施策について、支援対象の拡大や期間の延長を中心とした提言を行ったが、そもそも、現行制度の対象や期間がなぜこのように設定されているのか、期間を拡大することによって、どのような不利益が発生するのかといったことに関して、十分にリサーチできなかったことが課題として挙げられる。よって今後は、ヒアリングや文献調査から、施策の対象や期間がどういった意図によって設定されたのかといった視点からも施策を検討していきたい。また、今回の政策提言は、ヒアリング先の現状に即したものであるものの色合いが強いが、ヒアリング先以外の地域にも政策効果が発揮されるのかという点についても、さらに研究を深める余地があったと考えている。

「地域への多様な関わり方」については、実に多様なあり方が考えられることから、今後、さらに政策・研究の両面から理解を深め、どのような政策が望ましいのかを絶えず考えていきたい。

第5章 デジタル化による持続可能な地域の実現

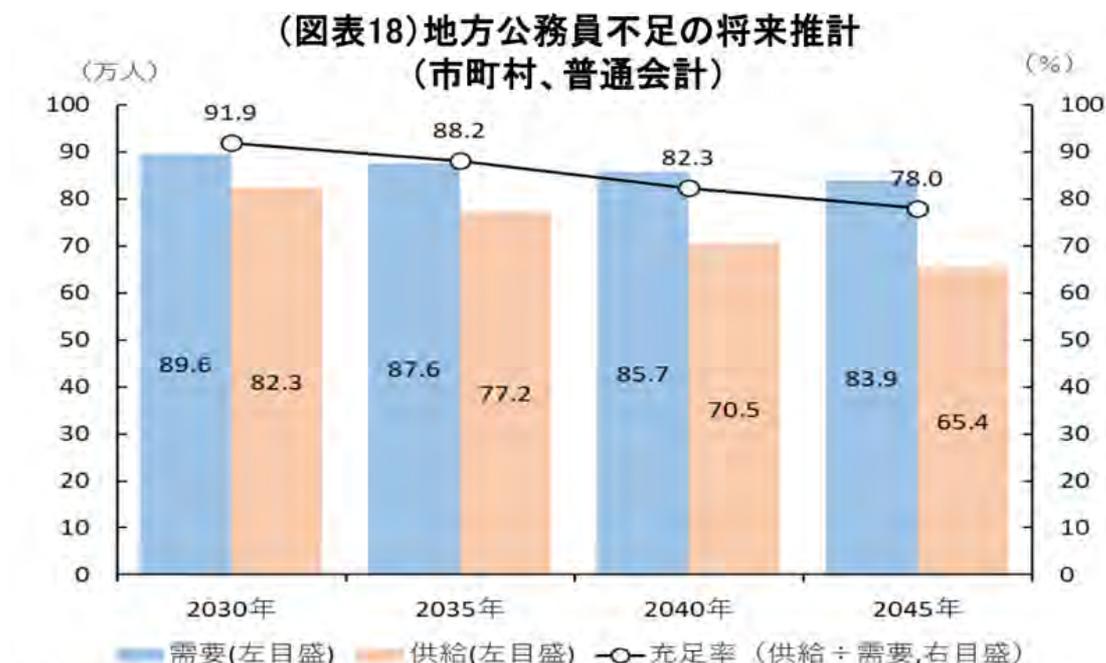
第1節 現状と課題

本稿のはじめにでも述べたように、地方創生を進める上で地方公共団体職員の熱意と役割は非常に重要である。例えば、前章で取り上げた山形県のさくらんボランティアの取組は、それを実現するために行政職員がプロジェクトの財源を取得する予算編成業務だけでなく事業を運用するにあたっては、農業団体や生産者のような受け入れ側の方との打ち合わせを事前に何度も行っている。また、寒河江市へのヒアリングでは、ボランティア募集のPRや説明会を市外で行うなど多くの業務に尽力しているという状況を伺った。つまり、地方創生を実現するためには、故郷を活性化したい、元気にしたい、素敵な街にしたいという熱意のある地方公共団体の職員の力が非常に重要なのである。

一方で、地方公共団体職員は、予算編成や議会对応、住民からの問い合わせ、団体や生産者との調整等、多くの通常業務を抱えており、さらに国から毎年出される提案にも対応しなければならない。加えて、図5-1にもある通り、将来的には職員数も減少することを考えると、全国には、地方創生に取り組みたいと思っても、日々の業務に忙しく、地方創生が前に進まない地域もあるのではないだろうか。

また国では地方創生の推進に向け、デジタル田園都市国家構想のようなデジタルを活用した新たな戦略を取りまとめた。これはもちろん、デジタル技術を活用することで、政策の幅が広がり、様々なアイデアを政策として実現できることに着目している。しかし、ヒアリング調査における実際の行政の現場の見聞から、デジタル化を進めることが現在の地方公共団体の職員の業務負担を軽減することに繋がることを再認識した。については地方活性化を図るうえで、重要な役割を果たす職員が、地方創生に取り組みやすい職場環境づくりという面でも、デジタル化が重要な着眼点であろう。

<図 5-1：地方公務員不足の将来推計(市町村、普通会計)>



与公共団体定員管理調査結果、「人口推計」等より作成。

出典：日本総合研究所（2021）

現在、国において、行政のデジタル化は働き方改革と連携もしつつ、強く推進されている。しかし、ヒアリングを通して業務のデジタル化をめぐる課題が、国と地方支分部局、地方公共団体（都道府県や市町村）で大きく異なることを実感した。例えば、秋田県や沖縄総合事務局に対するヒアリングでは、農林水産省本省と比較した際にデジタル化が遅れているとの声があった。この理由としては、予算規模の差などが指摘されていた。したがって、以降では、デジタル化における課題を国と地方公共団体の2分野に分けて整理していく。

1 国における課題

例えば、農林水産省では地方支分部局である農政局と連携して、eMAFF（図 5-2、5-3）と呼ばれる農林水産省が所管する申請をオンラインで行う電子申請システムによって、全ての補助事業を電子手続で完了することを目標としている。eMAFF によるオンライン申請の利用者側のメリットとしては、三つ挙げられる¹⁸⁰。具体的には、①自宅のパソコン、スマートフォンから申請可能になること、②紙の管理が不要になること、③審査状況の確認が簡単になることである。まず①に関しては、役所の開庁時間に縛られることなく、自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットから申請ができるようになった。次に②に関

¹⁸⁰ 農林水産省（発行年不明 c）

しては、申請書類を紙で管理する必要がなくなり、過去の申請情報も利用できるため、申請様式を記入する手間が省けるようになった。最後に③に関しては、自分が行った申請の審査状況をリアルタイムで把握することができるようになった。また、農林水産省へのヒアリングでは、デジタル化が行われていると、制度の使われ方の現状を把握し、来年度の計画を立てて改善するというサイクルが回しやすくなるといった見解も得られた。

eMAFF の現状としては、2024 年 1 月時点で、5,741 手続きのオンライン化が完了しており、現在の登録者数は 31,786 人となっている¹⁸¹。eMAFF を使って申請可能な手続きとしては、例えば、認定農業者制度、強い農業づくり総合支援交付金事業、経営所得安定対策、環境保全型農業直接支払交付金、集落農業振興地域制度が挙げられる¹⁸²。

¹⁸¹ 農林水産省（発行年不明 c）

¹⁸² 現在申請可能な手続きに関しては、以下の URL を参照
<https://e.maff.go.jp/ShinseiKanouTetsuduki>（2024/01/14）

<図 5-2：農林水産省共通申請サービス eMAFF>

農林水産省共通申請サービス

eMAFF



eMAFFは農林水産省の所管する行政手続きや補助金・交付金の手続きをオンラインで申請・審査するためのシステムです。ご利用にあたって費用負担いただく必要はありません。

eMAFFをご利用いただくメリット

農林漁業者に対するサービスの向上	農林漁業者は時間にとらわれることなく、遠隔地からでもご自身のパソコンやスマートフォン、タブレットを使って非対面で申請することが可能です。
業務効率化	書類の受付・スキャン・入力・印刷・押印・郵送といった紙申請特有の手間が解消されます。
データ管理の簡素化	eMAFFを使って申請・審査されたデータはeMAFFに保存されるため書類の保存や管理の手間が解消されます。

eMAFFを使って申請可能な手続き

- 認定農業者制度 ■強い農業づくり総合支援交付金事業 ■経営所得安定対策
- 環境保全型農業直接支払交付金 ■集落農業振興地域制度 等

現在申請可能な手続きの一覧はこちら <https://e.maff.go.jp/ShinseiKanouTetsuduki>

マニュアル・Wiki・お問合せについて

各種マニュアル: <https://e.maff.go.jp/Manual>

Wiki: <https://e.maff.go.jp/Wiki>

お問合わせWebフォーム: <https://e.maff.go.jp/Inquiry>

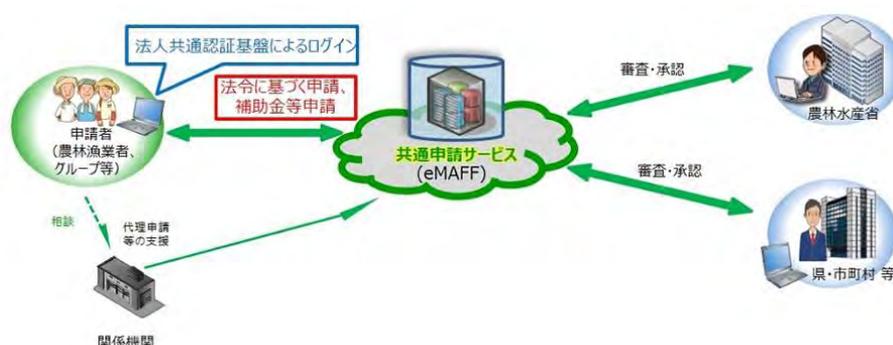
お問合わせ電話番号: 0570-550-410(ナビダイヤル)

お問合わせサポート時間: 平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)



出典：農林水産省(発行年不明 d)

<図 5-3：eMAFF の流れ>



出典：農林水産省(発行年不明 d)

2 地方公共団体（都道府県や市町村）における課題

都道府県や市町村のような地方公共団体では、デジタル化に必要な整備をするにあたり、規模が小さな自治体であればあるほど、業務のデジタル化の必要性を理解しているものの、予算や人材の不足という課題を抱えている。特にデジタル人材に関しては、都市部に集中しているが、地方では人材の不足が顕著である。

寒河江市や沖縄県、宮城県でのヒアリングでは、まだまだ民間の外部人材に頼らざるを得ないという声が上がられた。民間の外部人材に頼り切ることは必ずしも悪いことではないが、先述のヒアリングから特に地方公共団体職員の IT リテラシーが高くないといった事情も明らかとなった。加えて、外部人材に頼り切っていると、他の地方公共団体や民間企業との人材獲得競争がさらに加速してしまう懸念がある。また、住民や一部の職員にデジタル化の必要性を理解してもらうことに苦労しているようである。特に住民の方に接することが多い市町村の職員は、「紙でも困らない」と言われたら「何も言い返せない」状況であることがデジタル田園都市国家構想実現会議事務局へのヒアリングから明らかとなった。行政と住民の関係を考えると、住民のニーズに対応していくのが行政の役割であるため、住民に「紙でも困らない」と言われているにも関わらず無理にデジタル化を進めると、住民が求めているものを押し付けることになってしまうと言える。

第 2 節 優良事例

1 行政組織における業務のデジタル化

前節でも述べたように、同じ行政組織であっても国や県、市町村では業務のデジタル化に対して温度差がある。その理由として、自治体の規模と人材の二つの要素が挙げられる。

基本的には、大きい自治体であればあるほど、人材も不足しておらず、デジタル化もある程度進んでいることが多い。一方で、自治体の規模が小さくなってしまうと、それに伴って人材も不足しがちであり、更にそういった自治体は基本的に住民の高齢化率が高くなってしまいう傾向がある。そのため、大きい自治体ではある程度デジタル化が進むものの、小さい自治体ではデジタル化が進みにくく、それに応じてなかなか熱意を持ってデジタル化に取り組むことが難しくなってしまう。特に市町村では、業務のデジタル化に対して苦労しているという状況についてはヒアリングを通して耳にすることがあった。

また、これまでも高齢者をはじめとしたデジタル機器について馴染みのない方々向けにスマートフォン体験会や説明会など様々な取組が全国で行われてきた中で、そもそもデジタル機器を必要としていないため、デジタル機器を所有していなかったり、所有していても説明会だと気が重かったりという理由から、このようなイベントへの参加率は高くなかったというのが現状である。

一方で、住民が気軽に参加し、デジタルについて楽しく学ぶことができるような様々な工夫をしたことで満足度が高まったということが複数のヒアリングで明らかになった。そこで本節では、住民の方々にデジタル化の意義や必要性を改めて理解してもらうことの重要性を指摘するとともに、どのようにデジタル化に取り組むべきかについて論じる。そのため以下では、行政組織におけるデジタル化の優良事例として(1)「山形デジタル道場」、住民のデジタルデバイドの是正の優良事例として(2)「デジタルを活用した『通いの場』事業」、(3)「石垣市をめぐるデジタル体験バスツアー」について紹介しておこう。

(1) 山形デジタル道場

まず取り上げるのは、「Yamagata 幸せデジタル化構想」に基づき、山形県で実施されている「山形デジタル道場」である。「Yamagata 幸せデジタル化構想」は、「県民の皆様が幸せに暮らせる社会の構築を目指し、デジタル技術の活用により「Well-being (心ゆたかな暮らし)」を実現するという、デジタル田園都市国家構想の考え方に先駆け、2021年3月に策定したもの」である¹⁸³。

「Yamagata 幸せデジタル化構想」における「幸せデジタル化」の理念としては、三つ挙げられている(図5-4)¹⁸⁴。まず、「子どもから高齢者まで、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる、県民の『幸せ』を中心に据えたデジタル化を目指す。誰一人取り残さない(Leave No One Behind)包括的な社会づくりを基本とする」ことである。次に「国内外の最新の動きを常に取り込むとともに、最先端の技術開発に取り組み、デジタル技術の強みを伸ばせる社会・ビジネス環境の整備を行う」ことである。最後に、「既存の技術・ツールを活用して実現すべき目標を達成するとともに、『アナログ』と『デジタル』、『リアル』と『バーチ

¹⁸³ 山形県(発行年不明 a)

¹⁸⁴ 山形県(発行年不明 a)

ャル』のそれぞれの良さを柔軟に組み合わせながら県民の幸せの最大化に取り組む」ことである。

<図 5-4：幸せデジタル化の理念>

(1) 幸せデジタル化の理念

- 子どもから高齢者まで、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる、県民の『幸せ』を中心に据えたデジタル化を目指す。誰一人取り残さない(Leave No One Behind)包摂的な社会づくりを基本とする。
- 国内外の最新の動きを常に取り込むとともに、最先端の技術開発に取り組み、デジタル技術の強みを伸ばせる社会・ビジネス環境の整備を行う。
- 既存の技術・ツールを活用して実現すべき目標を達成するとともに、「アナログ」と「デジタル」、「リアル」と「バーチャル」のそれぞれの良さを柔軟に組み合わせながら県民の幸せの最大化に取り組む。

出典；山形県(発行年不明)

また、幸せデジタル化に向けたアクションの方向性としては、「防災、環境、子育て、福祉、産業、観光、農林水産、建設、教育など、あらゆる分野において、既にあるデジタル技術の活用や高度な技術開発に努め、県内に広く浸透させて」いくこととしている¹⁸⁵。

そのために、山形県ではこの「アクションの方向性」の具体例として、さらに次の5つの方向性を示している(図 5-5)。^①デジタル化による暮らしやすい地域づくりでは、デジタル技術の活用により、子どもから高齢者まで、県民が幸せを実感できる暮らしやすい魅力的な地域づくりに取り組むこととしている。^②デジタルを活用した産業の高付加価値化では、農林水産業、ものづくり産業、観光といった山形県の基幹産業分野を中心に、デジタル技術を活用した生産性の向上や高付加価値化に取り組むこととしている。続けて^③デジタル社会における多様な働き方・暮らし方の実現では、多様な働き方・暮らし方を実現し、地方への人の流れを加速することで若者・女性をはじめとする「未来のやまがた」をつくる人材を確保することとしている。さらに^④行政のデジタル化の着実な推進では、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性向上や行政の効率化・高度化を進めること

¹⁸⁵ 山形県(発行年不明 a)

としている。⑤デジタル人材の育成・確保では、県全体のデジタル・トランスフォーメーションを促すため、デジタル人材の育成や県内外のフリーランス人材・副業人材の活用を進めることとしている。

<図 5-5：幸せデジタル化に向けたアクションの方向性>

デジタル化による暮らしやすい地域づくり

デジタル技術の活用により、子どもから高齢者まで、県民が幸せを実感できる暮らしやすい魅力的な地域づくりに取り組む

<へき地診療所等におけるオンライン診療>
医療資源の少ない地域（へき地等）の診療所において患者の定期通院の一部をオンライン診療で補完



<地域連携ICカード「チェリカ」>
「チェリカ」から得られる移動に関するデータ等の分析を通じた効果的な路線・ダイヤの見直し



デジタル技術を活用した産業の高付加価値化

農林水産業、ものづくり産業、観光といった本県の基幹産業分野を中心に、デジタル技術を活用した生産性の向上や高付加価値化に取り組む

<協働ロボットモデル生産ライン>
県内企業におけるIoTの導入・活用の促進により、本県産業の付加価値向上を目指す



<衛星画像を利用した「つや姫」生育診断>
水稲圃場の人工衛星画像の解析から「つや姫」の生育状況を数値化



デジタル社会における多様な働き方・暮らし方の実現

多様な働き方・暮らし方を実現し、地方への人の流れを加速することで若者・女性をはじめとする未来のやまがたをつくる人材を確保する

<ワーケーション等の展開>
二地域居住、ワーケーション、移住体験プログラムなどを情報発信する取組み



<庄内浜釣りケーション>
庄内の釣り文化と県内コワーキングスペースを組み合わせたワーケーション



行政のデジタル化の着実な推進

デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性向上や行政の効率化・高度化を進める

<オンライン申請の推進>
「やまがたe申請」
県・市町村の共同運営システムによるオンライン化推進



<デジタル技術を活用した効率的なインフラ管理>
デジタルデータを活用した道路維持管理



デジタル人材の育成・確保

県全体のDX(デジタル・トランスフォーメーション)を促すため、デジタル人材の育成や県内外のフリーランス人材・副業人材の活用を進める

<デジタルを活用した授業>
ICT機器やクラウドサービスを活用した教育



<やまがた AI 部>
やまがたの未来を創る人材育成の一環としての AI 教育プログラム



出典：山形県(発行年不明 a)

＜図 5-6：アクションの方向性に基づく具体的展開＞



出典：山形県(2022b)

ここからは、まず文献調査やヒアリング調査から得られた山形デジタル道場の内容について述べておこう。山形デジタル道場は、一定の成果を収めたと言える。はじめにその目的を説明した後、成功要因、さらにはその課題を指摘したい。

まず、山形デジタル道場の目的は、山形県と県内の市町村が連携を推進することである。そこは、オンラインで職員同士によるデジタル化に関する施策の推進や検討、課題解決に向けて情報共有や意見交換を行う場となっており、2020年11月から実施されている¹⁸⁶。山形デジタル道場は、昨年度までに14回開催され、平均39名の市町村職員が参加している。これは、山形県内35市町村という数を上回る数字となっている。さらにこのような状況について県の担当者は、「みんなでスキルを高めていこうという意識が芽生えた」と話している。

この山形デジタル道場の成功要因としては、大きく二つ挙げられる。一つ目は、立場の近い職員のオンライン交流である。山形県が主催していることで、県内の立場の近い職員同士がオンライン形式でディスカッションを行うことで、さらなるデジタル化に対する意識の醸成につながったと言える。

¹⁸⁶ 山形県 (2023b)

二つ目は、研修内容の変化である。山形県は元々市町村に対してデジタル化に関する研修を行っていたが、その研修は現在行われているものよりも専門性が高いものであった。そこで、県内の各市町村が取り組んでいる事例の共有を通じて、単に専門性の教授だけではなく、身近な事例の紹介といった手軽さを重視したところ、参加者の増加につながったと考えられる。

最後に、山形デジタル道場の課題としては、自治体の規模によってデジタル化に対する温度差が生じていることである。ヒアリングから明らかになったのは、それぞれの自治体によって、規模や予算、人材も異なるため、住民の温度差などの多様化したニーズに応えることが難しくなりつつあるということである。

＜図 5-7：「山形デジタル道場」通信＞



出典：山形県(2023b)

<図 5-8：受講者の様子>



出典：山形県(2021)

2 住民のデジタルデバイドの是正

ここからは、住民のデジタルデバイドの是正の優良事例として、「デジタルを活用した『通いの場』事業」と「石垣市をめぐるデジタル体験バスツアー」を取り上げる。

(1) デジタルを活用した「通いの場」事業

「通いの場」とは、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、触れ合いを通して「生きがいづくり」や「仲間づくり」の輪を広げる場所であるとともに、地域の介護予防の拠点となる場所でもある¹⁸⁷。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大によって対面での交流の場が失われた。そこでその代替措置として高齢者のデジタル意識の醸成と活用能力の向上を目指して行われたのが、「デジタルを活用した『通いの場』事業」である。

「通いの場」は全国的に展開している活動であり、具体的には、宮城県では健康に関するオンラインセミナーや他県の「通いの場」とのオンライン交流、山形県や沖縄県では Zoom

¹⁸⁷ 厚生労働省 (2023c)

を通した運動などが行われている。

この事業の目的は、デジタル機器を使ったことがない、又は使い慣れていない高齢者に対してデジタル機器の使用の機会を創出し、デジタル機器の利便性を知ってもらうことにある。また、「通いの場」には、高齢者が定期的集まる場所を提供することで、介護予防や認知症予防につながるだけでなく、緊急時に共助できる関係づくりなど地域の維持に必要な要素も兼ね備えている。したがって、時代の変化に伴うライフスタイルの変化によって人とのつながりが薄くなってしまった地域コミュニティの再構築にも寄与すると考えられる。

また、事業の成功要因としては、二つ挙げられる。一つ目は、新型コロナウイルス感染症拡大によって難しくなってしまった、対面での交流をデジタルという新たな形で提供することができたことである。家から外出することが容易ではないという状況の中で、デジタル機器を使用することで場所を問わず交流を楽しむことができたことが住民の満足度を高めることにつながった。

二つ目は、運動や他地域との交流といった身近で楽しむことができる内容によって体験者がデジタル機器の利便性や楽しさを実感したことである。単なるスマートフォンの操作説明会ではなく、楽しいコンテンツを使用した体験にすることで、操作の理解度を高める以上に、デジタル機器を使用したことによる満足度が高くなるという結果となった。

一方で、課題として通いの場同士のオンライン交流の際には一つの端末で行ったため、モニターが小さくて見えづらいという意見が挙がったという話をヒアリングで伺った。また、周囲にサポートする人材がいなければ、一人で使用する意欲があまり湧かず、利用頻度が低くなってしまったり、小さな自治体であればあるほどデジタル機器を個別に貸し出す金銭的負担が大きいということも課題として挙げられる。

<図 5-9：実際の活動（Zoom を使用した運動）の様子（山形県）>



出典：山形県健康福祉部（2021）

<図 5-10：実際の活動（オンラインセミナー）の様子（宮城県）>



出典：宮城県（2023）

(2) 石垣市をめぐるデジタル体験バスツアー

この事業は、沖縄県が「令和4年度地域デジタル活用モデル事業」として行ったものである。スマートフォンを持っていない、又は持っているが使い方が分からないという石垣市の高齢者を対象に、観光ツアーの中でデジタル機器に触れる機会を創出し、ツアー後にはスマートフォンを実際に貸し出して継続的に使用してもらうことで、継続的に利便性を体感してもらい、デジタル機器に慣れてもらおうという取組である。

そこで、県内全市町村に対してモデル事業構築業務への協力を呼びかけて、住民への周知・広報を行い、モデル事業実施時の会場にてイベントへの動向などに協力してくれる地域を募集した。その結果、次のような条件を考慮したうえで石垣市が実施地域として選定された。その条件とは、広報誌や地元新聞のほか、独自のラジオ番組や公式LINEなどにおいて広く周知・広報することで、多くの対象者の参加が見込めること、また、公式LINEアカウントなど市民の利便性向上につながるコンテンツを展開しており、参加者に貸し出す端末にも配信可能であること、さらには離島であるため他の自治体、特に離島自治体の参考事例となること等である。

この事業の目的は、デジタルの必要性を感じなかった「デジタル無関心層」に関心をもってもらい、利便性を体感してもらうことであった。また、地方創生を実現していくうえで、今後の成長要素として期待されている観光振興にもつなげ、地域を活性化するという副次的効果も期待されよう。

この事業が成功した要因としては、スマートフォン体験会という堅苦しいものではなく、観光ツアーの中にスマートフォン体験を入れることにあり、そうすることで、気軽に参加しやすく、楽しさを感じることができたと考えられる。実際、この事業後のアンケートでは、参加者の100%が観光ツアーに関して「満足」「とても満足」と回答し、スマートフォン体験についても、88%が「満足」「とても満足」と回答し、スマートフォン保有者・未保有者ともに80%以上の方々が、「スマートフォンを使ってみたい」と回答した¹⁸⁸。また、先述したように、石垣市は広報体制やコンテンツが整っていることや離島であることなどの様々な条件がそろっており、モデル事業を実施するのに適した地域であったことも要因の一つとして考えられる。

一方で課題としては、観光ツアーの中での体験であるため、カメラ操作やキャッシュレス決済のような日常生活に溶け込んだスマートフォン操作に慣れることはできるが、電子申請のような行政システムは体験できないことが挙げられる。行政のデジタル化が進み、電子申請が導入されたとしても、高齢者のようなデジタル機器になじみのない方々が取り残されてしまう可能性が高い。

また、ツアー後にスマートフォンを貸し出したとしても周囲に教えてくれる人がいなければ継続的に使用してもらえないということもヒアリングで伺った。実際、事業後のアン

¹⁸⁸ 沖縄県（2023a）

ケート結果でも、ツアーを通じてスマートフォンを継続して使ってみてみたいと思った参加者は全体の72%と高かった一方で、スマートフォンの貸出期間中に「毎日」使用した参加者は14%にとどまり、「使わなかった」参加者は29%という結果となっている¹⁸⁹。この理由としては、ツアー中はサポートしてくれる人材や周りの参加者が近くにいたため、気軽に質問をすることができたが、ツアー後は一人で使用するようになるため、携帯のキャリアショップによるフォローアップはあるものの足を運ぶまでには至らなかったと考えられる。

<図 5-11：デジタル体験バスツアー>

石垣島を巡るデジタル体験バスツアー概要			
開催日時	2022年11月17日(木) 9:00-16:00	事前説明会日時	11月16日(水) 14:00-16:00
開催地域	沖縄県石垣市内	参加費用	無料(昼食付き)
体験アプリ	カメラ/Googleレンズ / Google Maps / うごくま / Yahoo!天気 / PayPay		
ツアー先	①バンナ公園 ⇒ ②川平公園 ⇒ ③琉球真珠 ⇒ ④やいま村(全て石垣市内)		
対象者	石垣市在住者		
参加人数	25名(募集人数 25名) スマホ未保持者 11名 / 年齢層 50代後半~70代後半		
ツアー会社	かびら観光交通		
イベント保険	参加人数分加入(怪我等対応) ※コクワ保険		
緊急時対応	急病人等の緊急時対応車両をバスに並走		
乗車バス	最大乗車人数 55人 (乗車数: 参加者25人+スタッフ4人+運転手・バスガイド)		
募集告知	石垣市広報誌 / 石垣市公式LINE / 石垣市公式HP / ラジオ / 新聞記事		
スマホ貸出対象	ツアー参加者全員	スマホ貸出期間	ツアー後、2週間

出典：沖縄県(2023b)

¹⁸⁹ 沖縄県(2023a)

<図 5-12：実際のツアーの様子>



出典：沖縄県（2023c）

第3節 政策提言

前節で取り上げた優良事例から分かることとして、以下の二つが挙げられる。まず行政においては、市町村のデジタル化における、県の役割の重要性である。次に現場においては、楽しいコンテンツによってデジタル機器の利便性は実感するものの、利用頻度が低く継続的に使用してもらえないということである。

そこで上記の点を踏まえ、行政と現場のそれぞれに対応した政策の方向性を以下のように示す。まず行政のデジタル化のためには、全国規模でのノウハウの共有を都道府県が中心的主体となって行うことである。次に現場のデジタル化のために、楽しく継続的なデジタル機器の利用促進が求められるということである。

1 都道府県の機能強化(全国版デジタル道場)

先述の通り、行政のデジタル化を進める上で市町村という自治体が特に力点を置かれるべき対象となる。また、市町村のデジタル化を図る上では、山形県による「山形デジタル道場」の先行事例や寒河江市役所へのヒアリングでの国や県にグランドデザインを求めているといった背景から都道府県の役割が重要であるということも先に見た通りである。ただ全ての都道府県が山形県のように人材やノウハウが整っているわけではない。そのため、

都道府県がリーダーシップを担いつつ、市町村のデジタル化の取組を加速させるためには、市町村を十分に指導できる都道府県のデジタル化に関する人材やノウハウの築成が必要である。

そこで、山形県の山形デジタル道場をモデルに、全国規模でのデジタル道場(以下、「全国版デジタル道場」という。)展開することを提言する。以下では、全国版デジタル道場の①概要、②目的、③内容、④期待される効果について詳述する。

第一に、全国版デジタル道場の概要について述べる。全国版デジタル道場は、山形県が県内市町村を対象に行っている山形デジタル道場を全国規模へ拡大した事業である。また全国版デジタル道場の実施主体としては、国の機関であるデジタル田園都市国家構想実現会議事務局を想定している。デジタル化ということで、実施主体としては、デジタル庁も考えられるが、デジタル庁は主にデジタル基盤の整備といった専門的な内容を所管している。また、山形デジタル道場では、当初過度に専門的な研修を行いすぎて、デジタル化があまり進まなかったという反省もある。このような背景から、デジタル庁が全国版デジタル道場の実施を主催していくことは必ずしも適当とは言えない。このため、山形デジタル道場では、身近な事例を共有することによってデジタル化が進んだこと、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局は地方創生において、デジタルを活用した優良事例を取りまとめるなど、地方のデジタルに関する行政課題に着目した職員にとって身近なデジタルに関する事例・知見が蓄積されていることに着目し、全国版デジタル道場では、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局を実施主体と想定する。全国版デジタル道場では、山形デジタル道場と同様に、優良事例についても情報共有や意見交換を行うことによって各都道府県のデジタル化を促進し、それによってさらに県内市町村のデジタル化を進めるものとする。山形県や寒河江市へのヒアリングでは、特に都道府県の役割の大きさを実感した。そのため、都道府県を中心に各市町村のデジタル化を促進することを期待する。

第二に、全国版デジタル道場を行う目的について述べる。たしかに、現在はずでに国による優良事例集といったものは存在するものの、実際に職員同士の交流が不足する傾向があるように見える。そのため、全国版デジタル道場を行う目的は、この交流を促進し、横展開への更なるきっかけづくりやノウハウの共有を行うことである。ノウハウの共有に関しては、特定の自治体をデジタル化に取り組んでいる自治体としては念頭に置かないものとする。その理由としては、それぞれの自治体の強みを活かしながら、利点を模倣しつつ、成功事例に留まらず失敗事例も共有しながら、それぞれの自治体の弱点を補う取組になるということを想定している。さらに、職員同士がそれぞれ交流することで、より一層のデジタル化に対する意識の醸成も望まれるだろう。一方で、優良事例の紹介や交流、意見交換といった方法で専門性を持った人材やサポートできる人材を育成できるのかといった懸念が考えられる。これに関してはまず、デジタル化自体はそれぞれの地方公共団体が主体となって行うという性質上、デジタル道場はデジタル化に対する機運の醸成、あくまでも入り口に過ぎない。そのため、将来的にはそれぞれの地方公共団体がデジタル化に向けて

自走していくことを期待している。そこでまずは、手軽に取り組むことができるようなそれぞれの自治体の優良事例の紹介や交流、意見交換といったところから始め、その上で段階的に大学の教員や民間の先進事例の共有、それらを実習形式で学んでいくことなども考えられる。

第三に、全国版デジタル道場の具体的な内容について言えば、全国版デジタル道場での内容は、それぞれの都道府県の幅広いニーズに対応するため、ヒアリングをもとに二つのコースを設定する。具体的には、総合デジタルコース、デジタルデバイド対策コースの二つである。以下ではこれらのコースについて、詳述する。

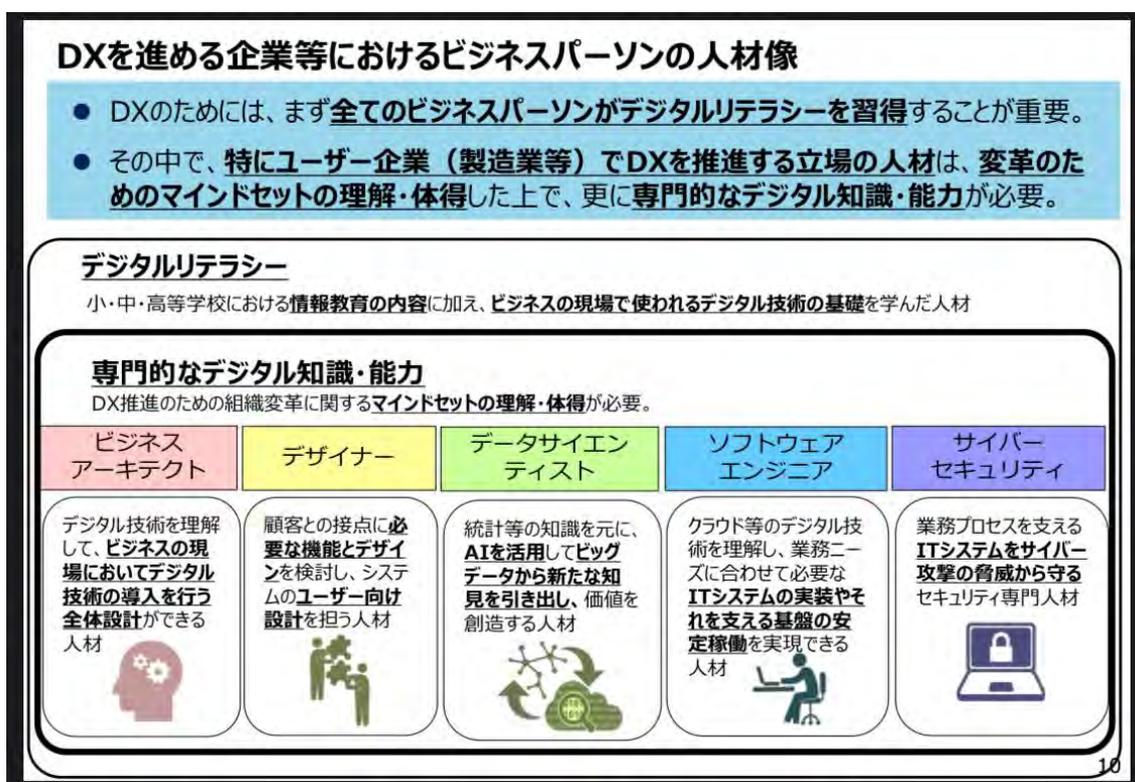
(1) 総合デジタルコース

まず、総合デジタルコースについて述べておこう。宮城県や沖縄県でのヒアリングから行政組織におけるデジタル化を統括している人材の多くは、民間から登用しているという話を伺った。例えば、職員がデジタル化に関する手続きについて民間企業に打診された価格の相場がわからないといった悩みも抱えていた。そこで、総合デジタルコースでは、行政のデジタル化を進めるための専門性やリーダーシップを持った人材の育成を目指すコースとする。ここでいう行政のデジタル化を進めるための専門性とは、経済産業省が取り組んでいるデジタル人材育成プラットフォーム¹⁹⁰を参考に以下の四つの能力が必要であると考えている(図 5-13)。具体的にはまず、公務員は仕事の性質上、個人情報等の機密情報を扱うことが多いため、セキュリティについて詳しい人材であることが求められる。また、日常生活の中で出会う行政システムが十分に整備されず、使いにくいままであるという経験も多いため、デザインの素養も重要である。ほかにも最近話題の生成系 AI といった最新の AI 技術などを使いこなしたり、データ分析なども行ったりするようなスキルを涵養すること、クラウドシステムを管理するといったエンジニア的な素養も一定程度の専門性として必要であると考えられる。

本提言とデジタル人材育成プラットフォームの違いとしては、前者は公務員を対象としており、後者は主にビジネスパーソンなどを対象としている点が挙げられる。もちろん、公務員がビジネスパーソンではないと言えないが、一般的なビジネスパーソンと公務員では、やはり事情は大きく異なる。具体的には、公務における予算については、原資が税金であるということ、人材面では給料が法律によって定められていること、人員についても法律で定められており、簡単に増員することができないといった事情がある。また、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を見ても、社会や企業のデジタル実装に比べて、行政側のデジタル実装に対する言及は少ないと見受けられる。そのため、公務員とビジネスパーソンを同じ括りで取り組むのは少し難しい側面があると考え、今回のような提言に至った。

¹⁹⁰ 経済産業省 (2022)

<図 5-13：デジタル人材育成プラットフォームにおける専門的なデジタル知識・能力>



出典：経済産業省（2022：10）

またここまで述べてきた通り WSA としては、デジタルデバインド対策も非常に重要なテーマであると認識しているため、上記のコースに加えて以下では特にデジタルデバインド対策も念頭においたコースも検討する。

(2) デジタルデバインド対策コース

次に、デジタルデバインド対策コースについても述べておこう。山形県や宮城県へのヒアリングからは、デジタルデバインドに関する人材も不足しているということが明らかとなったため、デジタルデバインド対策を行う人材の育成も行うこととする。前節の「デジタルを活用した通いの場事業」や「石垣市を巡るデジタル体験バスツアー」でも、周りにサポートする人材がいなければ最初はデジタル機器を使用する意欲がわからないということが課題で挙げられている。そこで、デジタルデバインド対策コースによって、特に高齢者に対しての支援を行うためのコミュニケーション能力やノウハウを持ったデジタルデバインドに関する人材の育成を行う。

また山形デジタル道場で取り扱った事例の一つとして山形県大蔵村の事例について、ヒアリングから次のことが明らかになった。すなわち、大蔵村で住民に防災タブレットを配布した際に、ボタンが一つであり、アプリも一つというデザインにしたそうである(図 5-

14)。これにより、高齢者が操作しやすいデザインになっている。大蔵村は人口が少ない村だからこそ全世帯に配布できたものの、デザインに関する議論は大いに参考になる。また、使いやすいデザインについては、老若男女問わず求められるため、それぞれのコースでは上記のようなデザインについても学ぶこととする。

上記のコースの中で、職員がそれぞれ優良事例の紹介や交流、意見交換などを行うこととする。

<図 5-14：防災アプリ くらっち>



出典：山形県(発行年不明 b)

続けて、全国版デジタル道場において期待される効果について検討したい。その効果とは都道府県職員が国や他県のノウハウを得ることで、都道府県や市町村内のデジタル化に繋げることができる点である。一方で、都道府県や市町村の取組を他県や国へ広げることによって、デジタル化の好循環を生み出すことも期待される。他にも都道府県や市町村といった以外にも、より大きな共同体として例えば東北地方や九州地方といったように地方や近隣の都道府県のみが集まる情報共有といった派生も考えられる。さらに、これらのデジタル化によりそれぞれの地方公共団体職員の業務量が減少することで時間や職員のリソースに余裕ができ、職員が本稿の目的、つまり地方創生に取り組むことができるようになると考えられる。

最後に、全国版デジタル道場を実現するにあたって、二つの課題を挙げておきたい。第一に、他の自治体の事例を適用するにあたって限界があるという点である。第二に自治体間で取組に差が生まれる可能性があるという点である。仮にある自治体で取り組まれたことが成功した場合でも、それぞれの自治体が置かれた状況や条件が異なるため、その取組を他の自治体に適用してもうまくいかないことが多い。そのため、当然のことながら全国版デジタル道場での取組を単に適用するだけではなく、それぞれの自治体で適した形に変えていく必要がある。

次に、第二の課題として、山形県へのヒアリングでもあったように自治体の規模の差などによって、自治体間でデジタル化に対するモチベーションの差が出る可能性がある。また、資金面においてもそれぞれの自治体の中で差があるため、この点についても懸念がある。上記の点に留意しつつ、全国版のデジタル道場を進めていく必要がある。

2 楽しく継続的なデジタル機器の利用促進（デジタル体験ツアー×通いの場）

現場のデジタル化のためには、住民のデジタル意識の向上とデジタルデバイス解消が非常に重要であり、これらを解決するためには大きく二つの要素が必要であると優良事例から分かった。

一つ目は、「楽しく体験・学習できるコンテンツ」である。単にデジタルの知識に関する説明を重ねていくのではなく、大人数での運動やオンライン交流、観光ツアーといった付加価値を付けたうえで、デジタルの利便性や楽しさを提供することで、デジタルに関する説明会という堅苦しいイメージを払拭し気軽に参加できるという効果が期待される。

二つ目は「分からないことを気軽に聞くことができる環境」である。前節で紹介した優良事例は、イベント内ではデジタル機器を体験できるが、イベント後の貸出期間では一人で使用しなければならず、一人の場合、サポートする人材が近くにいないため、どうしても利用頻度が低下してしまうといった課題があった。デジタル機器を使用していてわからないことがあった際にすぐに聞いて解決できる環境を整備することで、場所を問わず気軽にデジタル機器に触れる機会を創出し、利用頻度を高め、デジタル機器に慣れてもらうことができるのではないだろうか。

以上二点の要素によって、デジタルに関する体験を楽しく気軽に続けることができると考えられる。

そこで、石垣市で実施されていた「デジタル体験バスツアー」と全国に点在する「通いの場」を組み合わせたプログラムを提言する。以下では、「デジタル体験ツアー×通いの場」の①概要、②目的、③内容、④期待される効果について詳述する。

まず、概要であるが、このプログラムは全国に展開している「通いの場」と石垣市の「デジタル体験バスツアー」を組み合わせたものである。「通いの場」がある地域の高齢者（スマートフォン未保持者、スマートフォン初心者）を対象に観光ツアーを実施し、その中で様々なデジタル体験を行う。ツアー後には一定期間デジタル機器と簡単なマニュアルを貸し出し、分からないことがあれば「通いの場」で知識の共有やサポートができる環境を整える。実施主体は各自治体を考えているが、自治体だけでできることは限られているため、優良事例で紹介した石垣市の事例（図 5-15）のように民間企業に委託して協力しながら進めていくことが非常に重要であると考えられる。

<図 5-15：運営体制の例（沖縄県）>



出典：沖縄県（2023b）

第二に、政策の目的としては、デジタルを必要としていない又は関心がない、いわゆるデジタル無関心層にデジタルについて楽しく気軽に学ぶことができる機会を創出することやデジタルに対する意識を向上させることが挙げられる。加えて、ツアー後もデジタルを使用した「通いの場」の活動を継続的に行うことで、場所を問わない、人との交流の場が

創出され、最近衰退しつつある地域コミュニティを再構築し地域を活性化することも挙げられる。

第三に、政策の内容については、「デジタル体験ツアー→「通いの場」でのフォローアップ→デジタルを活用した「通いの場」の活動」という流れを考えている。ひとつずつ具体的な内容を見ていく。

① デジタル体験ツアー

デジタル体験ツアーは、スマートフォン未保持者にはスマートフォンを貸出し、スマートフォン保持者は自分のスマートフォンを使って、観光ツアーの中でカメラやメール、キャッシュレス決済のような日常生活になじみのあるデジタル体験と併せて e-Tax 電子申請のような行政システムの体験も含んだプログラムで行う。また、ツアー後にはスマートフォン未保持者に対してスマートフォンやタブレットをはじめとするデジタル機器と簡単なマニュアルを一定期間貸し出す。ツアー中やツアー後に参加者をサポートする人材や貸し出すスマートフォンについては、自治体職員が対応したり手配したりするには限界があるため、携帯キャリアショップのような民間企業の協力を得ることや若い世代を取り込むことが適していると考えられる。

携帯キャリアショップの協力を得ることについては、石垣市の事例と同様に民間企業に事業委託をしながら運営をすることで実現する。事業内でデジタルのメリットを伝えることができれば、自社のスマートフォンを購入してもらえる可能性もあるため、携帯キャリアショップ側としても有益である。

さらに、国が補助金を出すことも一つの有効な策であると考えられる。実際、青森県佐井村ではデジタル機器を全世帯に配布するために地方創生臨時交付金という国の補助金を使用した例¹⁹¹がある。また、「デジタル田園都市国家総合戦略」では「誰一人取り残されない取組」としてデジタル活用支援推進事業に取り組むことを方針として策定¹⁹²している。このデジタル体験ツアーも「デジタル活用支援推進事業」の一環として国を挙げて取り組むことも重要な施策の一つであると考えられる。

また、現在は石垣市の事例のように高齢者を対象に募集をしているが、対象を地域内外の若い世代にも拡大し、サポート役として募集をすることで運営に携わる自治体職員の負担を軽減することにもつながる。観光という付加価値をつけることで若い世代からも多くの参加者を見込めると考える。その結果、地域外の若い世代が参加し、その地域の魅力を発見することができれば今後の関係人口創出にも寄与できるのではないだろうか。

¹⁹¹ 青森県佐井村（2021）

¹⁹² 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局（発行年不明）

② 「通いの場」でのフォローアップ

「通いの場」でのフォローアップについては、デジタル体験ツアーで得た知識やノウハウを参加者で共有することで定着させたり、分からないことがあれば「通いの場」で解決したりというようなデジタル機器に継続的に触れることができる環境を整えることを目的とする。「通いの場」については、貸し出しているデジタル機器にワンタッチで近くの「通いの場」とコンタクトを取ることができるアプリを入れ、場所を問わずに参加できる仕組みを作る。ツアー中やツアー後に貸し出すスマートフォンについては携帯キャリアショップの協力が必要であると考え。サポート人材については、最初はデジタルに慣れていない高齢者が多いため、携帯キャリアショップの協力も得ながらサポートをしていくとともに、「通いの場」の中でもサポート役として操作方法等を教えることができる人材を育成していきお互いに教え合う自立した関係づくりを目指す。このようにして、今後減少していくと予想される自治体の職員がサポート人材として派遣され、業務負担が増えてしまうというのを避けることができる。

③ デジタルを活用した「通いの場」の活動

以上で述べたデジタル体験ツアーとフォローアップによって定着した知識やノウハウを利用して、Zoomを使用した運動（図 5-16）や「通いの場」同士のオンライン交流（図 5-17）、オンライン観光などを「通いの場」で行うことで、デジタルに継続的に触れる機会を創出する。

<図 5-16 Zoom を使用した運動（宮城県）>



出典：宮城県（2023）

<図 5-17：「通いの場」同士の交流（宮城県）>



出典：宮城県（2023）

続いて、期待される効果としては「通いの場」「観光ツアー」「デジタル体験」という観点から三つが挙げられる。

一つ目は、ツアー後に「通いの場」単位でフォローアップやデジタルを活用した活動を行うことで、デジタル体験バスツアーの課題で取り上げられていた継続的な使用に繋がらないという課題を解消できると考える。具体的には、ツアー中に覚えたスマートフォン操作に関する知識を、ツアー後に通いの場内でお互いに共有しながら、貸し出されたデジタル機器に触れる機会を創出する。また、気軽に集える環境を整えることで、地域コミュニティの再構築にもつながり、地域の維持に寄与することも期待される。

二つ目は、観光ツアーの中にデジタル体験を入れて、観光ツアーという多くの人々が興味を持ちやすいイベントを前面に出すことで、参加者にデジタルの知識の説明という堅苦

しい印象ではなく、楽しい印象を持ってもらい、気軽に参加してもらいやすくする効果が期待できる。実生活になじんだ体験から行うことで、デジタルを使用するイメージを持ってもらいやすく、スムーズにデジタルの利用促進に繋げることも期待できる。

三つ目は、デジタル体験のプログラムの中に、日常生活になじみのあるスマートフォン操作だけでなく、電子申請のような行政システムの体験も入れることで、デジタルに関する幅広い知識と便益を理解することができる。また、行政側も実際に利用者の声を聞くことができるため、より良いシステムを構築していくことにつながるのではないだろうか。

一方で、カメラ操作やキャッシュレス決済等に比べて、電子申請のような行政システムはどうしても難しいイメージが付きやすく親しみにくい。どのような体験にすれば、参加者が行政システムに対して親しみやすいイメージを持つきっかけを作ることができるか、気軽に楽しく体験できるコンテンツ内容を検討していくことが必要であろう。

おわりに

これまで地方創生が十分にはうまくいっていない背景には、地方で産業が欠如していること、「人の流れ」の創出・拡大がうまくいっていないこと、行政のデジタル化が遅れていることがあるということを示した。その上で、本報告書では、これらの課題を解決する政策をそれぞれ提言してきたところである。これらの政策を実行することで、中山間地域における稼げる農業、多様な背景を持つ人が地域づくりに参画することによる地域活性化、デジタル化による持続可能な地域を実現することができる。その結果、先に示した課題が解決され、地方創生が達成されるであろう。

これに対して、そうした政策で地方創生が達成されるなどというのは空論に過ぎないと見る向きもあるかもしれない。そこで、本報告書ですでに触れた事例ではあるが、一地方創生が見事に達成された事例を改めて最後に紹介したい。

その事例とは、先にも軽く取り上げた株式会社沖縄 UKAMI 養蚕の取組である。同社は、養蚕を軸とした企業活動を展開している。養蚕といえば、かつては日本でも一大産業として繁栄していたが、今やほとんど忘れ去られたといっても過言ではあるまい。同社は、養蚕の中でも国内では沖縄でしか生産できない「エリ蚕」という蚕に着目し、その繭を繊維ではなく化粧品や漢方薬のような価値の高い商品に加工することで、大きく売上を伸ばしている¹⁹³。

また、同社は、高齢者や障害者など多様な背景を持つ地域の人びとに、繭の洗浄や蚕の餌となるキャッサバの栽培を担当させ、ほとんど産業がない地域に雇用も生み出しているのである。さらに、荒廃農地をキャッサバ栽培の畑にしたり、廃校となった校舎を工場に転用したりするなど、地域資源を有効に活用する取組も注目されるべきだろう¹⁹⁴。加えて、化粧品などの商品を販売する際に、自社で作成した電子商取引サイトを活用するなどして、取引先の拡大や業務の効率化を図っており、今ではヨーロッパでも人気となるほどである。

同社は、以上のような取組の先進性が高く評価され、農林水産省が主催する「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」においてグランプリを受賞した¹⁹⁵。このように、局地的ではあるものの、本稿が提言した政策による地方創生は現実には起こっている。

以上が提言の内容であるが、本稿を通して私たちが訴えたいのは、①工夫次第で農業は稼げること、②重層的な人の流れで地域は輝くこと、③地方創生のためにはデジタルが大事だということである。この思いを胸に、第3章、第4章、第5章で示した政策を、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局をはじめとする関係機関に提言したい。これらの提

¹⁹³ ディスカバー農山漁村の宝（発行年不明b）

¹⁹⁴ ディスカバー農山漁村の宝（発行年不明b）

¹⁹⁵ ディスカバー農山漁村の宝（発行年不明b）

言が政策立案者の参考となり、地方創生実現の一助となることを願ってやまない。

参考文献

- ・青森県佐井村 (2021) 「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業一覧」
<http://www.vill.sai.lg.jp/wp-content/uploads/2023/04/R3koronachihouseirinjikouhukinkatsuyoujigyouichiran.pdf>
(2024/01/15)
- ・秋田県 (2023a) 「令和 5 年老人月間関係資料」
https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000008722_00/%E3%80%90%E5%85%AC%E8%A1%A8%E7%94%A8%E3%83%BB%E6%9C%80%E7%B5%82%E3%80%91%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%95%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E8%80%81%E4%BA%BA%E6%9C%88%E9%96%93%E9%96%A2%E4%BF%82%E8%B3%87%E6%96%99.pdf
(2024/01/14)
- ・秋田県 (2023b) (「【終了しました！】令和 5 年度秋田県農山漁村プロデューサー養成講座「AKITA RISE」入門編・第 2 回講座 受講者募集中！」)
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/75445> (2024/01/14)
- ・秋田県立大学 (2021) 「『スマート農業指導士育成プログラム』オンライン学習講座動画制作業務委託プロポーザル実施要領」
<https://www.akita-pu.ac.jp/up/files/www/about/nyusatu/chiiki/20210729jisshiyoryo.pdf>
(2023/12/12)
- ・秋田県立大学 (2022) 「スマート農業指導士育成プログラム」
<https://www.akita-pu.ac.jp/aic/akitasmartagri/society.html> (2023/12/13)
- ・秋田県立大学 (2023) 「令和 5 年度スマート農業指導士育成プログラム募集要項」
https://www.akita-pu.ac.jp/up/files/www/oshirase/R5BP_youkou.pdf (2024/01/14)
- ・秋田県立大学 (発行年不明 a) 「スマート農業指導士育成プログラム」
https://www.akita-pu.ac.jp/oshirase/SmartAgriculture_bp (2024/01/14)
- ・秋田県立大学 (発行年不明 b) 「社会人教育プログラム スマート農業指導士育成プログラム」
https://www.akita-pu.ac.jp/up/files/www/oshirase/BP_ura1.pdf (2024/01/14)
- ・秋田県立大学 (発行年不明 c) 「文部科学省「職業実践力育成プログラム」(BP) 認定」
<https://www.akita-pu.ac.jp/oshirase/BP> (2024/01/14)
- ・秋田県立大学 (発行年不明 d) 「スマート農業指導士育成プログラム」
https://www.akita-pu.ac.jp/aic/images/education_01.pdf (2024/01/14)
- ・朝日新聞 (2021) 「シャインマスカット、出荷量トップに 『もう巨峰に戻らない』 山梨」
<https://www.asahi.com/articles/ASP9B7F2BP97UZOB002.html> (2023/12/13)
- ・一般社団法人 寒河江市観光物産協会 (発行年不明) 「さがえについて」
<https://sagae-kanko.com/about/> (2024/01/14)

- ・大潟村（2022）「大潟村の歴史」
<https://www.vill.ogata.akita.jp/genre/outline/history>（2024/01/15）
- ・大潟村あきたこまち生産者協会（2020）「企業情報」
<https://akitakomachi.co.jp/com/>（2023/12/13）
- ・大潟村あきたこまち生産者協会（発行年不明）「商品情報」
<https://akitakomachi.co.jp/pro/>（2024/01/15）
- ・大潟村百科事典（発行年不明）「大潟村の農地と農業の移り変わり」
<https://www.vill.ogata.akita.jp/encyclopedia/agriculture/index.html>（2024/01/15）
- ・沖縄県（2023a）「令和4年度地域デジタル活用モデル事業」
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/digital/documents/r4digikatsu.pdf>（2023/12/12）
- ・沖縄県（2023b）「令和4年度 地域デジタル活用モデル事業資料」
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/digital/documents/r4digikatsu.pdf>（2024/01/15）
- ・沖縄県（2023c）「地域デジタル活用支援モデル事業について」
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/digital/didjidevide.html>（2024/01/15）
- ・沖縄 UKAMI 養蚕（不明）「UKAMI の取り組み」
<https://www.ukami.co.jp/assets/pdf/effort.pdf>（2024/01/14）
- ・小田切徳美（2014）『農山村は消滅しない』岩波新書
- ・小田切徳美（2022）『新しい地域をつくる 持続的農村発展論』岩波書店
- ・河北新報（2023）2023年6月23日朝刊19面「サクランボ摘み 地方創生学ぶ」
- ・神山智美（2022）「公務員の副業に関する一考察—地域における労働力確保のための検討」『富大経済論集』（富山大学紀要）、第67巻第3号、411-439頁
- ・経済産業省（2022）「デジタル人材育成プラットフォームの取組状況について」
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_jinzai/pdf/006_03_00.pdf
（2024/01/09）
- ・厚生労働省（2023a）「障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html（2023/12/12）
- ・厚生労働省（2023b）「『障害者トライアル雇用』のご案内」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000562055.pdf>（2023/12/12）
- ・厚生労働省（2023c）「集まろう 通いの場」<http://kayoinoba.mhlw.go.jp/article/030/>
（2023/12/12）
- ・厚生労働省（発行年不明 a）「障害者トライアル雇用のご案内」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000103771.pdf>（2024/01/14）
- ・厚生労働省（発行年不明 b）「障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html

ai_trial.html (2024/01/14)

・国土交通省 (2021)「ライフスタイルの多様化と関係人口に関する懇談会 最終とりまとめ～関係人口の拡大・深化と地域づくり～」

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001396629.pdf> (2023/12/12)

・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(2022)「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中長期目標」

https://www.naro.go.jp/public_information/files/chuchoki_mokuhyo_r3a.pdf(2024/01/16)

・寒河江市 (2014)「寒河江市の市章、シンボル」

<https://www.city.sagae.yamagata.jp/sagae/shinboru.html> (2024/01/14)

・寒河江市 (2019)「仙台寒河江会のご案内」

<https://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyou/jigyou/kouryu/sendaisagaekai.html>
(2024/01/14)

・寒河江市 (2020)「寒河江市とは」

https://www.city.sagae.yamagata.jp/sagae/sagaeshi_toha.html (2023/12/12)

・寒河江市 (2022)「寒河江市までのアクセスのご案内」

https://www.city.sagae.yamagata.jp/kanko/access/access_annai.html (2024/01/14)

・寒河江市 (2023a)「新第6次寒河江市振興計画 行動計画(令和3年度～令和7年度)」

<https://www.city.sagae.yamagata.jp/shisei/keikaku/shinkokeikaku/koudoukeikaku.files/2023actionplan.pdf> (2023/12/12)

・寒河江市 (2023b)「新第6次寒河江市振興計画 行動計画(令和5年策定)」

<https://www.city.sagae.yamagata.jp/shisei/keikaku/shinkokeikaku/koudoukeikaku.files/2023actionplan.pdf>

・寒河江市 (2023)「地域おこし協力隊」

<https://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyou/chiiki/chikiokoshi.html> (2024/01/14)

・寒河江市・東日本電信電話株式会社山形支店 (2023)「農業分野における LPWA 活用モデルの普及促進に向けた実証実験の開始」

https://www.ntt-east.co.jp/yamagata/new/detail/pdf/20230315_01.pdf (2023/12/12)

・指出一正 (2016)『ぼくらは地方で幸せを見つけるーソトコト流ローカル再生論ー』ポプラ社

・時事通信 (2023)「東京の転入超過、3万8023人＝活発移動背景かー22年人口移動報告・総務省」<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023013000618&g=pol> (2023/12/12)

・静岡県 (2023)「農林環境専門職大学」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/1002728/1002729/1018707.html>
(2024/01/14)

・静岡県立農林環境専門職大学 (2020)「カリキュラムマップ」

https://shizuoka-norin-u.ac.jp/fouryears/document/curriculum_map_2020.pdf
 (2024/01/14)
 ・静岡県立農林環境専門職大学(発行年不明 a)「大学の設置等の趣旨等を記載した書類 1」
https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/document/nourinkankyo_1909nsecchi_syushi1.pdf (2024/01/14)
 ・静岡県立農林環境専門職大学(発行年不明 b)「短大の設置等の趣旨等を記載した書類 1」
https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/document/nourinkankyotanki_1909nsecchi_syushi1.pdf (2024/01/14)
 ・食料・農業・農村基本問題調査会農村部会(1997)「中山間地域の位置づけと中山間地域農業のあり方について」
https://www.maff.go.jp/j/study/nouson_kihon/pdf/data_nouson4.pdf (2023/12/13)
 ・人事院(2023)「令和5年度 人事院の進める人事行政について～国家公務員プロフィール～」
https://www.jinji.go.jp/pamfu/R5profeel_files/03_kazu_to_syurui_1033KB.pdf
 (2024/01/14)
 ・総務省(2019)「地方公務員の社会貢献活動に関する兼業について」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000656248.pdf (2023/12/11)
 ・総務省(2023)「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和5年1月1日現在)」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000892947.pdf (2024/01/14)
 ・総務省(発行年不明)「『関係人口』ポータルサイト」
<https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/> (2024/01/14)
 ・総務省統計局(2019)「統計トピックス No.119 統計が語る平成のあゆみ」
<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1191.html> (2024/01/14)
 ・蕎麦と匂さがえもん(発行年不明) <https://sagaemon.jp/>
 ・高橋博之(2016)『都市と地方をかきまぜる』光文社
 ・ディスカバー農山漁村の宝(発行年不明 a)「ディスカバー農山漁村(むら)の宝の取組」
<https://www.discovermuranotakara.com/gaiyo/> (2024/01/14)
 ・ディスカバー農山漁村の宝(発行年不明 b)「株式会社沖縄 UKAMI 養蚕」
<https://www.discovermuranotakara.com/sentei/select9/no37/> (2024/01/15)
 ・東北農林専門職大学(2023)「文部科学大臣から『東北農林専門職大学』の設置が認可されました」
<https://www.ynodai.ac.jp/university/news/news-1257/> (2024/01/14)
 ・徳島県(2018)「普及指導員とは」
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/shien/5001174/>
 (2023/12/12)
 ・飛島移住定住促進事業(2023)「合宿をつくる合宿“島キャンプ”」
<https://www.shima-camp.com/> (2024/01/14)
 ・内閣官房(2019)「『職員の兼業の許可について』に定める許可基準に関する事項について」

て（通知）」（平成 31 年 3 月 28 日閣人第 225 号）

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/h3103kengyou_tuuchi.pdf
(2023/12/12)

・内閣官房（2023）「当面の重要検討課題」（令和 5 年 6 月 16 日デジタル田園都市国家構
想実現会議決定）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20230616_honbun.pdf (2024/01/14)

・内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局（発行年不明）「誰一人取り残されな
いたための取組」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/about/effort.html> (2024/01/15)

・内閣官房内閣人事局（2019）「国家公務員の兼業について（概要）」

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/kengyou_gaiyou.pdf (2024/01/14)

・内閣府（2014a）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/20141227siryou5.pdf> (2023/12/12)

・内閣府（2014b）「まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像等」

<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/20141227siryou1.pdf> (2023/12/12)

・内閣府（2014c）「世論調査報告書 平成 26 年 6 月調査 農山漁村に関する世論調査」

<https://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-nousan/> (2024/01/14)

・内閣府（2019a）「第 2 期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」

<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/r1-12-20-senryaku.pdf> (2024/01/14)

・内閣府（2019b）「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）及び第 2 期
「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（概要）」

<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/r1-12-20-gaiyou.pdf> (2023/12/12)

・内閣府（2019c）「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」

<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/r1-12-20-vision.pdf> (2024/01/14)

・内閣府（2022a）「デジタル田園都市国家構想基本方針」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20220607_honbun.pdf (2023/12/12)

・内閣府（2022b）「デジタル田園都市国家構想総合戦略」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20221223_honbun.pdf (2023/12/12)

・内閣府（2022c）「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 年度～2027 年度）」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20221223_gaiyou.pdf (2023/12/12)

・内閣府（2023a）『高齢社会白書 令和 5 年版』サンワ

・内閣府（2023b）『地域の経済 2022－地方への新たな人の流れと地方のデジタル化の現
状と課題－』日経印刷

・内閣府（2023c）「第 6 回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動
の変化に関する調査」

https://www5.cao.go.jp/keizai2/wellbeing/covid/pdf/result6_covid.pdf

・日本総合研究所 (2021)「地方公務員は足りているか ― 地方自治体の人手不足の現状把握と課題 ―」

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchreport/pdf/12484.pdf>

(2023/12/12)

・日本経済新聞 (2022)「山梨の農業生産額、1100 億円台回復」

<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO62725720Z10C22A7L83000/> (2023/12/13)

・農林水産省 (2015)「農林業センサス」

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2015/top.html> (2023/12/12)

・農林水産省 (2016)「中山間地域の役割」

https://www.maff.go.jp/j/study/nouson_kentokai/attach/pdf/farm-village_meeting-85.pdf (2023/12/13)

・農林水産省 (2020)「食料・農業・農村基本計画の概要」

https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-42.pdf (2023/12/12)

・農林水産省 (2021a)「令和 3 年度協同農業普及事業年次報告書」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_siryu/houkoku/r3/attach/pdf/r3-1.pdf
(2023/12/12)

・農林水産省 (2021b)「山梨県の農業生産の概要」

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tiho/attach/pdf/todouhukun_gaiyou2021-17.pdf

・農林水産省 (2022a)「食料・農業・農村をめぐる情勢の変化（人口減少下における担い手の確保）」(第 4 回食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会(令和 4 年 11 月 25 日) 配付資料) https://www.maff.go.jp/j/study/attach/pdf/nouti_housei-1.pdf (2024/01/14)

・農林水産省 (2022b)「協同農業普及事業の実施についての考え方(ガイドライン)」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/attach/pdf/index-5.pdf> (2024/01/14)

・農林水産省 (2022c)「地方への人の流れを加速化させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築」

https://www.maff.go.jp/j/study/nouson_kentokai/attach/pdf/farm-village_meeting-193.pdf (2024/01/14)

・農林水産省 (2023a)「中山間地域等について」

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_about/cyusan/ (2023/12/12)

・農林水産省 (2023b)「農業労働力確保支援事業」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/ennotai.html> (2023/12/12)

・農林水産省 (2023c)「農山漁村振興交付金」

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html (2023/12/12)

・農林水産省 (2023d)「農山漁村振興交付金のうち『農山漁村発イノベーション対策』」

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html> (2023/12/12)

・農林水産省 (2023e)『食料・農業・農村白書 令和 5 年度版』日経印刷

- ・農林水産省（2023f）「令和 5 年農業構造動態調査結果（令和 5 年 2 月 1 日現在）」
https://www.maff.go.jp/j/tokei/kekka_gaiyou/noukou/r5/index.html（2024/01/14）
- ・農林水産省（2023g）「農山漁村振興交付金フル活用のススメ」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/shinko_kouhukin-382.pdf
（2024/01/14）
- ・農林水産省（発行年不明 a）「農福連携とは」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/noufuku_toha.html（2024/01/14）
- ・農林水産省（発行年不明 b）「産地における労働力確保について」
https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/roudouryoku.html
（2024/01/14）
- ・農林水産省（発行年不明 c）「農林水産省共通申請サービス | eMAFF 農林水産省共通申請サービスとは」
<https://e.maff.go.jp/GuestPortal?ec=302&startURL=%2Fs%2F>（2024/01/14）
- ・農林水産省（発行年不明 d）「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/dx/emmaff.html>（2024/01/14）
- ・農林水産省（発行年不明 e）「米粉によるグルテンフリー食品市場の取り込みに向けて」
<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokuryo/210226/attach/pdf/index-10.pdf>
（2024/01/22）
- ・農林水産政策研究所（2018）「日本農業・農村構造の展開過程－2015 年農業センサスの総合分析－」
https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/181228_29bunseki.pdf
（2024/01/14）
- ・農林水産政策研究所（2019）「農村地域人口と農業集落の将来予測」
https://www.maff.go.jp/primaff/seika/attach/pdf/190830_2.pdf（2023/12/12）
- ・橋詰登（1997）「中山間地域対策の現状と今後の課題」『農業総合研究』、第 51 巻第 2 号、1-97 頁
- ・橋本勇（2016）『逐条地方公務員法〔新版〕』学陽書房
- ・パティスリーサガエサン（発行年不明）<https://sagaesun.jp/>
- ・東日本電信電話株式会社 山形支店（2023）「地域が支え合う循環型地域社会の実現に向けた取り組み」
https://www.ntt-east.co.jp/yamagata/new/detail/pdf/20230516_01.pdf（2024/01/14）
- ・細尾忠生（2016）「人口減少が地域経済に与える影響～商業、製造業が衰退、サービス業、農業が活性化のカギに～」『季刊政策・経営研究』、第 40 号、129-147 頁
- ・増田寛也（2014）『地方消滅 東京一極集中が招く人口急減』中公新書
- ・毎日新聞（2023）「サクランボ王国、繁忙期の“助っ人”は山形県職員 収穫の副業 OK」
<https://mainichi.jp/articles/20230615/k00/00m/040/073000c>（2024/01/14）

- ・宮城県（2023）「令和4年度高齢者デジタルデバイス解消支援事業」
https://www.youtube.com/watch?v=Kep3K9lRf_U（2024/01/15）
- ・文部科学省（発行年不明 a）「専門職大学等の概要・特色」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1387235.htm
- ・文部科学省（発行年不明 b）「職業実践力育成プログラム（BP）認定制度について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/（2024/01/14）
- ・山形県（2020）「専門職大学基本構想」
https://www.ynodai.ac.jp/university/wp-content/uploads/2022/03/about_01-1.pdf
 （2024/01/14）
- ・山形県（2021）「第3回『山形デジタル道場』（令和3年1月29日（金曜日）開催）」
<https://www.pref.yamagata.jp/020051/denkenhan/20210129dojo.html>（2024/01/15）
- ・山形県（2022a）「『やまがたチェリサポ職員制度』の実施状況について」
<https://www.pref.yamagata.jp/documents/28019/0822press.pdf>（2024/01/14）
- ・山形県（2022b）「『Yamagata 構想』改訂版の概要」
<https://www.pref.yamagata.jp/documents/21881/kaitei-gaiyo.pdf>（2024/01/15）
- ・山形県（2023a）「『やまがたチェリサポ職員制度』～愛称『チェリサポ』～について」
<https://www.pref.yamagata.jp/documents/28019/cherrysprt-gaiyo.pdf>（2023/12/11）
- ・山形県（2023b）「『山形デジタル道場』通信」
<https://www.pref.yamagata.jp/020051/kensei/joho/digitaldoujyou2020-2021.html>
 （2023/12/12）
- ・山形県（2023c）「山形県農地集積・集約化プロジェクトアクションプラン」
<https://www.pref.yamagata.jp/documents/26929/0506akusyonpuran.pdf>（2023/12/12）
- ・山形県（2023d）「『やまがた農業ふちワーク』について ～1日農業バイトアプリ『daywork（デイワーク）』を活用した労働力確保の取組み～」
<https://www.pref.yamagata.jp/140034/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/shien/roudouryouku.html>（2024/01/14）
- ・山形県（2023e）「『やまがた農業ふちワーク』について ～アプリを活用した農業労働力確保の推進～」
<https://www.pref.yamagata.jp/documents/21159/0417puti.pdf>（2024/01/14）
- ・山形県（発行年不明 a）「『Yamagata 幸せデジタル化構想』について」
https://www.pref.yamagata.jp/020051/digihan/2021_digikoso.html（2024/01/15）
- ・山形県（発行年不明 b）「防災アプリくらっち」
<https://www.pref.yamagata.jp/documents/26285/9thshiryou4.pdf>（2024/01/15）
- ・山形県健康福祉部（2021）「デジタルを活用した「通いの場」モデル事業について」
<https://www.pref.yamagata.jp/documents/21970/05digitalkayoinoba.pdf>（2024/01/15）
- ・山下祐介（2014）『地方消滅の罨―「増田レポート」と人口減少社会の正体』ちくま新書

- ・ 山梨県（2019a）「山梨県の概要」 https://www.pref.yamanashi.jp/sabo/114_018.html
(2023/12/12)
- ・ 山梨県（2019b）「農業」
<https://www.pref.yamanashi.jp/nousei-som/nougyou.html> (2023/12/12)
- ・ 山梨県（2022）「認証制度の野菜・水稲への拡大概要」
<https://www.pref.yamanashi.jp/documents/6796/ninshouseidokakudai.pdf> (2023/12/11)
- ・ 山梨県（2023）「4パーミル・イニシアチブについて」
<https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/contents/sustainable/4permille.html>
(2023/12/13)
- ・ 山梨県農政部（2023）「令和4年 農業及び水産業生産額実績」
<https://www.pref.yamanashi.jp/documents/20859/seisangakujissekir4.pdf> (2024/01/15)
- ・ VILANGE（発行年不明） <https://vilanje.com/>
- ・ YAHOO!JAPAN（発行年不明）「4パーミル・イニシアチブによる二酸化炭素低減の取組～果樹園で取り組む地球温暖化対策～（2021年度～）」
<https://about.yahoo.co.jp/csr/donationforcarbonneutral/yamanashiken.html> (2024/01/15)

資料集

ヒアリングの記録

No.	調査実施日	調査先	主担当者
1	2023年5月30日	東北農政局	企画調整室 調整官 推野博之 様
2	2023年6月13日	山形県庁	農林水産部 専門職大学整備推進監(兼)次長 神山修 様
3	2023年6月20日	山形県寒河江市役所	農林課 農政係長 菅野傑 様
4	2023年10月10日	大潟村あきたこまち生産者協会	代表取締役 会長 涌井徹 様
5	2023年10月11日	秋田県庁	農林水産部 農林政策課 課長 佐藤大祐 様
6	2023年10月17日	デジタル田園都市国家構想事務局	内閣審議官 岩間浩 様
7	2023年10月23日	宮城県庁	企画部 デジタルみやぎ推進課 地域情報化推進班 我妻有紀 様
8	2023年10月31日	沖縄県庁	総務部 財政課 財政企画官 石井康貴 様
9	2023年10月31日	沖縄UKAMI養蚕	代表取締役 仲宗根豊一 様
10	2023年11月1日	内閣府沖縄総合事務局	農林水産部長 福島央 様
11	2023年11月7日	山梨県庁	農政部 農政総務課 農政企画担当 課長補佐 萩原栄揮 様
12	2023年11月8日	JAフルーツ山梨	代表理事組合長 西島隆 様
13	2023年11月10日	静岡県庁	経済産業部 農業戦略課 農業戦略班長 植田陽子 様
14	2023年11月15日	兵庫県庁	企画部 地域振興課 多自然地域づくり班 西埜諒 様
15	2023年12月5日	農協観光	地域共創事業部 労働力応援事業課 関谷紀志 様

※ヒアリング先のご意向等を踏まえ、1,8,9,11,14については、質問事項のみ掲載した。

また4,12については、工場見学や農園見学の様子を中心に訪問記を作成した。

その他のヒアリング先については、ヒアリングでのやり取りをそれぞれまとめた。

【1】

ヒアリング先	農林水産省東北農政局
日時	2023年5月30日
場所	農林水産省東北農政局本局（仙台合同庁舎 A 棟）
調査の協力者	<p>企画調整室長 林田啓 様</p> <p>企画調整室 企画官（総括） 菅原浩 様 調整官 推野博之 様 調整第1係 三瓶耀生 様</p> <p>経営・事業支援部 農地政策推進課 課長補佐（調整）森本昭広 様 経営支援課 女性活躍推進係長 角田尋紅 様 経営支援課 課長補佐（就農促進）鈴木幸弘 様 担い手育成課 課長 村上容啓 様</p> <p>農村振興部 都市農村交流課 地域活性化係長 早坂敏彦 様 生産部 生産技術環境課 課長補佐（新技術実装） 早坂正生 様 農林水産省 大臣官房デジタル戦略グループ課長補佐（共通申請サービス班担当） 畠山暖央 様</p>
参加者	<p>井澤紘隆, 井上智貴, 加賀谷巧, 久保田薫 佐々木美月, 鈴木悠平, 松村孝典教授, 鹿子生浩輝教授</p>



(WSA 撮影)

【人材の確保】

Q1

まち・ひと・しごと創生会議などの資料を読み、人材の確保がどの分野でも重要視されていると感じました。農林水産分野においても、人材や担い手の確保についての対策が急務であるかと思えます。これまで国としては、様々な政策を行ってきたと認識していますが、その中でも特に効果を実感できたもの、また現在強い期待を持っているまたは特に注力している政策について、お考えをご教示いただけると幸いです。

Q1-1

担い手の数は減っているが、法人数自体は若干伸びているという話があって、法人に向けた施策というのかなりやっているように思いました。今後担い手が必要になっていく上で、法人が施策の核になるとの考えなのかと思ったのですが、高齢化が進んでいく中で、法人だけは若年層の伸びもあるということで、農水省や自治体は、法人に向けて今後注力していくつもりなのでしょうか。

Q2

近年、女性の新規就農者が増えてきていることが白書から読みとれましたが、その要因としてどのようなことが考えられるか教えていただきたいです。また、男女共同参画の視点から、今後女性のリーダーや役員を生み出していくことも白書に盛り込まれていましたが、具体的にはどのように支援などを行うことを考えていますでしょうか。

Q2-1

女性の育児と農業の両立について、質問させていただきます。農業は特に、その性質上、育児と仕事の両立が難しいと思いますが、女性が両立しやすい環境づくりとして具体的にどのような施策を行っているのかお聞きしたいです。

【スマート農業・技術導入】

Q3

農林水産省の施策の1つとしてスマート農業の推進が掲げられていますが、中山間地域には急斜面などの条件の悪い農地が多く、そうした農地にはロボットなどの農業用機械の導入が難しいと認識しています。そこで、中山間地域などの条件不利地における農作業の省力化をどのように進めていくかについて、展望があればご教示いただきたいです。

Q4

スマート農業は法人化している農家が積極的に取り入れている印象ですが、日本の農家の大半を占める小規模個人経営や家族経営の農家にこそ、農業用機械等の技術の需要があると考えています。担い手の年齢層が上がっている現状からも、農業における効率を上げ負担を減らすために、ロボットなど先進技術の需要があると考えていますが、実際には受け入れてもらえないことも多いかと思います。

そこで、技術導入を促進する際に苦労したことがありましたら教えていただきたいです。また、小規模個人経営や家族経営などの農業におけるスマート化について、今後の展望などがありましたらご教示いただきたいです。

Q4-1

農家の割合は高齢者が多く占めており、高齢者こそ農業機械やICTを利用したスマート農業が必要かと思うのですが、やはり高齢者の方々はデジタルに対して敬遠するイメージがあると思います。講習会のような高齢者に対するサポートはあるのでしょうか。

Q5

日本の農業は小規模による経営体が多く、技術を導入してもリターンが少なく、結果として技術導入にかかったコストを回収できない可能性も高いと考えていますが、資金面の補助や販路拡大のようなサポートがありましたら教えていただきたいです。

Q5-1

補助金の制度が様々ある中で、「農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策」(スマート農業機械等導入支援)というものがあり、これを受けるのは要件がありますが、そのハードルは高いものなのでしょうか。

【行政手続きのDX化】

Q6

農林水産省共通申請サービス(以下、eMAFF)について、2023年5月時点で約2万人の登録者がいらっしゃいますが、登録者を増やすにあたっては、どのようなことが課題になっているとお考えでしょうか。また、その課題は、システムの複雑さなどの問題なのか、認知度の問題なのか、あるいは個人情報保護といった規制の問題なのか、どのような課題があるのでしょうか。そして、その課題を解決するために必要なものとして感じているものがあれば、重ねてご教示いただけますと幸いです。

Q6-1

eMAFF や DX のシステムを作る側として課題と感じていることや苦労した話があれば伺いたいです。

Q6-2

eMAFF の利用者としては食品産業などの企業が多く、一般の農家に利用が広まらない現状の背景には、文書を作成することが高齢者の農家には難しいという事情もあって、利用へのハードルになっているのでしょうか。

Q7

eMAFF は、現在約 2 万人の登録者がいらっしゃいますが、農業関係者の中でも特にどのような層の方が多く利用しているのでしょうか。例えば、利用者の年齢や地域ごとの違いなどがあれば、ご教示いただけますと幸いです。また、登録者の方々は、どのような理由から利用されていると認識されていますでしょうか。

Q8

eMAFF のような申請書類のオンライン化などに代表される行政の DX 化は、職員の方々にとってもメリット・デメリットがあるかと存じます。そこで、農政局の職員の方々から見て、どのようなことがメリット・デメリットであると感じていらっしゃいますでしょうか。特に職員の方々の年代による認識の相違という点について何かあれば教えていただきたいです。

加えて、行政の DX、および農業に関連するデジタル化全体に関する取り組みとして、その利点や課題について感じていることがあれば、ご教示いただけますと幸いです。

【その他】

Q9

農地バンクなどの取り組みにより農地の集積を図っていると承知していますが、それにあたっては土地の所有者間の合意が必要になると認識しています。この点についての難しさなどについてご教示いただけると幸いです。

Q10

インボイスの導入によって、税負担が増加するのではないかという不安が農家や農協・直売所に広がっています。これについて、補助金や手当などの対策があれば教えていただきたいです。

Q10-1

農協特例があるのはわかりますが、無条件方式・共同計算方式でなければ特例の対象にならなりません。有機栽培などのこだわりをもって栽培している農家もあり、現状では自分の作物であることを明示して直売所などで販売している。無条件方式だと一般的な栽培による作物と混ぜられてしまうため、この方式では売りたいくないという農家がいると聞きます。このことについてどのように考えていらっしゃいますか。

Q11

現在、リモートワークやワーケーションに対する関心の高まりとともに、仕事する場としての農村部にも関心が高まっている状況であります。また、農林水産省では、「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」の選定など、農村および地域に根付く食文化の海外への発信に関する取り組みも積極的に展開されている状況であると認識しています。そこで、これら地域外の人々に対する、農村および地域の食文化の発信に関する取り組みについて、これまでの成果（例：定住人口や就農人口増加への影響・農村地域に継続的に関与する関係人口の増加など）としてどの程度のものであると考えていますでしょうか。

Q12

将来の地方への UIJ ターンの基礎を形成することや都市と農村の交流を目的として、子供の農山漁村体験の充実などに代表されるような地方での体験型の事業が国によって推進されていますが、どの程度政策効果を感じていますか。また、改善点や課題などありましたらお伺いしたいです。

Q12-1

農泊は一度の訪問ということだったのですけれども、継続的・断続的に地域外の人々がその地域にアプローチしていくというところに対して、特に東北では、今後の対策としてどういったものが必要になっていくのかお伺いしたいです。

Q13

山形県に新しく令和6年からの開校を目指して準備している東北農林専門職大学（仮称）がありますが、東北初の農業系専門職大学に対して国として期待することや願いがあればお聞きしたいです。

【2】

ヒアリング先	山形県庁
日時	2023年6月13日
場所	山形県庁ミーティングスペース「そららぼ」
調査の協力者	<p>農林水産部 専門職大学整備推進監(兼)次長 神山修 様 農政企画課 課長補佐(企画担当) 高橋彩乃 様 農政企画課 主事 本間理功 様 農業経営・所得向上推進課 課長補佐 森谷伊都子 様 課長補佐 後藤克典 様</p> <p>農地調整・構造政策主査 山口洋 様 農業技術環境課 副主幹 遠藤宏幸 様 専門職大学整備推進課 課長補佐 結城亮平 様</p> <p>みらい企画創造部 企画調整課 主査 横澤遼 様 移住定住・地域活力創造課 関係人口拡大創出主査 安藤学 様 DX推進課 DX推進主査 佐藤憲 様</p> <p>健康福祉部 高齢者支援課 主査(地域包括ケア担当) 大瀧淳史 様 産業労働部 産業技術イノベーション課 課長補佐 平陽介 様</p>
参加者	<p>井澤紘隆, 井上智貴, 加賀谷巧, 久保田薫 佐々木美月, 鈴木悠平, 松村孝典教授, 鹿子生浩輝教授</p>



(WSA 撮影)

【山形県総合発展計画についての説明】

この長期構想というものは、各自治体で策定しているものになります。山形県の場合は県づくりの基本的な考え方などを示す概ね 10 年間の長期構想と、長期構想に掲げる県づくりの実現に向け、進行管理のための目標指標や KPI を設定する実施計画があり、総合発展計画の基本目標の実現に向かって取組むという流れになっています。

今、第 4 次計画ということで進めておりますが、第 3 次計画までの流れというのが、成長・拡大というような政策、簡単にイメージしていただくとすると、道路を整備するというような県政発展に向けた基盤を形成する政策をある程度進めてきましたが、この令和 2 年 3 月に策定した計画は、心の豊かさや暮らしのゆとりの追求にかじが切られつつある大きな潮流があるということを山形県としては認識して、基本目標には「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさや幸せを実感できる山形」というのを置いています。知事も必ず挨拶で「真の豊かさや幸せを実感できる山形」というのを必ずおっしゃいます。また、その基本目標の実現に向け、人材・イノベーション・国内外の活力の 3 つを推進力に、5 つの柱ごとの政策を展開しています。そして、各部局で策定しているデジタルや観光の計画なども総合的に進めています。

イメージ図には、少子高齢化を伴う人口減少を乗り越えるという表現がありまして、これは山形県に限らず、日本が直面している大きな課題です。人口減少というのは 1 丁目 1 番地の大きな課題であって、それを山形県としても常に念頭に置きながら、どう克服していくかということを考えて施策を進めているという形になります。山形県の中ではこのような大きな流れの中で施策をそれぞれ進めているということをご理解いただけましたらと思います。

Q1

少子高齢化を伴う人口減少を乗り越えるというのが、具体的にどういったことをイメージされているのか、もう少し詳しく伺いたいです。

A1

人口減少というのは、社会減、転出・転入の差と、自然減、生まれる数と亡くなる数の差の 2 つからなっています。どちらの対策もそれぞれ進める必要がありますが、例えば社会減を食い止めていくというところでは、交流人口を拡大していくとか、皆さんのような学生の方が一回山形を出られても戻ってきていただくような取組・政策というのを進めています。自然減対策としては、子育てしやすい山形県に向けた取組を進めるなど、社会減対策と自然減対策の両輪で進めています。

Q2

幸福度ランキングが30位から、ここ数年で7位まで上がっている大きな要因について、分析している点をお聞かせ願えたらと思います。

A2

一般財団法人日本総合研究所が公表している幸福度ランキングは、客観的な指標に基づくランキングとなっていて、例えば、1人暮らしの高齢者世帯が少ないですとか、1人当たりの10万人あたりの映画館数が多いですとか、文化とか孤独・孤立というような、幸福に繋がるだろうと考えられる80の指標からなる客観的な指標でもってランキングされています。山形県の場合は、例えば選挙の投票率が高いとか、人数あたりの映画館が多というような指標が順位を押し上げています。

一方で、課題意識としては、客観的な幸せの指標は高いけれども、主観的な、あなたは幸せですかという問いをした別の民間企業の調査では山形県の順位は低いんですね。これをまさに長期構想の基本目標に掲げていて、幸せを実感できる山形県の実現に向けて取り組んでいるところです。

Q3

「Yamagata 幸せデジタル化構想」では、誰一人取り残さない包摂的な社会づくりを目指されているということで様々な取組みをされていますが、農村部では高齢者のようなデジタルにあまり馴染みがない方々が多いと思います。そのような方々に対するサポート対策としてどのような対策がなされているか教えていただきたいです。

A3

高齢者などへのデジタルサポート対策をご説明するにあたりまして、山形県全体でどのようなデジタル化を推進しようと考えているか、全体の計画をご説明させていただきたいと思います。総合発展計画にあります通り、山形県では幸せ、ウェルビーイングというものを重視しておりますので、デジタル化においても、あくまでデジタルを目標にするのではなくて、県民の幸せを最大の目標にすることを掲げていくためにこのような名前になっているところです。

その後、令和4年の6月に国の方でも「デジタル田園都市国家構想」というものを掲げまして、基本方針を定めておりますので、その内容を若干反映しまして、改訂版ということで山形県でも修正した形で改めて県民の方にお示ししたのがこちらになっています。

「Yamagata 幸せデジタル化構想」の理念といたしましては3本柱がありまして、1つは子供から高齢者まで誰もがデジタル化の恩恵を受けられる、県民の幸せを中心にしたデジタル化を目指すということで、先ほど申し上げた通り、まず1番の目的は県民の幸せであ

ることが最大の基本的な考え方になっております。

2番目に掲げているのは、山形県でもそうだったのですが、最新のデジタル化、デジタル技術を目指すというのが1番の目標になりがちでしたが、この構想の中では、最新の技術だけにとらわれるのではなくて、今当たり前に普及しているものであったとしても、それを県民全体に広げる、そういった整備を行うことも目指す、それによって結果幸せになることを目指すというのが2番目の理念になっています。

3番目に掲げていますのが、全てがデジタルになればいいという考えではなくて、アナログも大事だと。アナログとデジタル、リアルとバーチャル、両方の良さをそれぞれ取り入れて、最終的に県民の幸せを目指すというのが3つの理念の考え方になっています。その理念を叶えるために、どのような行動を行うかということで、実際に行うアクションの方向性が5本柱になっているところです。こちらはまず、暮らしやすい地域作り、あとは県内の中でも、工業、産業が盛んでありますので、そちらの高付加価値化を目指すというところ。あとは、コロナ禍を経て、多様な働き方、暮らしというのが重視されておりますので、そちらの方をさらに実現していくという考え方が1つ。あとは、私たち行政側のデジタル化の方も着実に推進していくという考え方。最後に、そのために私たち社会人もそうですけれども、皆さんのような教育を受ける立場にある方につきましても、デジタルの知識を高めることによって、今後のデジタル化をさらに推進していくような人材の育成を進めていくという5本柱になっております。

では、今年度に具体的にどのような事業を行ってそれを達成していくかについて、5本柱の中の1番目にあたる「デジタル化による暮らしやすい地域づくり」において、子供から高齢者までデジタル化の利便性を享受するという中で、最初の1番目の問いにございまず、高齢者へのデジタル化対策を進めています。まず、日本の中で高齢者に向けたデジタル活用をどう進めているのかというのを説明させていただきますと、総務省で携帯ショップを中心としたスマホ教室という、全国的に進められているものがございまず。こちらは山形県内でも進められておりますが、山形県内ですとやはり全ての市町村に携帯ショップがあるわけではありませので、そういった場合に国の方で何とかしていただけないかということで要望させていただき、例えば携帯ショップの店員さんなどが公民館などに来ていただいて、実際に高齢者の方に教えていただくというような支援の仕方も総務省の方でいただいているという流れになっています。そのような形で、若い方から高齢者までデジタルに触れていただく、親しんでいただくという形で、そういった環境を作るという取り組みは、全国的にも進んでいるところでございまず。そのような中で、山形県で独自に行っているものに、デジタル「通いの場」というものがございまずので、そちらについて説明させていただきます。

通いの場がどういったものかまずイメージしてもらいたいのですが、公民館やコミュニティセンターに高齢者の方が集まりまして、例えばお茶飲み話だとか、一緒にラジオ体操でも筋トレでも良いのですが、体操して体を動かしておしゃべりをするということが脳の

活性化につながって、認知症の予防にもつながるということで、政府では令和7年度までに高齢者のそういった取組みの参加率を8パーセントまで持っていくということを目指しています。その計画ができたのが令和元年度になりますが、皆さんご存知の通り、その後コロナ禍に入りました。

その結果、当時山形県の「通いの場」への参加率が8パーセントに届くような、7.8~9パーセントぐらいまであったところが、6パーセントぐらいまで落ち込みました。全国平均ですと5パーセント台まで落ちました。高齢者の方々は、コロナ禍の中では1番リスクの高い方ということになりまして、自宅に閉じこもりがちになりました。そうしますと、認知症のリスクも高まりますし、フレイルと言って外に出ているのが億劫になるということで、頭だけではなく筋肉も弱まるということが懸念されました。

そこで山形県では、デジタルを活用してそれを解消しようということで、このデジタルを活用した「通いの場」モデル事業を立ち上げたところです。これは、参加者でLINEグループを組みまして、グループライン上にZoomの参加IDやURLを送ります。そのURLをタップするとZoomに繋がって、自宅にいても「通いの場」というような形で、皆さん顔を見せ合って、例えばYouTubeを画面共有するだとか、タブレットに入っている動画を一緒に見るというような形で、自宅でも体操ができるというような取組みを行っております。これが3カ年事業とお話しましたが、1年目、その事業を1か所あたり2か月行いました。そうしますと、2ヶ月慣れてきたところでタブレットが回収されてしまうと。どうやら2ヶ月ぐらいで皆さんの習熟度が高まることが分かりました。2年目は、1ヶ月延長して3ヶ月お配りすることにしました。

その上で、1年目ではできなかった取組みといたしまして、通いの場同士の交流会というのも行いました。例えば、鶴岡市が宮城県庁と連携を取りまして、東松島市の通いの場とオンラインの交流会を3か月目に行うことにしました。そうしますと、みんなその交流会を楽しみにして、タブレットに慣れていこうというようなモチベーションを持って事業に取り組んでいただけることができたところです。今年が3年目、最終年度になりますが、令和3年度、4年度の取組みを通じて得た知見を手引き、いわゆるマニュアルに落とし込む作業を行っています。まず今、委託事業者の方でマニュアルを作っておりまして、そのマニュアルを使って、今度は市町村に実習・実践していただいて、そこからのフィードバックをいただいて、マニュアルの課題修正を行った上で、年度末近くにはなるとは思いますが、それを元にした研修会を市町村の方に行う形で3カ年事業を終える予定です。

この事業を通じて見えてきたことといたしまして、(新型コロナウイルスが)5類に移行したということもあって、もう自宅から参加する必要が無くなったと考える方もいらっしゃるかもしれませんが、山形県のような過疎市町村を抱えているところだと、いわゆるポツンと一軒家みたいなお住まいの方だとか、冬期間何メートルも雪が積もるところに住んでいる方もいらっしゃるわけです。そういった方が、誰1人取り残さないという視点に立った時に、そういった人でもみんなと一緒に体操ができるだとか、今日

は雪が降ったから家でゆっくりしようじゃなくて、雪が降ったから今日はちょっとリビングから体操に参加してみようみたいなところで、コロナ禍が終わったとしても、そういった形で誰1人取り残さないだとか持続可能みたいなところでも、こういった手引き、マニュアルというのは生かしていただけたらと考えています。

また、金山町の参加者の声といたしまして、新型コロナの影響で気軽に散歩できなくなったのでありがたい、体が温まった、いろんな体験をしてみるものだという風に、楽しそうにお話をして下さった方がいらっしゃいます。皆さんタブレットを配られた当初は、何をやっていいのか分からないということで不安に持たれるのですが、ポイントとしては高齢者の方に難しい操作をやらせてもらおうということではなくて、できるだけ高齢者の方でもやりやすい手順が何かというのを行政の側でも考えてハードルを下げることで、高齢者の方、デジタルにそこまで詳しくない方でもできる取組みは何かというのを山形県では考えて事業を進めてきたところでございます。

Q3-1

配布しただけでは、やはりどうやって操作したらよいかということが恐らく分からないと思うのですが、タブレットの操作説明などに関しては、職員の方が1人1人のお宅に伺うということでしょうか。

A3-1

この事業につきましては、本番の「通いの場」を始める前に操作説明会というのを行っていきます。去年ですと2回集合形式で行ってございまして、今、高齢者と一口に言ったとしても、本当に様々な方がいらっしゃいます。

山形県ですと、例えば役所とか銀行に勤めて70代になった方だと、パソコンも全然私たちと同じように使えますし、一方で、そこまでパソコンとかには触れないで70代になった方だと、スマホも持っているけど電話しかしません、みたいな人もいらっしゃるといことで、参加者によって全然違うというところが前提としてあります。私たちの方でやっていることとしては、まず第1回目の説明では、例えば充電の仕方から始めて、タブレットの用語でタップとかスワイプと言うと思いますが、そういう専門用語を排除した形で、例えばスラッシュとか言わない、斜め線とかですかね。ホームボタンとか言わないで、丸ボタン。そういう簡単な表現に置き換えた上で、基本的な操作についてお話しする回を1回。あと、この事業がLINEとZoomを主に使うのですが、LINEグループからZoomに参加するという動作を何回も繰り返す回をもう1回行います。概ねそれをやることによって、皆さん参加することができますし、こういう通いの場に参加する方は大体お友達同士だったりするので、自宅から参加するのが難しい時は、例えばお友達の家に行って、2人でタブレットを並べて参加するみたいな方もいらっしゃいます。

また、自宅から参加するだけだとちょっとつまらなくなってくると言いますか、実際、対面でお話する楽しみというのもございますので、月1回程度は集合形式の、公民会に集まる形というのも取っております。そうすると、その中で教え合いが行われますし、例えばそこで新しい機能、ちょっと新しいスタンプやってみようか、みたいに新しいアプリの紹介などもできるということで行っております。ポイントとしては、最初にしっかり演習を行うということと、それっきりにしないで定期的に集合形式で皆さんに集まってもらって教え合う回を入れるということをポイントとして行っております。

Q3-2

友達同士で参加することが多いとおっしゃいましたが、1人暮らしの高齢者の方などの参加率はあまり高くないのでしょうか。

A3-2

今回の事業につきましては、元々ある「通いの場」というのがありまして、その参加者を対象に行っておりましたので、その視点については特にデータは持ち合わせていないところになっています。

Q4

山形県民はデジタル技術の展開に対して、どのような期待を寄せていると考えているか、山形県としての見解をお教えいただきたいです。

A4

最初に「Yamagata 幸せデジタル化構想」をご説明させていただきまして、実はその中に、県民はデジタル技術の展開に対してどのような期待をされていると考えているかというところの答えはございます。私どもはやはり、ウェルビーイング、県民の幸せを一番望んでおりますので、県民はデジタル技術が発展すること自体を望んでいる人はもちろんいらっしゃると思いますが、それは一部に限られていると私たちは理解しておりまして、やはり恩恵を受けて生活が豊かになったり、さらに今の生活が便利になったり、あとはコミュニティが広がったりといった、デジタルの恩恵が、広がりを見せることが何より県民が望んでいることと考えておりまして、そのためにデジタル化を進めていこうという、それが私たちの役割だと考えているところです。

Q4-1

先ほどお話いただいた点に関連して、デジタル技術の展開に対しては、生活が豊かになったり、より便利になったり、あるいはコミュニティが広がったりというところは山形に住んでいる方のコンセンサスとして持っている認識する一方で、特に若い方とお年寄りの方では、デジタルに対する親しみ度合いや期待が異なると考えています。それ以外にも、これまでどういった仕事に関わってきたとか、どういったことを学んできたかというその人の属性によっても少しずつ寄せる期待は異なってくると思うので、山形県民個々人の属性によってどういった期待が個別にあるのかという点を、より具体的な認識がありましたらお教えいただければと思います。

A4-1

皆さんご存じの通り、山形県は少子高齢化が進んでいる地域と私どもも認識しておりますので、その中で進めるデジタル化というのがどうあるべきかという視点で考えますと、例えば先ほどの資料でもデジタル化関連事業について一覧をお見せしましたが、私どもはこれを作ることを目的にしているわけではなくて、最終的な目標については、県民1人1人にデジタルを感じさせない、普通のサービスの裏に実はデジタルが広がっている。自分はただいつも通りアナログに生活しているだけなのだけれども、その社会の背景としてデジタル的な仕組みが自然と広がっている。それを感じさせないというのは最終のゴールだと考えていまして、これが私たちの目指すところです。デジタルを背景にして今までの生活が知らぬ間に変わっていくという姿が、DX、デジタルトランスフォーメーションと考えておりますので、高齢化が進んでいる山形県の中でもそれを目指すべきだと考えています。

若い人はその裏にデジタルがあることを認識してもいいとは思っていますが、高齢の方は、それは別に認識する必要はないと思っていまして、知らぬ間にデジタルが発展しているというのがあるべき姿だというように目指しているところです。

Q5

「山形デジタル道場」の利用者数や利用率について、具体的な数字があれば伺いたいです。また、現状での効果、利用された職員や講師をされている方の声があれば、ご教示いただきたいです。

A5

そもそもデジタル道場がどう始まったかと申し上げますと、最初に申し上げました「Yamagata 幸せデジタル化構想」を作成するに当たって、有識者会議を開催いたしまして、有識者の先生の中で、人材育成のためにデジタル道場というものをやったらどうかというようなご意見がありましたので、すぐにやりましょうということで、始めたのが「山形デ

デジタル道場」になります。それまで何もしていなかったのかというところとそういうわけではなく、市町村の担当者と県の担当者も含めまして、特にシステム関連・情報を管理する部署といった、専門的な方々を対象にした研修会をやっておりました。

ただ、この「デジタル道場」というものはそういった専門的なものをやるわけではなくて、各市町村がやっている地道なデジタル化の取組みなどを紹介していただいて、横展開していこうというのが取組みになっています。昨年度までで14回開催しており、市町村の職員の方ですと平均で39名参加していただいて、県を含めると平均で57名の方から来ていただいています。なので、市町村の方39名と言いますと、県内で35市町村ありますので、それよりも多くの市町村の職員が参加していただいているという形で、非常に参加率が良いという形になっています。

なので、やはり同じ立場の、しかも県内の市町村の職員の方が、どんな風にしてデジタル化に取り組んで頑張っているかというのをお互いに議論し合う場になっているので、そういったところがデジタル道場の良い点と考えています。

もう1つ付け加えさせていただくと、先ほど申し上げたシステム担当者の研修を、令和2年度まではそういった形で行っていましたが、令和2年までのシステム担当者研修の参加率は、オンラインで20名程度でした。その後にデジタル道場の入門研修という形で名前を変えたのですが、内容も少しディスカッション形式も入れるような形で対応したところ、平均で58名参加していただきまして、まずはコロナ禍もあって、職員自体の意識が高まったということももちろんあるとは思いますが、デジタル道場というところでハードルを下げて、あとはみなでスキルを高めていこうという意識が芽生えて、こういった形になったのかなと認識しています。今後も形は少しずつ発展させていこうとは思いますが、引き続き行っていこうと考えています。

Q6

インターネット上の資料や企業の研修ではなく、山形県庁が独自に「山形デジタル道場」を行うことの意義についてどのように考えていらっしゃいますか。また、講師の選定についても、何か考えがあればお伺いしたいです。

A6

例えば民間の研修、eラーニングの研修もたくさんあります。サブスク型のものもありますし、それが今ではメジャーになっているかもしれませんが、やはりそうではなくて、身近に感じる取組みというのを横展開するのが重要であると考えて、その場を設けるのが県の役割と考えています。毎回オンライン形式ではありますが、何よりその場でディスカッションを行えるというのが、参加もしやすく議論もしやすくなるという形でプラスに働いていると考えております。継続していきたいと考えているところです。

Q6-1

各自治体の取組みを横展開するというお話が何度か出てきましたが、実際の事例があればお伺いしたいです。

A6-1

具体的な事例で、特に市町村の皆さんの反応が良かったり、実際にそれによって活動を始めて下さったりした事例としては、大蔵村さんの取組みがあります。大蔵村さんの方で防災タブレットを全世帯に配布するという取組みがありまして、タブレットに「くらっち」という防災アプリが1つだけ入っています。なので、高齢の方でも、画面にあるボタンが1つしかないで、それをすぐに開けて、防災の情報や村の広報誌もそれで連絡したり、回覧板的なものもそれで連絡したりできるようになっていると聞いています。あとは、もっと言ってしまうと、送ったものに対して返事が返ってくるかどうかということで、生存確認といったことも行政側で把握できる仕組みになっています。こういったものについてどこまで補助するかというのは、大蔵村さんは規模が小さい自治体なので全世帯に配布するというのも可能かもしれませんが、それぞれの自治体に合わせた形でそういった配布を展開していただくと認識しております。

税金や水道料金の口座振替の登録をインターネット画面からしていただけるというオンラインシステムの導入に向けてご紹介させていただいたこともあります。それについても大変反響が良くて、様々お問い合わせをいただいてご紹介をさせていただきました。この利点は、コンビニで納付する仕組みを作ると、コンビニにお支払いする手数料が発生して、逆に行政側でお金がかかってしまいますが、口座振替にすることで手数料がほとんどかかりません。

ただ、それを紙に書いて役場に提出して、口座の有無を銀行側に確認するという形になると、非常に複雑な手続きが必要になるので、それをインターネットで受け付けましょうという仕組みも横展開の例の1つです。

Q6-2

現時点で、デジタル道場を運営するにあたって課題に感じることはありますか。

A6-2

年度初めにそれぞれどのようなことを紹介してもらいたいかというアンケートを（市町村に）毎回させてはいただいています。大きな自治体と小さい町村ではそれぞれの課題が大きく異なっていて、同じ温度感でお話することが徐々に難しくなっている、デジタル化の温度差というのがどうしても出てきてしまっていて、その中でどうやって皆さんに共通して興味を持ってもらえるような、そういった場にできるかというのは課

題であると思っています。

今年度からはデジタル道場は継続する一方、自治体職員が持つべきデジタルスキルを、スキルごとに3層くらいに分離しまして、それぞれのスキルに応じた研修を受けていただき、今までの道場からは一步踏み込んだ形の人材育成も進めていこうと考えています。

Q7

関係人口の在り方には、地域外から山形県産品を購入するといったようなライトなものから、地域外に住みながらも継続的に当該地域に関わり続ける（例：山形県外に住みながらも、継続的に山形での農作業やイベントなど地域の維持に資する活動に参加する）という、ある程度地域に深く関わるような在り方まで、様々存在すると認識しています。そこで、山形県としては、関係人口としての属性を持つ人々が展開する多様な行動や活動に対して、どのような期待を寄せているかをお教えいただきたいです。

A7

山形県では、関係人口の拡大と深化を移住政策と同様の手段として位置づけています。目的は地域の活力創生で、元気のない地域を再活性化し、既に元気な地域はその活気を維持することです。以前は集落において人口がある程度あったため、行政において対話の場を提供し、計画やアイデアが生まれた際には補助金や助言・アドバイスを提供することで、地域の活力は維持・発展していました。

しかし、近年は地域に子どもがいなくなり、学校の廃校、若い世代がいらないなどの課題が増加しています。特に後継者不足の影響で「ウチ（地域内）」だけでは地域が持続できない状況が増えていきます。そこで「ソト（地域外）」の力、つまり外部の人や企業が持つ様々なスキルやノウハウを活用することが重要と考えています。一方で、「ソト」の力の活用慣れていない地域（住民）が多くあるため、県はこうした繋がりをサポートする必要があると認識しています。

具体的な取組みとしては、関係人口と地域を結ぶ役割や、地域と住民を結ぶ活動の場を提供し、地域の人との距離を縮めるための仕組みづくりが行政の重要な役割であるとしています。これらのアプローチを通じて、人、場、仕組みの3つを提供し、地域全体の活性化に取り組んでいきます。

Q7-1

移住・定住は、その地域の中でその地域にアプローチし続けることができる一方、関係人口として関わる人には、地域外から山形を応援したい、山形県内のこの自治体を応援したいというスタンスを持つ人がいると考えています。特にコロナ禍以降はオンラインが広

く普及して、よそから継続的に関わるというあり方も広く浸透し得る状況が出てきていると思います。そのような点から、例えばオンラインなどの方法で、山形県内にいなくても外から山形を応援したいという思いを持つ関係人口に対するアプローチについてももう少しお話を伺えればと思っています。

A7-1

山形県の移住・定住政策は、全国的に人口減少が進んでおり、各県が移住者を獲得する競争が激化している中、他県との不毛な競争を避け、関係人口の創出・拡大に重点を置いています。関係人口は、山形県にも、また他県にも関わることから、移住施策とは異なり、パイの奪い合いにはならないと考えています。

最近ではテレワークやウェブ会議が普及していますので、オンラインを活用したアプローチも実施しています。

具体的な例として、飛島で行われていた島キャンプを一部オンラインで実施し、アイデアソンが実施されています。これは、オンラインで島の魅力や解決すべき課題を企画し、現地に足を運べない状況でも関与できる仕組みです。このようなプロジェクトを通じて、毎年1人ずつ飛島に移住し、地域との関わりを深めています。オンラインによる交流も関係人口のきっかけとして有効であることも認識しています。

Q7-2

他の自治体の関係人口に関する取組みの中には、どうしても最終的に必ず移住に結びつけるとか、関係人口を謳いつつも必ず最終的には定住に落とし込もうというスタンスで取組みを進められているところもあるという印象がありましたが、山形県に関しては必ずしも定住がゴールではないという認識でしょうか。

A7-2

山形県のスタンスは、地域が元気になることが重要であり、遠隔地からでもデジタル技術を持つ関係人口の支援により、集落が機能し、あるいは、企業が持続的に運営される状態を目指しています。経済や生活（暮らし）が持続的に豊かになればよいので、特に移住がゴールではなく、あくまでも手段として考えています。

Q8

山形県では、やまがたテレワーク移住準備事業費補助金などテレワーク移住の助成をされていますが、現時点で、どれだけの方が制度を利用し、山形県に移住をしているのかをお伺いしたいです。

加えて、山形県の都市部に移住される方と農村部に移住する方のそれぞれの割合をお聞きしたいです。また、山形県としてテレワークの活用による地方移住への期待度や評価を重ねてお聞かせ願いたいです。

A8

山形県では、東京圏から山形県内の中小企業等に就職、テレワーク又は関係人口として移住した世帯に対して「移住支援金」として最大 100 万円+ α を支給する制度を実施しています。

「テレワーク」が対象となったのは、令和 3 年度からですが、令和 3 年度は移住支援金を活用した方が 15 件、その中でテレワークになるケースは 3 件でした。令和 4 年度は移住支援金 30 件中 24 件がテレワークとなっています。

ただし、移住者の居住地の具体的な情報は持っておらず、都市部と農村部への分類も行っておりません。また、山形県では、お試しとして個人向けで、テレワークを導入する際の交通費や通信費用を補助する制度や、実際に移住した人に対する通信環境の補助などを提供しています。

一方で、都市部の大手企業においても、テレワーク環境を進め、地方への分散を促進しようとする流れがありますが、実際には都会の自宅でテレワークが進む現実があり、地方への分散が進まない状況もあります。そこで、柔軟に働けるような環境整備は企業が、社員が地方でテレワークしたくなるような地方ならではの付加価値の提供は県がといった役割分担を行うことで、関係人口を増やす取組みを進めたいと考えています。

Q8-1

山形県がテレワーク先として選ばれる、他の県にはない利点・強みというのがございましたら教えていただきたいです。

A8-1

テレワークの場所は他の県でも充実していますが、移住やテレワークを検討する人たちが抱える課題は、新しい地域での生活イメージがわからないことや、子どもを持つ家庭が週末にどこで遊べるか、保育園が安心して利用できるかといった点です。また、山形県は美しい自然が広がっていますが、地元の人知っている自然の魅力や注意点を共有することで、地域とのつながりを深めることも重要です。

また、地域おこし協力隊やその OB など、移住者の先輩がたくさんいますので、彼らとの連携した事業も展開したいと考えています。例えば、地域おこし協力隊の OB が設立した企業が中学校の空き教室をオフィスにするなどといった全国的にも珍しい取組みもありますので、県が関係していくことで、相乗的に発展した取組みにしたいと考えています。

Q9

山形県では、さくらんぼの収穫時期にやまがたチェリサポ職員制度を用いて、職員が農作業に従事できる体制がとられています。職員の感触や労働力の確保という面でどの程度効果が出ているかお聞かせ願いたいです。

また長野県では、農業のほかにも制度として副業を認めておりこれまで 76 業種の認定実績があります。山形県では、そういった制度の幅を広げる取組みやお考えはありますか。

A9

やまがたチェリサポ職員制度は、山形県を代表する農産物であるさくらんぼの収穫時期が集中して、短い期間にもたくさんの人出を必要とする農産物であるため、その人手を補うために山形県職員の副業をやりやすくするような制度です。さくらんぼの収穫は機械化が難しい作業で、多くの人手を確保する必要があります。そこで、山形県ではこれまでに労働力確保のために協議会を設立したり、県の職員がボランティアという形で協力したりしていましたが、それでもなかなか労働力の十分な確保につながらず、昨年度、令和 4 年度からやまがたチェリサポ職員制度を開始しました。

昨年度、令和 4 年度は、6 月 1 日から 7 月 31 日までの 2 か月間、さくらんぼの作業に限って、副業を可能としました。元々、公務員であっても副業自体は可能ですが、通常、営利企業等従事許可では、申請の内容を 1 つ 1 つ確認し、公務員の副業としてふさわしいかどうかを判断した上で許可をするため、手続きに手間がかかります。やまがたチェリサポ職員制度については、山形を代表する農作物であるさくらんぼの収穫は、公益性があるということで、あらかじめ副業として行うことを認めています。

昨年度、県で始めた時点では、県内でさくらんぼに関しての副業を認めているのが、寒河江市と山形県だけでしたが、今年度はさらに増え、現在、市町村と県と合わせて 7 自治体で認められています。昨年度は、営利企業等従事許可を行った県職員が 50 名、そのうち実際に働いた県職員は 40 名、延べ日数としては 119 日で、今後更に PR を行い、実際に従事してくれる方を増やしていく必要があると思っています。

今年は企業に対しても副業を認めることをお願いする文書を出しています。その中でも、実際に調査はできないが、企業側からどういう制度なのか教えてほしいという問い合わせなども来ているので、少しずつですがさくらんぼ農業の労働力確保の動きが図られている状況です。

後半の質問については、所管が営利企業等従事許可の手続きを行っている人事課となっており、県の人事課に確認したところ、さくらんぼは今お話があった通り、本県代表する品目であり、観光や加工など、幅の広い産業であることが 1 つあって、労働力不足を解消し、収穫量を確保する必要があります。これは生産農家にとどまらず、地域経済活性化や広域性の面から考えても必要だということで、今回、さくらんぼに限って副業を認めたということでした。この制度は始めて間もないため、成果などを把握しないと次に進むことが

できないため、まずは今やっている制度の内容を見極めて、他の品種や業種に拡大するの
かどうかを追って判断するという回答は得ています。

Q9-1

この従事者 40 名は、元々家が農家であったり、個人的に農家に関わりやさくらんぼ農
業に関心があったりした人なののでしょうか、それとも全く別で、これまでは全然さくらん
ぼ農家とは関係ないけど、とりあえずやってみようかっていうことで制度を利用したので
しょうか？

A9-1

正確なところまではわかりませんが、アンケートの結果などを見ると、元々親戚であつ
たり、知人から手伝いを頼まれることがあったりしてこの制度を利用したという方もいま
す。また、そういった副業の制度ができたので利用しようと思った方や、山形県の職員と
してさくらんぼの収穫に貢献したいという気持ちや、山形県民ではあるけど、さくらんぼ
について実はよく知らなかったから、知りたい、勉強したいというような気持ちがあつた
のでやってみたという方もいらっしゃいました。そこは色々な方がいます。

Q10

山形県内の企業はどの程度デジタル実装を志向しているのか、また、デジタル実装を進
めたいと考える企業はどのような形でのデジタル実装を志向しているのか、という 2 点に
ついて、業種別に違いなどがあればお教えいただきたいです。

A10

質問の答えに入る前に、産業技術イノベーション課という名前がわからないかなと思
いますのでご紹介させていただくと、当課では主に製造業の IOT やビッグデータや AI を活
用したデジタル化による生産性の向上、最近では、デジタルトランスフォーメーション
(DX)、前半、DX 課からも話を聞いたと思いますが、そのようなところを支援していま
す。当課では平成 29 年から IOT の取組みを進めています。県の産業技術振興機構という
外郭団体に IOT 推進コーディネーターを置いて、公設の試験研究機関であります工業技
術センターの生産性向上科の職員と一緒に企業訪問と行うことで、きめ細やかな、
IOT を活用した生産性の向上の取組みを進めてきました。県としては、IOT の活用セミ
ナーであるとか、そういったものをこうやってきました。この 4 月からは、観光業も含めた
形で、産学官金の 19 機関で県の DX 推進ラボというのを立ち上げており、企業の DX 化に
向けた取組みを支援するというので、先ほど申し上げた産業技術振興機構に、今度 DX

の推進コーディネーターを配置して、今月の28日(2023.6.28)に、県DX推進ラボのキックオフセミナーを予定しています。特にセミナーでは、経営者層の理解促進や機運醸成を図っていききたいと活動しています。

よく、DXというのが勘違いされることが多いのですが、DXには大きく2つの要素があり、1つの要素が「D」の、デジタル化というところで、コロナ禍の危機意識とともに、その推進が進みつつあります。2つ目の要素が「X」の、トランスフォーメーションというところで、こちらが、残念ながらまだまだ、理解されていないという現状であります。トランスフォーメーションとは、その組織の文化が変わるということで、ビジネスのあり方を含めた経営の問題です。デジタルは、その経営変革の重要なリソースでしかなく、単純にデジタルを進めるというのは単なるデジタル化でしかなくて、DXではないというところを抑えていただきたいと思います。資料につけさせていただいた調査については2022年の9月のもので、トレンドとしては、残念ながら現在も大きく変わっていないと思っています。インターネットでも公開されているので、後ほど詳細をご確認いただきたいと思います。

DXに取り組んでいる企業で、言葉の意味を理解して取り組んでいる企業というのが13.7パーセント。同じく帝国データバンクの全国調査でも10パーセントぐらいが、言葉の意味を理解しているというようなどころだと伺っています。言葉の意味を理解して取り組みたいと思っている企業は19.4パーセントというところで、県内企業の3割強の企業で前向きな見解が示されていると考えて、質問は前後しますが、後段の6番でいただいた質問にあった、どの程度デジタル実装を施行しているかという質問については、こちらの3割強というところでのご回答になります。残念ながら、業種別のデータを持ち合わせていないというような状況です。どのような形での実装というところも、業種によってというよりも、その企業によって変わるというところだと思います。企業によって、そのあるべき姿や成長ビジョンというものは当然それぞれ違うため、どこに成長ビジョンやあるべき姿を置くのかということで、アプローチの仕方が全く変わってくると捉えています。

また、答えも同じではなく、製造業で例えると、労務管理システム、生産管理システム、受発注システム、生産機器をそもそも新しいものに更新する。ロボットを導入する。今だと電気料金の高騰の対策として、電気料金を下げるコンプレッサーを入れる。どれをとっても十分価値はあるものになるのかなと思います。

また、デジタル化によらない、やり方を変えるという手法もあるのかもしれませんが。その経営手法を変えるというアプローチの仕方が、それぞれの企業によって変わってくるかなという風に思っているため、それぞれ課題も異なるということだと思っています。

Q11

「Yamagata 幸せデジタル化構想」の中の、中小企業等のデジタル化についてですが、山形県は清酒製造や果樹作農業、菓子製造などの業歴 100 年以上の老舗企業が多く存在し、2019 年には全体に対する老舗企業の割合が全国 2 位となっています。そのような老舗企業では、デジタルの導入によって、従来の経営方法を変更することに対して多少の抵抗感があるかと思います。デジタル化の推進にあたっての企業側の声や、受け入れてもらう際の難しさなどがあれば教えていただきたいです。

A11

前段の 2 番目の質問にあった企業からの声としましては、具体的なメリットがわからない、DX は政府が推奨している割に劇的な成功事例を聞かない、必要に応じて各社が DX を取り入れているのが現状だと思う、正直小さな企業では余裕がないといった声が上がっています。また、2 番目の質問で、DX に取組む上での課題においても、必要なスキルやノウハウがないというところで、対応できる人材がいない、対応する時間が確保できない、また対応する費用が確保できない、どこから手をつけていいかわからないというような声が上がっています。

人材というのは、受け入れてもらう際の 1 つの大きな課題だということが分かると思います。デジタル人材というのは、育成にも非常に時間がかかり、現状では都市圏に偏っており、全国的なデジタル人材の不足から、取り合いになっているというのも現状です。

また、企業で育成すればいいのではないかという声もありますが、企業で人材育成をしようと思っても、実は DX に配置しようというような人材は、現在の生産を行うラインにおいてもキーパーソンとして働いている方が多く、その人が欠けるともう何もできないという経営者さんもいらっしゃいます。そのため、なかなか人材育成を DX に振り向けるというのは非常に難しいというのが現状の声です。また、DX 推進に向けた資金の不足や、経営者の意識、理解の不足なども指摘されています。

ご質問の前段にありました、老舗企業の抵抗感ということでもありますけれども、この点においては、老舗企業だから抵抗感を感じるわけではないと思っています。その要因の 1 つに、後継者が決まっているという場合が多いということが考えられるからです。その後継者というのは、若い時から経営者になることがわかっているので、準備もしやすいというところがメリットの 1 つ。また、世代交代を進める企業が結構多く、現に老舗企業の中には、40 代や 50 代の若い社長さんが多くいらっしゃるというのが現状です。むしろ課題なのは、後継者がいない小規模な企業、こちらの方が難しいかなというところを感じる人が多いです。資料に大企業と中小企業と小規模企業で DX の取組んでいる企業の割合が出ています。大企業の 21.4 パーセントに対して、小規模企業っていうのが 8.5 パーセントということで、この辺でも小規模企業の難しさというのが出ていと捉えているところで

Q11-1

最初の説明で、IOT 推進のためにコーディネーターときめ細やかなサポートをするために企業訪問をしているということだったが、その経営者層の理解促進のために、会などを設けるほかに行われている具体的なサポートを教えてください。

A11-1

数ベースで言うと、先ほど言ったコーディネーターというのが、直近の令和元年から、延べ 1000 件ほど訪問活動を行っています。令和元年だと 400 件、令和 2 年だと 200 件、令和 3 年 300 件で、コロナ禍で変動はあるが令和 4 年に 160 件のような形で、大体 1000 件の訪問をしています。その一部は、聞いてきた中で課題が見つかり、工業技術センターという公設の試験研究機関の職員に対応できるようなものであれば、一緒に行って課題を解決するための方策を考えています。それと場合によっては、IT システムを作るような県内の企業をご紹介します、それに合ったシステムを入れてもらうというような形で導入したケースもあります。実は、DX セレクションというのが経済産業省から発表されていて、DX セレクション 2023 の中に、舟形マッシュルームさんという、工場でマッシュルームを作っている会社があるのですが、そこは、今まで人が手作業でやっていたところを、全部データ化して取りたいというところで、そのコーディネーターと工業技術センターの職員が最初訪問させていただき、ご相談を受けて、県内のペンダーさんの中に入れて、専用のデータを取るシステムを作って生産の均一化を図り、商品の安定供給につなげた事例が経済産業省 DX セレクションという形で選ばれたという例も出てきています。

Q11-2

特に中小企業さんとかは、デジタル実装に対するハードルが高く、有用性が認識しにくいってところで、デジタル化に距離があるとか、あるいはデジタル化したくても、今度は費用面で躊躇していると感じました。先ほど、Yamagata 幸せデジタル化構想についてご説明いただいた時に、山形県内の人々にデジタルを通して、well-being を感じてもらうというお話があったが、こういう観点から言うと、企業のデジタル実装においてはデジタルによって well-being を感じてもらうことが難しいのではないのでしょうか。

また一方で、デジタル実装を進めたいと考える企業さんに対して、企業によってデジタル化に対する考え方がさまざまである点を考慮すると、個別具体的なアプローチが求められるのではないかと思うのですが、企業に対するアプローチっていうところに関して、山形県で現在進めている取組みや、あるいは今後の展望に関して具体的に教えてください。

A11-2

今、企業の意識をやはり変えなければいけないと考えているところです。中小企業の特に経営者層の意識というのは、やはり、今の仕事をこなすということが精一杯の状況の中で、人材不足の問題もあり、デジタル実装まで考えが及ばないのが正直なところです。そのため、DX に対する考えを変えなければいけないと思った時には、下の社員さんではなく、経営者の皆さんから意識を変えていただいて、陣頭指揮をとっていただかないといけないと考えています。今年も、山形県では、特に経営者層を意識したセミナー等を開催し、DX に対する心構えや、導入前に準備することなどを発信しています。デジタル化はお金が結構かかるため、投資する順番を間違えると、投資したもので倒産してしまう可能性があります。そういったことをなくすためには、明確なビジョンをきちんと持って、どういったアプローチで、今の企業を発展させていくかっていう道筋をきちんと立てた計画を作らなければならないと難しいという風を感じています。

今年、DX のモデル企業も作りたいたいと思っていて、DX 診断をやっていただく企業を集めたいと考えています。経済産業省のページで調べると、DX 診断というのがあるのですが、DX のための指標がかなり記されていて、経営者層の考え方や従業員の考え方など、そういったチェック項目を1つ1つ見ていくと、DX に対するアプローチが今どのくらい進んでいるかというのが見えてきます。その次に、今度 DX を進めるための DX 推進計画というのを作っていただき、そこで、県としては、その DX 推進計画を作っていただくサポートをしたいなと思っています。診断や計画を作るところもサポートさせていただいて、今年、4社なんか作りたいたいなと思って、今動き始めている段階です。また、そこまで行かないという企業もあると想定して、そこまで行かないようなところは、生産性向上ができるような取組み、そこだけを支援するという取組みも、その他にやろうと思っています。DX 診断までいかないようなところや、DX 診断した結果、ちょっと DX 難しそうだけど、ここはなんとかかなりそうだといいようなところがあれば、そこを支援して、どこ分野の生産性を向上させたら利益が上がるかというところを、見極めていただくというところでも支援をしています。

Q12

山形県では、中山間地域への RTK 技術を用いたスマート農業の導入促進を図っていると承知しております。中山間地域では高齢化率が高くなっており、農作業の省力化が求められる一方で、高齢の農業者にスマート農業に関心をもってもらうのは大変なのではないかと思っています。実際に導入を進める上で苦勞された話や、課題に感じていることがあればお聞きしたいです。

また、村山地域などではスマート農業研修会を開催されているようですが、参加されている農業者の経営規模や年齢の分布はどのようになっているのでしょうか。

A12

農業従事者はその他の業種と比べると高齢者が多いです。しかし、スマート農業技術は特に高齢者に向けて進めているということではなく基本的には、年齢に関わらず全ての方に対して、導入を進めているため、高齢の農業者に興味を持ってもらうのは大変ということを問題意識として捉えているというところはありません。

RTK 技術というのは、一般的に GNSS という衛星から取得している位置情報を補正して、高精度で位置情報を捉えられるようにサポートする仕組みです。農業分野でどういう風に使われているかという、例えば、トラクターでの耕耘作業は真っ直ぐに走らせながら田面に合わせて高さを調節したり、深さを一定に保ったりしなければならず、慣れない人がこの作業を高精度で行うには大変な作業です。それが、RTK を使えば、まっすぐ走らせる、自動操舵させることができるので、真っ直ぐ運転すること自体にはあまり注意を払わなくても良くなり、その分作業機の方に、注意を向けることで、高精度の作業ができるようになるというメリットがあるわけです。ここで高齢者の話を考えると、高齢者やベテランの農家の方はむしろそういった技術が高いため、このスマート農業技術は、高齢者に向けてというよりも、技術を持っていない若い人や農業を始めたばかりの人にとってのメリットの方が大きいということになります。そのため、必ずしも高齢者が、スマート農業の技術を取り入れることが難しく導入が進まないということではなく、むしろ若い方に、どんどん取り入れてもらいたいと考えています。その上で、技術を普及していく、導入してもらうためには、いろいろな農業の機械を使って現地で実際に動かしてみるっていうことを通して、知ってもらい認知度を高めていく必要があります。加えて、普及指導機関などの機関が、生産部会で講習会を行い、栽培品目ごとに使えるスマート農業技術を紹介する形で進めています。

課題となるのは、やはりスマート農業機器を導入することで、省力化はできますが、その投資に見合うだけの効果が得られないと、単に負担増になってしまっているケースが多いことです。そのため導入にあたっては、費用対効果をよく検討しなければならないと考えています。また、まだスマート農業は十分に普及されていないところがあるので、いざそれを導入しようと思った時に、具体的な相談をできる場所が多くありません。農業機械であれば、農業機械の販売店などに相談というのはありますが、様々な農業機器について広く相談できる場所がまだないということが課題として考えられます。

もう1点、研修に参加している生産者の経営規模や年齢構成についての質問でしたが、そういった経営規模とか年齢別の集計はしていないので、こういった方がというのは数字的にはお答えできません。ただ、すでに農業機械を導入している生産者や検討をしている生産者は、農業法人、会社組織で農業経営を行っていたり、その地域農業を担っていたりすることが多いという印象があります。そういった、限られた人数で、大規模経営を行う法人であるとか、担い手というのが、導入を進めており、検討もしているということだと思います。また、法人などは、家族経営を超えて外部から人を雇って経営をしているところ

もあり、そういったところだと、農作業経験が少ない方にとって、未経験者向けの技術が非常に有効な場合があるため、農作業にまだ慣れていなくても効率よく農作業ができるというメリットがあります。そういう補助的なツールという視点で、導入を検討している事例もあります。

Q12-1

スマート農業は若者にどんどん普及させていくというお話の一方で、高齢者の体力が落ちてきて、農作業が大変になるっていうことがあると思います。RTKに関しては、高齢者は技術があるからそれほど必要ないというのは納得できるのですが、スマート農業に様々な種類がある中で、ロボット機械のようなものであれば、むしろ高齢者の方が、導入したらいいのではないかと思ひ、そういった場合には、高齢者にどのように普及させていくのかってことが課題になるのではないかと思ひました、これについてお考えがあればお聞かせ願ひたいです。

A12-1

1点目のロボット機械などについては、高齢者の方が恩恵を受けられるのでその通りで、先ほど若い方が、メリットが出ているっていう話をさせてもらったのは、RTK技術みたいなものに限った説明だったため、高齢者が使った方が、効果が出てくるっていうものは当然あると思います。むしろ、もう人手がいなくなる省力化じゃなくて、省人化、もう人を省いて、人がいなくても作業してくれるような、機械があれば、別にそれも高齢者だからって話ではなくて、今後、農業従事者が減っていくっていう時には、とても効果的に作用すると思います。ただ、まだまだ自動で運転、動かすことができる機械には制約があり、無人トラクターも、本来であれば人の補助なしで道路も全部に自動で運転して勝手に作業してくれるくらいのところが本当の姿、最良だと思うのですが、実際そこまでは至っていません。まだ人がついてなければいけないためそういった人件費の面の懸念もあります。

ただ一方で、草刈りロボットは果樹園地など、自動でも草刈りしてくれるようなロボットで、それだともう完全に人に変わってやってくれるものなので、省人化の側面から導入メリットっていうのもあると思います。

別の側面で、高齢者のためにというものではあるが、高齢者の方もこの先ずっと農作業に従事することはできないので、どこかでリタイアしなければいけないというか、せざるを得ない時が来ると考えられます。その時のために、後継者をどのように育てていくかということ考えたときに、先ほど申し上げた話にも関わってくるが、まだ技術が十分じゃない若い方でも農作業に取組みやすくするためのスマート農業技術というのは、大事だと思ひています。

Q12-2

どういった経営体が、スマート農業を導入しているかという話で、法人経営や大規模農業をやっている経営隊が主なのではないかと、お話いただきましたが、本件としては、そういった大規模農業での導入が主であって、小規模農家であったり、家族経営であったりというところへのスマート農業の導入はあまり必要がない、というご認識でよろしいのか。

A12-2

もう1点のところ、大規模経営体にスマート農業の導入を主に進めているかどうかという話について、スマート農業技術は幅が広く、元々農林水産省で最初にスマート農業というくくりを決めた時に、いろいろなものがスマート農業として扱われているため、何をスマート農業技術として見たらいいかっていうところによります。データを活用した農業やロボットの導入に加えてアシストスーツなどもスマート農業と捉えられているため、それぞれの技術によってメリットが出てくる対象や分野が違ってくると思います。例えば、リモートセンシング技術では、設置したセンサーで情報を取得し共有するサービス・技術になるが、それだと経営規模は関係なく、小さな経営の方でも十分使っていただけるようなサービスとなっています。要は、さまざまなサービス・技術に応じて、メリットのある経営の規模や品目が多々あるため、ひとつひとつ見ていく必要があるということです。

Q13

山形県では全国で2例目となる農業系専門職大学の設置が予定されておりますが、専門職大学の設置に至った背景やより高度な人材育成を目標と掲げるなかで、今後の展望や山形県としての期待をお聞かせ願いたいです。

A13

東北農林専門職大学は、令和6年4月開学に向けて、現在準備を進めています。静岡県農林環境専門職大学が、令和2年に開学したのが第一例ということで、無事に認可を得られれば、全国で二例目の農林業の専門職大学ということになります。

1つ目の大学設置に至った背景について、農林業を取り巻く諸課題ということで、担い手の減少、高齢化、農地の荒廃といった、国内における農林業そのものの課題に加えて、世界や社会全体の変化を4点挙げています。1点目が、国内は、少子高齢化によりマーケットが縮小している一方で、世界の方では、人口が増えて80億人に達するといったような状況でマーケットが拡大傾向にあること。2点目として、IT、AIとかIoTという話が先ほどから出ているが、農業分野でも、スマート農業、スマート森林業への対応といったものが求められていること。3点目、気候変動や生物多様性といった、農業分野でも持続可能な農業というものが求められているなかで、日本でも緑の食料システム戦略で、有機農業

の割合を 25 パーセントにしていくというような目標を掲げているという状況であること。4 点目、最近の新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢で、食料安全保障への懸念が高まっており、こうした、世界の情勢というものも踏まえて、社会情勢の変化に的確に対応し、優れた技術と経営力を持って国際的にも比肩し得る農林業の経営者の育成が急務であること。こういった課題意識に基づきまして、山形を拠点として、農業・森林業を担う人材を育成するために、東北農林専門職大学の設置を計画しています。令和元年度に基本構想を策定しており、昨年 10 月に文部科学省の方に大学設置の認可申請を提出しているという状況となります。

続いて、専門職大学の特色ということで、専門職大学が養成する、目指す人材を掲げています。一応こちらが、今後の展望ですとか、人材に求める期待にあたるかなということの説明させていただきます。まず、東北農林専門職大学では、将来の東北、日本を牽引する農林業人材を育成するというところで、就農・就業 100 パーセントを目指しています。既存の農学部ですと、農業を切り口に行っているが食品や生命科学、エネルギー、環境分野と幅広く学んでおり、卒業後実際に農林業の現場に就職するという人はごく一部となっています。しかし、専門職大学では、実際に農林業を担うための実践的・応用的な内容を学んでいただいて就農・就業をしてもらうということを目標にしています。

次に養成する人材像として 2 点掲げています。まず 1 点目が、先ほど申し上げた、国際情勢など時代の変化に対応した経営戦略を構築できる人材ということで、理論に裏付けられた生産技術、経営の多角化に必要な基礎的な知識、経営に関する知識、これらを身に付け、日本の農林業を牽引して、世界のマーケットに打って出ていけるような人材というものを養成したいと考えています。2 点目が、地域を牽引できる人材ということで、知識、教養を身につけ、農山村地域のリーダーとなるような人材、農山村地域の活性化に繋げられるような能力を身につけた人材というものを養成したいと考えています。

Q13-1

すでに山形には農林大学校があり、そこの明確な差異としては、農林大学校は 2 年間なのに対して専門職大学は 4 年間である点が挙げられると思います。以前資料を拝見させていただいた中で、農林大学校もかなり優秀な人材を輩出しており、就農率も高く、学外のコンテスト等でも優秀な成績を収めているというところで、そこをあえて、専門職大学校を置くことで排出される人材にどれほど差が生まれるのか、また、どこまでレベルを上げたいと想定しているのかお聞きしたいです。

A13-1

調べていただいた通り、農林大学校は 2 年制の専修学校、いわゆる専門学校ということになっています。専門職大学ができた後も農林大学校は引き続き 2 年制の専修学校として

存続するということで、大学と専門学校という2つの学校ができることとなります。そこで、農林大学校の方は、2年間ということで、現在、農業や林業の生産技術を中心に学んでいただき、短期間で現場の即戦力として就農・就業していただいています。実際、県内の農業者の方で、農大出身で、世界のマーケットに輸出していたりとか、県内でもかなり独創的な経営をされたりしているという方がいらっしゃって、当然農大からも、世界をリードするような人材は生まれているわけですが、それはやはり卒業後のOJTというか、実際に経営をされていく中で、修練や鍛錬を積んで、そういう位置に到達されていると思います。

専門職大学の方は4年間ありますので、生産技術に加えまして、経営の知識ですとか、新たなビジネス展開につなげられるような基礎となる知識を学んでもらって、世界に通用する農林業の経営者になってもらいたいということで考えています。ということで、目指すところは同じなのかもしれないが、そこに至るルートが違うのかなという風に考えています。

Q14

全国平均と比べて、農地集積率が高い要因は何か。また、集積の課題や関係団体との役割分担はどのようになっているのかお聞かせ願います。

A14

次の資料が令和3年度、令和4年3月末現在の集積率を表に整理している資料になります。こちらの右側にあります、担い手への集積率は、令和3年度で山形県が69.0パーセントということで、全国4位となっている状況です。この上が、秋田県の70.6パーセント、第2位が、佐賀県の71パーセント、そして集積率高いのが、1番上の北海道の91.4パーセントというような状況になっています。

山形県の農地集積率が全国平均よりも10ポイント以上高くなっているが、その要因は何になると考えているのかという質問については、山形県の場合、基盤整備が進んでいる水田農業において、大規模な営農が可能になることによって、担い手への集積が進んだというところが、1番大きいと要因であると考えています。あとは、県全体では、全国平均より高いですが、県内の市町村ごとで見ますと、水田農業が盛んな地域は大規模経営ができやすいところで、そこに農地が集まることで集積率が高くなり、逆に、果樹などが盛んな地域については、規模拡大が難しいため、特定の担い手への集積がなかなか進まない状況もあります。

また、県の取組みとしては山形県農地集積・集約プロジェクトアクションプランがあります。このアクションプランについては、山形県農地集積集約プロジェクト会議が、実施主体ということで進めています。こちらのプロジェクト自体は令和4年2月にプロジェクト

会議を立ち上げ、取組みを進めているところです。

アクションプランに基づく取組みの一つとしては、「人・農地プラン」から「地域計画」に移行したということがあります。これは全国的な動きで、これまでの「人・農地プラン」は、要綱等に基づき策定が全国で進められていましたが、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、「地域計画」として法律に明記されたことで、各市町村においては、農地利用の「地域計画」を策定することが義務化されました。このため、プロジェクト会議では、「地域計画」の策定に向けて、実際に策定する市町村を支援しています。プロジェクトの実施体制については、支援体制のイメージというところを見ていただくと、まずプロジェクト会議が1番上にあって、その左側の方にプランの実践、地域計画の策定、実現のための地域支援チームがあります。こちらが、山形県内4地域あり、この地域ごとに伴走型支援するための支援チームを設置して、各市町村の計画策定を後押ししています。また、その隣の課題解決に重点化した検討チームということで、3チーム設置しております。1つ目として、樹園地継承の課題解決検討チーム、2つ目として、中山間地域課題解決検討チーム、3つ目として、農地バンク機能強化検討チームという3つのチームを設置しています。それぞれのチームがモデル地域を2地域選定して、取組みを進めています。こちらの個別課題については、農地集積・集約化に向けた取組みを超えて、今の山形県の農業を継続するために今後のあるべき姿を検討しています。

また、山形県では、基本方針において成果指標ということで2つ目標値を定めています。1つ目が、まず、農地の集積率について、今現在69パーセントを令和9年度末に90.0パーセントを目指すこと。2つ目に、集積率の順位について、令和3年度で全国4位、東北2位を、令和6年度末には全国3位、東北1位を目指すことで取組みを進めています。

Q14-1

2021年の山形県の新規就農者数が357人と年々増加しており、また、新規就農者数が昭和60年度以降過去最多となった要因をお聞かせ願います。

A14-1

昨年度は新規就農者が358名と過去最高となり、内訳を見ると、昭和60年と比べまして、雇用就農者、つまり、農業法人へ就職する方が増えてきています。また、非農家で普通の会社員のお子さんなど、地域で農業やりたい方が増えて、参入してきているというようなどころになっています。

山形県では年間で約1400人の農家さんがリタイアしており、少しでも多くの人を入れていかないと、県の農業、地域の農業、その地域自体が廃れていくという危機感があります。そのため、1人でも多く新規就農者を確保するため、色々な支援をしています。まず、新規就農者の確保では、農業を希望する方へ向けて、公益財団法人山形農業支援センター

に相談窓口を設けており、また、県の出先機関の組織や市町村にも窓口があり、相談を受けることができます。就農希望者に対しては、国の支援策として農業次世代人材投資資金とか、新規就農者総合支援対策など、就農に必要な資金に対する補助、ならびに、農業機械に対する補助があります。それをフル活用するのですが、国の事業では、基本、専業農家として自立する方をメインにターゲットとしており、また対象年齢が49歳以下という年齢制限があります。国の事業の対象とならない50歳以上の新規就農者もいますので、山形県では、こうした方に対して、必要な資金面の補助や、機械の導入に対する補助を行い、1人でも多くの新規就農者を増やすための取組みを行っています。

県の独自の取組みとしては、動機付け段階、就農準備段階、就農定着まで、それぞれの段階で各種支援を行っています。お試しの雇用体験から就農定着まで、フォローアップして、少しでも多くの方を新規就農者として迎える取組みをおこなっています。それに加えて、県内の市町村の中には、新規就農者の受入協議会というものがあります。市町村の役場と地域の農業者の方で団体を組み、県外や県内から新しく就農される方をフォローする団体です。県内には35市町村ありますが、そのうち協議会を作っているのが15市町村となっています。その中で、大江町の受入協議会の活動が活発で、そこでは、移住される方に対する家賃の補助までされています。技術は、先輩農家さんが教えています。最初に入るとやはり、農業機械が必要ですが、レンタルできる機械を初めから準備して、使うときだけ低価格で貸しています。こうしたフォローをすることで、新規参入しやすい環境を整備し、技術を学んだ後に自立、自営できる体制を組んでいます。また、鶴岡市には、市が出資して作ったSEADSという学校があり、そういったところで新規就農者の勉強の場を設けています。

こうした取組みを県だけでなく市町村や農家と一緒にになって新規就農者を受け入れて、地域のために育てていく動きがあります。この結果が積み重なって、昨年度は358人と過去最高ということになっていると分析しています。

次に、今年度からの新しい事業についてですが、これまでよりも支援対象を幅広くしました。今までは、山形県でも専業農家を目指す方をフォローしようという方向だったが、これからは、「出勤する場所どこでもよい」「どこに住んでもよい」「副業してもよい」という企業が増えてきています。地域の農業担い手として働いてもらうために、こうした方を対象にした支援メニューを設けています。「ぷち農業・農村暮らし体験」をして自分が農業に合っているかどうか試してもらい、合っているとなれば、その次の段階で、「お試し就農移住体験」をしてもらう。さらにステップアップする場合は、農業法人に試して雇用で入り、自分に合うかどうか体験してもらう。自立していけるように、引退する農家から農地を継承する際に必要な書類作成等への支援であったり、就農支援、住宅関連の支援、機械への補助を設けています。Uターンで戻ってきた方、ならびに、兼業で半農半Xといった、半分は会社勤めでプログラミングの仕事をしながら、残りの半分は農業するといった方に対しても支援対象を広げて、1人でも多くの方が農業に携われるように充実させています。

このようにフルセットで支援することによって、新規就農者が着実に増えてきたのかなと考えています。

Q15-1

農地の集積について質問させていただきたいと思います。県全体としては集積率が高い、しかし、種類によってばらつきがあって、特に水稲では高くなっているけれど、それ以外では低いという話がありますが、来週、寒河江市にヒアリングということで、寒河江市の資料を見たところ、寒河江市はやはりサクランボがメインということで、現在、全国平均よりも集積率は低くなっています。そこから果樹農地で集積率を上げるということが今後課題なのかなと説明を聞いて思ったのですが、それについて具体的にどう対策するかということがもしあればお聞きしたいです。

A15-1

果樹農地の集積を進めていくための具体的な方策については、先ほどご説明した樹園地継承課題解決検討チームにおいて課題解決のための検討を進めているところですが、どんどん辞めていく園地がある中で、それをどうやって次の後継者を育てて、どう引き継いでいくかところを重点的に検討しているところです。

Q15-2

地元の視点から、耕作放棄地があるがあるということはどうのように考えられているのか。

A15-2

山形県では年間 1400 名、農家の方が辞めているが、辞めた方の農地がすぐに耕作放棄地になるというわけではなく、先ほどの説明にあった通り、集積率が高いっていうのは辞めた方の農地が、地域の後継者や中心的な担い手のところに行って、経営がなんとか回っているからと考えられます。しかし、それも今、大規模農家さんの方もだんだん受け入れがきつくなってきて、条件の悪い農地はある程度お断りしているということがちらちら出てきている状況です。そういった、受け入れてもらえない特に条件悪い農地については、誰も作らなくなって耕作放棄地になってしまいます。耕作放棄地ではまず雑草が生えて、最終的には、山形県内だと、おそらくススキが生えてきます。ススキが生えると、根がすごく張って、他の作物が作れなくなってしまうことになります。果樹については、果樹は病気が発生しやすいので、とにかく防除を定期的にしなきゃいけません。それをしないと、病気が発生して周りの農家さんの園地の方に病気が移ったり、害虫も行ったりしてしまうということで、そういった面がデメリットとしてあげられます。なので、できるだけ農地

は何らかの作物を作って維持していった方が、周辺農家さんへの、病気とか害虫の被害にならないということで、維持していかなければならないと考えております。特に、山間地が荒れてくると、隠れ家があるためどんどん獣害の被害も起きやすくなることも考えられます。見晴らしがいいと熊とかは出てこないが、隠れがあると、逃げ場があるということで、そこにどんどん入ってきてしまう恐れがあり、そういったことを未然に防ぐ面でも、農地は綺麗に維持していかないといけないと思います。

【3】

ヒアリング先	山形県寒河江市役所
日時	2023年6月20日
場所	寒河江市「ホテルサンチェリー」会議室
調査の協力者	農林課 農政係長 菅野傑 様 課長補佐（総括） 佐藤隆幸 様 農政係 主任 庄司奈未 様
参加者	井澤紘隆, 井上智貴, 加賀谷巧, 久保田薫 佐々木美月, 鈴木悠平, 松村孝典教授, 鹿子生浩輝教授



(WSA 撮影)



(WSA 撮影)

【デジタル】

(農林課からデジタル戦略課へ聞いていただきました)

Q1

デジタル化を推進するに当たって、国、都道府県、市町村という3つのレイヤーがあるかと思います。その中で、国や県に求めるものがあればご教示いただけますと幸いです。また一方で、「市町村だからこそできること」というものが実感としてあれば、重ねてご教示いただけますと幸いです。

A1

今、国の方では税務や戸籍、福祉と色々なシステムがバラバラに存在しており、さらに自治体間でも異なっており、連携が困難であるという問題認識があります。

ある程度規格を標準化し、自治体間での相互の情報のやり取りを円滑にするために国の方でも動いているようです。標準化するにあたって、具体的にどういったシステムにするのか、標準化するといってもどこまでの要件を備えればいいのかというものが明示されていないとのことです。こういった大きなグランドデザインのようなものは、市町村レベルで下から積み上げていくものではなく、ある程度上から下ろして、国に旗を振ってくださ

いというのが望みとしてあるようです。お金もかかるような話なので、自治体は財政が厳しいところも多いので、そういった支援策みたいなものがあれば嬉しいという話でした。

(補足：総務省が2023年度の補正予算として国全体で約7000億円の補助金を確保した)

進捗状況なども自治体によってやはり異なりますし、どのタイミングでどこまでできていけば国が示すスケジュールに間に合うかみたいなのところも、色々進めていきたいが手探りの状況です。

市町村だからできることとしては、国とか県レベルよりも現場に近いというのが市町村の特徴だと思うので、草の根活動的な市民の皆様に対して、こういう便利なやり方もあるから使ってみませんかとか、我々みたいな市だと高齢の方がどうしても多いので、デジタルっていう単語だとやっぱり自分には関係ないみたいな印象を持っている高齢者がいらっしゃるので、そういった地道な活動が市町村には求められているのかと思います。現状各種申請などについて色々なデジタル形式の方法は取り入れているのですが、まだまだ使われていません。

今国で取り組んでいるマイナンバーカードの交付などにも結局現場をもって実施しているのは市町村になります。自治体によってはマイナンバーカードがないと給食費を有料にするみたいなことをやっている市町村さんがあるらしいですが、良いか悪いかは別として、色々なやり方でそういうデジタル化の推進を図っているところもあり、様々なやり方で市民生活の様々な場面でのデジタル化を少し広げていきたいというのが市町村にできることというところではあります。

Q1-1

デジタル化、デジタルのものを使うことに関して、特に地元の人たちはやりたいと思っているけれどあまり馴染みがなくてできないものなのか、そもそもデジタル化をあまり求めていないものなのか肌感覚として、どのように感じていらっしゃいますか。

A1-1

両方あると思います。

具体例として、私の祖母は、今年88歳でデジタルは関係ないという感じですが、そもそもデジタル化しなくていいと思っているくらいです。80代くらいの方は多分そういう方が多いのではないかと感覚的に思います。学生のような年代だとデジタルネイティブみたいな言われ方をされていて、私の子供もあまり教えていないのに、タブレットなどをどんどん触ります。完全に文化の層ができてしまっているのかなというのはあります。それを馴染ませていくというのは、結構エネルギーがいるのかなと思います。

Q2

「寒河江市デジタル戦略計画」において、職員のデジタル人材育成についての記載がありました。職員のデジタルリテラシー向上に向けてどのような取り組みを行なっているか、どのようなことが課題になっているのかご教示いただけますと幸いです。

A2

課題の前提として、市の職員のデジタルリテラシーがどのレベルなのかよくわからないというのが現状であるかと思えます。リテラシーというものをどのように測るのかというところから始まるかと思うのですが、どこまでいったら合格なのか明確な線引きが現状ないので、他の政策もそうなのですが、こういった数値化しにくいものは、自治体は評価するのに苦慮することが多いです。市場経済のように売上げが上がった、株価が上がったというようなそういった感じではないので、少し難しいところです。

市役所では昨年まで3年間 NTTさんから民間交流という形でデジタル戦略アドバイザーとして職員を派遣していただいていた。その方をキーにして市の職員に対してデジタルツールの使い方だとか、基本的なところから研修を昨年度8回行いました。

ある程度若い世代ですと、デジタルリテラシーのようなものが自然と身についているという感覚はあって、市職員としてのリテラシーというよりは、例えばメール等で「身元不明な添付ファイルは無暗に開いちゃいけない」とかという一般的なデジタルリテラシーは、一定年代には、もうある程度身につけているという風に思います。市職員としてのリテラシーはその基本の上に構築されるものだと思いますので、慣らしはできているかと思えます。

中には、そういったデジタル機器が苦手ですという子もいるかもしれませんが、そういった方は個別に職場でサポートしていくような体制です。今年度以降は、デジタル戦略課の職員や庁内から選定した何名かの職員を、内部外部の様々な研修を通じて、専門性の高い職員を育成していきたいとのことです。

Q3

「寒河江市デジタル戦略計画」において、高齢者のデジタルリテラシー向上や「デジタルコンシェルジュ」についての記載がありました。そこで、高齢者のデジタルリテラシー向上に向けて、現在課題に感じていることがあればご教示いただきたいです。また、デジタルコンシェルジュに関しても現在課題に感じていることがあれば、ご教示いただけますと幸いです。

A3

先ほども少しお話ししましたが、高齢者の人たちがデジタルはやはり難しいものだとか、自分たちには縁のないものみたいに思っている層が一定数いらっしゃる。そういった根本的なそういう意識をどうやって変えていくかというのが課題としてあるのかなと思います。行政だけではなく、民間企業さんとも一緒に取り組んでいきたいです。

どうやって関係ないと思っている人たちに触れさせていくか、実際に触ってもらえるのか。少し抽象的な表現になるのですが、そういった機会を面白いものだよってということとかも含めて、現場レベルで作っていきけるのが課題です。

おそらく来てくださってという形で集めてもなかなか参加いただけないので、どういう風にして広めたらいいのかというのが担当レベルでの悩みという話でした。もちろんやり方がこれ以外にもあるのかもしれませんが。

デジタルコンシェルジュについては、計画書に記載はあるものの、現在選定中です。人選を進めているなかで、先ほどあげた課題を少しずつ解決していきけるような人材というところで当市のデジタル計画の中身に理解を示してくれた上で、一緒に進めていきける方がいらっしゃればということです。例えば、候補として、国内外でカメラマンとして、写真や広告ツール、通販の EC サイト、HP の開設等のサポートされていた方がいらっしゃるのですが、そういった身近なところでカメラやスマートフォンなどのデバイスなどを入り口にしてもいいのかなと。そこからさまざまな領域に裾野を広げた方がいいのかなと検討をしているところです。

Q4

「寒河江市デジタル戦略計画」が公表されてから一年が経過しましたが、この一年で、当時出た要望に対する具体的な施策とその効果について教えていただきたいです。

A4

具体的に実施したものとしては、NTT からの人材交流していただいた方を中心として、草の根活動として市民向けの初心者スマホ教室をやってきました。1年間で55回実施しましたので、結構なペースで実行できていたのではと思います。話題のマイナンバーカードに関しても、普及率が今年4月末で87.6パーセントと全国平均よりは上回っています。

コロナや物価高騰対策として各自治体でやっていらしたプレミアム商品券もデジタル化をし、キャッシュレス決済化を進めました。(独自決済システム：チェリン PAY を活用) また、各自治体さんも進めておられる税等のキャッシュレス決済も進めました。

1年で施策の効果を図るところになると、まだ難しい部分もあるのが正直なところです。

この評価に関して付け加えるとすれば、様々な計画の中で目標指数を設定するのですが、

この指標については各自治体同様の悩みがあるのかと思うのですが、「この項目でいいのか」という議論は常にあるかと思います。具体的には、デジタル普及の指標は本当にマイナンバーカードの普及率でいいのか、先のデジタルリテラシー等の数値化できないものはどう測定するのかなどです。様々な自治体の総合計画を拝見しても、「観光客をここまで増やしたい」というわかりやすいものもあればそうでないものもあり、皆さんも将来自体や中央省庁を目指される方も多いと思いますので、将来の自治体の目指したい姿としてどういったものがふさわしいのか、今後目の当たりにする課題かもしれません。

Q4-1

デジタル戦略計画を具体的な施策みたいところで、初心者のスマホ教室の話がありましたが、スマホを持っていない人たちに持たせようとするというよりかは、スマホを持っている人たちのデジタルの力を上げるという政策の方が多いいという感じがしています。デジタルが必要ないみたいな人が先ほどあったかと思うのですが、そういった人たちに恩恵を受けてもらうためには、先ほどのプレミアム商品券のようにキャッシュレス決済にしたらその人がスマホを持っていないといけないわけだと思うので、スマホを持ってもらうようにするための政策というか具体的に取組んでいることとかがありましたら教えてください。

A4-1

0 から 1 へという部分は確かに難しいところです。必要ないと思っている人にどうやってタッチしてもらうかというのが非常に難しい。また身内の話で恐縮ですが、両親が 60 代後半なのですが、スマホを持つことになんか抵抗感を持っていました。結局は、孫が産まれて写真を撮りたい、共有したいというところもありスマホを持つに至ったのですが、そういった姿を見ていて、生活に密着しているところから入っていくのはわかりやすいなど感じました。ある一定程度の持つ必要性、モチベーションの醸成みたいなものが必要になってくるのだと思います。

【地域】

Q5

寒河江市内における事業の承継や新規起業について、地域外や県外から来た人（地域外の主体）が取組んで成功した事例などはありましたらお教えいただきたいです。

A5

まず、地域外からの定住については、動機として何らかのルーツもなく寒河江にきた農

家さんは少ないです。お配りしたガイドブックにある「お日様農園」の園主さんは移住者の方です。奥様が寒河江市出身で、研修先で旦那さんとの出会いから寒河江にいらしたという形です。有機栽培で少量多品目経営をされています。個人むけの販売が主で、可能な範囲で自分たちで宅配していらっしゃるって、飲食店向け需要も高いとのこと。コロナ禍でそういった宅配での野菜の需要は上がったようです。

30代の男性の例もありますが、この方は中山間地域で農業をしています。早稲田大学の学生だったのですが、田代地区という中山間地域と早稲田大学の間でかねてから交流があり、「葉山村塾」という名前で毎年学生さんが何回か来て、農作業の体験とかを通じて田舎暮らし体験やフィールドワークをしています。その中で卒業後もここに住みたいと考えてくれた方で、後々の関係人口とかの話でもでてきますが、ケースとしては稀な事例かと思えます。

農業でないパターンで行くと、ジーンズテーブルという飲食店オーナーの方ですが、こちらの方はUターンです。小規模な店舗ではあるのですが地元食材を使ったお料理で味も評判です。

印象論ですが、奥さんが寒河江に連れてくることが多く、花笠音頭の文句にもありますが、隣町の河北町、谷地というところがあるのですが、「寒河江女に谷地男」という嫁にするなら寒河江の女性で、旦那にするなら谷地みたいな話が昔からあり。実際にそういった事例を多く聞くのでおもしろいなと思っています。

Q6

寒河江市でテレワークやワーケーションを行うことについて、他の自治体にはないメリットなどは何かありますでしょうか。最近だとテレワークとかワーケーションに関して他の自治体でやっているような補助やサポート、あるいは自然とかそういった元々あるようなアドバンテージみたいなのもいいのですが、そういったところで様々な他の自治体と差別化が図れるようなところ、ここは少し事実の長があるというようなところを何か教えていただければと思います。

A6

大手を振ってメリットですと言うのは少し難しいかもしれません。自治体によってはものすごく注力していて、徳島県の神山町のようにテレワークの企業をたくさん誘致できている自治体もありますが、当市ではそういった状況ではありません。

山形県の中心部に位置しているの、県内各地や仙台を含めてもどこでも1時間くらいでアクセスできるという地理的なメリットはあるかもしれません。ただ、ここでいうテレワークは基本的に都市圏とは離れて働くということだと思っているので、物理的な距離感自体はあまりメリットにはなりえないかもしれません。もしかすると自治体で差別化を図るのは

難しい取り組みなのかもしれません。例えば、回線網が整備されている物件を用意したり、補助金等で誘致する等もあまり魅力的でなく、切り口が難しいものかもしれません。

普段の暮らしの便利さでいうと、都会とは比較できないですし、都会にはない何か、自然とかそういうところでしょうか。もしかしたらこれって中の人よりも外から見てもらった方がわかりやすい気づきとかはあるかもしれません。私たちはこの寒河江の環境が当たり前になってしまっているので、移住者や地域おこし協力隊の方など外の視点で捉えた方が魅力が見つかるかもしれません。

温泉好きの方には、山形県内は全市町村に温泉があり、しかも安い。そこはいいなって思ってく方が多いかもしれません。

お試し移住のような仕組みもあり、寒河江ベースという住宅をご活用いただくことはできます。現在は結構先まで予約が入っている状況です。現在は1件のみです。

冬に雪かきをやりたいというような、私たちからすればすごく物好きだなという感覚で使用される方もいますし、そういうのは自分たちでは気づけないところかもしれません。

雪に関してはなんで毎年春になったら溶けるのに、こんな辛い思いしなきゃいけないのと思ったりしてます。移住者の人は、ちょうどいい田舎だね、不便までしないけど、自然が近くて、ちょっとライブや買い物に行きたいなって思っても行きやすい。都会のようにぎちぎちしていないというところは住みやすいというお話はよく頂戴しています。

子育てに関しては、住宅や給食など市の政策としてかなり重点的にやっているの、そういう方には魅力的に映るかもしれません。

ちょうどいい距離感という観点でいうと、仙台市の郊外とかはとてもいいなと個人的に思っていて、ちょっといけば街中だし、緑もある。逆に、仙台市みたいな大きい100万人規模の都市にはできないような子育て施策は売りになるかもしれません。

Q7

寒河江市の計画では、関係人口の創出について明確に打ち出している点が印象的でしたが、仙台に転出した寒河江出身者による「仙台寒河江会」のほかに、地域外出身の人が地域外から寒河江に継続的に関わる方の取組に対して、何か支援する仕組みなどはありますかでしょうか。

A7

先ほど事例として挙げた農家の方の、「葉山村塾」で早稲田大学の学生とのつながりがあり、そういった方々が関係人口としてカウントできるのかと思います。

東京外語大の学生さんたちが、スタディーツアーとして来てくれていたり、そういう方々少しずつ増えていけば素敵と思っています。(東北大学院の)皆様にも来ていただいているので、非常に嬉しいというところではあるのですが、行政主体で動いたものではなく、学

生さん発信で作られていった関係で地域とつながっていただけている。そういうところの卒業生とかがいまだに来てくれたりして繋がっています。

あとは、仙台寒河江会の東京版のような組織があり、「ふるさと寒河江」というのですが、都内で集まって交流されているという話もお聞きします。こちらはそこまで寒河江にいらして交流するというのはあまりないようですが、遠方から応援していただいているような形です。「仙台寒河江会」の方々は結構こちらに来ていただいたり、こちらからも仙台へ行ったりと相互に交流いただいています。

計画上の位置づけですが、「関係人口の創出」は自治体間でホットワードであり、私たちの自治体もそれに注力するぞっていう意思表示もあるかと思います。ホットだけれども割と実態が掴めないフワッとした存在であることもまた事実であり、これも効果検証というところで、市内にいい効果がどれだけ現れたかを測りにくいテーマの1つになっていて、マジックワード要素もありますので、そのあたりは注視する必要もあるかと思います。

Q8

2019年オープンの飲食店「さがえもん」に続いて、昨年8月に仙台寒河江会のメンバーの方が仙台市内に洋菓子店「サガエサン」をオープンしたことを承知しておりますが、寒河江市の魅力を発信するこれらの取り組みを通して、実際に寒河江市を訪れる方がどの程度増加したかお尋ねしたいです。また、寒河江市として、このような取り組みに対して今度寄せる期待を重ねて伺いたいです。

A8

これら店舗を通じての効果を計るのはおそらく難しいと思います。店舗自体の動向としては年間約13,000会計のお客様が来ているとのことですが、人数としてはおそらく2倍か3倍のお客さんが来ているのではと思います。お店を通じて、寒河江市の特産品とか、野菜とか果物が消費者に届いているので魅力は伝わっているのではと思いますが、理想はそこをきっかけにして、実際に寒河江に来ていただければなお素晴らしいかと思います。

どのチャンネルで来てくれたのかがなかなか測定できないため、寒河江市に来た動機といった内的な所を特定する事は難しいです。寒河江市として関係人口に期待するのは、観光業を中心に地元にお金が落ちることが第一でしょうか。また、関係人口は、人口減少を根本的に解決するものではなく、人口減少のなかで地域の力を高めていく為の繋ぎの政策との面があるかと思います。自治体によって、関係人口に関する考え方は異なり、寒河江市としては関係人口に対して明確にどのようなスタンスで行くのかは定まっていはいないのではと思います。

Q8-1

訪れた都市住民の方が、寒河江市の地域再生に寄与した実際の例があれば教えていただきたいです。

A8-1

先ほどのさがえもんの方が代表例でしょうか。直接いらした方々ではないですが、慈恩寺の文化財保全の為、監視カメラやセキュリティ機器の導入をクラウドファンディングで募集した事例もあります。

【農業】

Q9

寒河江市では、さくらんぼを一つの核としたまちづくりや政策を行われていることで、他の自治体にはない魅力があると感じております。ただ、県内では同じく、さくらんぼに注力している自治体がいくつかある中で、寒河江市ならではの魅力の発信やこれまでに取組みまれてきてより効果を感じている取り組みがあればお聞かせ願いたいです。

A9

寒河江市は大規模法人ではなく、家族単位での小さいさくらんぼ農家さんの集まりが多いのが特徴で、観光農園では1つの農家さんで受け入れるのではなく、各地区の農家さんの組織として一番良い園地を紹介してくれるという仕組みがあります。こういった仕組みはあまりない事例かと思います。大きな法人などの農園が少ない分、果樹園が単独で受け入れているのではなく、チームで受け入れているというのが特徴的なものとなっています

政策については、寒河江市の試験場で誕生した品種である「紅秀峰」に、今特化して伸ばしています。この品種については栽培面積等目標の指標を掲げていて伸びてきている状況です。

Q9-1

さくらんぼ農家のみに関わらず、農業においては高齢化や後継者不足の問題が深刻化しています。寒河江市で行われている、担い手の育成や担い手不足に対する具体的な対策についてお聞かせ願いたいです。また、現場に近い行政機関として実際に農家の方々が懸念されていることや課題として考えていることなどももしありましたらお聞きかせ願いたいです。

A9-1

離農者の数に対して、新規就農者が事業を拡張していくスピードが追いついてないのが現状です。今の 60 代後半～70 代の方々があと何年していただけるのか、その間にどれだけ若手の方が面積を増やしたり、新規就農者の数を確保できるかが重要です。

Q9-2

午前中に伺った農家さん（高松・フルーツサトー）の方は何の作物とか中心にやられている方ですか？

A9-2

さくらんぼやシャインマスカット、リンゴ、洋梨などを作っていて、通年で収入源を確保されています。また、こちらの経営者の方は若手の農家さんを中心に 30 名ほどの「若手農業者担い手の会」を組織されています。地域農業活性化、若手農家さんの情報交換、自分がやってない作物試験的に導入したり、地域での食育活動などもされています。危機感を持っていらっしゃる農家さんは、新規就農希望の方を積極的に受け入れ、研修、育成を行ってくださっているという印象です。寒河江市側が行っているサポートとしては「担い手の会」に対して活動資金を一部助成しており、団体側からは新規就農者のセミナー等がある際に一緒に対応してもらったりもします。

現状、離農者の増加が深刻である一方で、だれが止めてどのくらいの農地が空くなどの具体的な情報はあまり掴めていない問題があります。ただ一方では寒河江市で、農業法人も少しずつ増えてきており、より効率よく大規模農地を耕作していただけるよう、自治体として相談等のサポートを行っています。新規就農者の獲得にあたっては、農業の一般的なイメージとして一次産業全体、稼げないという印象を持たれていると感じており、市町村レベルの取り組みではないかもしれませんが、稼げる構造やイメージの払拭なども今後必要だと思います。新規就農者への寒河江市独自のサポートとしては、新規就農者の方に 5 年間賃貸住宅の家賃補助として毎月上限 4 万に加え、光熱費 5 千円の補助も出しているところです。

Q10

寒河江市の農地集積率について、現状令和 5 年度で 54.7 パーセントということで全国平均と比べてもやや下回る値でした。寒河江市の農業の現状を踏まえて、今後農地の集積を進めていく上で直面している課題や対応策をお聞きかせ願いたいです。

A10

目標としては 80 パーセント以上の集積としています。農地の集積を進めるうえでの課題は、既存の担い手に対して集積の問い合わせは来る一方で、担い手の方が農地を受けきれないという課題があります。農地の所有者の方、耕作者の方々を含めて、地域レベルで話し合いを行うのが重要です。

今年の 4 月に法改正があり、人・農地プランを 2 年間の間に、さらに詳細の情報を加えた「地域計画」というものに作り替えることが各自治体へ要請されました。その核となるのが、地域で農地を今後誰が担うのかという話し合いを元に計画を考えていくことです。国では一つ一つの農地に対してより具体的な将来像を描かないと農地の集積が進まないという認識があり、10 年後はどこを誰が作るのか、地域ごとに「そこの農家さん、息子いたよ、うちの畑を預けてもいいな」みたいな、地道にやっていくという形です。

Q10-1

寒河江市では集落ごとの話し合いが行われていますが、その話し合いに対して、寒河江市としてはどういった関わりをされているのか？

A10-1

役所側が「こういう計画でどうですか」と一方的に提示するのではなく、役所が各地域でのプレイヤーを集めてファシリテーションを行う、話し合いの場を用意しています。

役所がこうしてほしいというのを提示するわけではなくて、自分たちがどういう風になりたいか、どうするべきと感じてるかという話し合いの場を設定するのが、市の役割です。

Q10-2

話し合いはどのくらいの頻度で行われていますか

A10-2

これまでは年に 1 回は必ず行っていました。今後、地域計画を作る際は、各地区最低 3 回ぐらいは必要だと思っています。

寒河江市は古くからの集落の成り立ちに準じて、農業エリアを市内を 9 つの地区に分けていて、さくらんぼが盛んなエリアでは、さくらんぼに特化した悩みがあったりと、地域ごとに抱えている悩み、課題の解決策は色が変わってくると感じています。

Q10-3

担い手に農地を集積したいという要望があるけれども、担い手の方がいっぱいいっぱいという話がありましたが、市が実施された就農者へのアンケートを見ると、後継者を探す気がないという方が50パーセント以上いると思います。そうすると、あんまり農地を出してもらえないんじゃないかっていう風に思いまして、農政局にもヒアリングさせていただいたんですけども、農政局でも農地を出してもらおうことが課題だとお話がありまして、農地を出した、貸した結果、勝手に使い方をされてしまうという懸念があるとかそういう話だったんですが、どういう風に農地を出してもらおうべきかお聞かせください

A10-3

畑を出したけど、荒らされてしまったといった残念な事例は、寒河江市でもあります。先ほどのアンケートで、そもそも後継者を探すつもりはない農家さんで、ご子息などは農業をしないとと言われて、自分たちの代で農業は終わりと認識している層が大きな割合を占めているのではないかと思います。おそらく、農地を出す気がない方の中にも、農地を受けってくれる人がいれば、出したいという方もきっといると思います。

また、高齢者ほど、先祖代々受け継いできた土地に対して、ものすごく大切な思いを抱いていて、自分の代で終わりにしたくない思いは絶対に持っていると思います。

後継者が家庭内にいないからしょうがないけど、手放すしかないなって思っている方はかなり多いと思います。そういった方が、地域の話し合いの場に出ただけであれば、マッチングは進むのではと思っています。話し合いの場に「出し手」「受け手」いろんな方が出てもらおうのがポイントだと思います。

Q11

寒河江市は、NTT 東日本と共同で、農業分野における LPWA 活用モデルの普及促進に向けた実証実験を開始されたと承知しております。民間企業を巻き込むに至った経緯や、寒河江市が誘致をされたのであればなぜそれが成功したのかをご教示いただきたいです。また、今後の実証実験に期待することや、スマート農業実装の将来展望なども合わせて教えていただければ幸いです。

A11

実証実験を開始した経緯としては、NTT 東日本と人事交流をしていたというのが何よりのきっかけでした。寒河江市が誘致したわけではなく、企業側の提案でやってみませんかというのがきっかけです。

今後、期待することは、鳥獣害対策や果樹の霜対策に有効かを検証していくことです。さくらんぼは花が咲く頃に霜が降りると実が生らなくなってしまいます。LPWA を使って

園地の気温、写真データ、画像データで確認し対応できるようになる可能性があります。

また、用水路の水位管理にも使うことができます。現在、水利組合の方が調整しているものを遠隔管理できるようになるかもしれませんが、いずれもどの程度費用がかかるのかといったことも重要になってきます。

Q11-1

費用というお話がありましたが、寒河江市は比較的小さな農家が多いと思うのですが、そういった農家の人が実際にLPWAを使うというのは現実的ですか？

A11-1

農家さんへはLPWAを活用したそういった技術的なPRはもとより。費用対効果があるのかどうかを検証しないと何とも言えず、現実的なのかも分からないのが正直なところです。現在行っている実証実験を通じて今後どうするかを検討するのが今のステージです。

Q11-2

スマート農業の普及の件で質問します。水田やハウス栽培は、一度区画整理をすれば、それでやりやれるという感じですが、果樹栽培で、LPWAで画像を見ること以外で他に考えられるスマート農業、導入できるものはどういったものが考えられますか？

A11-2

自動のロボット草刈機を使っている方はいます。稲作では、自動運転トラクターのようなものも導入されるかもしれないですが、寒河江市だと果樹と稲作、果樹と野菜、果樹とお花とか組み合わせたいみたいな複合型が多く、そういった機器を導入するほどの圃場があるのか疑問です。野菜などの灌水をリモートでやってらっしゃる農家さんは拝見したことがあります。

さくらんぼの作業に関しては、もぎ取りの作業を人の手で丁寧に扱う必要があるので、労力がかかるし、収穫期間が短く、瞬間的にすごい負担がかかります。スマート農業で、解消できるものがあればいいんですけども、さくらんぼに関しては実用レベルのツール自体が現時点ではないと認識しています。いちご等の施設園芸であればある程度ハウス内の環境も任意で整備でき、自分で幅等も決められるので、そこに機械を導入し、一定程度の赤さの実を自動で選んで収穫してくれる機器は見たことがあります。

さくらんぼではそういった機器を導入できる現状ではなく、木の育成や配置も園ごとに当然異なるので、そういうのがある程度統一化できるようになったら、もしかしたら参入できる土台ができるかもしれないですが、現時点はできていない状況です。

【4】

ヒアリング先	大潟村あきたこまち生産者協会
日時	2023年10月10日
場所	大潟村あきたこまち生産者協会
調査の協力者	代表取締役 会長 涌井徹 様
参加者	井澤紘隆, 井上智貴, 加賀谷巧, 久保田薫 佐々木美月, 鈴木悠平, 松村孝典教授

①涌井氏を囲んで



(WSA 撮影)

② 同社が展開している米食品



(WSA 撮影)

③ 同社が展開しているグルテンフリー食品



(WSA 撮影)

【ヒアリング概要】

株式会社大潟村あきたこまち生産者協会は、2023年10月の秋田県内での一連のヒアリングの中で訪問させていただいた。同社は、生産から加工、販売までを一貫して自社で行う「6次産業化」によって、米を活用した様々な商品の展開を行ってきた。同社の取組の特徴である、6次産業化や地域資源の活用というポイントは、WSAが目指す地方創生の姿とも合致しており、このような取組を進めてきた同社の皆様に直接お話をお伺いしたいと考え、ヒアリングの機会をいただいた。

ヒアリングは、涌井徹代表取締役会長をはじめ、職員の皆様ご臨席のもと、同社会議室において実施させていただいた。涌井会長のお話は、入植当時の様子から現在にいたるまでの事業展開など多岐にわたる内容であったが、一貫しておっしゃっていたのが、「日本の農業は夢と希望に満ちている」、「若い人が夢と希望を持てる農業をつくる」ということであった。我々一同、農業や地方の産業創出に対する涌井会長の前向きな姿勢から、大変学ぶものも多く、研究にも多くの示唆があったと感じている。

また、ヒアリングの前後には、工場見学もさせていただいた。同社は、製めんや製粉等の加工場、精米工場や大規模倉庫等を有しており、単なる農業にとどまらない取組によって事業を拡大してきたことがうかがえた。また、残留農薬やカドミウム等各種物質の分析も行っており、徹底した衛生管理によって、商品の品質維持に努めていることを知ることができた。

ヒアリング全体を通して、日本の農業が持つポテンシャルの一端をうかがうことができた。また、農業は、地方創生を進める上で中心になる産業であることを改めて認識することができた。

【5】

ヒアリング先	秋田県庁
日時	2023年10月11日
場所	秋田県庁
調査の協力者	農林水産部 農林政策課 課長 佐藤大祐 様 担い手支援チーム 主任 高田宏樹 様 チームリーダー 福田正文 様 担い手支援班 副主幹 佐藤健介 様 園芸振興課 果樹・花きチーム チームリーダー 田口茂春 様
参加者	井澤紘隆, 井上智貴, 加賀谷巧, 久保田薫 佐々木美月, 鈴木悠平, 松村孝典教授



(WSA 撮影)

【農業】

Q1

果樹農業振興計画書のなかで、急傾斜地から平坦部への移動を行い、作業効率を上げることで、園地の継承を推進させるということが、記されていましたが、実際の進捗度はどのようになっていますか。また、土地の問題について、移動後の急傾斜地の扱われ方や平坦部の土地の確保などはどう考えているのかお聞かせ願いたいです。

A1

秋田県の果樹で（規模が）一番大きいところはリンゴになります。他に、日本梨ですとか、ブドウですとか、桜桃ですとか、最近だと、鹿角地域で伸びている北限の桃なんて聞いたことある方もいらっしゃるかもしれません。リンゴを例にとってお話させていただきますと、急傾斜地、平坦部、いずれにしても廃園化が進んでいるという状況です。今、リンゴの栽培面積は 1,200ha くらいあるのですけれども、大体年間 20ha 位が廃園となっています。なぜかと言いますと、農家さんが高齢化してきていて、これ以上できないという人たちがかなりの数に上っているためです。

令和 2 年度の年に、かなり大きい雪害を受けましたけれども、あれも 1 つのトリガーにはなったのかもしれませんが、いずれ生産者の高齢化というのは全然解消されていない状況で廃園が進んでいます。

実際、傾斜地から平坦部に畑が移っているかと言いますと、そういう傾向にないわけではないのですが、急傾斜地は何をやるにも不便です。管理していく上でかなり危険性も高いです。果樹の防除には SS という機械を使います。スピードスプレーヤーという、車にタンクをつけて、タンクから薬液を出すような機械なのですが、運行させるのも、平坦地に比べれば、急傾斜地というのは危険が伴います。そういうこともありますので、急傾斜地が優先して廃園化されていますが、平坦地であっても農家の高齢化によって廃園化が進んでいます。ただ、平坦地の畑に関しては、これから、継承したいという若い人にスムーズに継承してもらうために、マッチング推進員という方々を現場に置いて、県南部で 3 名の方に活動していただいています。それによって、園地を誰かに継いでほしいという人と、畑をこれから自分でやりたいという人のマッチングを進めていくということを今取り組んでいるところです。去年、一昨年 の 2 年間で本来廃園になるはずだったリンゴ畑 4.5ha が継承されることになりました。ただ、年間 20ha 位の廃園が出ている中で、4.5ha という、廃園化するスピードに追いついていないので、来年度以降、新たな園地継承のためのシステムについて検討しているところです。

急傾斜地の畑なのですが、実際そのまま放置されているわけではなく、ほとんどが伐採されています。伐採されないでそのまま残して枯れるがままにされていた畑を見かけたことはありますが、それは非常に稀な例だと思います。病害虫の発生の元になりますので、責任を持って切っただいただいています。その後については、特に何か利用されてはい

ないと思います。何かしら有効利用することを考えている人もいたのかもしれませんが、結果として使われていないという状況になっています。また、平坦部の土地の確保については、廃園化が進んでいますので、ほぼ問題なくできると思います。ただ、その畑を持っている方の意志というのがありまして、「俺やめたけれども、他の人には触らせたくない」だとか、そういう人もいますので、その辺の情報の集め方と皆さんへの伝え方、そのあたりについて、色々システムを構築していけたらと思っています。

参考までに、リンゴの本場である青森県弘前市では、マップにリンゴの畑の情報を落とし込んで、誰でもその情報を拾ってくるができるというシステムを作っているそうです。秋田県でもそういうシステムを構築できないか現在検討中です。いずれ、果樹に限らず、農業分野では高齢化というのが大きい問題になっており、また、そういう流れが避けられない状況になっているので、それをどうにか解消できないか、いい方向に行けないか色々方策を練っているところです。

Q1-1

お話の中であった「マッチング推進員」というものは、どのようなシステムで運営されているのかという点について、ボランティアなのか委託事業なのかなど、もう少し詳しく教えていただきたいです。

A1-1

園芸振興課から県果樹協会に委託して活動していただいている県のOBの方で、その地域に比較的詳しい方をお願いして、樹園地のマッチングを行っていただいています。

Q1-2

中山間地域には多面的な機能があって、人が関わって、その機能を維持していくために、国としても直接支払い制度を作っているという理解なのですが、中山間地域や急傾斜地の経営をやめてしまって、伐採してあとはもう何もしないという状態は、あまり好ましくない状態とってしまったのですが、それはそういうわけでもないのでしょうか。

A1-2

現実的に、中山間地域の中の急傾斜地となってくると、今までは果樹園としてどうにかこうにか利用できていましたけれども、作りづらく危険性が伴うようなところで、わざわざ樹園地経営をこれからの若い人がしたがるかというと、多分それはないと思います。なので、おそらく伐採された後は、本来の植生に戻っていくという形になってくるのかなと思います。

国土交通省の国土管理に関する部署に出向していたときの経験から言うと、多面的機能という意味で言えば、農地だけが多面的機能を持っているわけではなくて、森林も多面的機能を持っているし、おそらく原野も多面的機能を持っています。原野としての多面的機能は試算されていないですが、必ずしも、農地が農地でなくなって、野に帰ったところで、多面的機能は消滅するわけでは多分ないと思います。例えば、そこで雑木林にでもなっていけば、それによって何もない裸地よりは地力としては上がっていくわけですし、多少のCO₂吸収機能だってありますし、そういう意味で、農地として維持されていることだけがベストと考えてはいけないんじゃないかなと思います。

また、多面的機能以外の視点で、周辺に悪影響が生じるかどうかという視点は多分必要なんですが、それに関しては、どう廃園になっていくかによります。農地が点々と、例えば4か所あって、3か所廃園になって、1か所だけ取り残された人が、まだ延々と果樹を続けているのであれば、例えば、他が切りもせず果樹園として残っていれば、動物の被害とかの確率も上がるし、もちろん切ったところでも、病害虫とかのリスクはあるのかもしれないですが、ただ、誰もやってないところまで完全に廃園になると、周辺の悪影響というのもまた無くなってしまう場合もあって。

だから、同じ廃園になるとしても、先ほど言ったように、計画的にガバッとやめるのか、1人取り残されて続けるのかとかということによっても、それがどのぐらい悪影響があるかというのは変わってくるのだらうなと思います。

Q1-3

先ほど、年20ha位のリンゴ園が廃園になる一方で、一部は、園地継承という形で受け継がれているというお話をさせていただきましたが、継承されている方の属性について、県内の方なのか県外の方なのか、あるいは、新規で就農されて園地を取得された方なのか、すでに農業や果樹栽培をやっていて面積を広げたというような方なのか、その辺りでご存じのことがあれば教えていただきたいです。

A1-3

様々なケースがあります。まず一番多いのが、自分の家を継承するというケースで、一定数いらっしゃいます。あと、これも事業で多少やっていることなのですが、現地の篤農家さんに研修に入ってもらって技術を身につけてもらうとともに、産地や人とのつながりを持ってもらって、その繋がりから、受け手がなくなった園地を継承してもらうような動きもあります。

例は少ないですが、県外から若手のご夫婦が園地を継承して就農したケースもあります。あと、リンゴの話ではないのですが、他業種から参入してきている例もあります。シャインマスカットというブドウがあるのですが、低樹高の根圏制御という、根の張る範囲

をあらかじめ制限するという仕立て方と施設栽培を組み合わせるというやり方で、新規で農業以外の分野から入ってきたという人もいます。

県外からの方が果樹の経営を継承した事例になるという話に関連して、私も、今から4年前に、県外から秋田県に来た方々へのヒアリングに取り組んだことがあります。当時は、県外から秋田県に来て就農したという方が、累積で40人ぐらいしかいなかったのですが、そのうちの半分強、25人ぐらいの方にインタビューをして、その中で果樹を継承したという方が、2人いらっしゃったのです。1人は横手市の方で、もう1人は秋田市の河辺という地区の方で、2人とも果樹をやりたいという風にずっと思っていたのですが、果樹の継承というのは、リタイアする人とやりたい人のタイミングが合わないと、空白の期間というのが生じてきて、その間も果物は採れ続けるわけなので、そのバトンタッチがうまく切り替わらない限り、継承は成立しません。他の品目の継承とは少し違う難しさがあります。だから、インタビューした25人のうち、果樹の継承はたった2人だけですけれども、タイミングが合って、引き継ぐ産地に研修として入り込んで、技術を受け継ぎながらうまく経営継承したという事例もあつたりします。逆に言うと、果樹はタイミングさえ合えば、継承がスムーズにあって、経営基盤をきちんと引き継げるような品目であるという風な形になっています。

Q2

秋田県の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経営規模の拡大や複合化の推進などにより、これまで以上に経営基盤の強化を図り、ビジネス感覚に優れた農業者を育成していくことが急務とされています。また、農業生産効率を上げるために、スマート農業の普及も取組みとして挙げられています。そこで、現在行われている農業者の育成についての施策について教えていただければ幸いです。とりわけ、スマート農業指導士育成プログラムについて伺いたいです。

A2

この問いかけに関しては、課題感を共有するような回答になるかもしれませんが、スマート農業指導士育成プログラムとは、秋田県立大学で行っている講座で、主に県の普及員やJAの指導員、その他には農業者、市町村職員が受講者となっています。県としても、このスマート農業指導士育成プログラムを受講した普及職員を振興局に配置し、増やしているということやっていて、一昨年からは始めて、今、各地域振興局に一人はいます。

目標でいえば2人ぐらい配置することになっています。それで、その振興局に2人配置できるように育っていった時に、現場のスマート農業の課題にどういう風に対応できるかというところは、正直まだ先が見えていないかなと思っています。

まず、当然、現場の農業者からしたら、その普及員にいろいろ教えを求めたくなるわけ

じゃないですか。その中で、スマート農業について普及員から教えを請いたいというニーズは今のところそんなにないです。なぜないかというと、本当に興味があると、やっぱりメーカーの方に行ってしまうんですね。メーカーごとに結構高度な技術を持っていて、それをメーカーから直接聞くというような感じにどうしてもなっています。

その中で、スマート農業に詳しい普及員がいることで、メーカーと農業者の関係性以外に、もう少しバランスのいいものを提案できるところまで行けると良いと思っています。例えば採算性の面からすると、効率も上がるけれども、導入コストが高すぎるからやめた方がいいんじゃないとか、多分そういう助言をするところまでいければ、すごく機能すると思います。

現状として、極めて知識がメーカーに集まっています。何回も相談を受ければ対応も磨かれてくるものだと思うんですけど、日々の業務の中で、スマート農業についてそんなに考える場面も多くないので、費用対効果として日々の業務の多さの中でのスマート農業をメーカーより詳しくなるまで普及員が勉強できるかという問題があります。

ですから、振興局に指導士を置く体制まではできているのですが、これを本気で機能させていくところまではまだ描けてないんじゃないかなと思います。

やっぱりまだ一般化されていないんですね。メーカー主導で情報がそこに蓄積されているという現状があると思うんです。

スマート機械に期待することは色々あると思います。経営体にとっての省力化というのを一番期待しているのですけれども、例えば、衛星と通信して、直進をキープしながら畝を作っていくというトラクターなどの機械があります。今、スマート農業機械を導入しようという経営判断ができるような経営体は、それなりの面積的・経営的規模がないとできないわけですが、そういうところのオペレーターは、ものすごく能力が高いです。広大な農地を数名のオペレーターで、限られた期間で作業していかなければいけないという状況がずっと続いているので、オペレーターとしての能力がスマート農業機械を現状超えているという状況の経営体が、今スマート農業を入れるかどうかという判断をする経営体になっています。だから自分たちがやった方が早いし、精度がいいという状況で、コストもそれなりに高いスマート農業を導入しようかとはなかなかありません。

それで、スマート農業指導士が広がってくると、将来的にそういった所を目指していきたいという経営体が、スマート農業機械を導入するときのコストや経営判断のお手伝いができたりとか、導入後の作業時間の省力化を試算したりとか、サポーターとしての活躍を期待しています。

農業法人のオペレーターの能力は非常に高いので、まだ今は機械の実証作業を現場と一緒にするとか、そういうような感じで、次のステージを目指す経営体の人たちが、農業機械を導入するための情報、普及していくための情報を収集しているというような段階で、スマート農業指導士の方々は、データ収集とか、そういうような形で活躍されている方が多いです。

今、スマート農業の導入効果について話したのを受けて、スマート農業の導入の効果を

因数分解しながら世の中の事象を見ていくと、結構深く分析できると思います。スマート農業を導入する効果として、例えば省力化に関しては、今、秋田県内でスマート農業と言われているものの中で、それなりに普及しています。

スマート農業には、他にも効果があるんですよ。例えば素人でもやれるように、熟練の技術を AI が代替してくれる、熟練の技術をカバーしてくれるような効果を持っているスマート農業に関しては、ほぼ普及していません。実証段階です。省力化はそれなりに普及してきているんです。品目で言うなら稲作。県内で普及しているスマート農業はほとんど稲作です。これは、スマート農業を導入しない限り、もう埒あかないところまで来てる農業者がいて、そこで導入しているという風に考えた方がいいです。よく国全体の課題で言えば、集約化とか規模拡大とかと言うじゃないですか。ところが、秋田県では、規模拡大という課題を超えて、規模拡大の限界という課題が、稲作や大豆作に来ています。地域でどんどん土地が空いてくるんですよ。もうできない、続けられないと。それで、たくさん面積をこなすには、いわゆる土地利用型農業と言われている米とか大豆とかそばとかで受けるしかないですが、その法人も、もうこれ以上引き取れないよというところまで来ていて、もうどうしてもこれ以上面積をこなせないけれども、地域からは土地が集まってくるという、そういう課題感の中でスマート農業が進んできているというのがあるのかなと思います。特に、規模拡大の限界に来ると、まず米より大豆の方が、コストが下がるので、米で受けられない土地がだんだん大豆になっていき、大豆でも受けられないような土地がだんだんそばになっていき、そばでも受けられない土地が荒れていくというのが、秋田の農村風景だなという風に思っています。そんな中で、耕作放棄地を減らすという意味でのスマート農業というのはだんだんこれから普及していかなきゃいけないというか、それだけ人がいなくなっています。その一方で、省力化じゃない観点のスマート農業というのをどう進めていくかという点で、やはり結構広がりづらいですよね。技術の診断まで AI でやってもらわなくても十分だという人も多いじゃないですか。その結果、現場で普及していないから非常にコストが高いわけですね。それなりにコストが安いんだったら、そういう技術を補うようなところも普及していくと思いますが、今費用対効果上、若干助かるけれども、ものすごく金がかかるみたいところで止まっているのかなという感じです。

ですから、涌井さんがやっているのは壮大な実証ですよ。玉ねぎの技術がないから教えてくれという、実は県内にはああいうタイプのスマート農業はほとんどないんです。

Q2-1

スマート農業指導士を振興局に配置しても、スマート農業を教えてほしい需要がないというのは、県の普及員がスマート農業を教えてくれるということを農家が知らないことも要因としてはあるのではないのでしょうか。

A2-1

あるかもしれないですね。どこに相談したらいいかというところで、例えば、クボタのスマート農機を入れている近くの法人に聞きに行くという方が、今はまだ身近な感じがして、多分、そういう風な形で相談しているんでしょうけど、窓口が普及のためにあるということはまだPRできていないということもあるかもしれないです。

どんなに普及体制が充実しても、超大規模の県内のトップランナーが走っているような農業法人は、多分どっちにしろ、メーカーに相談すると思うけれども、普通はいきなりメーカーに相談したら怖いじゃないですか、商品売りつけられるかもしれないし、都合のいいことしか言わないかもしれないし。スマート農業をちょっと考えているが、いきなりメーカーに相談できないような層をお客さんにしなければいけないかもしれないです。

Q2-2

スマート農業指導士育成プログラムは、秋田県立大学大潟キャンパスで行われ、県と大学が連携されていると思いますが、大学法人という別組織とプログラムをやるということについてはスムーズに話が進んだのでしょうか。

A2-2

大学の先生も普通に顔が見える関係ですし、大学は5カ年計画を作って仕事を進めていくわけですが、それにあたって県の課題と大学が進めたいことを共有し合って、何やろうかというようなことを、県の幹部陣と県大の先生何人かと話し合うということが、明日ちょっとあったりするんです。県立大というと顔の見える関係もあるので、そんなに遠い存在じゃないかなと思います。

【経営規模の拡大について】

経営規模の拡大や複合化の推進など、ビジネス感覚に優れた農業者の育成というところが、我々の仕事の中での一つ大きい課題というかテーマになっています。

経営規模を大きくしたり、複合化を進めたりするのが、必要になってくる理由としては、自分たちの今の人数だとできなくなってくるんですよね。拡大や複合化を進めていく上では、経営体・農業法人の課題としては、雇用を拡大していかなければならないので、人を使っていくということについては、普通の会社と同じような企業形態や、環境が必要になってくる。しかし農業法人というのは、歴史も浅いし、人を使うという経験もないので、なかなかまだそこまでは行ってない。そういう意味では、地域の人たちのお手伝いなんかとかやりくりしているところがある中で、今後、規模拡大とか複合化の限界がその先に行くときには、ビジネス感覚に優れた経営をしていくということがすごく重要になってくるんですね。

スマート農業の導入っていう経営判断は、もちろん、その1つの経営判断、経営感覚なんですけれど、県ではビジネス感覚に優れた農業経営者を育成するために、まず1つは、人を作っていく、経営者を育てていくという仕事をしています。

この中でやってるのは、経営に関するマネジメント力とか、労務に関するマネジメント力とか、人材育成に関するマネジメント力というようなことを身につけていただくことを集中的に支援していて、この中では、県立大学とも連携して年間で12回のビジネス塾という講座制の塾をやっています。カリキュラムの策定に関しては、県立大学と一緒に考えて、運営に関する費用も県と県立大学でそれぞれ出し合って、年間20人の経営者候補を育成するという、学校みたいなものを行っているんですね。それが、ビジネス、観光に優れた経営者を育てていくための1つの入り口としてあって、その後に中小企業診断士という経営の専門家を県内の農業法人で2年間登用して、代表と一緒にその自分たちの新しい経営戦略を作って、これから地域農業をどうやって持続させていこうかというような話で、大きな話合いの中から自分たちの経営目標を作っていくような取組みを始めたところですよ。

そういう経営顧問と農業経営者の話し合いの中で、自分たちの経営を発展させていこうという取り組みは、県内の8地域振興局で、1つずつモデルということでやって、農業法人の中で本当に頂点に行くような、プロ農業経営体という名前をつけていますが、プロ経営体を作っていくという仕事をしているんです。人作りというところも、我々の1つの大きな仕事の中にあって、経営者を作ってます。

もう1つは、働く環境作りです。働きに来た人たちが、より働きやすい、もっと働きたいなと思うような農業法人の労働環境を作るところをお手伝いする仕事もしていて、例えばトイレの問題とか、男女別のトイレがないというところがほとんどなんですよ。そういうようなところとか、着替えするスペースが1つしかない、休憩室が1個しかない。そういうようなところをしっかりと整備して、若い農外の方も働きやすいような環境を作りましょうということをお手伝いしている事業になります。

経営者を育てるということと、働く場を作るといような仕事をしながら、地域のモデルとなるような経営体を作っていくというような取組みをしています。そういうのが、どんどんどんどん発展していけば、よくリーディングカンパニーとかという考え方があるのですが、地域貢献度が高いとか、他の農業経営体に比べてまた違った売り先を持って独自の収益性を確保できているとか、秋田県農業界のリーディングカンパニーというのを将来的には目指していきたいなというようなことで説明をしているところですよ。

【地域】

Q3

単位やいくつかの集落合同による、協議会の設立や将来ビジョンの策定など農村 RMO やそれに類する地域運営組織の、県内での編成状況について教えていただければ幸いです。

A3

農村 RMO という取り組み自体が国で始まったばかりということもあり、実際農村 RMO という予算を使ってやっているものの事例は 2 つです。これに関しては、やはりプロセスが大事だと思うのと、農村 RMO 自体が地域で目指す姿のオプションの 1 つみたいな大枠で考えなければだめだと思っています。では、どういうのがだめかという、県内一律で農村 RMO 作るぞ、みたいな感じで、各市町村・地域で農村 RMO 作るようにどんどんやっってくださいみたいなやり方をやってしまうとだめだと思っています。要は、何か前向きな動きがあるところに呼び水のように職員が入って、農村 RMO という選択肢もあるよと提案するような入り方が必要ではないかと思っています。そして、特に農村 RMO は、生活支援もやっていて、地域資源を生かした生業作りもやっていて、農用地保全もやっていて、という 3 つの柱に沿って活動していることが定義になっていますが、自分の中では定義が硬いと感じています。

農村 RMO という定義には該当しないかもしれませんが、まず地域の動きが 1 番起きやすいのは、攻めの活動としての、やはり地域資源を生かした生業作りだと思います。現場に入るときは、農村 RMO はほとんど PR していませんでした。農村 RMO やりませんか、というような現場への伝え方は一切しませんでした。多分、他の県はそういうやり方をしていないと思います。秋田は農山漁村発イノベーション、要するに地域の農産物や景観など、地域にある色々な資源を生かして地域に仕事を作っていくような活動を支援していきましようという事業を秋田では作っていて、そういう仕事作りにチャレンジしませんかという点から現場に入っていきます。そのような活動の方が、動きがやはり起きやすいです。そして、だんだんそこで、こんなことやろう、となってくる中で、周りの暮らしの支援をしたいなと思って自然に出てくるというのを大事にしている、それであれば農村 RMO という予算も使えるかもしれないねという感じで進めていきたいなと思っています。

【資料配布】

農村振興がどうあるべきかと考える際に、地域で仕事作りを何かするって、全ての地域でできないのではないか、そんなのは一部の地域じゃないか、そうすると県全域は活性化しないんじゃないかという次の問いが来ると思うんです。だから、地域で動きが出てきた時に支援があって、仕事作りだけではなく暮らし作りも一緒にやりたい時には農村 RMO があると紹介するのですが、そもそも「やる気はあるけど何していいかわからない」という地域に向けた支援も必要だという問題意識を持っています。それがこのペーパーの下にある「人」と書いている部分です。秋田県農山漁村プロデューサー養成講座「AKITA RISE」と書っていますが、これは、「県の事業色々用意してもらっているけど何も使えないよ」「うちの地域ってそんなに熟度ないよ」という人たちととにかく繋がりたくて、模索したいん

だけど何していいかわからない人たちにこの講座に来てもらうことによって、まず県職員は名刺交換ができます。名刺交換したら一緒になって「地域作り考えませんか」と、現場に足が運べるようになります。だから、現場の人とのネットワークをとにかく増やしていくために、この農村プロデューサー養成講座「AKITA RISE」というのを作って、その中から次に進みたい人を見つけていきます。メインはやはり、総合的な農村 RMO よりも、まずは仕事作りに取り組みたいところを見つけていきます。そして、そういうところの中から適宜農村 RMO も提案していく、という進め方でやっていきたいと思っています。一番重視しているのは実は人づくりという点です。講座だったら別に無料だし、誰でも参加できるし、ちょっと足運んでみようかなとなる。まだ始めて2年目で、意識高い人は黙っていても来てくれますが、この講座に「こういう人も来たんだ」みたいな人が来るようにしてかなきゃいけないなというのが自分の次の問題意識です。

また、「人」のさらに向こうに「基盤」と書いてあるじゃないですか。これまた工夫して、「人」が一番外の階層ではなくて「基盤」と置いたのですが、なぜこれを置いているかという、農林水産省の支援は何も風が起きていないというか、地域づくりに向けた動きが何も生じていないところでも繋がっている確率が高いです。なぜかという、日本型直接支払という制度を持っているからです。中山間地域直接支払や多面的機能支払は、当然その地域の活動を支えるためのものではありませんが、それはそれだけの機能ではなくて、それを通じて行政と現場でやり取りをする機会があります。だから、まずこういう予算を通じて繋がっている現場があるわけだから、こういうところに「次の研修という段階に1歩進みませんか」「ここに来れば出会いがあるから、ちょっとまたヒントが得られるかもしれませんよ」「モチベーション上がるかもしれませんよ」という感じで「人」の段階に行く。そして、この中からまた具体的に、何か新しいビジネスを始めようとか、新しい建物を立ててみよう、という次に行くという、階層でだんだんと、この図で書いてある右側（新たな取り組みにチャレンジしたい地域）が増えていって、左側（具体的な方向性が見出せない地域・課題に直面している地域）が減っていくような未来を描きたいなと思って、全体像として整理したという感じです。ある意味農村 RMO は最終形態であって、直で農村 RMO を周知する必要はないと思っています。

Q3-1

私たちは関係人口や地域外の人を呼び込むという観点を中心に研究を進めていますが、今のお話を聞くと、それは右側（新たな取り組みにチャレンジしたい地域）の方が大分できた上で呼び込むということになると認識しました。その点に関してはどのようにお考えですか。

A3-1

お金がコンサルだけに流れて地域に落ちないみたいなことにしてはいけないと思っているので、何となく「関係人口ツアーとかをうまくやってくれました」となっても、結局地域に動きがなければ、関係人口として無理やり呼んできた人が地域に残るわけでもないと思いますし、かえって、何の気運もないのに駆り出されて疲れたみたいなことになるかもしれないので、そこはやはり同時に進めないといけないし、どちらかという地域づくりが先だと思います。そういう意味で、地域づくりに関わってくる関係人口の人というのは、地域づくりがある程度進んでからですが、立ち上げ段階で地域づくりをしようという機運を作ってくれるような人というのは、結構早い段階から地域に入っていってくればすごい力になると思います。だから、気運があまり醸成されていないところには、どんな関係人口が必要なのかというところで、よく考えて入れていくというところの行政のかじ取りが必要だと思います。なんでもかんでも人を呼べばいいというものでもないと思っています。

また、「アイデアはできたけれども人が足りない」というのはすごく聞きます。秋田でもアイデアだらけの人がいるんです。でも、「もう色々散々やってきたけどこれ以上人出が足りないもん」「アイデアはあるけどできないもん」というのをすごく聞きます。この発言を行政の人が毎回現場に入って行って拾って、ここで関係人口を呼んだら面白いと思う感度を持つことがすごく大事だと思います。人を呼びたいと思っている人は何かやりたいことを持っているんです。逆に人を呼びたいだけでやりたいことを持っていないというほうが少ないんじゃないかと思います。「人を呼びたがっているのは行政だ」というときはよくあると思いますが。その現場は誰も人を呼びたいと思ってないけれど、行政が仕掛けようとしている、というときはちょっと危ないと思います。

Q4

農業の労働力を確保する事を目的とした半農半 X の事業は、関係人口創出と相性が良いと認識していますが、半農半 X で当該地域に来た人の今後の関わりについて教えてください。

A4

半農半 X 事業は一昨年からはじめていて、農繁期で忙しい、人手不足の 1 番忙しい時期にリモートワーク可能でどこでも働けるような人に 2 週間とか 3 週間とか来てもらって、自分の仕事も続けるし、農業も、体験というよりは労働としてやってもらうという事業で、今年度が 3 年目になります。結論から言えば、極めてリピーターが多い。再訪してくれる方が多いです。また、リピーターが多いだけの効果じゃないぐらいの効果を感じています。例えば、にかほ市で行った半農半 X 事業で、TSUTAYA の運営会社である CCC マーケテ

ィングの人が3人来てくれました。CCCはマーケティング会社ですが、今後半農半Xでより人を増やしたいという行政側の悩みを解決できる仕事をしている人たちです。そんな人たちが去年にかほ市に来て、秋田県のファンになって帰っていったわけです。今年は八峰町がマーケティングをCCCに委託していて、CCCの力で30人程度都市から連れてきています。

ただ農業をサポートする単なる労働力という視点ではダメだと思います。彼らからしたら単なる労働力と思わずに結構楽しんでやっています。要は、本当は労働力サポートも大きな狙いの一つなんだけど、農業の楽しさとかに魅力を感じて来てくれるのも事実です。単純に農業に楽しさがあったから、リピーターとして今年も農業のサポートに来た人もいましたし、自分が持っている仕事の力で、農作業そのものじゃないところで貢献したいような、CCCみたいな人も来たり、他には、デザイナーさんで、商品のデザインをしてくれた人とかも来たり、あとは、貢献はしたいけど何ができるか模索中のような人もいたりして、極めて可能性を感じました。そういう事業を続けていくと、農村にない技術を持っている、一芸を持っている人が、常にながやがやいるみたいなことが毎年生じるようになってくる気がしています。また、それが農業の生産、販売、加工にも貢献するかもしれない。6次産業化のどの部分にも貢献できる人たちが毎年来るような関係性ができたらいいと思います。

(このような関係性は)農山漁村発イノベーションとも繋がると思います。新しい商品が生まれるかもしれないし、観光の商品が生まれるかもしれないし、涌井さんは、生産、加工、販売って言っていますが、観光も大事です。農業×観光は結構大事です。やっぱり外から人が一定数来ると、そういう動きは起こりやすいです。

Q4-1

今おっしゃっていただいた事例のように、長く深く付き合ってくれる方と一過性になってしまう方を何か分ける決定的ポイントとあってありますか。

A4-1

何となく参加者の傾向で見えてきたことがあって、半農半Xに参加した動機が、ライフスタイルに興味あり系と地域に興味あり系に二分されます。両方の人もいるのですが、ライフスタイルに興味あり系のみだと、継続的に来ないことが多いと感じました。その人たちは、農業と仕事を両立させた暮らしをしてみたかっただけで、八峰町という場所にはこだわりはなく、たまたま八峰町という場所にはまれば移住するかもしれない。地域好き系とライフスタイル重視系はライフスタイル重視系の方が移住する確率は高いと思いました。

しかし、地域好き系は、移住する確率は低いけど、その後、関わり続ける確率は断然高いなと思いました。じゃあ、ライフスタイル重視系の方が移住する確率が高いんだったら、そっちを重視すべきかと一瞬思う人もいると思うのですが、要は、地域づくりって、地域

住民の数が分母ではなく、地域作りに参加してる人が分母になります。ライフスタイル重視系の方は、移住しても地域づくりに関わらない可能性もあります。

それだと、地域作りをしている人の分母は増えないじゃないですか。そういう人を増やすよりも、地域活動に関わっている人を増やす方が大事なんじゃないかなと思いました。その辺のターゲティングをあまりせずに色々呼んでみた結果、何となく分かってきたところでした。1年目、八峰町は何も定めずに呼びました。2年目、にかほはプログラムを工夫して、半農半Xの暮らしを滞在期間中にさせていただくとともに、にかほ市から提案する地域課題に対して、滞在中にいろんな人と話を聞きながら、最終日に課題に対する解決策を提案してもらうプログラムにしました。その結果、地域作りに興味ある人しか来なくなりました。ちょっと工夫すればいいということです。

【6】

ヒアリング先	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
日時	2023年10月17日 13:15~14:30
場所	オンライン
調査の協力者	内閣審議官 岩間浩 様 主査 橋本英樹 様
参加者	井澤紘隆, 井上智貴, 加賀谷巧, 久保田薫 佐々木美月, 鈴木悠平, 松村孝典教授, 鹿子生浩輝教授

【農業】

Q1

デジタル人材の育成・確保について、特に農業分野において農業 DX の推進が求められる中でそれを使いこなす人材の育成確保が不可欠です。そのなかで、国の施策としては、農業大学校や農業高校におけるスマート農林水産業のカリキュラム化や実践的な教育体制の整備等を実施されていると承知しております。将来日本の農業を背負って立つ若者や農業大学へ通う新規就農者は支援の恩恵を得られるのは理解できるのですが、すでに生産者として現場にいる方や農業関連の職についている方に対する支援というものについては DX 化を進めるうえでどのように考えられているのかお聞かせ願いたいです。

A1

まさに、スマート農業を最初に始める時にですね、実証をしっかりとやっつけていかなきゃいけないということで、農林水産省の方でこういう実証事業を立ち上げてですね、何年も回ってきています。その最初の先駆けとなられたのが、まさに松村先生だったということがあります。私も東北の人間で、岩手の釜石の生まれであります。今、こうやって東京に来ておりますけども、この間、鶴岡に行ってきたですね、農業者の学校を作って、そこも少し見学させていただいたり、農水省で夏までは「みどり戦略（みどりの食料システム戦略）」という、環境と調和した持続的な農業という政策を担当してもおりました。今お話いただきました「スマート農業」という部分では、農業の労働特性と言うか、農業の担い手問題を考えた時に、農作業が重労働であるとか、それから草刈りとかもそうですけども、多少危険が伴うこととか、田んぼの水管理とか、牛の妊娠の時期とか、要は現場につきっきりでいなきゃいけない、そういう現場の張り付きですね、労働特性というのは一つ一つあってですね、こういうところを考えた時に、農業者の働き方改革、そういう朝から晩まで重労働みたいな状況ですね、なんとかしなきゃいけないとか。それから、まさに農業をこれから行いたい。従来はまさに農家の息子さんがあの家業として農業を継ぐという

ものが続いてきましたが、ご案内のとおり、今、農業の担い手不足でありますし、かつ、農業やってみたいという、農外の方もだんだん増えておりますので、ポテンシャルという意味では、農業の技術を学ぶとか実際に機械を使いこなすという部分でどうしてもハードルと言いますか、一定の慣れがありますので、そういうところを下げていくという部分で、このスマート農業というのは一つのきっかけになるかなという風に考えております。

今、お話いただきました学校という部分では、農業大学校ですとか、それから「アグリフューチャージャパン（AFJ 日本農業経営大学校）」とかそういうのもあつたりしますが、そういう農業教育というところと、まさにおっしゃられましたような、今農業をやっている方という部分では、先ほどスマート農業の実証を続けてきていると申し上げましたけども、この実証という過程です、実際にこう使っていて、その使い勝手ですとか、スマート農業の便利なところや課題を明らかにすることと、あと、実装という部分では、今の農業の機械化体系というの、いわゆる最初から最後まで全部確立しているというよりは、特定の耕作とかですね、刈り取るとか、そういう作業のまさにスマート化しているところと、それから機械そのものがまだ高価で、モデルチェンジも早いということでもありますので、政府でも、農林水産省なんかで検討しているのは、個人で大規模な農業法人などは、それ（機械）を持ってですね、効率的にやるというのがありますけども、実際に規模の小さい生産者ないしは高齢の農家もいらっしゃるのが実態でありますので、地域で使っていただくという意味で、例えば、今、サービス事業体というのをこれから育てていけないか、端的に言えばそういう農業をですね、スマート機械を使いこなしながら、地域の農作業を部分的に代行するとか、ないしは営農を支援するとか、そういった事業体というのがこれから大事になってくると（思っている）。

あと、作業だけじゃなくて、よく言われる圃場の管理、これをスマホで行うとか、それから経営のデータの見える化している部分では、割と安価なソフト、こういうものも普及してきておりますし、それから、実際に経営が「見える化」すれば、自分たちの経営管理の中でどこが無駄だとか、どういうところをもっと効率化できるとかが分かりやすいということなので、そういうところなんかは割と導入しやすいのかなというふうに考えております。はい、以上です。

Q2

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」は、アウトカム重視の政策かと思いますが、「地方に仕事をつくる」取組みの一つであるスマート農業に関しては、どのような指標を用いてアウトカム評価をされるのでしょうか。「農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践」という KPI を設定されていることは存じておりますが、スマート農業には様々なものが含まれ、データの利活用というのはスマート農業の一部に過ぎないように思います。スマート農業の普及についての評価指標があれば教えていただきたいです。

A2

スマート農業という部分では、今おっしゃっていただいたこのデジ田構想の戦略の部分では、農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業実践という KPI ということでもあります。これそのものは、何を持ってデータを活用するのだからというところの度合いがやっぱり色々実際あるのだというところだと思います。今、農林水産省の方のデータも、私の方でも、朝さらっと見ましたけども、これ自体の KPI のデータが、直近 2021 年では 49 パーセントという数値があるようですが、その中には、実際にそのデータを取得して、かつ、自分たちで分析して・・・と、割と高度になっている。データを取得してそれを記録するっていう、分析まではしないもの、単純にデータを取得する（だけというもの）っていう風に段階を分けて捉えているようでもありますけども、その合算ということで、半分ぐらいということでもあります。

一方で、担い手っていうところが、おそらく、統計データ上の取り方もあると思うんですが、農業の場合、特に基幹的な農業従事者の場合は、平均が今 68 歳ということ、それから全体の分布っていう部分でもですね、65（歳）とか 70（歳）とか、高齢者と言いますかそういう方っていうのがかなり多い割合があるっていうことなので、そういうところで見えていった場合に、この 49 パーセントっていうのはどう評価するのかというのはあると思います。

もう一つは、このスマート農業っていうところがですね、やはりこれから若い方含めて、農業の世代交代、今進んでおりますけども、そういう中で、スマート農業機械が使われることになると思いますので、自然体でもおそらく上がっていくと思いますし、それから、この農業機械の価格ですとか、それからサービス事業体の普及ですとか、そういったところを含めてですね、スマート農業の普及っていうのを、一段進めていきたい。

ただ、評価指標という部分では、今おっしゃっていただいた以上のものは、今は無いということでもありますので、これからスマート農業も、今後どんどん力を入れていくにあたって評価指標等もまた作っていくのだろうということだと思っております。

Q2-2

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、農林水産業について、スマート農業の文字は見えるものの、6次産業化・輸出促進・担い手育成などの諸施策の一つとして挙げられているに過ぎなかったように感じます。一方、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、スマート農業が前面に押し出されております。国としては農業の持続的な発展のためにはスマート農業が最も重要だと考えている、という認識でよろしいでしょうか。

A2-2

(i) 農業の本質的な問題で、担い手をどう確保するかっていうところがやっぱり一番一食料自給率（の問題）も含めて（食料を）作る意味でも一大事だと（思います）。

もう一つは、まさに農地をどう守っていくかというところが基本かなと思っています。農業って結局農地が、それぞれ私有地、私有財産なものですから、国が強制的にこここの土地をくっつけて効率化するというのはなかなかできないし、そういう意味では、実際に借りて、買うというよりは、「分散錯圃」という言葉もありますけども、それぞれの地域に、色々機械を動かしながら、時間かけて、効率的にしたいのだけど、なかなか効率が進まないっていう農業ってというのが一つあるのだと思います。そういう意味では、地方創生も含めて、農業が、いかに担い手を確保していくか、それにやっぱり所得をどう上げていくかとか、それから、そういう地域の支援と言いますか、農業をする体制をどう作るかというのが大きなところじゃないかな。それが多分、保守本流の流れなのだと思います。そういう中で、スマート農業をすれば一挙解決というわけでは全くなくて—今のスマート農業も、耕作（の一部）、例えば田おこしをすとか、田植えをすとか、雑草を取るとか、そういう部分部分の作業で効率化しているという状況—なので、このスマート農業をすれば全部終わりっていう話ではないということでもあります。

一方で、今 AI も含めていろんな技術が、日進月歩ですごいスピードでアップしていて、農業だけではなくて、あらゆる産業で、特に労働生産性が低いと言われる産業での効率化というところで非常に期待されている。そういう意味では、将来の技術の発展も見据えながら、農業にデジタルを入れていくにはどうすればいいかというのが、我々が今まさに中心的に議論しているところでありまして、それがデジタル田園都市国家構想に結び付くものであります。ただ、元の本質は、やっぱり農業者がどう持続的に生産を行っていくかです。そういう部分では、おっしゃっていただいた 6 次産業化、自分の作ったものを、ただ農作物の段階で出荷するだけじゃなくて、自分で価格をつけて売るとか、加工するとか、そういう売り方を工夫して所得を稼いでいくってのが基本になるんだろうと思っておりますが、そうした取組をさらに後押しするのがデジタルだと理解してもらえばいいんじゃないかなと思います。

(ii) 私も大筋の流れは、岩間審議官のお考えと全く同じです。デジ田になったからといって 6 次産業化が見捨てられたというような考え方ではないのかなと思っています。ただ、やっぱり人手不足ですとか、農地がなかなか集約化できないといった様々な問題がある中で、どうやったら少ない人間でも農業ができるようになるかっていうところで至った考えスマート農業と思っています。なので、地方に仕事を作るということであれば、スマート農業もそうですし、6 次産業化というの、アリだと思っています。また、「6 次産業化」の名称そのものは使っていないのですけれども、例えばその地域の産品を、観光客呼込の材料に使い、地方に人を集める（取組）定住人口ではないのですけれども、例えば交流人口ですとか関係人口みたいな人を呼び込むということで地方に人の流れを作って、その中からさらにその地方で仕事を持ちたいなという風に思う人もいるのかなと思います。

【地域】

Q3

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の施策の方向性の一つである人の流れをつくる、その中のオンライン関係人口の創出についてお聞きします。2023年3月14日に公表された令和4年度関係人口の創出・拡大に向けた取組状況調査によると、デジタル技術の活用を調査した項目では、1261自治体中、530自治体がデジタル技術を活用していないと回答しておりますが、国としては、今後、デジタルを活用した関係人口創出をどのように支援するのか、方向性をお聞きしたいです。

A3

私も今週、茨城県に日帰り、出張に行っていますね、デジタル実装の状況を、県庁の方とか、それから市役所に行き、色々議論をしておりましたけども、やっぱりデジタル技術を使う上で、やはり、国の方も支援はやっておりますけども、半分、2分の1の支援ということが基本になりますので、そういう意味では、それぞれの自治体で、こういう機械を使いこなすとか、システムを導入する部分でやっぱり自己負担は多少出てくるのがあって、そこがこう、お金が出せないとか、マンパワーが足りないんだということを、そういうことを仰っているところもありましたけども、簡単に言うと、今のタイミングで、デジタルを入れるかという、特に、そこまで困ってませんっていうのが、実際の姿という風にお見受けをします。端的に言えば、紙の手続きでも回るし、担当する職員もいるし、それから、むしろ紙に慣れた人からすれば、紙の方が楽だということで、むしろデジタルを入れる、パソコンの画面をいちいち起動しなきゃいけないとか、キーボードで打ち込まなきゃいけないとか、まさに今担当している自治体の職員の方が、40代、50代ぐらいの方だと、そういう技術に追いつけないこともあったりして、面倒くさいという所が正直あるように私はそういう風に見てきました。一方で、デジタルを活用した関係人口の創出は、我々も凄く期待している所です。ふるさと納税とか、いろんな地域への関わり方がありますが、もう少し踏み込んで、実際にその地域まで、さっき山形の話もありましたが、実際行くかどうかというところまではなくても、「他の地域に比べて、山形の〇〇市を、自分としては重視しているんだ」という方、まさに地域のファンを作っていくのは大事です。それから、色々なきっかけですね、食べ物とか、景観とか、町の雰囲気とかですね、そういう所に憧れて、自分の出身地かどうかという話じゃなくて、その地域のファンという部分では、デジタルは地理的なものを超えて、引き付ける魅力を発信できうる、ないしは、お金のやり取り、ふるさと納税なんかもそうですけども、実際に様々な窓口の手続きとかしなくても、スマホとか、クレジットカードの番号なんかでもすぐ調整できるんで、そういう部分では、非常に可能性としてはあると思っております。

国の方でも、関係人口の創出について関係省庁会議を一デジタル田園事務局で主催しておりますけども一で、農水省、総務省、国交省とか（と議論しております。）そこで、様々

な省庁が、この関係人口ということで、その地域に関わりたい、そういう方々が、それぞれの政策として、非常に大事な存在になっているということなので、デジタルの部分では、例えば、いわゆる地方の市町村、小さい町村、こういったところでは、なかなか担当職員もいないし、自分たちの魅力を発信するノウハウ、そういうものを自分達だけでは、なかなか気づかないという所に対して、我々の中では、政策的には、中間支援組織って言い方をしていますが、外部のNPOとか、シンクタンクとか、客観的に分析し、アドバイスできる方が入って、デジタルのコンテンツの作成とか、発信とか、オンラインを活用して交流するとか、そういう所を支援する形を取りながら、実際に関係人口を増やしていく取り組みなんかもしているということでもあります。

Q4

デジタル田園都市国家構想の目的として、地方に都市の利便性を都市に地方の豊かさを実現することであると承知しておりますが、都市に地方の豊かさについて、地方の豊かさとは具体的にどのようなことを指すのか、また、都市にどう移入するのかについてお聞かせ願いたいです。

A4

デジタル田園都市国家構想は、前身のまち・ひと・しごと創生から端を発しています。地方の豊かさとはなんですかというお話がありましたけれども、色んな捉え方があると思いますが、都会とか都市にないもの、具体的に言えば自然環境ですとか、空気の良さとか、水のおいしさとか、ゆとり、文化、食とかそういうものだと思っておりますが、そういうなかなか普段都会にいないと感ぜられない所を、いかに感じていただくか、実際にアクセスと言いますか、移動するという意味では、二地域居住とか、先ほどの関係人口という部分で、色んな移動をして、イベントとかそういう交流に参加するのもありますし、ないしは、デジタルの部分では、実際に移動しなくてもデジタルを使ってオンラインで色んなお話をする、あるいは参画するイベント、コンテンツを使って豊かさってというのは、実感できるんじゃないかと考えています。あとは、コロナもありましたので、テレワークとか、これも都市という部分では、東京の部分でも話がありますが、実際に東京に勤務する方が、テレワーク、週何回やるってということで、コロナもありましたが、都会に住むんじゃないなくて、近辺の例えば、茨城とか、埼玉、栃木とか、もっと言えば、もっと遠くの長野とか、家を買って職を変えずにお仕事する環境もできているということで、地方の豊かさが実感しやすい状況にきている風に考えております。

地方都市にどのように導入、移住するのかについては、今申し上げたような機会を我々としても交付金も含めて、ご支援をしているところで、各地域で、主体的に取り組んでいただくことを後押ししたいと思っております。

あとは、ふるさとについてですね、この後も少し言うかもしれませんが、僕自身は、この「ふるさと」という言葉の意味が、昔に比べて変わってきているんじゃないかな（と思います）。もう少しいい意味で、柔らかい、広い意味で捉える必要があるのかなっていう風に思っています。元々「ふるさと」っていうのは、大体、自分が生まれたとか、育ったとか、そういう捉え方をすると思いますが、どこっていうのはですね、その地域のファンとか、まさに関係人口的に、別にそこで生まれ育ってなくても、東京生まれ、東京育ちでも、ふるさとへの憧れがありますので、そういうところも含めて捉えていったらいいんじゃないかなと考えております。

Q5

今年6月に提示された、デジタル田園都市国家構想における「当面の重要課題」の一つに「関係人口の創出・拡大に向けた施策間連携の強化」が示されていますが、具体的にはどのような連携強化を見通されているのかについて教えていただきたいです。

A5

関係人口それ自体が、特定の省庁の政策というよりは、それぞれの省庁のいろいろなメリットや政策的な狙いがうまく合致している存在であると考えております。そのような意味では、関係人口は、内閣官房のデジタル田園都市国家構想からすれば、まさに地域・地方に人の流れを作るという部分での、政策としては重要だということでもあります。それから、同様の目的では総務省、旧自治省といったところからすれば、まさに地域の人口減少というのを補う存在という部分での期待はあるのだということだと思います。

あと、農林水産省では、農業の担い手や農村に住んでいただく人の予備軍という捉え方もできると思いますし、国土交通省、国土政策とかですね。昔、全総ですとか、そういうのをやっていたところからすれば、「地域の均衡ある発展」というところで、東京の一極集中だけではなくて、人口が地域に分散していくという観点でも大事だということです。

あと、観光庁としては、観光としてお金を使っていただくという部分で、各省庁それぞれの狙いとメリットがあるというところで、まさに政策間連携というのが、一つ大きく出されているということでもあります。

具体的には、それぞれの省庁で、例えば、先ほどの観光からすれば、観光振興というところで、地域の魅力を発信するとか、観光のお客さんを増やす、DESTINATION的な政策をやるとか。それから、国土の分散とか国土開発という観点では、均衡ある発展という形でこういう関係人口も含めて、定住・移住ということで、一例を挙げれば、移住や定住というのは、我々内閣官房だけではなくて、総務省、旧自治省ですとか、国土計画をやっている国土交通省からしても、移住・定住の方が増えれば、それぞれの省庁のそれぞれの立場から、非常に望ましい展開になるということで、こういうところはまさにそれぞれ

の政策をある特定の地域に合わせて、束ねて重ねていくというような形での政策間連携をやっていくということでもあります。

Q6

人の流れの創出・拡大に係る取組の横展開について、ある地域で行われていた好事例を他地域に導入するに当たっては、そのまま移植するのではなく、地域の実情に合った形での柔軟な導入が必要になると認識しています。一方で、各地域が各々で抱える課題の原因を適切に分析し、どのような取組を導入する必要があるのかを決定することは容易ではないとも考えています。そこで、人の流れの創出・拡大を強化するに当たって、好事例の横展開の現状と、今後に向けた課題認識について、貴事務局ではどのように認識しているのかを教えてください。

A6

横展開というところは、我々の地方創生の取組のベースになるところであります。おっしゃっていただいたように、地域の実情は地域ごとに違う。それから、国全体で統一的に進めるというよりは、地域がそれぞれの課題を認識して進めていただくことが基本になります。地方創生の、我々のデジ田の組織の分は、特に地域が自分たちで自主的・主体的に行う取組を後押ししよう。そういう意味では農水省でやっている、例えばスマート農業もそうですが、国全体で統一的に進めていくとか、政策として全国展開していくものについてはそれぞれの省庁で行っていただいて、我々、デジタル田園都市とか地方創生の部局というところは、国全体でというよりは、各地域で特色に応じてやっていただくということが、一つの切り分け、ないしは存在意義という風に理解していただければと思います。

おっしゃっていただいたように、それぞれの地域の課題というのを自分たちで分析したり、政策につなげたりしていくというのは、いきなりぽんとやることができるものではないので、我々としては特に、地方創生交付金の支援というのをやっております。

要は、地方創生、今はデジタル田園都市国家構想交付金と言っておりますけども、ハード面で、建物など拠点整備の交付金、それから、建物や施設以外のソフトの取組に対しての支援、推進の交付金、それから、先ほどから出ていますデジタル実装という部分での交付金。この3つが基本的なパターンになります。それをいずれも進めていただくに当たっては、我々デジタル田園都市の部局の方で、それぞれの自治体の方の相談を預かりながら、政策的な課題の掘り起こしから、実際のKPIの設定、それからどういう政策をやっていくかという、相談を前広に受けながらやらせていただいているということでもあります。

それから、このような地方創生関係交付金の事例集ということで、これもなんか相当分厚い資料をこしらえまして、特定の地域の実例について、それぞれ各段階で事業手法の検討、事業の達成目標や事業実施、評価、そういう一連のプロセスで、どういうところがポ

イントになったかというのを全部分析して、農業や観光など全て分野ごとに資料、かなり細かく分析したものをホームページにも載せています。このような地域の課題の掘り起こしとか解決策というのは一律じゃないので、こういう考え方でやっていますとか、こういう数字・KPI を設定しました、というものをコンテンツとしてもいっぱい用意して、ご相談にあずかる体制をとっているということでもあります。

【デジタル】

Q7

「デジタル田園都市国家構想」における誰一人取り残されない取組として、デジタルデバイド対策を行っているかと存じます。その中でも特にデジタル推進委員について、施策の効果や現状、課題、加えて今後の見通しについてご教示いただきたいです。

A7

デジタル推進委員という特定の政策的なお話だったので、その部分でまず解説的に申し上げると、これはデジタル庁でやっていて、デジタル機器やサービスに不慣れな方に対して支援していく、基本的にボランティアです。端的に言えば、デジタルに取り組むことが自分のビジネスと直結している方、企業が担っていることが多い。例えば、携帯電話のドコモやソフトバンク、楽天モバイルみたいなですね、そういうところもありますし、駅という部分では、JR 東日本の Suica とかですね、そういうモバイルスイカとかですね、そういうところ。あとは、それぞれ、登録っていう部分で、ざっと見ると、自治体とか、高齢者に関していえばシルバー人材センターとか—そういったところでの登録も多いようです。私も、8月に高崎で会議があったので行ってきましたけれども、高崎駅で、JR 東日本が、駅の中でデジタル推進委員の取組を行っている、ちょうどその時、一私も横で見ましたけれども、一高齢の方が、モバイルの使い方とかを実際に習っている姿を拝見しました。地道ではありますが、非常に大事ななと考えております。

あともう一つは、さっき茨城に行ってきたと申し上げましたけれども、高齢者介護サービスをデジタル化したけれども、なかなかそのまさに高齢者の方がガラケーをいまだに使っているとかですね。

それから、個人認証するのに、ID とパスワード入れますけれども、「ID」って言葉すらわからない、それから、英数文字、小文字入力も高齢者にはできない。その辺が悩みですと言っている自治体の担当の方が（いた）。（私としては、）そこは現実として、そういうことかな、あとは、そういう意味では、—なんて言うのでしょうか—政策的に、例えば、子供、子育てのように、お母さん世代の方がユーザーのもの（サービス）は、割と進めやすい、浸透しやすいってところがあるのでしょうかけれども、高齢者の場合—20年後の高齢者は、今よりはデータを使っているとは、確実に思いますけれども—今このタイミングで高齢者全員に

デジタルって言っても、なかなか追いつかないというところは実際あるかと思います。そういう意味では、実際の姿、現場の姿っていうのに即してですね、デジタル化を進めていく必要があるかなと、私自身は考えていたところでもあります。

高齢者の場合は、まあなかなか、そういう実態があるので、自分でデジタル機械を操作して自分で入力しろっていうのは、なかなか今すぐには難しいかなって気がしますが、使いやすい機械とかシステム、そういったところの開発も含めてやっていく必要があるんじゃないかなという風に考えております。以上です。

Q8

デジタル推進委員はデジタルに不慣れな方々にデジタル機器の使い方を教える役割があるということですが、小さな自治体などの高齢化が進んでいる地域で特に多い、そもそもデジタル機器を持っていない方々に使ってもらうようにするための取組などがあれば教えていただきたいです。

A8

今まで申し上げたことの、つまみ食いのような言い方になっちゃうかもしれませんが、「デジタル田園都市国家構想」が今年の12月に総合戦略を作って、ちょうど1年ぐらい経っていますっていうのが、今の状況です。そういう意味では割と、進んでいるところは、進んでいるけど、進んでいないところは、全く進んでいないっていうのが実情。全く進んでいないっていうのは、やる気がある、ないっていうところよりも、多分、困っていないっていうことですね、自治体の職員の方もそれなりいるし、まさに、市役所に来るような住民の方も特に文句なくやっていけるという状況なのかと。なので、今の時点では「不便だ」とか「困っている」とか感じていないのだと思う。ただ一方で、今後10年、20年考えていった時に、先ほどから申し上げているように、人口が減少する、それは言い換えれば、自治体の職員数も減っていくっていうことは避けられない。将来の住民サービス向上という観点と、職員の皆さんのお仕事の効率化っていう部分ですね、この両方を狙うっていう部分で、やっぱりデジタル（化）を進めていかなきゃいけないっていう風に思っておりますし、まさに、「誰一人取り残されない」という言葉の意味合いがですね、それは、住民サービスということだけではなくて、職員の、例えばスキルとかですね、実務とか、そういったところも含めてやっていく必要があるんじゃないかなっていう風に思っております。そういう意味では、まさに、課題というのは一つ一つだけではなくて、自治体のトップの区長から、それぞれの担当の職員とか、色々あるということだと思います。それぞれの自治体の中で、特に今（デジタル化が）進んでないエリアで課題を絞っていただくことが必要だと思う。我々としても、自治体に連絡を取りながらですね、「データリストでこうできる」とか「仕事がこういう形で楽になりますよ」とか（伝え

る)。住民の皆さんも「これだけいいことがありました。例えば、母子手帳ですねーこれ手帳なもんですから紙の状態ですよ。皆さんのお母さんもお持ちだと思いますけども、接種記録とか、体重とか年齢とか残っていますよね。そういうものっていうのは、記録するだけじゃなくて、一自治体の中で始まっているけれどもーそれをアプリで全部記録できるようにする取組がある。その記録した内容に応じて、例えば、「この子は生まれて何か月になるので、そろそろ予防接種の時期ですよ」とか、あるいは、「何歳になるので、こういう注射を打たなきゃいけませんよ」とかのプッシュ型（の支援）をしている。通常であれば、お手紙とかですね、ハガキをバンバン送っても、いちいちハガキ読むわけでもなかったり、接種券なくしちゃいましたとか（アクシデントが）出てくる。そういう手続きを全部アプリの中で一気に通貫する取組を自治体によっては出している。また、そういうものを支援する民間企業っていうのも実際に出ているということでもあります。そういう仕組みっていうのが、今母子手帳の例を申し上げましたけども、様々な分野で、始まっているということで。こういうものが、まさに「誰一人取り残さない」という観点から言って一手続きをし忘れたとか、ハガキが家に来ているけど見忘れたとかそういう部分で取り残されないっていうところでも多分意味があると思います。

それからあと、地域の公共交通ですね。これも最近、新聞ちょこちょこ出るようになってはいますが、公共交通って今結構大変な状況になっていて、つまり、田舎の路線バスとかタクシーとか、人口が減少するので、もう赤字ですね、とてもやってられませんという状態になっているので、これをデジタルを使いながら、効率的にですね、その車の配車とか、住民の方からしても、待ち時間が少ない形で、乗りたい時に乗れると、そういう仕組み作りなんかも今デジタルでできないかということでやっていて、そういう部分では、まさに「誰一人取り残されない社会」という感じで、進めていこうとしています。

Q9

「デジタル田園都市国家構想」の中で、数多くの KPI が設定されていましたが、一方で例えば地方公共団体が独自に KPI 設定をすることが非常に苦勞されているという話も伺いました。そこで、KPI を設定する上での難しさや工夫されている点についてご教示いただきたいです。

A9

デジタル田園都市の特に交付金の活用の場合には、お金をお渡しするという事なので、さっき自主性とか主体性という風に申し上げましたが、PDCA を回していただく、政策的に進行管理をしっかりやっていただいて結果に繋げていくっていうところが大事だということで、KPI を設定するという事を条件にしております。

この KPI、主に 3 つの視点で決めていただくという風に我々は考えてまして、3 つの

うち、一つ目は、客観的な成果を評価すべきじゃないか、そこはあくまでも客観的なもの、恣意的なものではなく。

それから2番目が、事業と直接性のある効果、あんまり間接的で、その事業をやったかやらないかっていうことと関係のない効果をPDCAしてもしょうがないので、事業と直接関わりのある効果。

それから3番目が、まさに目指す水準というのがありますが、要は何もしなくてもすぐ自然体でできてはダメで、あるいは非常にハードルが高すぎてそれは無理だというところを設定してもしょうがないので、目指す水準の妥当性というところ、大体今申し上げた3つ、あとはPDCAとして回していくので、検証できる、検証可能性とかが大事になってくると思います。

苦勞という部分では、さっきご紹介しましたKPIの方だとかをやっていくということで、また個別に相談乗りながら進めているということでもあります。

ちょうど私も今お話していて思い出しましたが、仙台の近くに七ヶ浜町が近くに確かあったと思うのですが、沿岸の方で昔、町会議員の方から地方創生の交付金の使用で色々相談に乗ってくと5年ぐらい前に相談受けながら。そういうことなんかもさせていただいたなど今ちょうど思い出しました。

Q10

「デジタル田園都市国家構想」におけるデジタル人材の育成・確保で取り上げられている施策の多くは、主にこれから社会に出ていく学生や現在企業で働いている人材に対しての教育が中心であるとお見受けしました。

一方で、我々は現在行政のデジタル化についても関心を持っており、国がデジタル人材の地域への還元促進などに取組まれていると存じています。その上で、行政の特にデジタル人材において、国と国側から見た地方の双方における課題やそれに対して現在取組まれていることがあれば、ご教示いただけますと幸いです。

A10

デジタル人材ですね。地方で特にこれから不足していくという風に我々も問題意識は持っております。

それぞれ自治体という部分では、特に市町村のデジタル化という部分では、私どもで持っている地方創生の人材支援で、例えば民間のITの専門家などを派遣するというのもやっておりますが、ご案内のとおりデジタルというのはそれぞれ、例えば、産業部門だとか、それから農業もですが、必要なそのスキルとか、レベルが違うということでもあります、それからまた、総じて中小企業ですとか、そういう小さい企業ではなかなか、デジタルを導入しなくても、家族経営なんかのところでは、自分たちの家族で回ってしまうという

ころも正直あります。

ただ一方で、やはり色々な商売を商売相手と連絡を取っていく上では、デジタル化というのは、進めないといけないと思いますし、テレビのCMで会計処理、請求書の発行をデジタルでやるとか、紙対応とかCMやっていますけども、これから必要になってくると思います。

そういう部分では、各省庁で経済産業省であれば、産業振興の一環でこのデジタルという人材育成やっておりますし、厚生労働省なんかでは、旧労働省のその職業支援といった観点からやっています。

それから学校という部分では、文部科学省が、今大学で特にデジタルの専門科目を増やしている流れもあります。総務省では、特に自治体のデジタル化というところで、業務改革をして自治体の事務を効率化していくとか、農林水産省も農業というところで、各県所庁で連携している取り組みです。

あともう一つは、内閣官房の方では、特に中小企業のデジタル化支援するという意味では、地域の金融機関、信用金庫、信用組合、地方銀行といったところの特に役割が中小企業のそれぞれの様々な融資も含めた経営情報にも詳しい。

そういう意味では、「経営改善でこういう取組したらいいのではないか」というアドバイスもできるので、地域金融機関による、デジタル支援という取組も行っています。

Q11

安倍政権以降、これまで国は地方創生に力を入れてきたと承知しております。その上で、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と現在の「デジタル田園都市国家構想」では、どのような点が異なるのでしょうか。

また、過去の地方創生において乗り越えられなかった課題や改善できなかった事象、新たな課題はどのようなものがあるのでしょうか。

加えて、今回の地方創生に関する取組においては、デジタルが目玉になっているかと承知していますが、なぜデジタルが中心となって地方創生を進められようとしているのかご教示いただけますと幸いです。

A11

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定は2014年だったと思います。この時というのは、「増田レポート」という増田寛也さん—岩手の知事もされていまして—が、中心になって作られたレポートが出され、将来の日本の人口が大幅に減ってしまう、これでいいのかと問題提起された時期。) これを受けて、人口減少というものを、なんとかしなきゃいかんということで、こういう戦略や「地方創生」というのを進めてきた背景があります。(当時の戦略を) シンプルに言えば、人口減少をなんとか食い止めようっていうのも

の。この考えを受けて、地方創生や東京（圏）の一極集中是正にも取り組んできた。ただ、結論だけ申し上げると、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」ではなかなかその部分ほうまく進まなかったということかなと思います。

人口減少もコロナもありましたが、想定していた以上に当時の作った目標とか、そういうものを下回って大きく減っているっていうのは事実であります。それからそういう地域の東京の一極集中、私どもが居る内閣官房の建物は、首相官邸の斜向かいにあって、この私がいる7階の窓を見ても、虎の門とか東京周辺でどんどん高層ビルが立っているのが見える。地方創生が大事なものは勿論だが、東京はますます再開発されて便利になっている（のが現状）。そういうところの中で、なかなか人も東京の魅力に引きつけられているところは依然としてあるのかなっていう風には思っております。

そういう意味では、このデジタル田園都市（国家構想）もそうですが、人口が昭和の戦後以来、国土開発、国土計画の影響もあって人口が拡張する中で、いろんな都市、特に地方郊外にいろんな宅地とかが開発されてきた（経緯がある）。（この傾向が）ちょうど今逆回転しているつまり人口が縮小して過疎が進んでいるという中で、今、我々が今進めている「デジタル田園都市国家構想」では、今まで日本の社会がやってきた人手を掛けて、いろんな、日本的な意味で言うと人と人とのコミュニケーションとかチームワークとか、それからそういう紙とかを使いながら、やってきた仕事っていうのを、大きく見直して、効率的に進めていかなきゃいけないっていう意識で進められているものだと思います。

そういう意味では、人手を前提とした産業構造っていうのを、これから人がどんどん減少していくので、人手に頼らない形で、生産性を高める産業構造にしていくというのが大きなところ（課題）だと思います。

特に農業っていう部分に例えれば、元々戦後、食料難を経験した昔の時代は、土地の生産性が低い上食料が不足したっていう時代つまり労働力、人手を掛けて、あとは農家の経験と勘とかで補ってきた歴史一を経て、農業が近代化を進める中で、肥料とか農薬をうまく使いながら土地の生産性を高めた。その後、日本が工業化を進める過程で、農業機械導入して、人手をかけずに、労働生産性を高めることを、農業においても進めてきた経緯がある。

これから（農業）を考えた時、労働生産性をもっと一層高めないといけない、さらには一ちように農業基本法の見直しの議論も並行して行われていますが一環境の配慮とか持続可能性とか、どうやって作ったかという生産の履歴とか、あと農業者自身の働き方改革、などの課題にも対応していくために、デジタルが持っている特質つまり、客観的にデータを取る、記録する、それを分析して、それが適切かどうかを判断していくとか、それから将来、こういったものをストックしながら無駄なものを減らしていく一が、非常に大事になってくると思う。このような考え方のもとでデジタル田園都市国家構想を進めていこうと思っております。

【7】

ヒアリング先	宮城県庁
日時	2023年10月23日
場所	宮城県庁
調査の協力者	企画部 デジタルみやぎ推進課 システム最適化班 課長補佐（班長） 佐々木茂幸 様 デジタルガバメント推進班 主事 石崎冬樹 様 主事 齋藤力 様 地域情報推進班 主事 我妻有紀 様
参加者	佐々木美月, 鈴木悠平

Q1

行政のデジタル化について大きく関心を持っています。その中でも特に行政手続きのオンライン化について、宮城県では宮城県・市町村共同電子申請サービス、宮城県電子申請システムの運用に取り組まれていると承知しております。そこで、それらの現状や課題についてご教示いただけますと幸いです。

A1

宮城県と県内市町村が共同で運用している汎用電子申請サービス「みやぎ電子申請サービス」について、資料に沿って概要を御説明いたします。これはオンラインによる行政手続きを24時間可能とする電子申請サービスを、適切かつ安定的に提供することで、県民等の申請手続きの利便性の向上を図るとともに、自治体の事務負担を軽減し、事務効率化を推進することを目的として、県がシステムを一括導入しているものです。

事業の開始は平成17年度で、当時は、宮城県単独でシステムを開発して運用を開始しましたが、平成22年2月にASPサービスに移行し、同年7月から県内市町村と共同運用を開始しました。その後2回にわたり契約の更新を行いました。

現在は、宮城県の他に県内25市町を加えた、計26団体の共同利用によって運営しております。市町村と共同利用することによりスケールメリットが働き、入札時の事務負担やコストが軽減される等、県と市町村の双方に恩恵があります。

現行サービスは、令和7年1月末に契約期間の満了を迎えることから、現在は次期電子申請サービスの調達に係る仕様について検討を進めているところです。県内自治体のDX推進に向けて、更なる機能の向上や拡充を図っていく必要があると考えており、県内市町村の要望を踏まえ、次期電子申請サービスにはキャッシュレス収納機能とマイナンバーカードを活用した公的個人認証機能の2つについて、新たに追加できるよう検討を進めています。次期電子申請サービスでは、これらの新機能を活用していただくことで、申請から

支払いまでの一連の手続きをオンライン上で完結できるようになり、行政手続きにおける県民の利便性の向上が一層図られるものと考えています。

なお、みやぎ電子申請サービスのこれまでの経緯については、資料の右側に記載しているとおりです。

続いて、みやぎ電子申請サービスの実績について御説明いたします。令和4年度の申請件数は、全体で147万3,704件、そのうち宮城県分の申請件数が94万6,503件、25市町分が52万7,201件となっています。なお、令和3年度の申請件数が全体で54万3,067件となっており、令和4年度は前年度の倍以上の申請があったこととなります。（前年度比271.3パーセント、伸び率171パーセント）この理由として、新型コロナウイルス感染症に関連した様々な手続きについて、電子申請が活用されたという背景があります。コロナ禍においては、公的機関に直接出向いて手続きを行うことは困難でしたが、電子申請サービスを活用することで時間や場所を問わずに様々な手続きが可能になることから、県や参加市町において積極的に活用されました。

手続きの具体的な内容については、資料下段に記載したとおりです。県では、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA＝ミカ）の登録や新型コロナウイルス感染症拡大防止チェックシートの配布などを電子申請で行いました。参加市町では、手指の消毒液や衛生用品の保有調査のほか、ワクチン接種券の発行申請、各種アンケートなどに電子申請が活用されました。

次に、令和5年度の申請件数について御説明いたします。令和4年9月末では65万3666件の申請件数がありましたが、令和5年9月末では25万3,895件となっており、大幅に減少しております。この理由については、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月から5類に移行したことに伴い、関連した手続きが全て不要となったことから、申請件数が大きく落ち込んだものです。

次に、新型コロナウイルス感染症関係手続き以外での電子申請の活用について、県の状況を御説明いたします。資料に記載のとおり、県職員、教員、警察官といった採用試験に電子申請を活用しています。また、県税関係の届出や、県立高校のオープンスクールの申込みなどにも電子申請が活用されております。

この他に、資料には記載していませんが、県有施設のオンライン予約についても、電子申請サービスを活用しております。令和3年7月から電子申請によるオンライン予約を開始した施設は、グランディ21、第二総合運動場、宮城野原公園総合運動場、仙南総合プール、NPOプラザ、県民会館の計6施設となっております。さらに、令和4年1月からは対象施設を拡大して、仙台港多賀城地区緩衝緑地、岩沼海浜緑地、矢本海浜緑地、加瀬沼公園の計4施設で新たにサービスを開始しました。なお、県民会館については、移転に伴い令和5年9月末でオンライン予約を終了しているため、県有施設のオンライン予約については、現在、合計で9施設が対象となっております。

県有施設のオンライン受付の状況ですが、令和5年8月末時点で計208件となっております。

ます。施設によって、オンライン受付状況に差が出ております。岩沼海浜緑地や加瀬沼公園などは、近年のキャンプブームやバーベキューなど屋外で楽しむレジャーの人気の高い背景もあり、申請件数が多い一方で、電子申請の受付件数が少ない施設における利用をどのように伸ばしていくが課題であると認識しています。

利用者の立場からすると、施設の空き状況の確認から、仮予約、申請、承認による予約完了までの一連の流れがシステムで実現できることが理想と思われれます。

しかし、電子申請サービスというのはあくまで申請手続き自体を電子化するものであり、空き状況の確認はできません。つまり、施設の空き状況の確認については、また別システムの構築が必要になります。

その実現のためには、様々な課題があります。県有施設を管理する担当部署は複数あり、調整の難易度が高いことや、費用対効果の問題等です。例えば、施設の年間使用料の収入が100万円程度であるものの、施設の空き状況等を管理するためのシステムには何千万円もの経費を要するという状況では県民の理解を得られません。

また、利用者の利用頻度によっては、必ずしも電子申請の導入が求められていない場合もあると思われれます。施設の利用頻度が高い利用者には、電子申請を利用した予約に利便性を感じていただける可能性がある一方で、利用頻度が年一回程度のようなあまり高くない利用者にとっては、紙申請でも特段の支障は感じないこともあるようで、これは利用者側の意識の問題もあると捉えています。

県としては、住民の利便性向上と業務の効率化に向け、電子申請の利用を推進していくこととしております。例えば、遠方にお住まいの方で、施設に出向いて書類を提出することが困難な方や忙しくてなかなか時間が取れない方については、電子申請の利便性を案内する等、多様なニーズに対応できる行政サービスを提供したいと考えています。

Q1-1

自分たちは高齢者のデジタルデバインドや高齢の方にデジタルを使ってもらえるかといったところにも関心を持っています。

そこで、このような施設を利用されるのが色々な年齢層が想定されると思うのですが、この点に関して年齢による違いなどはあるのでしょうか。特に年配の方の声はどのようなものがありますでしょうか。

A1-1

電子申請については、スマートフォンやパソコン等の利用が前提となっており、その点については敷居が高いと感じる高齢者の方もいらっしゃると思われれます。

特に高齢者は、スマートフォンを持っていても電子申請には利用したことがない、さらに、申請のやり方も分からないという方もいらっしゃると思われれます。電子申請サービス

に関しては、住民の方々が利用できるヘルプデスクを設置しておりますので、利用に当たって御不明な点がある場合は、そちらで適切にサポートしているところです。

また、そもそもスマートフォンやパソコンを持たない方へのアプローチについては、県がみやぎの情報化を推進するための方針・指針として定めた「みやぎ情報化推進ポリシー」の基本目標として掲げる「誰一人取り残さないデジタル社会の実現」に向けた重要な課題として、継続して取り組んでいく必要があると考えています。

Q1-2

先ほど、遠方の方が利用しやすいといった話もありましたが、年配の方も人の足と公共交通を使わないと申請に行けないみたいな話があると、そういったところでもデジタルのメリットがあるのかなという風にお話を伺っていて思っています。

A1-2

県では、住民の視点に立った利便性の高いシステムの調達の実現に向けて、関係機関と緊密に連携して取り組んでいく必要があると思っています。

デジタル機器に不慣れな方は、最初の操作で躓くことが原因で、デジタル分野と距離をとってしまうことがあるかもしれません。県が所管するシステムの更新においても、利用者の使いやすさといったユーザビリティという点は常に意識しており、先ほど説明した次期電子申請システムの調達においても、更なる使いやすさ、操作しやすさという点を重視しながら検討を重ねています。

また、若い方々においては、スマートフォンを購入しても、説明書を熟読するのではなく、触ってみて、感覚的に使いながら覚えていく人が多いと思います。そのようにスムーズにデジタルの世界に入ることができ、使ってみたら意外と簡単だ、便利だと体感していただけるようなシステムを、安価かつ安定的に提供していくことを目指して業務に取り組んでいきたいと考えています。

Q1-3

システムを色々な市町村と共同利用されているといったときに、私たちは七ヶ浜と利府の出身で、仙台ではないのですが、それが25市町村の中に入っていなかったのが、参加している自治体と参加していない自治体の参加しない理由をお伺いしたいです。

A1-3

現行の電子申請サービスの共同調達に参加していない10市町村の理由ですが、代表的なものとしては、既に市町村が独自にサービスを導入して運用している場合があります。こ

の場合、複数年にわたって契約締結しているケースが多く、仮に契約期間の途中で他の電子申請サービスに乗り換えるとなると、契約破棄やデータ移行のほか、国の補助金を活用し整備した電子申請サービスの場合には補助金の返還が生じる等、多くのリスクが生じてしまいます。

また、求める機能が市町村によって異なるという事情もあります。県としましては、できる限り市町村の意向を汲み取り、要望に沿ったサービスを調達するよう努めています。市町村としては、求める機能が県の調達するサービスになれば、県との共同調達に参加せず、独自にサービスを調達することもあります。

共同利用においては、参加する市町村が多いとスケールメリットが働く点は冒頭でも説明しましたが、その一方で要望の取りまとめが難しいという点は、デメリットであるとも言えます。

Q2

行政のデジタル化に関して、庁内のデジタル化、職員のデジタル化に関する人材育成にも関心を寄せています。そこで、デジタルみやぎ推進アドバイザーや庁内の人材育成について、現状や課題、今後の方向性についてお伺いしたいです。

A2

県では、令和4年11月に宮城県職員DX人材育成プランを策定いたしました。国においても令和に入ってから議論が始まり、都道府県が集まる会議においても当該テーマが取り上げられております。本県における令和4年度のプラン策定は、全国的には早い方です。

本プランの概要ですが、これからの人口減少社会の中で、県民サービスを持続していくために必要不可欠であるデジタル技術等の活用に向けて、すべての職員がDXに参画して業務を変革していこうとするマインドセットとデジタルリテラシーの向上を推進するものとしております。

質問いただいた現状と課題、そして今後の方向性について御説明します。

令和3年に押印の見直し等を進めたものの、現在もデジタル化に伴う業務の効率化・最適化を推進中であること、さらに、業務や組織文化を変革していくトランスフォーメーションの推進、そして、庁内のDX人材が不足しており、育成が急務であることが現状及び課題になっております。

また、宮城県全体として目指す職員像につきましては、DXを自分事と捉え、能動的にデジタルリテラシーの向上を図りながら、変革に向けて前向きに挑戦する職員と定めております。

今後の方向性については、BPR（業務改善・業務改革）を実施しながら、デジタル技術等を活用し、今後の少子高齢化や人口減少が進展していく中でも県民サービスを持続可能

なものにすることや、デジタル技術等の知識・スキルを持って業務や組織文化を変革していく DX 人材を育成、確保することとしております。

現在、宮城県庁内では、ペーパーレスや電子決裁システムの導入等を進めている状況です。今後は、デジタル化したデータを活用して、効率化していく、「デジタルライゼーション」と呼ばれるステップがあり、最終的な目標は「DX＝デジタルトランスフォーメーション」と呼ばれる、組織文化などをデジタルの技術を使って変革していくことです。

また、求められる人材像、知識及びスキルのレベルについては、全ての職員が IPA の国家資格である IT パスポート相当の知識・スキルを習得するとしています。

これは、全職員の IT パスポート取得が義務ということではなく、「相当の知識」を身につけることを目標として掲げているものです。

また、全職員を対象とした DX に関する研修を行っており、対象となる 20 コースの研修のうち最低 1 つ以上を、令和 6 年 2 月までに受講することを義務化しております。全職員には管理職も含めております。

本 20 コースの研修は、キャリアの節目で必ず受講する「階層別研修」と手上げ方式の「選択制研修」の 2 つに分けられます。

「階層別研修」については、例えば新人研修や、採用から 3 年経った際の 3 年目研修、班長研修、課長級研修などがあり、DX のマインドセットを高める内容となっています。

「選択制研修」については、e ラーニング研修があり、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) や、民間事業者が実施しています。

また、外部人材については、民間事業者と契約し、「デジタルみやぎ推進アドバイザー」を配置しております。

デジタルみやぎ推進アドバイザーは、情報システムの最適化を業務としております。例えば、アナログ業務のシステム化にあたり、事業者から徴収した見積額について、行政職員がその妥当性を判断することは困難です。このようなシステム開発等の際は、本県では必ず、IT の知見を持ったデジタルみやぎ推進アドバイザーに、見積額の妥当性等を確認することとしております。その他にも、デジタルみやぎ推進アドバイザーは県庁内の研修の講師や、庁内だけでなく、市町村へも出向き講師対応をしています。

Q2-1

実際に実施をされての効果についてお伺いしたいです。

A2-1

人材育成の効果測定は非常に難しいと感じています。本人材育成プランは策定してから、日も浅く、今後の成果の把握が課題になっています。

令和 5 年度からは、職員自身で簡単にアプリケーションを作成するノーコードツールを

導入し、全職員が使えるような環境を整えました。すでに合計 1,300 個ほどアプリケーションが作成され、運用されているものも 380 ほどあります。これに伴い、年間で 100 万円以上の費用削減効果が算出されました。

Q2-2

人材育成プランのところで能動的にといったことがキーワードというように感じました。他の自治体にヒアリングをさせていただく中でも、職員や年齢によっても熱意にばらつきや前向きさが違うというところを課題に感じていたのですが、いかがでしょうか。

A2-2

職員の熱意の差については感じることはありますが、これは、宮城県だけではなく、全自治体の課題になっていると思います。また、残りの在職期間によっては、当該研修を受講することの必要性を感じない職員もいるかもしれません。

管理職員がDXの知識を持ってトップダウンで施策を推進することが理想と考えますが、DXの知見を持つ職員から、他の職員へその知識を伝達することも、人材育成においては、有効な手段と思います。

Q2-3

年配の職員の方は実感が湧かないという話は想像しやすいのですが、今は結構学校教育とかでも情報教育に力を入れていて、そういった新規卒業された職員の方たちの熱意みたいなものはいかがでしょうか。

A2-3

新規採用の職員に限定した取組ではありませんが、本県には熱意を持った職員で構成する「デジタルカイゼン隊」という有志団体があります。元システムエンジニアやプログラマー、また excel マクロの知識や生成AIの知識がある職員が集まっており、職員の熱意も非常に高く、他所属からの困りごとの相談を、デジタルの技術を活用して、解決しております。

Q2-4

学校の教育で受けた部分と庁内の研修のところで重複する部分もあって若干ロスしている、勿体無い部分があるのかと思いました。それは、もう少し時間がかかってそういった教育を受けてきた世代が入ってきてからのことなのかと思ったりもします。

A2-4

御指摘のとおりで、パソコンやスマートフォンを扱うことが当たり前の時代になっており、研修によっては、すでに承知の内容となってしまうことも想定されます。今後は、入庁してくる職員の情報教育に係る知識量等を鑑み、職員研修の内容等については、必要な見直しを行っていく必要があると考えています。

Q3

令和4年度に実施されていたデジタルを活用した「通いの場」事業についてですが、この事業を通してデジタルに対する意識にどのような変化があったのかなど、参加者の実際の声があればお聞かせ願いたいです。また、タブレットを使用した事業であるかと思いますが、基本操作の説明のようなサポート体制はどのように整えられたのでしょうか。

A3

初めに、令和4年度に実施した事業の概要について説明いたします。当該事業を開始した背景としましては、宮城県では令和2年9月にデジタルファースト宣言を発し、誰1人取り残さないデジタル社会を目指して、デジタル技術を活用した県民サービスの向上を目指すこととしておりました。そのような中、特にデジタル活用に不安のある高齢者を対象として、デジタルスキルの向上を図った事業になります。事業内容は、宮城いきいき学園におけるスマホ教室と、ICTツールを活用した通いの場のデジタル化支援の二つになります。

まずは、一つ目ですが、宮城県社会福祉協議会が運営するシニアのための学校である宮城いきいき学園には、仙南、大崎、石巻、気仙沼・本吉、登米・栗原圏域にそれぞれ1校ずつの計5校あります。各校のシニアは40名程度で、2年在籍することができます。この学園の目的が、高齢者の生きがいと健康づくりを図るとともに、地域社会の進展に寄与できる高齢者のリーダーの育成となっており、本事業の目的である、スマホの知識を身に着けた地域のリーダーを育成とも合致したため、スマホ教室の開催に御協力いただきました。

スマホ教室を受講したシニアが、自分の地域に戻り、得た知識を広めてもらうため、各校1日ずつ講座を行いました。内容はスマートフォンの基本操作、災害の時に使えるアプリ、フレイル予防アプリなどの使用になります。合計で、72名の方に御参加いただき、アンケートでは、「今回学んだことは役に立ちそうだ」と高い評価を多くいただきました。スマホ教室で学んだ知識の伝達については、ご家族、配偶者、お友達に伝えたいという意見を半数以上からいただきました。今年度、宮城いきいき学園では正式な授業の一つとして、スマホ教室を実施しており、徐々にではありますが、シニアの方向けのデジタル機器の授業が広がっているように思われます。

次に二つ目ですが、通いの場とは各市町村の社会福祉協議会や自治体等が把握している、

地域住民が集う場で、生きがいづくりや介護予防等の活動となる機会のことです。この事業では、通いの場の普段の活動の中にデジタル機器を導入するため、東松島市に御協力いただき、4つの取組を行いました。

1つ目の取組は、シニア向けオンライン特別セミナーで、有識者の方から老人性難聴と誤嚥性肺炎について、御講演いただきました。当該講演は、web会議システムを使い、遠隔地にいるシニアの方々にも視聴いただきました。

2つ目の取組は、理学療法士によるオンライン指導になります。通いの場で実施しているいきいき100歳体操の様子を、webカメラを使って理学療法士の先生に御確認いただき、体操のアドバイスをさせていただきました。

3つ目の取組は、地区ごとに点在している、市内の「通いの場」の方が、大きな体育館に集まり、全員で体操する「いきいき100歳体操の交流大会」において、会場にカメラを設置することで、会場に来られなかった人たちがweb会議システムを使って、自宅から映像を見ながら交流会に参加している気分を味わっていただきました。

そして、4つ目の取組は、山形県とのオンライン交流です。山形県鶴岡市の「通いの場」とweb会議システムを使ってオンラインで交流しました。それぞれの地元紹介や、事前に送り合った質問のやりとりを行いました。お互いの方言について関心を持ち教え合ったりしたほか、カメラを移動させて外の様子を見せあうことで、遠くの地域の様子を間近に感じることができ、有意義だったという声もいただきました。

また、アンケートでは「不安もありますが、回数を増やせば楽しく交流できるようになる」との意見もあったことから、十分な支援等ができれば、シニアの方々にデジタル機器を取り入れた活動も楽しんでいただけたらと思います。

Q3-1

山形県でのヒアリングの際に、コロナ渦ということもあって数台のタブレットを貸し出して、自宅から参加するというお話を伺いました。今回の宮城県の事業でもそのようなことはされたのか、された場合にはどのように高齢者の方々をサポートされたのか教えていただきたいです。

A3-1

タブレットの貸出については、操作方法を説明する場を事前に設けた後、自宅でも操作を体験していただきましたが、その後の自発的な使用にはつながりませんでした。山形県の取組では、高齢者がタブレットを操作する際、職員の方が自宅に伺い支援したと聞きました。

支援者がそばにいないなど、安心して操作ができない環境では、自発的な利用に結び付けることは難しいと感じました。

Q3-2

通いの場でのスマホ体験は生活の中でデジタルに親しみを持ってもらうことができる良い機会にはなると思うのですが、そこから行政の電子申請のようなサービスを使ってもらうために取り組んでいることなどがあれば教えていただきたいです。

A3-2

マイナンバーカードの普及促進のため、県では出張申請支援サービスを行っており、地域の公民館や商業施設にブースを設け、マイナンバーカード申請について支援をする取組をしています。

また、県では、デジタル身分証アプリを県民の皆さまに使っていただく取組を進めています。現在、防災の場面で当該アプリが活用可能となっており、アプリからマイナンバーカードを読み込ませることで、基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）をアプリ内に登録し、避難所に設置してあるQRコードをカメラで読み込むことで、避難時における即時チェックインが可能となっています。今までは、避難してきた方は避難所にて紙への記入が必要でしたので、当該アプリ導入により利便性は上がるものの、一生に1回あるかないかの大震災に備えてアプリのインストールを推進することは非常に難しいです。

当該アプリに親しみを持っていただくため、日常的に使えるような他のサービスを順次盛り込み、普段使いできるようなアプリを順次検討中です。

Q4

高齢者のデジタルデバインド対策について強い関心があります。電子申請のようなデジタル化を進めていくうえで、高齢者をはじめとするデジタルを利用することに慣れていない方々に利用してもらうことが課題であるかと思いますが、そもそもデジタル機器を持っていない方々へのアプローチとしてはどのように考えておられますか。

A4

デジタル機器の有用性や便利さを実感し、興味を持っていただくことが必要と思います。本事業でも、デジタル機器に全く触れたことがない方が、実際に触れることで楽しみを感じたとの声も聞かれ、大変好評だったことから、このような機会を増やしていくことが必要と感じています。

また、シニアの方が必ずしもデジタル機器を所持しなくても、デジタルの恩恵を受けることは可能と思いますので、デジタル技術により、シニアの方の生活が豊かになるような取り組みを継続することが重要と考えています。

【8】

ヒアリング先	沖縄県庁
日時	2023年10月31日
場所	沖縄県庁
調査の協力者	総務部 財政課 財政企画監 石井康貴 様 企画部 地域・離島課 主事 吉村紅音 様 農林水産部 農政経済課 農業経営班 主任技師 当真央 様 農政経済課 農業経営班 主任技師 豊里麻子 様 農林水産総務課 企画班 主任技師 狩俣洋文 様
参加者	井澤紘隆, 井上智貴, 加賀谷巧, 久保田薫 佐々木美月, 鈴木悠平, 松村孝典教授, 鹿子生浩輝教授



(WSA 撮影)

【デジタル】

Q1

沖縄県は離島が数多くありますが、そのような地理的条件の中でのデジタル化を進めることのハード面、ソフト面の両方の難しさについて、ご教示いただけますと幸いです。

Q1-1

令和4年度地域デジタル活用モデル事業資料において、石垣市を選定した理由

Q2

沖縄県では、CDO 補佐官や DX アドバイザーチームといった取り組みをされていると拝見しましたが、このような取り組みの成果や今後の課題についてお伺いしたいです。

Q2-1

高度データ人材について外部から人材を採用されているかと思ったのですが、実際土嚢用な方を増やしているのか疑問に思いました。

また、他の県も似たような取り組みをされているかと思うのですが、自治体間で競争するような形に陥ったりしてしまっているのでしょうか。加えて、内部での人材の育成についてもご教示いただきたいです。

Q2-2

文書管理システムやネットワークについての各県の地域調査などをアドバイザーチームが取り組まれているとのことでしたが、この中で出たような課題についてより具体的に教えてください。

Q2-3

島あっちい・島まーる等を通じて関係人口となった人数について、定量的なデータはないのか？

Q3

令和4年度に行われた地域デジタル活用モデル事業についての質問です。私もデジタル化を進めていくうえで、デジタル機器になじみのない、関心のない方々にどう関心を持ってもらい使用してもらうかが必要であると承知しております。このモデル事業によって多くの高齢者の方がデジタル機器の使用に関心をもつようになっていますが、そのデジタル機器を使った行政サービスを使用してもらえようにする施策として具体的に取り組まれていることはありますか。

Q3-1

地域デジタルモデル事業を、本土ではなく、あえて石垣市で行った理由や背景を教えてください。

Q3-2

15 町村で、システムをオンライン化する際に支援員を 3 人派遣するみたいなのがあったと思いますが、支援員というのは、先ほどのデジタル人材のような民間の方々なのか、それとも県の職員の方が担うのかという、どのように選抜されるのかというのが気になったので、その 2 点をお伺いしたいです。

Q3-3

移住者が地域コミュニティに関わるための施策はないとのことだが、それは何故か？

Q4

このモデル事業は、石垣市在住の方を対象として行われていますが、地域外の高齢者を対象としたデジタルデバインド対策の具体的な取組があれば教えてください。

【地域】

Q5

沖縄県は観光目的で県外から訪れる人が圧倒的に多く、観光客によって地域の活性化が一定程度図られていると認識していますが、観光客と関係人口に対してそれぞれ期待していることの差異についてご教示いただきたいです。また、どのような課題意識のもとで関係人口を呼び込もうとしているのかについても合わせてお尋ねしたいと思います。

Q6

沖縄県では、移住者受入促進を目的に移住受入協議会を開催していると承知しております。地域外の方が移住する際の障害として、コミュニティに馴染めるかどうかといった懸念があると考えられますが、地域外の方が地域コミュニティに関わる仕組みとしてどのような施策が行われていますでしょうか。また、施策の課題を重ねてお聞きしたいです。

Q6-1

地域外の方が地域に入った後のコミュニティに馴染める仕組み作りは行われていないという事ですが、仕組み作りが行われていない要因、理由に関してお伺いしたいです。

【農業】

Q7

沖縄県では、50歳未満の農業従事者が全体の3割弱を占めるなど、平均年齢が全国平均よりも低くなっていると承知しております。また、近年新規就農者は増加基調にありますが、これらの要因についてご教示いただきたいです。

Q7-1

離島の方が本島よりも農業従事者の減少率は大きいのか

Q8

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会地方意見交換会【沖縄ブロック】資料一覧より離農する経営体の農地等の受け皿として大規模経営体の育成が必要であることは理解するが、経営基盤の脆弱な離島地域においては付加価値向上を目指す経営体（小規模でも経営感覚に優れた経営体）の育成を優先すべきではないか。という意見を目にしましたが、農業経営体の大規模化について貴局の考えをお伺いしたいです。また、農業経営の大規模化にあたっての課題などありましたら伺いたいです。

Q8-1

農業の大規模化を進めるためには、集積を進めていく必要があるのですが、集約が進まない理由として、沖縄県内では、小規模農家で、権利関係が複雑などという理由がありました。その権利関係に執着する、メリットや執着しなければいけない理由みたいなものって何か考えられるのか。

Q8-2

一方で、もう身内で農業を継がないとなった場合は、そこで終わってしまうっていうことになります。そういった場合に、やっとなんか農地バンクなどに預けるっていう形になるということでしょうか。

【9】

ヒアリング先	沖縄 UKAMI 養蚕
日時	2023 年 10 月 31 日
場所	沖縄ライフサイエンス研究センター124 号
調査の協力者	代表取締役 仲宗根豊一 様 岡松滋美 様
参加者	井澤紘隆, 井上智貴, 久保田薫, 松村孝典教授

Q1

貴社では、高齢者や障害者といった地域の多様な人材を活用されていると伺っていますが、どのような経緯でそうなったのでしょうか。

Q1-1

中山間地域の果樹なども機械化が難しい分野であると思うが、無理矢理機械化するのではなく、地域の人材を活用するという風に視点を転換すれば、新たな可能性が見えてくるのでしょうか。

Q2

沖縄 UKAMI 養蚕では、廃校を養蚕の作業場として活用されていますが、廃校を活用することに至った経緯をお聞きしたいです。

Q3

耕作放棄地を活用して用地にあてているということを拝見しましたが、土地の利用に関して耕作放棄地を利用するに至った背景や大変だったことはありますか。

Q3-1

農地の集積が進まない沖縄固有の事情として災害が多いということがあるのではないかと思います。実際に営農してどうか。

Q4

貴社では、廃校や耕作放棄地の活用、多様な人材の参画など多角的な取組を展開されていますが、今後これらの取組を継続するに当たって課題に感じていることや、こんな支援があればよいなどの意見がありましたらご教示いただきたいです。

Q4-1

従業員数が11名とお話がありましたが、六次産業ですので、キャッサバの栽培から蚕の育成をやって、さらにその製品化まで、ものすごい工程と思うのですが、こういった内訳で行われていますか？

Q5（農福連携の取組みにおいて活躍されているスタッフの方へお聞きしたいのですが、）
養蚕の仕事のやりがいや喜びを教えてください。

【10】

ヒアリング先	内閣府沖縄総合事務局
日時	2023年11月1日
場所	内閣府沖縄総合事務局
調査の協力者	農林水産部 農林水産部長 福島央 様 農政課 企画係長 浅海啓一 様
参加者	井澤紘隆, 井上智貴, 加賀谷巧, 久保田薫 佐々木美月, 鈴木悠平, 松村孝典教授, 鹿子生浩輝教授



(WSA 撮影)

【農業】

Q1

沖縄県の農地の集積率は全国平均の半分ほどとなっていますが、この要因は、主要な農産物が米ではなく、工芸作物や果樹であるためなのでしょう。そうだとすると、そうした作物の農地を集積していくためには、何が求められるのでしょうか。

A1

まず、これからお答えするのは沖縄総合事務局の組織としての見解ではなく、私の個人的なものなので、ご了解いただきたい。前提として、沖縄県の県土の面積は 2,282 平方キロ、つまり 23 万 ha 弱。そのうち耕地面積は 3 万 6,100ha なので、意外と耕地率が高いことになる。他の都道府県の場合森林面積が大きいのが、沖縄だと森林率は 45%であり、それと比較しても、耕地率 16%というのはそれなりに農業をやっている場所であると言える。

もっとも、たったの 3 万 6,000ha と捉えることも可能。担い手への農地の集積率は 25.8%、つまり 4 分の 1 ぐらいが集積されているイメージになる。結局、担い手に農地集積するのは経営の効率を上げるため。効率的な経営のために、大規模化してコストが下がるものは集積した方が良いということ。一方果樹は、正直に申し上げると大規模化してもコストが下がりにくい形態。農業経験があれば分かるが、果樹栽培は 1ha でも不可能である。特に個人では厳しい。従業員がいないと無理だと考えられる。農地を集積して、3ha、4ha と経営するのは正直厳しい。集積してコストを下げられるのは土地利用型農業、つまり米などである。

沖縄で考えると、工芸作物、さとうきびは土地利用型なので、集積した方が良い。経営面積を大きくし、コストを下げた方が結果として儲けが大きくなる。サトウキビは集積を進めたい作物と言える。果樹や野菜は土地利用型ではなく、農地集積をしなくとも結局 30a ぐらいの規模で園芸ハウスがあればしっかり稼げるという形であり、集積率を考える必要がない。

3 万 6000ha のうち 2 万 ha 弱程度がサトウキビ栽培であり、それらは集積した方が良い。実は主要なサトウキビ産地は沖縄本島ではなく、島別で見ると 1 位が宮古島で、2 位が大東島、南北大東島である。

大東島は、人口が少ない中で非常に大規模にサトウキビ栽培を行っており、1 農家当たりの経営面積が 5ha、6ha といった単位。特に南大東島は大規模に 8ha、10ha といった面積で普通に経営している。大規模な機械を導入し、人工衛星である程度操作してもらような機械も入れ、非常にコストを下げて経営している。沖縄本島から東に約 350 キロ離れた絶海の孤島で 1 番生産性が高いサトウキビ生産が行われており、他の地域でも同様にやれば良いとも思えるが、元々は小さな土地をみんなで区分して使っていた歴史があり、それぞれの人に土地に対する感情がある。なかなか集約が進まないのは、その感情が他の地域よりも強いからなのかもしれない。農業の生産性のための集約がなかなか進まない部分

があり、非常に苦しい思いをしている。

農水省本省の全体の話になるが、地域計画というものを作る取組を進めている。これに農水省本省もおそらく苦勞しており、なんとなく担い手に集積しましょうという話はしても、具体的に10年後に誰と誰が残ってどれだけやれますか、20年後には誰と誰が残ってどれだけやれますかという話を想定しながら地域計画を作らなければならないという点にじっくり来ていない地域が多い。20年後どなたがいそうですか、どなたが農業経営出来そうですかという話し合いをせず、地域計画を作れと言われたので作りましたというだけでは、この農家が経営を辞めて土地を出すと云っているから動かしますという話でしかなく、多分うまくいかないのではないか。

今後、農地の集積率を高めていくには、ある程度時間の経過が必要。農業をやりきれなくなってくる人たちがどんどん出てくる時に、ではその農地を誰がどうするのかという話が問題になる。農業をもう辞めるという選択肢を本当に真面目にみんな考えており、沖縄本島、特に南部は都市化が進んでいることから何がなんでもサトウキビ作りたい人たちはもうあまりいない。そういうところで今後サトウキビをどれだけ作るのかという話を本当は真面目に考えなければいけない。一方で、宮古島や大東島は、引き続き大サトウキビ産地としてしっかりやっていかなければ、サトウキビが地域の経済の根幹をなしている地域であり、サトウキビをやめればサトウキビを絞って製糖業をしている人たちの雇用もなくなり、つまり島の産業がなくなって金が回らなくなり、人もいなくなることに繋がる。大東の村長と話しても、とにかくサトウキビがなくなったらこの島の1000人がいなくなる、この島の500人がいなくなるということを深刻に考えている。この地域にとって何が大事なのか、真剣度が全然違ってくる。絶対的に海外産と比べて不利な国内のサトウキビ生産を保護する糖価調整制度をどこまで維持しなければならないかという話もあるが、大東島などを見ると、ジャガイモやかぼちゃなども少しだけ作ってはいるが、肥料を運ぶにしても那覇から350キロ、できた農産物を持っていくにしても350キロという絶対的に不利な条件があり、気象条件もなかなか厳しく、まさにサトウキビのほかに作れるものが無い状況。比較的災害に強いサトウキビでさえも今年は多分出来が悪いような状況。いずれにせよ農地の集積については価値観の問題も絡んでくるので、時間かけて変えていくしかない部分がある。

法人の話については、また後でお答えする。

Q1-2

国の集積率目標は8割だが、都道府県単位ではその数値目標に囚われるべきではなく、むしろ土地利用に即して進めていくべきということになるのか。

A1-2

果樹なら果樹の中で、担い手がしっかり農業経営を行う必要がある。全体の面積を考えれば稲作をする人の中で集積が進む必要がある。それぞれの品目で見て 8 割ずつぐらいで担い手に集積されるようなイメージになれば、結局全体としても 8 割に集積される。都道府県ごとに主要な作目に極端に差があるのなら、集積率の目標も変わってくるとは思ってはいるが、やっぱりそれぞれの品目に担い手が必要。ただ果樹や野菜は担い手への集積が既に進んでいる。一生懸命家庭菜園ぐらいで作っている人もいるが、市場へ出荷する人は俗に言う「担い手」の人たちの方が多いと思う。

担い手でない人たちが相変わらずたくさん生産しているのは米ぐらいではないか。米も集落営農などにより、だいぶ集積された形になっていると思う。しかし、全国で 50 数%の集積率は、実感とはかなりずれる。なんとなくだが個々の農家が小さい面積を所有している実態はあまり変わってないという実感がある。面積的に稲作が、沖縄の場合はサトウキビが集積率を引き下げているのではないかと思う。

沖縄のサトウキビは、結局収穫などの農作業自体を、ある程度専門の事業者などに頼んでいかざるを得ない部分があり、収穫期になると JA を中心に作業班を派遣していたりする。そうすると、農地の所有自体は集積されていないが作業自体はある程度集約されている状況になる。1 軒 1 軒のサトウキビ農家が機械化して収穫機を持っていることはなく、オペレーターに頼んで順番に作業をしてもらう形。またサトウキビ特有の問題として、製糖工場の受け入れ可能量に限りがあるため、みんなが一斉に勝手に収穫すると工場が受け入れられなくなる。毎日何トンずつぐらい受け入れるという限界があり、今日はここ、明日はここ、明後日はここと順繰りに作業する必要がある。今日は天気がいいからとみんなサトウキビを刈るとどうしようもなくなるという別の問題がある。

Q1-3

農業支援サービス事業体として参入しうるのは、こういった企業だとお考えか。

A1-3

多いのは農機具メーカーではないか。それがいいかどうかは別だが、自社の農機のマーケットとして活用できる。実態として、サービスを集約的に実施するためにある程度の機械が必要であり、ある程度のノウハウも必要となると、ベンチャー企業が行うことはなかなか難しいのではないか。ドローンのように比較的汎用性の高いものであれば、ベンチャー企業でもできるかもしれないが、やはり機械のメンテナンスはあるので、やはり機械系のメーカーが強いのではないか。農協は農協系統で昔から農機具のメンテナンスなどを行う子会社を有している場合もあるので、そういうところが参入することも考えられる。

また、沖縄固有の問題として、製糖工場との関係がある。製糖工場がサービス事業体を

作るような形が、沖縄だけでなく奄美にもある。サトウキビ畑がなくなると製糖工場も原料がなくなるため、サトウキビを作ってもらふ必要がある。サトウキビの生産にコストばかりかかると、製糖工場としても原料の値段が上がるので、農業支援サービス事業に参入して生産コストを下げられれば、製糖工場のインセンティブになる。大東島でもある程度製糖工場と関係がある事業者が行っているほか、鹿児島島の徳之島でも南西サービスという製糖業関係の事業者が行っている。

全く農業と無関係のベンチャー企業による支援サービスは難しいのではないかと考えている。儲かって続けていけるなら良いが。儲けようと思うとなかなか事業の入口のところが難しいのではないか。機械のメンテナンスである程度儲けることも考えないと、コストが大きくなってしまい経営が難しい。

Q2

沖縄県においては、台風等の自然災害により、毎年甚大が被害でていると承知しております。東北地方でも冬に雪によるハウスや樹木の被害があり、特に高齢化が進んでいるということもあるため、翌年以降の営農のモチベーションの低下、最悪の場合そのまま引退してしまう農家の方もいらっしゃる現状です。沖縄県では、自然災害による被害を受けた農家の方々に特に気を配っていることなどがあればご教示願いたいです。

A2

極めて個人的な話になるが、沖縄に来る前は、農水省本省の経営局保険課というところにいた。そのため、災害を受けることが分かっているのにならなぜ保険に入っていないのだと考えてしまう。被害を受けた後になって、「被害を受けたから俺たちを助けて」という人間を助けることを基本にしてはいけないと思っている。

どうしてもある程度避けられない被害が発生して、自主努力ではどうにもならないから、お互いに助け合う必要が生じてくる場合はあると思うが、本来農林水産業も産業である以上、自助、共助、公助と進むシステムが本来の筋だと思う。

リスクがどれくらいある中でどういう経営をするのか、自分で本当は考えるべきであり、国から強制されて農作物を作り納めるといった時代ではないので、他の産業と同様に、ある程度のリスクをどこまで織り込んで経営するのかというのが必要なはず。しかし農林水産業はやはり経営に対する認識が低い部分がある。

ただ、農業共済は実はすごく歴史の古いシステムで戦前からあるわけで、お互いの助け合いで成立している。誰かの農作物ができない時を助け合うもの。事故が一定の割合で発生するから、それを保険の確率論、大数の法則で均して、お互いに助け合うためにちよつとずつお金をかけて、その年たまたま被害を受けた人に当てましょうというのが本来の共済のシステム。そのうち掛け金をかける際に国が半分を出すという形で、農業共済の開始

時からやっている。今は収入保険と農業共済という 2 本立ての制度となっているが、基本的な思想はこのような助け合いである。災害に対して助け合うためのシステムにちゃんとかけていたら、きちんと公的にも応援しますよというもの。

今回、猛暑で米が白くなり品質が低下したという話があり、収入が下がるという声が挙がっているが、農水大臣もずっと会見で言っていたように、まずは収入保険などで対応するということになる。言い方を変えれば、保証するものをこれだけ用意しているのになぜ保険に入っていないのかという話。

そうは言っても、今年は考えられないほどの被害だから、何らかの形で支援策が必要という話は、補正予算編成に向けて色々議論を自党内でもしていたが、本来は品質が下がることはある程度ありうる話。それに対する保険ももともと農業共済の時代からあり、どういう形であれ収入が減少した時にその補填をする収入保険という制度も、開始からもう 5 年以上経っているのになぜ入っていないのかということになる。やはり災害がある程度起こると分かっているならちゃんと保険に入りましょうというのが大前提。

沖縄の場合実は逆に台風慣れすぎていて、台風もこのぐらいだったらこういう形で耐えられるし、このぐらいだったらこういう対策をあらかじめやっておけば良いというのが分かっているため、それで大丈夫だから保険に掛け捨てる金なんかかけないということがある。そういう経営判断をしたのだったら、なぜ後から被災した時に助けるのかという話になる。その場合にも助けるのはちょっと筋が違うのではないか。

だからこそ、シーズンに合わせて、ちょうど今などは、来年の収入保険加入は 12 月末で募集が閉まりますよ、ラストですよというキャンペーンを打ったりしていくのが本来の助けかなと思っている。だから、ある程度保険無しで大丈夫という方は、本当に大丈夫だという判断なら大丈夫でやってくれっていう話になる。

悩ましいのは東北でもよくある果樹の樹木の被害で、保険というのは基本単年ごとの収入を保険するものだが、木が折れてしまった、枯れてしまったので次の木ができるまでの期間なんとかしてほしいという場合、さすがに厳しい状況になる。5 年間収入がありません、それをどうするのかというのは、別の問題がある。5 年間の収入を補填する保険は、掛け金がとんでもないことになり、物理的に成立しない。

そういう場合はまさに植え替えの支援などを行っていく必要がある。熊本でも豪雨で蜜柑の木が流されたりした事例もあり、果樹はなかなか難しい面がある。また 11 月は積雪前の期間であり、果樹やハウスについて一生懸命共済に入ってもらおうという話をしていた。積雪時期は、ハウスのビニールを外していてもパイプの交わったところの上に雪が積もって、その重さでビニールを外しているのにハウスが潰れるケースもあるので、共済に入っておこうという話を一生懸命やっている。これは全国的な問題と言える。

Q3

農業法人が H17 年から H27 年にかけて 192 経営体から 339 経営体まで増加しているという資料を拝見しました。また、農業経営体数に占める農業法人の割合も全国平均と比べて多いということで、何か法人化が進んでいる要因として分析されていることなどあればご教示いただきたいです。

A3

正直、私の実感としては、全然法人化が進まないというイメージ。全国にやはり零細な米農家が多く、母数が違うので、比率にした時に差が出る。沖縄は特に母集団も小さくなるので、約 300 の法人で非常に高めの比率に出ている気がするが、実感としては、むしろ法人化が進まないというイメージである。それ以上に、全国も法人化がまだ進んでないということでもあるが、全国で見たときは、1 法人になった時の経営面積が非常に大きいため、米だけで数 10ha あるというような話になってくる。また、私の広島の実家の方も、集落営農で法人を作り、約 30ha を全て、集落への法人で面倒を見ているような感じになっているが、そのような話は沖縄ではない。

南大東島では、サトウキビの生産法人で大きいものもあったりするが、やはり相変わらず個人でやっているというところもある。大きい法人が大きい機械を導入しており、個人から作業受託をして、収穫や植え付け等の大きい機械が必要な作業を、手数料を取って請け負うというサービスを行っていたりもするので、本当は法人化してくれた方がいいと思うところもある。しかし、法人化が何のために必要かという、やはり事業承継がしやすいということが今後 1 番出てくるかなと思っている。個人で行っていて亡くなられた後に、子供が引き継いでくれるかとなった時、子供がそもそもこっちにいないとかというのもよくある。そうなった時に、別の人に譲るとなると、そこはまた沖縄の土地に対する感情でなかなかスッキリしないところがある。

そうすると、本当は沖縄のゆいまーる精神だからこそ、みんなの土地を法人に集めて、誰がどうなってもその地域の農地を残っている人たちが従業員として管理できるという形の方がいいのではないかと思っている。だがそのような価値観がまだないという気がする。

法人化に反対する人たちは、法人化するとコストがかかるとか、経理が面倒だと言うが、本当は法人化して経理を分けない場合に、個人で自分の持ち出しで、犠牲のもとで農業を営むという事態が発生するので、良くないなと思っている。さらに法人化が進めばいいと思っているが、やはり設立コストや維持コスト考えるとなかなか難しい。しかし、今後の雇用を考えると、法人化した方が絶対にいいような気がしている。

Q4

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会地方意見交換会【沖縄ブロック】資料一覧より離農する経営体の農地等の受け皿として大規模経営体の育成が必要であることは理解するが、経営基盤の脆弱な離島地域においては付加価値向上を目指す経営体（小規模でも経営感覚に優れた経営体）の育成を優先すべきではないか。という意見を目にしましたが、農業経営体の大規模化について貴局の考えをお伺いしたいです。また、農業経営の大規模化にあたっての課題などありましたら伺いたいです。

A4

土地利用型のものは大規模に行くことでコストが下がるような性質があるが、宮古島のマンゴーであれば、大規模に行く必要もなく、逆に上手くいかないのではないかと思います。品目ごとに全然違うところがある。サトウキビ等の大規模化は何のために行くのかというと、やはり効率よく作業するという点にあり、そうしなければ収穫等は大変である。

まず今はもう手刈りではなく機械で刈るようになってきているが、機械でも、一辺 100mある畑で刈り取る場合、80mぐらい進んだところで袋がいっぱいになり、1 回戻ってきて、袋を下ろして、また積んで、80m向こうまで行ってまた続きを刈ってという状況では、本当に効率が悪い。資料に南大東島のサトウキビ用ハーベスターの写真があるが、横にダンプをつけて走らせ、ダンプの荷台に直接投入しながら、約 200mはこのままずっと走っていき、ダンプがいっぱいになったら、ダンプが交代して、次のダンプがやってくるという、非常に速いスピードで刈り取りが進んでいく。

この大型ハーベスター自体は非常に高いが、補助事業で導入しており、オーストラリアから中古を 1 台 8000 万円で買ったという話であったと思うが、作業効率が非常に良くなるので、作業受託の単価は他の地域と比べて非常に安い。非常に効率よくやっている。

実は沖縄の各島にそれぞれ製糖工場があり、刈って絞る作業をそれぞれの製糖工場と農家側が、二人三脚で行っている。このダンプは、自分たちの原料を受け入れるためのものなので、製糖工場の持ち物である。これが大東島には何十台とあり、絶えずこれが走ってきて、満杯に積んでは工場に持っていき、工場で何トン刈り取ったのかを計算して、少し抽出し、このダンプに乗っているものは大体糖度何%ぐらいであるというのを計算する。また、この 1 杯で何トン分あるため、砂糖にした時に何キロ分あるのかというのを計算して、農家にいくら支払うみたいなのが全部決まってくる、そのようなシステムになっている。

どこもかしこも、このようなダンプを導入する形で行ってほしいとは言わないが、やはり人手が全然足りなくなってくるはずであるから、労働生産性は上げていかなければならない。大東島のハーベスターの一部は GPS 操舵であるから、よほど道から外れない限りは手を離していても進む。そうすると、ある程度楽をしながら、熟練した人でなくても運搬することができる。実際は、どうしても熟練した人がいないと作業ができないというよう状

況になっている。やはり、どこに植え付ける時でも、100m真っすぐに植えられる人というのは少なく、それが出来る人だけに頼っていると、本当に作業したい時に上手くタイミングが合わないという問題がある。GPSであれば、慣れていなくても100mとりあえずまっすぐ植えることができ、そこから1.5m離れたところでまた次のものを100m真っ直ぐ植えるということが誰にでも簡単にできる。このように、省力化をしていくためにも大規模化しなければならないと思っている。

大規模化が難しい場合、農業支援サービス事業体を育てようという話が農林水産省であり、沖縄でもやるべきことだとは思っている。例えば農薬散布だけを専門に請け負う業者がいて、小さい農家が自ら農作業を全部行わなくても、事業体の一部を請け負うというサービスである。

植え付けだったら植え付けのサービス、刈り取りだったら刈り取りのサービスでもいいが、1番露骨に出てくるのはやはり農薬の散布や防除作業。専用のドローンを持っており、農薬散布などを専門にやるという人々というのも今後出てくる話だとは思っているので、そういったところはやはりやりたいという人たちを応援していかなければならない。まだあまり出てきてないが、ドローンを導入して、九州と沖縄間で動きながらやるような事業体が増えて来ないかなと思っているところである。九州と沖縄間で動きながらというのはコストがかかるため、経営が成り立たなくなりそうという話もあったが、そういうこともしなければ、何もかも各農家が全部揃えて作業ということはできなくなってくるのかなと思っている。

Q5

沖縄県では、シークワサーの収穫量が日本一となっており、国内のほとんどの収穫量を占めていると承知しております。しかしながら、年内に複数回の収穫期がある上に、生産性の向上により収穫しきれない果実が出てきているという資料も拝見しました。完熟したシークワサーを使った商品開発を行うなど工夫も見えられますが、そもそもの収穫に必要な人材、労働力の確保に向けた施策や取り組みなどがありましたらご教示願いたいです。

A5

先日、シークワサーの沖縄の随一の産地である大宜味村に行ってきて、話を聞いてきたばかりである。実はシークワサーに関しては、これまでこれといった取組をしていないため、絶対にこれから問題が顕在化してくるというのが実感。今シークワサー栽培はどのような感じになっており、どのように採っているのかという話をしたところ、ほとんど自然のままに伸ばしていて、非常に高い木であるとのこと。植えている面積を広げずに、それぞれの木が競って上に伸びていて、その高い木におじいさんが普通に登って取っ

ると。だから長寿の村となっているのだという話もあると、村長が言っていた。80歳のおじいさんがシークワサーの木に登り木の上で足を絡めて採っていると言っていたため、今後確実に問題が顕在化するという。

まず根本的に、果樹栽培でそんなに高く木を伸ばしてはいけない。山形など東北であれば分かると思うが、果樹は面積を非常に広く取り、木と木の間は普通にトラックが走れるぐらいの広い間隔を取っていたりする。そうでなくとも、樹木の高さを低くし、横に伸ばしたりして栽培するのが普通だが、大宜味では全然行われていない。なぜかと聞いたところ、シークワサーは野生種に近い品目であるからなのか、普通のみかん等と違って非常に耐用年数が長いとのこと。100年ものの古木のシークワサーに普通に多くの実がなる。ミカン等であれば、やはり30年、40年経ったら植え替えをしないと実がならない。シークワサーは全く更新の必要がないぐらい生命力が高いと言っていた。だから上に伸びてしまい、取りきれないようなところに実がついてしまうのは困とのこと。だから栽培の生産性が上がっているという話ではなく、これから発展途上の品目なのだと思う。

一方で、ではなぜこれまで手を入れてなかったのかというと、そこまで人気のあるアイテムではなかった。最近ようやく脚光を浴びるようになって、需要がだいぶ高くなってきたからこそ、もう少しわい化等を真面目に考えなければならない。

ここにもう1つ出てくるのが、ものの価値観の話である。沖縄の人たちは木が切れない。まして100年の古木のシークワサーで先祖代々使っている木は切れない。上の方の枝でも切れないし、間引きもしない。これが、沖縄の価値観の難しさである。こればかりは世代交代しないと無理だなと思っている。だからこそ、今はシークワサーの需要を確実に広げていくことが大きなテーマである。需要が拡大していけばやはりある程度、今後木を更新してやっていけるだけの売り上げが生まれるはずである。

シークワサーの収穫期の話があったが、簡単に言うと、10月ぐらいにピークが1回、絞り用の青いシークワサーの収穫期としてあり、少し経って年明けぐらいに、今度は黄色くなったフルーツとしてのシークワサーの収穫期がある。しかし、フルーツのシークワサーの需要はあまりない。そんなに需要が多くはなく、また皮が痛みやすいため、農家側もやりたくない。また、青いうちに収穫することで木が体力を使わないで、どんどん毎年実らせることができるため、表年と裏年ができず収穫が安定すると言っていた。やはり出荷の多くは青いうちに収穫する絞る用のシークワサーで、需要も高く使ってみたいという良いイメージもやはり強いため、そちらを応援していきたいと思っている。今、輸出に向けてシークワサー産地で何かを頑張ろうという話があるため応援しているが、海外でも機能性の問題等でだいぶプラスに評価されているようである。香港などに需要があるため、香港で確実な商流を掴み、シンガポールなどへもつながっていくと良いという話をしている。

今は、本当に放ったらかしの栽培で、高齢化していて、これから問題が顕在化しそうだという状態である。85歳のおじいさんが登れるかというのが大問題だなと思っている。今、

80歳のおじいさんも登っているらしいが、5年後登れるかが問題だなと思っていて。やはり担い手の問題になる。

【地域】

Q6

国頭村、大宜味村、東村が「新たな交流市場の創出事業」に認定されておりましたが、事業の実施により、どれだけの人が再来訪を行いましたか、また、実際に地域に移住された方はどの程度いらっしゃいますか。

A6

昨年行った事業であり、まだ成果は分からない。

国頭村、大宜味村、東村のやんばる三村は、沖縄本島の一番北部にあり、交通の便が悪く、日帰りの場合往復だけに半日使うことになるので、人が来て泊まる所を作るのが重要。

やんばる三村に住んでいる人からすると、不便だから転出したいという気持ちも強いが、出て行ったとしても先祖を祀るものがそこにある以上、年に数回は戻ってこなくてはならない。空き家が残っていても、正月やお盆にはそこへ帰ってきて、イベントをやっている。そういう場所を上手く使って人が来るようにしなければならない。

農林水産部では、農泊支援を国頭村で行っているが、事業の効果はまだ出ていない。来てもらう人を増やさなければならないが、何の目的で来るのかが難しい。元々住んでいる人には分からない価値観なので、JAL等の専門の人にその地域の価値を言ってもらわないと、その地域の住民には価値が分からないのだと思う。だから、外の目を入れつつ、価値観を見出して、ありのままのやんばるの良さを見つけてもらうことができるかどうかのポイント。

移住については、沖縄では、移入人口が少なからずあり、農業関係では宜野座村が農業を新しく始めたい人に紹介されていく場所らしい。受け入れ側が、農業を始めたいと言っている人をみんな宜野座村に送ることはやめて欲しいと言っているような状況。農業をやりたいという人がいたら、沖縄県が宜野座村を紹介する。毎年1人、2人は宜野座村の就農支援施設で研修を行い、新しく農業を始めていく。今後、宜野座村に、県の農業大学のキャンパスも作られる為、県北部に農業の受け入れ体制ができていくと考えている。

Q6-1

空き家を地域資源として活用するに当たり、中古物件の市場の流動性を高める為に、行政としてどのような施策が有効と思いますか。

A6-1

行政が空き家と思っている、年に数回は出入りしている為、所有者からすれば空き家と思っていないことがある。しかし、人が住まなくなると、一瞬で家は持たなくなる。所有者から家が持たないという声が挙がって初めて空き家の問題が解消に向かうと思う。

実際には、空き家が資源だからそこに泊まってくれと言っても意外と泊まってくれない。建物を整備して、そこに泊まってもらう方がリアリティのある話ではないか。実際に国頭で農泊をやる人はそういう建物を整備する人が多い。本当に昔ながらの民家はもうもたない。

沖縄の固有の問題としては古い木造の民家の場合白アリの問題もありメンテナンスが難しい。また価値観の問題が沖縄では難しく、土地の集約も、空き家問題も、別に沖縄だけの問題ではなくどこでもそうではあるが、本当に切羽詰まらないと問題が動かない。ただ、切羽詰まった時にはもう遅いことが多く、その手前で対策ができるかどうか重要。

空き家は増えていても、一族が絶えたわけではなくどこかに出ていっているだけなので、勝手に打ち壊すわけにもいかない。そういう問題はどこの地域でもあると思う。空き家をどんどん貸しましょう、リノベーションしましょうと言ってもなかなか難しい問題である。

自治体が積極的に空き家に関する情報を集め、なんとか貸し出そうと思う場合もあるかもしれないが、自治体のマンパワーが今は全然足りない。国もマンパワーが足りないし、県庁も足りないし、市町村はもっと足りない。離島の村役場などは絶望的に人手が足りないので、やらなければいけないことに手が回らない。

Q7

沖縄県で昨年度実施された「農山漁村振興交付金」の事業のうち、地域活性化対策事業として、南城市の大里西原活性化協議会の取組がA評価（優良）を受けていました。実際「ムーチャー」などの地域の魅力を活かしたイベントの開催や稲刈り体験など、積極的な取組を展開していましたが、取組前後で地域に目に見える変化は起こったのかお伺いしたいです。また、数字の面で明らかな改善が見られた項目はあったのかご教示いただけますと幸いです。

Q8

Q7に対して、沖縄県で昨年度実施された「農山漁村振興交付金」の事業のうち、農泊推進対策として、金武町の金武町ツーリズム推進協議会の取組がC評価（低調）を受けていました。特に人材の確保・育成が課題となっているとのこと、具体的にどのような原因からどのような役割を担う人材の確保・育成が遅れているのかについてお伺いしたいです。

A7.8

補助事業なので、きちんと活動してもらおうということと、それぞれ初期の目的を達してもらおう、計画上の目標値を達成してもらおうということが大事であり、その観点できちんとやっているかどうかの評価される。そして、達成できていないところは、引き続きフォローアップして、達成に向けて頑張ってもらおうということになる。例えば、交流イベントを3回やります、研修会を3回やりますとか、祭りを1回行いますという取組があり、その成果として、今まで1000人ぐらい来ていたのが1200人ぐらいになるのを目指します、SNSの閲覧数がこのぐらい増えるのを目標にしますというのを書いておいて、それが達成できていると機械的に大体A評価となる。

だから、計画の時点でとんでもないこと書いていない限りは、真面目にやっていればA評価が出る。その中で、金武町の取組がC評価だったのは、1本丸々やらなかった取組があり、ちょっと人手の確保ができず、その内容で今年取り組めませんでしたという話があったため。これをやると計画していたのにやらなかったの、結果としてCになり、そこをちゃんと今年引き続きやってくださいということになる。

そういう意味では、A評価なら確実に成果が上がっていて、C評価なら成果が上がっていないかという、必ずしもそういうわけではない。我々がこういうもので1番心配するのが、「金の切れ目は縁の切れ目」で、補助金をもらってイベントを行った。イベントをした時には人が来ました。そして補助金がなくなったのでイベントを止めました。イベントが無いので人が来ませんというパターン。事業が良い呼び水となってくれるかどうかは、やはり今後の話になる。地域の魅力を生かしたイベントなどを上手く活用できるかが重要で、例えば南城市は沖縄本島の南の端に位置しているが、意外と起伏の激しい地域で、古い棚田が微妙に残っていたりする。逆に言えば大規模な畑にはできないようなところであり、そういうところで稲刈り体験などをやっている。実は補助事業などがなくとも、南城市のさらに南の方は観光客が来るエリアで、有名な斎場御嶽（せーふあうたき）、世界遺産があるので、そのために人がやってきて、人の流れはある。ではその流れを捕まえて、地域にとっての活力にどうプラスにしていくのかというときに、地域の名産をちゃんと売れるのか、さらに賑やかに何かできるのかというのが定着していくかどうかの問題。事業評価に関しては、現時点ではとにかく補助事業をやって、やるって言ったことだけはやりました、これはできませんでしたという話でしかない。

金武町は、沖縄の地図を見ると、微妙な真ん中辺りの、しかも東海岸に位置している。東海岸は沖縄にとって実は裏側と言える。なかなか人の行き来がなく、ちょうど通過してしまう。南の方は人口が多く賑やか。北は美ら海水族館などに向かって行く人たちがいる。そういう人たちがみんな、名護に向かい通過してしまうエリアのしかも東側にある。西側はちょっとビーチが、リゾートがあって割と賑やかだが、東側の金武は米軍基地も大きな割合を占めているエリアで、なかなか難しいところ。そういうところにやっぱり農泊などで人が来てくれるようになるといいということで、一生懸命やってくれている。その中で

研修会か何かを丸々やらなかったため、たまたま評価がCだったというだけ。今年はやってきていたはず。

人材育成というか、この地域で金があろうがなかろうが、この地域を良くするために頑張りますという人たちがいてほしいという問題は前提としてある。それはボランティアではなく、やはり地域の経済が回るために、自分の本業とは別のプラスアルファなのか、それこそが本業という人たちなのかはともかく、自分たちがやらないと地域の経済が回らないという思いで活動する人たちがしっかりといると良い。その時に、わざわざこの地域に来て何をするのか、とネガティブなことを言う人たちはなかなかそのような人材にはなれない。例えば金武町には鍾乳洞があり、そういう意味では見どころはある町。

また、金武町では実は水田で田芋と呼ばれる里芋みたいなものを作っていて、割と珍しい風景を見ることができる。水田に里芋の葉っぱが山ほど生えている。しかし、地元の人たちは当たり前すぎて何とも思わない。確実に他の都道府県では見ない光景。

【デジタル】

Q9

以前、東北農政局へヒアリングをさせていただいた際、オンラインで農林水産省本省の方に eMAFF について伺う機会がありました。そこでは、システムの浸透に時間がかかることや人的リソースの面で課題があると伺いました。そこで、実際に内閣府沖縄総合事務局という出先機関で働かれていますの中で感じられた行政のデジタル化の難しさについてご教示いただけますと幸いです。

A9

農林水産省本省でもデジタル人材が足りないとのことであり、いわんや出先機関をやという状況。それがまず1番の問題で、デジタル人材の採用をしようとして、東京でさえも採用できない。ましてや地方の出先機関で採用しようと思っただけでもない。そうすると何が困るかと言えば、システム関係のヘルプ対応もまともにできないという状況になってしまう。

日本中でそういうデジタル人材が不足しているという中で、行政のデジタル化だけ先に進んでいる部分もある。

デジタル化をなぜやっているのと言えば、本当は省力化のため。コストを下げる。

そして、言葉は悪いが人件費を節約するためのシステム・デジタル化だと思うので、やはり省力化をしなければいけない。省力化につながるものが前提のはずだが、その中で矛盾を感じるのが、デジタルで申請があったものに対し、行政としては紙で返すことがある。デジタルで申請があったのであれば、本来はデジタルでそのままそのシステム上で返事があって然るべき。デジタル申請のものが、わざわざ最終的な成果物として1回紙の形に仕

上がる。

結局システムで申請を受けて、システム上の中で回答を得て、そのシステム上で全て完結するかと言ったら、そういうことになっていない。シンプルに考えると、申請したら承認が来ただけでいいはずだが、やはり相変わらず何月何日付けで申請、これについては承認するみたいな文章がわざわざ返ってくる。

やはりそういう形がないと、信憑性がないって思っていて、お互いにまだそういった紙文化が抜けてないという気はしている。

沖縄総合事務局特有の問題として、内閣府のシステムである点もある。内閣府のシステムと農林水産省のシステムが別であり、内閣府のシステム内で農林水産省のシステムを載せて動かさなければいけないような状況になっており今大混乱している。

ようやく農水省と同じネットワークを使うようになったばかりだが、農水省のシステムが見られないという事態はさらに起こっている。デジタル庁もできて、各省がそれぞれ開発していたシステムを統一いくことになっているので、長い目で見れば解決するのかもしれないが、まだまだと思う状況。システムの利用者が多すぎるものを無理やりまとめすぎではないかとも思っている。各省のシステムを全部まとめると言っても、元々農水省だけで地方機関を含めて2万人の組織を管理するわけで、各省庁を通すと一体何万人なのかという問題になる。

元々農水省の2万人が回るためのシステムとして設計、開発され回されていたものがあり、そこに各省共通システムができるわけだが、全部を統合した各省共通システム、いきなりそんなプラットフォームを作れるのかというのはなかなか難しいのだと思う。

どういう人が、どれだけの金かけて設計するのかという話になり、デジタル化の難しさは文化的なところもあるが、やはり人材が全然足りないということになる。申請者にデジタルデバインドがあるから申請できませんという以前の問題。

やらなきゃいけないとなれば、申請者は最終的にはやってくれる。問題は、しぶしぶデジタルで申請してもらっても、行政側にシステムが止まった時に対応できる人がいないこと。それが今1番の問題だと思っている。

Q9-1

沖縄は離島が多いということで、離島があるところの方がデジタル化のメリットが大きいのではないかという風に予想しており、実感としてもあります。

その上で、内閣府と農林水産省のシステムが混在しているという話があったと思うのですが、その点に関して離島があることによるデジタル化のメリットというのは現状あまり生かされていないというような状況なのでしょうか。

A9-1

システムについては、離島かどうかはあまり関係ないところだとは思いますが、本当は離島でのデジタル化のメリットは大きいと思う。特に典型的なのは、高校は通信制でいい教育が提供できているようになった。ネット上の高校が普通になっていて、私や松村先生の世代だと、多分学校に行けなくなった、ドロップアウトした人たちが通信制でというイメージが強かったのかもしれないが、今だったら選んで、ネット上の通信制高校に行くという人たちもいるぐらい。

そうすると、沖縄では15の春と呼ばれるものがまだ残っていて、中学を卒業するとふるさとの島に高校がなく離れなければならない場合がある。

大東島では、中3の秋の祭りでお父さんと相撲を取るというのがイベントとしてあるらしい。この15の春問題がデジタル化でなくせるといえばなくせる。無理に1回島を出ていなくてもよくなる。

ただ、出ていくのも悪いことではない。島を出て行って、外でも見分を広めて戻ってくればそれでもいいが、戻ってこない率が高い。子供と一緒に親も出ていってしまう例も結構ざらにあるようである。

そういった離島だからこそ解決できる部分も本来はあるが、その離島の通信環境自体がまず良くなる必要がある。デジタル化と通信環境の整備がセットで進んでいるとありがたい部分はあるな。

農水省のシステム、内閣府のシステムで考えても、それなりにちゃんと使えれば良いが、まだ郵便をオンラインで代替しているだけでしかないイメージも強いなと思っている。ようやく今、公共事業などで、オンラインで監視、デジタルでチェックといったそういう動きが出てきている。

ドローンを飛ばして施設老朽化の点検をするといったことも出てきているほか、沖縄総合事務局の出先機関で農業土木事業をやっているが、現場まで離れているのでオンラインで現場監督をする試みを石垣島で先行してやっていたりもする。石垣島はそんなに大きな島でもないが、現場まで片道2時間かかるときに、そこまでして見なければいけないほどの工事をしているわけでもない場合、単に道路掘って埋めるだけなどのケースであれば、オンラインのカメラで映しているもの済ませると、それだけで4時間ほど人を拘束しなくて済むことになる。その分の労力で他のこともできれば、生産性も上がる。さらにそれがどんどん進んでいって、そもそも離島と沖縄本島の間でも、オンラインで全部済むといった状況になるのかはまた別問題。今は同じ石垣の島の中での話だが、それだけでもメリットがあると思う。

また、どこまで信用できるかが、技術が進展すると難しくなる。いかにも事実のようなフェイクの画像を送られた時にどうするかという問題。それが真実なのかをどうやって担保するのか。

Q9-2

デジタル化が必要だというのはある程度間違いないことだと思うのですが、本省と出先機関で温度差はあるのでしょうか。想像しているのは、例えば国がビジョンを示して、自治体とかがついてくるみたいなことがあります。ヒアリングをしていく中で若干の温度差があったりだとか、付いていけないような側面もあるといったお話も伺い、そういったことが国と出先機関でも生じているのかということをお伺いしたいです。

A9-2

意外と出先機関だからこそ、オンラインのメリットを感じる部分もあり、テレビ会議、ネットワーク上の会議が増えたため、いちいち東京へ行かなくてよくなった。ものすごい飛行機代をかけて東京に集まらなくても、2時からオンラインで会議をやりますと言われたら、はいというだけで済み、そのシステムもだんだんうまく統一されてきて、今農水省の場合は Teams の中で普通にできるようになっている。

オンライン化が進んですごくメリットを感じる部分もある一方で、農林水産省本省との格差を感じるのは、使うデバイスの問題。本省の方が先にいいものに変えており、どこに持ち運んでも、どこにいてもそこで仕事ができるようなシステムに変えていっている。それと比べると、出先機関はそういうデバイスではない。優先的に更新はされない。

そうするとテレワークなどは、圧倒的に本省の方が先行している。もちろんコロナ禍だったというのもあるが、私が本省にいた時は半分テレワークでも普通に仕事が回っていた。課の部屋の中に半分人いない、ガラんとした状況だった。それでも、ちゃんと誰が何やっているかも把握でき、普通に web 上で打ち合わせもでき、ファイルのやり取りもでき、電話もできる。一方沖縄は、テレワーク環境がだいぶ悪かったので、そうするとテレワークをしなくていいようになれば、ほぼ全員が当たり前のように出勤する状況。

そういった機材の問題は、本省との差を感じる。タイミングと予算の問題とも言える。出先からいちいち本省に行かなくて良くなったのは大きいメリットだが、たまには東京に呼ばれることもある。

Q9-3

やはり直接会うのが大事だと思いますか。

A9-3

ここという時にはある。担当者レベルでは web 会議が多いが、私が呼ばれる会議は、大体東京まで来いとなるので、行く。喜んで行くが、片道 2 時間半飛行機に乗って東京まで行って、1 時間の会議に出たら、もう終わりとなる。

当然出たついでにいろいろと回り回って、この機会にあっちこっちで話して帰ってくる

という感じにはしている。純粹 1 時間の会議だけのために東京に行くのはもったいなすぎる。

Q10

「セキュリティ・ミニキャンプ」といった、情報セキュリティに関する教育を学生対象に行なっていると拝見致しました。デジタルを活用することに関して不安を抱えている人が多い高齢者等を対象に行なっている情報教育などはございますか。デジタルデバインド対策として行なっていることがあれば教えていただきたいです。

A10

農林水産部として、明示的にやっていることは実は何もない。これは経済産業部地域経済課で行っている取組だった。

それはそれとして、デジタルデバインドについて、昔と比べて、言うほど意識しなくてよくなっていると思っている。さすがに高齢者もスマホを持っているのがだいぶ当たり前の時代になってきており、そうすると、使いやすいアプリが提供できるかどうかが重要になっていると思う。私の親も当たり前にスマホを使っているわけで、中身が大変でなければ、スマホを操作することに対する抵抗感はもうほぼないのだと思う。家に備え付けのパソコンでないとできないという時代からだいぶ変わったと思っている。もう 1 人が 1 台スマホを持っているのが当たり前になっていて、そういう意味ではデジタルデバインドは、自ずと解消してきたとも言える。

スマホに温度や他のセンサーの値が表示されていて、水やりのボタンを押しておけばいいという形であれば、やろうと思えば誰でもできる状況になっている。そうすると、そのような使いやすいアプリを誰が開発して提供するのが大問題だと思う。

農水省も、MAFF アプリを入れると良いと言っているが、私は使い勝手がいいと思っていないので入れてもいない。本当は、全部申請からその承認までそのアプリで確認出来て、自分の口座にも紐づいていて、補助金が勝手に振り込まれる、あるいは補助事業の実績なども、スマホで写真を撮ったものをアプリで送ればよいとなればだいぶ楽になるのだが、やはりそういうところまで来ていない。画面が細かいものを一生懸命操作して、文字を入力して、毎回自分の名前と ID とパスワードと言われるばかりだと、だんだん嫌になってくるわけで、設計の問題もあると思う。

そういう意味では、何のためのマイナンバーカードだという思いはある。全てを 1 度で認証するためにマイナンバーカードを読みとればいいという話だが、マイナポータルが使い勝手がいいとは思えない。1 度原稿料もらった時に、確定申告を出さなければいけなかったので、マイナポータルを操作したが訳が分からなかった。ちゃんとやっていればマイナポイントももらえるはずだが、わざわざ手間をかけて何に使うかよく分からないポイン

トをもらうと思うと、もう申請する気にもならなかった。そういう使いやすさの問題がある。ちなみに確定申告をして、しっかり追加で税金を払っただけだった。わざわざカードリーダーを 3000 円ぐらいで買い、パソコンにつないで確定申告をした上で、追加で税金を払っていた。何をやっているのだろうと思わなくもないが、後ろ指を刺されることがあってはいけない。税金との収支では、公務員は税金からもらっているものの方が多い訳で、高い税金を取られても、それ以上を税金からもらっているわけで、文句を言うてはいけないと思っている。

【11】

ヒアリング先	山梨県庁
日時	2023年11月7日
場所	山梨県庁
調査の協力者	農政部 部長 大久保雅直 様 農政総務課 農政企画担当 課長補佐 萩原栄揮 様 担い手・農地对策課担当者様 耕地課担当者様 農村振興課担当者様 農業技術課担当者様
参加者	井澤紘隆, 井上智貴, 加賀谷巧, 久保田薫 佐々木美月, 鈴木悠平, 松村孝典教授

【スマート農業について】

Q1

データ農業をスマート農業と区別しているのはなぜですか。

【新規就農者の確保等について】

Q2

山梨県の農業では主に果樹が盛んにおこなわれておりますが、やはり水稻が中心の地域と比べて農地の集積に課題があると思います。国としては集積率を 80 パーセント、山梨県でも令和 8 年未までに 55 パーセントと目標を定めているところでありますが、目標達成に向けての取組について教えていただきたいです。

Q2-1

集積率の県の目標も国の目標を下回っていますが、果樹の場合、集約が難しいだけでなく、集積もそれほど必要ないということなののでしょうか。

Q3

山梨県では、2010 年より新規就農者支援プログラムを開始され、そのころから新規就農者が急激に増加したと伺っております。同プログラムは、就農前後の段階に応じて関係機関が一体となってきめ細かく支援する内容となっておりますが、最も新規就農者の増加に寄与した施策は何なののでしょうか。また、山梨県で今農業を始める人はどのような属性の方々なののでしょうか。分析されていることがあればご教示いただきたいです。

Q3-1

アグリマスターを委嘱するに際しては、県が公募しているのでしょうか。

Q3-2

アグリマスターに対する報酬はあるのでしょうか。

Q3-3

研修の費用はアグリマスター持ちなののでしょうか。

Q3-4

アグリマスターは自分の時間を割いて研修することになると思うが、それはマスターの厚意なののでしょうか。

Q3-5

アグリマスターになりたい人はどのくらいいるのでしょうか。

Q3-6

アグリゼミナールには定員があるが、どのくらいの応募があるのでしょうか。

Q3-7

アグリゼミナールに参加できなかった新規就農者は、アグリゼミナール以外の県の施策を利用しているということなののでしょうか。

Q3-8

新規参入者のうち、山梨県内出身者と県外出身者の割合はどのようになっているのでしょうか。就農のきっかけは何なののでしょうか。

【果樹園地の団地化促進等について】

Q4

山梨県では果樹団地化促進支援事業を実施されていますが、これは山梨県独自の取り組みなののでしょうか。この事業内容や果樹産地における農地集積の状況と課題について教えてください。

Q4-1

収入が途絶えないように様々な樹齢の木を植えているというお話でしたが、団地化した後は樹齢を統一するのでしょうか。

【農泊の推進等について】

Q5

昨年から山梨県で実施されている「やまなしリフレッシュ農泊推進事業」について、主な目的としては、

- ・農泊に取り組もうとする団体や農業者等を対象に、ビジネスとして成り立つ実践的な計画づくりを支援することで、農村地域の活性化と所得向上を図る。

- ・企業で働く方のリフレッシュを図る。

という2点であったと認識していますが、これらの点について、

- ・定量的な成果がどの程度生まれてきているか。

- ・施策の実施を通して見えてきた課題などはあるか。

ということについてご教示いただきたいです。

Q6

山梨県では、「やまなし就農ライフサポート事業」など新規就農者、移住者へのサポートが充実していますが、移住者が地域のコミュニティに関われる仕組み作りとしてどのような施策が行われているのかをお聞きしたいです。

【スマート農業について】

Q7

ICT 等の最先端技術を用いた農業の普及促進に取り組まれていると承知しておりますが現状の取り組みの進捗度はどのようになっていますか。また、ICT・AI 用いた農業技術継承システムというものがあるようですが、このシステムを利用してみての農家さんからの声や運用してみての良い点や課題などを教えていただきたいです。

また、農作業の内容や園地の形状から、果樹へのスマート農業実装は技術的に難しい場合もあると実際に農作業をして感じたのですが、この点に関してはいかがお考えでしょうか。

Q7-1

果樹団地化促進支援事業とスマート農業の関係を教えてほしいです。

Q7-2

スマート農業を使いこなす技術者の教育に関して、例えば農業大学校との連携や、教育会とか研修会のようなものの開催はされているのでしょうか。

Q8

山梨県が4パーミル・イニシアチブに取り組むようになった、きっかけは何なのでしょうか。

Q8-1

果樹では全体の半分ぐらいの面積で4パーミル・イニシアチブに取り組んでいるというお話でしたが、4パーミル・イニシアチブに対する農家の関心は高いのでしょうか。

【12】

ヒアリング先	JA フルーツ山梨
日時	2023年11月8日
場所	JA フルーツ山梨
調査の協力者	代表理事組合長 西島隆 様 営農指導部 部長 星野一雄 様
参加者	井澤紘隆, 井上智貴, 加賀谷巧, 久保田薫 佐々木美月, 鈴木悠平, 松村孝典教授

【質疑応答】

果樹に関する政策立案の参考とするため、果樹王国山梨を代表する農協である JA フルーツ山梨にお邪魔しました。組合長自ら、果樹栽培のリアルを語ってくださいました。

Q1

JA はスマート農業普及の鍵となる存在かと思いますが、スマート農業の普及に向けた課題は何だとお感じになっていますか。

Q2

貴組合は、令和元年度からスマート農業実証プロジェクトに採択されたと承知しております。令和2年度にスタートした「高品質シャインマスカット生産のための匠の技の『見える化』技術の開発・実証」では、熟練した農業者の技術を新規農業者に伝承するシステムを開発することを目的に行われたとありましたが、熟練技術をどのようにデータ化したのかについて伺いたいです。

Q3

他の作物と比べて果樹栽培で大変なことを教えてください。

Q4

山形県でサクランボの収穫体験をしましたが、手作業で選果を行っており、多くの人手を要していました。貴組合では機械センサーによる選果をされていると伺っておりますが、どんな果物でも可能なのでしょうか。

Q5

全国的にシャインマスカットの生産に取り組むところが増えてきていますが、今後も山梨県のシャインマスカットというブランド価値を維持していく上で大切にしていることはありますか？

【果樹園見学】

実際にブドウを栽培している果樹園を見せていただきました。

①傾斜地に広がる果樹園



(WSA 撮影)

②11月に収穫期を迎える「こがらしぶどう」



(WSA 撮影)

④ 桔露柿のカーテン



(WSA 撮影)

④シャインマスカット



(WSA 撮影)

【13】

ヒアリング先	静岡県庁
日時	2023年11月10日
場所	オンライン
調査の協力者	経済産業部農業局 農業戦略課 植田様 農業ビジネス課 大村様 松野様 お茶振興課 大石様
参加者	井澤紘隆, 久保田薫

Q1

静岡県では国内初の農業系専門職大学を設置し、今年度以降、卒業生も輩出されていくと承知しております。設置後の効果の分析などはまだこれからだろうと思いますが、現在運営にあたっての課題や貴県の期待されることについてご教示いただきたいです。

また、先進的な経営体への長期実習が必修と伺いましたが、受け入れ先からの期待や声などがもしあればお聞きしたいです。

A1

課題は二つあります。一つ目は、学生の確保です。認知度の不足、農林大学校から専門職大学へ移行したことによる難易度の上昇や学費の増加が原因で、2年制の短期大学部については開学以来入学者の定員割れが続いていました。しかし、PRを続けた結果、今年度から定員を充足するようになりました。なお、4年制学部については、開学当初から定員を充足しています。

二つ目は、アフターケア期間経過後の取組です。大学設置後のアフターケア期間においては、大学設置の許可申請書に記載されていることに取り組むことになっています。しかし、近いうちにアフターケア期間が終了するため、カリキュラム等の見直しをする必要があります。

実習は、4年制学部では3年次と4年次において、短期大学部では2年次において2ヶ月間の臨地実務研修を行っています。課題は、特に畜産、酪農に関して実習生を受け入れる農業経営体が不足していることです。一方で、実習生は受け入れ先の農業経営体からは高く評価されている上、短期大学部の卒業生が高評価を受けているほか、4年制学部の卒業生に対する期待も寄せられています。

Q1-1

専門職大学の必須カリキュラムであるインターンシップを行う際に、受入れ経営体の確保が課題とのことでしたが、その実習先の経営体の選定方法などマッチングに関して気を配っていることなどがあればご教示いただきたいです。

A1-1

専門職大学の認可申請に当たり、農林大学校時代に研修を受け入れていた経営体のほか、県内各地域の農林事務所から、実習先のリストを作成しています。学生には、実習先のリストを提示して、希望をとりますが、学生が自分で調べた経営体で実習をしたい場合、大学が経営体に実習受入の可否を確認して、実習先にすることもあります。

学生には、実習先の決定に先立ち、面談を行い、受入経営体に了解を取った上で、実習先を決定しています。希望に沿った実習先がない場合は、掘り起こしを行うほか、リストの範囲で比較的希望に沿う実習先に派遣しています。

Q2

農林業学士（専門職）の学位を受けられるのは現時点で貴県の専門職大学（定員 24 人）のみですが、農林業経営体の中核を担う人材を十分確保するためには、全国各地で同様の専門職大学を設置することが求められるでしょうか。

A2

専門職大学を設置すべきか否かはそれぞれの県の考え次第です。静岡県は、4 年制学部は経営のプロの育成を、短期大学部は生産のプロの育成を目指しています。農林大学校を専門職大学にするメリットは、生産に関する知識を体系的に学べることや、現場のニーズに合った人材を育成できることなどが挙げられます。

Q3

茶は貴県の最重要品目の一つであると認識しております。猛烈な追い上げを見せている鹿児島県と比較すると、経営規模を大きくする必要があるように思いますが、そのためには何が必要でしょうか。

A3

鹿児島県と規模拡大の競争をする必要があるのでしょうか。鹿児島県では、日本中で緑茶を飲むようになった昭和 40 年代から茶の生産が本格化しました。その頃乗用型摘採機が開発されたため、鹿児島ではそれに適した茶園を整備することができました。一方で、静岡ではそれ以前から茶園が存在しており、当時は可搬式の摘採機で困っていませんでした。

た。

このような茶園の違いがある中で、価格の安い茶でも経営が成り立つように規模を拡大することは、静岡県が目指すところではありません。

Q4

経営規模を拡大しようとした場合、担い手への茶園集積は不可欠かと思いますが、貴県の茶園は斜面地にも多く存在することから、集積が進みにくいのではないかと感じています。斜面地の茶園集積対策はどうあるべきでしょうか。

A4

規模の拡大が目的であれば、斜面地の茶園は必要でしょうか。安い茶葉の需要は平坦地の生産でまかなえています。

斜面地の茶園に求められているものの一つは、輸出用の有機茶の生産です。茶業を維持するためには、茶の値段がコストを上回れば良いですが、国内の需要は多くありません。そこで、海外の有機茶需要に応えることが重要です。防除の関係上、有機茶は平坦地での栽培が難しい場合が多い一方で、斜面地の茶園が適していることが多いのです。

Q5

茶に注目した場合、貴県では斜面地での営農が多く、基盤整備が進みにくいのではないかと考えます。そうするとロボット農機の導入は難しいのではないかと思います。茶業にはどのようなスマート農業が適しているのでしょうか。

A5

茶園の中を無人で走る管理機は開発されているものの、価格が高い問題があります。平成0年代から10年代にはレール走行式の管理機が導入されました。しかし、茶の価格が低下するようになり、設置に費用を要するレール走行式の管理機は廃れていきました。

機械化しても操作する人は必要ですが、無人の農機は必須ではありません。二台の機械を追従型で操作するような形での除草、防除の自動化は効果的です。

また、小区画の茶園が分散していることが問題です。そこで、情報の収集処理を行うスマート農業が有効です。静岡県では、茶のスマート農業技術の実証を行っています。

Q6

高齢、小規模の農業者にデジタルやスマート農業が忌避されるという話を聞きますが、どのような対策が有効でしょうか。

A6

スマート農業が必要ない農業者に、勧める必要があるのでしょうか。データ管理や GAP 認証の管理に困っている農業者は、DX の意識があることから、スマート農業を勧める意義があると思います。また、小規模農業者については、茶工場や大規模農業者に頼るという方法もあります。スマート農業の一番の課題は価格が高いことであり、スマート農業を必要とする農業者であっても、導入可能か経営判断をしなければなりません。

また、スマート農業の使い方が分からない農業者は、農業改良普及指導員等による支援を行うことも一つの方法として考えられます。

Q7

農業、特に茶業には農繁期があり、短期的に労働力不足なることがあると認識していますが、ボランティアや副業による農作業への参画は解決策にならないでしょうか。

A7

労働力不足は茶業だけでなく農業全般の問題であり、JA がみかんの収穫で未活用人材を活用した事例や、静岡市の営農ボランティアの事例などがあります。しかし、未活用人材が農業技術を持っていない場合は、技術を教える労力が必要です。

また、大規模経営体が茶業を成り立たせていくためには、雇用を年間でどのように確保していくのかという視点が重要です。労働力不足をボランティアなどで補う場合、毎日必要な人員を確保できるのか、必要な労働量をこなすことができるのかという問題があります。茶工場では、茶の収穫時期だけ地域外の人材を雇用する例があります。

Q8

山形県では、県職員が副業としてサクランボの収穫をすることを特例で認めているのですが、仮に貴県において職員の副業を解禁しようとした場合、ハードルは何でしょうか。

A8

農作業に参画する職員は、副業ができるから農作業に参画するのではなく、農業に関わりたい、農家の役に立ちたいという思いがある方が多いと思います。

【14】

ヒアリング先	兵庫県庁
日時	2023年11月15日
場所	オンライン
調査の協力者	企画部地域振興課多自然地域づくり班 西埜諒 様
参加者	井上智貴

Q1

兵庫県庁では、ひょうご関係人口案内所を設置し、都市住民と地域をマッチングする施策を行っているとお承知しています。

本施策に参加した方のその後の当該地域への継続的な関わりや、実際に定住に繋がる事例について、もしございましたら伺いしたいです。また、本施策における課題も重ねて伺いしたいです。

Q1-1

施策に関する現時点での課題は何ですか？

Q1-2

関係人口案内所で、活動参加の希望の登録等されている人達は、県外の人が多いでしょうか。

Q1-3

県内の方が、関係人口案内所の活動参加希望の登録をされるきっかけやこういったものを求めて、どこで知ったか等、関係人口として来られている方のニーズについてお教えてください。

Q1-4

都市と地域で、間に立って、コーディネートをする人が必要であるとありましたが、コーディネーターというのはどういう人なのでしょうか？何か養成講座を受けて入っていく方でしょうか？

Q2

兵庫県庁は、関係人口がどのような地域課題の解決に資すると想定、期待されているのかについてお聞きしたいです。

Q2-1

関係人口と一口にいても、地域のファンから特産品の購入、ふるさと納税や、半農半X、地域おこし協力隊等色々あると思うんですが、それぞれに解決できる地域の課題は異なると思っています。例えば、地域のファンや特産品購入の関係人口でしたら、地域経済の活性化という課題に寄与する一方で、半農半Xは、農業の人手不足の解消という課題に寄与する。そのため、どういう地域課題があって、それに対してどういう関係人口が必要なのかを地域側が事前に協議して、関係人口を呼び込むという施策を兵庫県庁は行っているとの認識でよろしいでしょうか。

Q3

兵庫県庁では、産官学連携の地域×企業×大学のひょうご絆プロジェクトを行っている」と承知しております。地域づくりを行う際には、地域のアクター間の協働が不可欠だと考えておりますが、他アクターとの協働を行うに当たって、行政の役割や、行政の得意な領域、また、不得意な領域について、お教え願います。

Q3-1

兵庫県では、関係人口として来てもらいたいのは、若い人が、特に大学生に来てもらいたいことですが、大学との連携をどういった形で行われているのか、また、大学生が関係人口として地域に入ってくるスタイルについてお伺いしたいです。

Q4

2022年に策定された国の地方創生政策であるデジタル田園都市国家構想では、デジタル技術を活用した人の流れの創出「オンライン関係人口」の取組を重要視していますが、兵庫県庁での、オンライン関係人口に関して寄せている期待や、現在の取り組みについてお聞きしたいです。

Q5

神戸市でも、関係人口創出に関する施策が行われていると承知しておりますが、このような重複する施策に関して、広域自治体である県と基礎自治体である市・町との役割分担についてお伺いしたいです。

Q5-1

デジタル田園都市国家構想では、トップダウン的にデジタル化を進めていると認識しているのですが、地方公共団体側では、デジタル化に対して、どういったご認識を持たれているのか、デジタル化のメリットをどのように捉えていられるかについてお聞きしたいです。

Q5-2

関係人口は新しい概念ですし、定義も提唱者によって様々で、実際に関係人口に関する施策の効果を図る際に用いる指標についてお伺いしたいです。

【15】

ヒアリング先	株式会社農協観光
日時	2023年12月5日
場所	オンライン
調査の協力者	地域共創事業部労働力応援事業課 関谷紀志 様
参加者	井澤紘隆, 井上智貴, 久保田薫

Q1

貴社は、令和4年度に農林水産省の農業労働力産地間連携等推進事業を活用し、「沖縄農業ツアー」という事業をされていたと伺っています。この事業の成果や、産地外から労働力を調達する際の課題がありましたら教えていただきたいです。

A1

事業の成果として、想定以上に多くの方々に参加をいただけたことが挙げられます。傾向として、学生などの若い方は色々な経験をしたいというニーズ、30歳代以上では将来的な移住や就農といった目的からの参加が見られました。

課題については、補助金があることで成り立つ金額であったため、補助金のない状態でどこまでの参加者の申込があるのかが未知である点が挙げられます。また、産地における雇用に対する意識も決して高くなく、農業界全体として労働環境の改善や雇用に対する意識改革が必要であると考えられます。

Q1-1

昨年度行われた「沖縄農業ツアー」では、想定以上に多くの方に参加していただいたという風に承知しておりますが、こういった年齢層の方が参加しているのか伺います。

A1-1

参加者の年齢層では、20代の方が多かったです。これが、全体の構成の4割ぐらいになるかなと思っております。次に多いのが、40歳で、1番上が70代です。

年齢層ごとに求めている目的というのが違うなと思っておりまして、若い方は比較的将来的に就農を行いたいことに加え、大学生とか学生さんであれば、休日、長期休暇の間に、いろいろな経験をしたいという側面が見受けられました。40代、50代の方は、就農に加え、移住をまでを見越しているので、沖縄という地域にも関心度が高かったのかなという印象があります。70代の方に関しては、申し込み者は1名だったので、サンプルとしては、

どこまで参考になるかどうかなんですけれども、70代の方は、全く新しい世界に行ってみたいといったニーズがありまして、ただ、70代の方は、正直、作業的にかなり過酷なので、今回、ご参加の方は、ご辞退いただいた経過にはごさいます。

なので、このよう就農ツアーを行うことによって、いろいろな年齢層に、いろいろなニーズがあることが分かったのが成果の1つと考えております。

Q1-2

先ほどご回答の中で、生産者の理解を得ながら参加者の費用負担の軽減を図っていくことが大事とのお話がありましたが、生産者の理解を得る上で、本ツアーが受け入れ事業者にメリットがあったのかに関して、現場の声をお聞きしたいです。

A1-2

生産者の方のメリット、どのくらい助かったかという点で申し上げますと、やはり地域の方を雇用できるに越したことはないわけです。

今まで、家族経営や親戚の方、地域の方が手伝ってくれていたもので、お互いに知った仲だし、仕事もぱっと言えばわかって、お互いできていたので、そういった意味で言えば、それが100パーセントの満足度だった。でも、皆高齢化して地域の人達が離れてしまうと、この100パーセントは絶対に無理なんですよね。

先の2番目の質問にも関係してくるんですが、単純に雇用で100パーセントに戻す為の人を十分に雇うのは多分今後無理だと、そこを農家さんに理解していただかなくてはいけない。

一方で、最低賃金に近い条件で今までそういう方々を、働いてもらうことができていたので、賃金を上げて人を呼ぼうとか、ましてや島外から人を招き入れようという意識は正直かなり低いと思います。

しかも、その方々が未経験者であれば余計になんでわざわざそこまでしなきゃいけないのだっていう風な認識を持たれてしまうのは、これは致し方仕方ない。

ただ、そこで、我々がやらなきゃいけないですよ、将来的にはそれではもう立ち行かなくなるのですから、だったら、まだ少しでも一緒に働いていただける仲間がいるうちに、いろいろな方々を入れて、働き方も自分の中でも見直していただきながら求人というものど向き合いませんかと。

いきなり、ゼロベースで、こういった事業も使わずに、いきなり求人広告を出してもおそらく人は来ないということを、なるべく真摯にお伝えさせていただきました。で、助かったか助かっていないかと言えば結論は助かっています。

ただ、それは助かるような設計をしました。例えば、求人も短期間の求人であればあるほど申し込みの人数は増えるのですよね。要は1日2日3日ぐらいの短期雇用とか農業体験

レベルの募集であれば、多くの方が手を上げると思います。

でも、農家さんからしてみれば、せっかく雇うのに、正直、仕事を慣れてもらうにも1日、2日は従事していただかなきゃいけないので、最低でも1週間も、できれば2週間、3週間行ってほしいんだということになりますので、今回の設計は、最低でも1週間以上滞在してもらうようにしたのは、ギリギリ、そこが、折衷案だったということで、これよりも短くすると募集は増えるんですけども、正直、農家さんからしてみれば、何のためにやったか分からなかったと思わせてしまうところだったので、そうならないように制度をちゃんと使わないと、農家さんの負担軽減にもならないし、メリットも感じてもらえなかったのかな。ただ、やっぱりもっと長くいてほしかったとの声があった。

中には、一生懸命働いてくださらない方もいらっしゃったのも事実なのでトータルで見れば良かったけど、中には、変なのいたねっていう話にもなっちゃったのも事実です。ただ、これも先ほど申し上げた通り、地域で募集したって働かない人も当然出てくるので、こういうツアーでやったから、全ての人が変だったかって言ったら、そういうわけでもないことは誠実にフォローしていかないと農家さん自身もやる意味なかったと思わせてしまうので、そうならないようにやるのが我々の役割なのかなとは考えています。

Q1-3

事前にご回答いただいた中で、産地における雇用への意識は決して高くないといった記述がありましたが、農家さん側が、人を雇用することについて意識がない、高くないといった理解でよろしいでしょうか？

A1-3

雇用に対する意識ですが、先程申し上げた通り、農家さんに意識が低いというよりか元々求人雇用をしなくても成り立っていた所新たに取組まなきゃいけないので、意識が低いというよりは、元々なかった所に新たに植えつける事から始まるわけです。間口を広めて、最初は生産者、雇用主の負担になるかもしれないけれども、働いてくれる人を受け入れることによって、こういう人もいるのだ、こういう人にはこういうふうに指示すれば活躍してもらえるのだとお互い経験値として積んでいかないと、人を雇ってさらに活躍してもらう現場は作れない。それに伴い、適正な賃金を払っていただく。

あと、今回、生産者の方に足りないなと思ったところは、求人自体もコストがかかる事への意識です。生産者の方々は、そこにコストを割くという意識はほぼ皆無なので、そういう所にコストをかけて、人を雇入れる。その為には、どういう人が欲しいのか、どういう時期にどういう人間を雇いたいのかを自分の中でイメージを持っていただくという手続きを自分に課していただかないと、生産現場は一向に良くなないとやらせていただいて感じたところです。

Q2

また、この事業は国の助成により参加者の負担が極めて軽くなることが特徴だったようですが、助成終了後も持続的な事業として続けていくことは可能なのでしょうか。

A2

当社としては補助金なしでも取り組める事業モデルを構築したいと考えております。産地への移動と滞在にはどうしても費用が掛かるため、例えば滞在先として農家さんの空き家などを活用させていただくといった方法が取れば、参加者の負担を少なくして実施が可能ではないかと検討しております。

Q2-1

また、課題について、補助金があることで成り立つ金額であったとお答えいただいておりますけれども、今後は、補助金がない状態でも、事業を続けていきたいという風にもお聞きしておりますが、補助金がない状態だと参加者にとってどのくらいの負担になるのかに関してお聞きしたいです。また、そうした場合に、首都圏から沖縄のように遠隔地で費用負担が大きくなる場合に、本モデルが成り立つのか、モデルの持続性に関してお聞きしたいです。

A2-1

続いて、2 つ目のご質問に関してですが、まず、参加者の負担額ですが、今回、参加者の方々に出ている助成額は 20 万円です。これは、飛行機とか、交通で使っていただける分の上限が 10 万円と、現地で滞在していただく滞在費、宿泊代などに使っていただけるお金の上限が 10 万円に合わせて 20 万円となっております。

もちろん、コストを抑えることに越したことはないですが、今、沖縄行きの航空券も安い時でも片道 2,3 万はしてしまいますので、往復どんなに抑えても 5 万円はかかるところで、かつ沖縄に入らせていただいてからも、産地によっては、そこから、バスであったり、何らかの交通手段を用意しますので、この部分の交通費というのは実費で、仮に、これが離島である場合は、沖縄からさらに乗り継いでいただいたり、その離島からさらに、フェリー等で移動していただく必要がございますので、そういった部分でかかる交通費というものもどんどん上乘せになってまいりますので、ここに関しては、基本的に、補助金がなければ、もう参加者の方のご負担にならざるを得ないか思います。

宿泊代も同様なのですが、宿泊代に関しては、我々、今年度、継続でこの事業の方に取り組ませていただいております。この継続でやらせていただいている事業に関して、昨年と大きく違うのは、今申し上げた 20 万円がないということです。

したがいまして、どのように、参加者の方々に、安く現地の方に入らせていただくかというのを我々、今事業としてやらせていただいております、自分の所で空き家を持っているケースがございますので、そういった空き家を無料で貸し出していただく、あるいは、安価で貸し出していただくということをプランとしてご案内して、求人の方を行わせていただきたいと思いますと思っております。

もう1つが、農家さんにせっかく来てくれるんだから、宿泊代の部分を助成するという事で、1泊あたり4000円～6000円ほどのビジネスホテルの宿泊代を、5000円ほど補助してもらい参加者の負担を極力減らすことを今取り組んでおります。こちらに関しては、12月に入ってから募集をする予定だったので、反響の具合はつかめていないんですけども、基本的には、参加者の方々には、航空券、滞在代だけをご負担をいただくような形で、沖縄に行き、滞在する部分の費用負担が減ることを重視して設計をしております。従いまして、持続性という所に関して申し上げますと、いかに、補助金がなくご負担を減らすかという点に関しては、農家さんや受け入れていただく生産者の方々のご理解とご協力をいただきながらやらざるを得ない。

また、行政さんがどこまでその部分にご理解をいただいて地に足のついた助成をいただけるかというところが、今後の持続性を持つための課題になってくると思っております。

Q3

貴社では、アグリ人材バンクや農福連携など外部人材を農業の人材不足に充てるような取り組みをなされておりますが、実際に未経験者がどれだけ農家の助けになっているのか、また実情や課題についてお聞かせ願いたいです。

A3

結論から言えば、誰もが最初は未経験者であり、人を育てることを意識してもらう必要があると考えております。そのためにも農家の方には短期、中期、長期雇用に関わらず、丁寧な指示や優しい言葉遣いなどをしていただくようお願いをしています。また、即戦力となる経験者や若い男性を求める場合、相応の給与等の待遇改善が必要ですが、求める人材に対して募集条件等を検討している生産者は皆無と言えますので、この点については課題として挙げられます。

Q3-1

最初は誰しもが未経験者であるということで、最初から即戦力になるのは難しいと思っているのですが人材バンクの取り組みは、体験型を中心的に行っているのか、それとも、農家の労働力確保を目的として行っているのかに関して伺いたく存じます。

A3-1

人材バンクの設立の目的は、農家さんの労働力支援の為なので、今のお話で言えば後者です。ただ、短期でアルバイトをしていただく方だけを募集するとあえてターゲットを狭める必要はないと感じています。

そこには、将来的に就農したいとか、もっと言えば、観光農園とか市民農園で、薄く農業に触れて行きたいといったライト層もいらっしゃると思いますので、我々としては農業に関わる網を広げさせていただいて、究極的に言えば、地元のスーパーじゃなくて、あえて直売所で買い物する人もある意味で言えば、農業に関心がある層という風に捉えさせていただいて、そういった方々が、ライトに参加できる企画をなるべく揃えさせていただくことで最終的に、賃金を貰って、働いてもいいと思える方々が増えることが、1 番狙っていくべきことだと思って取り組んでいるところです。

Q3-2

求人募集媒体に関して詳しくお聞きしたく存じます。

A3-2

現在は、我々も JA グループなので JA グループ等でやっている求人サイト等を定期的に見ながら、旬の作物や人手が足りないような事を中心に持ち上げていただいております。あとは、一部、直接農協様、生産者様、農業法人様から、うちの求人も持ち上げてほしいといただければ、そういったものも持ち上げていただいているという流れになっております。

Q4

沖縄農業ツアー終了後に、ツアー参加者と受け入れ事業者とその後の関わりを生み出した事例がありましたらお教えいただきたいと思います。

A4

LINE などを通じた交流が定期的に行われているとは伺いました。実際に移住や就農を検討している方は、現地で農家の方に移住や就農に関しての様々な質問をされていたと伺っています。また、農家さんによっては最終日に懇親の場を設けるなどしたケースもあり、当社で把握をしていないだけで、その後の繋がりのある方もいらっしゃるかと推察しています。

なお、本件の事例とは異なりますが、大学生が援農ボランティアを行った際に産地の方と仲良くなり、継続的な交流があるというお話もあり、働くことが都市農村交流の一つの

きっかけになると考えております。

Q4-1

農業ツアー終了後に、ツアー参加者に対して、当該地域への継続的な関わりを促すような仕組み作りのようなものが行われていたのであれば、伺いたく存じます。

A4-1

継続的な取り組みということで申し上げますれば、先ほど申し上げた通り、この事業自体を継続事業として、採択を受けてやらせていただいております。

また、私たち、JA グループの中の旅行会社としてやらせていただいておりますので、沖縄の JA グループとは継続的に関係を持っておりますので、沖縄の農業関連の事業者の方々ともまめに、連携は取らせていただいております。

次に、受け入れ事業者との関わりの部分では、今でも継続しているかどうかは追い切れていませんが、当時は、LINE 交換をするなど楽しんだとの話をさせていただきました。それから、全ての生産者さんではないんですけれども、最終日にバーベキューパーティーやっていた等交流会のようなものを催していただけたというふうに伺っております。

あとは、参加者の中で、沖縄で移住して就農したいと目的を持たれていた方は、このツアー参加中に、ご自身で関心のある農業法人さんにアポイントを取られてその場で、面接に行かれていました。

このような目的意識のある方は、このようなツアーがある場合、有効的に活用していただけると感じられる事例の 1 つだと思っています。あとは、今回の事例とは別ですが、大学生で営農ボランティアに行っていた団体では、以前も地元の農家さんと仲良くなられて、オフシーズンに遊びに行くような交流も継続して生まれたと伺っておりますので、そういった点でも、我々旅行会社として、都市と農村の交流、地域と都市の交流を掲げさせていただいておりますので旅行に行くだけではなく、こういう目的を持って、足を運んでいただくことによって、参加者の方々が地域との関わりを持っていただき、結果的に、新たな交流人口を生み出すきっかけになるのかなというのはやらせていただいていたところでした。

謝辞

本調査研究にあたり、関係機関から多大なるご支援、ご協力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。また、ご指導いただきました主担当教員の松村孝典教授、副担当の鹿子生浩輝教授にも心より感謝申し上げます。

令和6年3月

東北大学公共政策大学院 公共政策ワークショップⅠ プロジェクトA

東北大学公共政策大学院

令和 5(2023)年度 公共政策ワークショップ I プロジェクト A

故郷を元気にするオリジナルな地域振興政策の研究

2024 年 3 月

メンバー：井澤紘隆, 井上智貴, 加賀谷巧, 久保田薫, 佐々木美月, 鈴木悠平

指導教員：主担当 松村孝典教授

副担当 鹿子生浩輝教授